杉並区職員措置請求監査結果

（令和２年度政務活動費に関する住民監査請求）

令和４年６月

杉　並　区　監　査　委　員

目　次

第１　請求の概要と受理

１　請求人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　請求書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３　請求の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

４　請求の受理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２　監査の実施

１　陳述書等の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

２　監査対象事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３　対象部局とその抗弁要旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３―１　区議会事務局　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３―２　総務部総務課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

４　議長の調査回答の要旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

４―１　令和４年５月 19 日付け調査回答　・・・・・・・・・・・・・・　6

４―２　令和４年６月 20 日付け調査回答　・・・・・・・・・・・・・・　6

第３　監査の結果

１　結　論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

２　政務活動費に係る条例等の制定等の経緯　・・・・・・・・・・・・・　8

３　判　断

３―１　監査の基本的な考え方と視点　・・・・・・・・・・・・・・・・　9

３―２　判断基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

３―３　議員別判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

４　まとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

５　意見・要望　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

＜別紙＞

１　措置請求書等

１―１　措置請求書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１―２　陳述書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　214

２　区議会事務局抗弁書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　227

３　総務部総務課抗弁書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　241

４　議長の調査回答

４―１　令和４年５月 19 日付け調査回答　・・・・・・・・・・・・・・・　247

４―２　令和４年６月 20 日付け調査回答　・・・・・・・・・・・・・・・　267

＜資料＞

１　政務活動費条例（令和２年４月１日現在）　・・・・・・・・・・・・・・　273

２　政務活動費規則（令和２年４月１日現在）　・・・・・・・・・・・・・・　277

３　政務活動費規程（令和２年４月１日現在）　・・・・・・・・・・・・・・　279

４　事務処理の手引（令和２年度版）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　283

５　令和２年４月 10 日付け区議会事務局長報告　・・・・・・・・・・・・・・　357

６　令和３年４月 15 日付け区議会事務局長報告　・・・・・・・・・・・・・・　361

【注】請求人の氏名は仮名（Ａ、Ｂ等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第１　請求の概要と受理

１　請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

２　請求書の提出

令和４年４月 28 日

３　請求の概要

請求人が提出した措置請求書は「別紙１―１」のとおりであり、その概要は次のとおりである。なお、第３の「３―３　議員別判断」において、本件監査請求の対象とされた議員ごとに、請求人の主張要旨を記載した。

2020 年度政務活動費の支出のうち、次の支出は違法または不当であるから各議員に返還させよ。

返還請求額

（議員名）	（要返還額）
浅井　くにお	¥721,700
安斉　あきら	¥872,269
井原　太一	¥60,000
岩田　いくま	¥291,033
太田　哲二	¥671,642
大和田　伸	¥517,546

小川　宗次郎	¥163,576
川野　たかあき	¥1,237,570
國﨑　たかし	¥897,110
関口　健太郎	¥671,642
田中　ゆうたろう	¥826,065
ひわき　岳	¥671,642
藤本　なおや	¥553,582
松浦　威明	¥584,739
松本　みつひろ	¥637,333
矢口　やすゆき	¥392,589
山本　あけみ	¥681,642
吉田　あい	¥771,837
脇坂　たつや	¥522,328
わたなべ　友貴	¥653,895
合計	¥12,399,740

４　請求の受理

本件監査請求については、令和４年５月 10 日の監査委員会議において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の２の規定に基づき、吉田愛監査委員を除斥とした後、監査委員３名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、同法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定し、請求人には、同日付けの文書によりこの旨を通知した。

その後、同年５月 24 日の監査委員会議において、同法第 199 条の２の規定に基づき、同月 21 日に再任された内山忠明監査委員及び同日に就任した大熊昌巳監査委員のうち、大熊昌巳監査委員を除斥とした。（吉田愛監査委員は同月 20 日に退任）

第２　監査の実施

１　陳述書等の提出

請求人に対して、令和４年５月 10 日に、地方自治法第 242 条第７項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同年５月 18 日に、請求人（８名）から陳述書及び添付資料（別紙１―２）が提出された。

なお、請求人の陳述聴取については、令和４年５月９日に、請求が受理された場合の陳述聴取について確認したところ、請求人から陳述は行わない旨の回答があったため、同年５月 10 日に本件監査においては実施しないことに決定した。

２　監査対象事項

措置請求書記載の議員の令和２年度の政務活動費のうち、請求人が返還を求める各支出について、その違法性又は不当性の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、次の表の本件監査請求後に返還された費用の返還を求める請求については、監査の対象外（却下）とした。

返還請求の対象及び金額	本件監査請求後に返還された費用
國﨑たかし議員の人件費（60 万円）	60 万円（政務活動補助職員賃金）
松本みつひろ議員の区政報告（区議会レポート Vol.05）（18 万 9,109 円）	2,504 円（印刷代並びに新聞折込み、郵送及びポスティング代）
松本みつひろ議員の区政報告（区議会レポート Vol.06）（5 万 5,465 円）	778 円（印刷代及び新聞折込み代）

なお、松本みつひろ議員に係る上記表中の返還額は、区議会レポートVol.05（2,504円）及び同Vol.06（778円）の合計額（3,282円）となるが、実際に当該議員が返還した額は、これに、本件の返還請求にない同Vol.05の封筒印刷費用（令和２年9月10日支出）を按分した額（169円）を加えた合計額（3,451円）である。

３　対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、区議会事務局からは令和４年５月 19 日付けで、総務部総務課からは同月 20 日付けでその提出を受けるとともに、区議会事務局については、同年５月 24 日にその説明を聴取した。

また、本件監査請求の対象とされた区政報告の配布時期、配布部数等のうち、領収書等の提出書類に記載のないものについては、区議会事務局に質問し、回答を得た。

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書（別紙２）及び総務部総務課（区長）の抗弁書（別紙３）の要旨は、次のとおりである。

３―１　区議会事務局

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る杉並区議会議長（以下「議長」という。）等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の令和２年度の状況、⑦請求人の主張に対する見解等及び⑧令和４年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

（１）政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活

動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年３月１日施行）

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）の一部が改正され、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）に改められるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において具体的な経費区分が定められた。

また、議長は、収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

（２）政務活動費の執行に係る議長等の役割（議長の調査権に関する見解）

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられるものと考えるが、平成24年の地方自治法の改正に伴い、政務活動費条例に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が明記されたことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派及び議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

（３）請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動をいい、政務活動費として支出する際には、政務活動費条例別表に規定する政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規程」という。）別表に規定する政務活動に要する経費細目（以下「政務活動に要する経費細目」という。）に規定された範囲内で支出することは当然である。

同時に、政務活動費として公費負担される以上、必要最小限の経費で最大の効果を挙げるよう、コスト意識を持って活動を行う必要があり、さらに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められている。

その上で、政務活動の対象は広範囲に及び、活動内容も多様であることから、それに要する経費の支出については、会派及び議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について会派及び議員の自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかについては、会派及び議員の活

動の実態に照らして自ら判断するものとし、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものと考える。

その他、個別の請求項目（①研修費（研修参加費、講師謝礼金）、②広聴広報費（会派区政報告、議員区政報告、区政報告会）、③資料購入費（新聞購読費、書籍購入費）、④事務費、⑤人件費）に対する見解が記載されている。

（４）令和４年度からの取組

杉並区議会（以下「区議会」という。）では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、政務活動費の使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

令和４年度は、按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分割合の設定のほか、杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開についても引き続き検討を行うものとする。なお、上記検討事項については、令和３年度第３回政務活動費調査検討委員会において、会長である大和田議長から、「検討事項については、各議員や監査委員、政務活動費専門委員会委員から様々な意見をいただいており、区議会事務局にはより一層の情報収集、課題の洗い出しに努めてもらうとともに、議員側も問題意識を引き続き持ちながら検討を進めて行ければ良い。」旨の付言もあり、継続して重点的に検討を行うこととしている。

３―２　総務部総務課

総務部総務課（区長）の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

今回の措置請求に関する区の見解は、次のとおりである。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理観を前提にした自己検査を行い、第二に区議会の代表者としての議長が調査し、区議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないよう、政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

そのような前提からすれば、今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、政務活動費調査検討委員会において引き続き主体的な改善検討がされている中において、条例第 11 条に基づき、議長が収支報告書及び領収書等を調査していることから、区は適正に執行したものと考えている。

しかしながら、区としては、この間の政務活動費に関する監査結果や訴訟の判決を重く受け止めており、議会に対して、政務活動費の更なる使途の透明性向上の観点から、政務活動費調査検討委員会において検討している諸課題について、早期に結論を得るよう強く求めていく。

４　議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の回答要旨は、次のとおりである。

４―１　令和４年５月19日付け調査回答（別紙４―１）

当該調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

（１）調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、令和２年度の政務活動費に関する「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

（２）今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、令和２年度の当時の基準により、各議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合を設定すること等、引き続き検討を行うこととしている。

その他、措置請求書記載の個別の請求事項についての議員ごとの説明が記載されている。

４―２　令和４年６月20日付け調査回答（別紙４―２）

当該調査回答には、本件監査請求後に行われた令和２年度収支報告書等の訂正（誤記控除・誤記更正）等について記載されている。

上記の訂正に伴う返還日、返還額等は、次のとおりである。

議員名	返還日	返還額	内　容
國﨑たかし	令和４年 ６月14日	60万円	政務活動費補助職員賃金（令和２年 ４月分から令和３年３月分まで） （令和２年４月30日支出） （令和２年５月31日支出） （令和２年６月30日支出） （令和２年７月31日支出） （令和２年８月31日支出） （令和２年９月30日支出） （令和２年10月31日支出）

			（令和２年 11 月 30 日支出） （令和２年 12 月 31 日支出） （令和３年１月 31 日支出） （令和３年２月 28 日支出） （令和３年３月 31 日支出）
松本みつひろ	令和４年 ６月 15 日	3,451 円	区議会レポートVol.05印刷費用(令和２年８月 11 日支出) 区議会レポート Vol.05 封筒印刷費用（令和２年９月 10 日支出） 区議会レポート Vol.05 折込、ポスティング費用（令和２年９月 13 日支出） 区議会レポートVol.06折込費用(令和２年 11 月５日支出) 区議会レポートVol.06印刷費用(令和２年 12 月 10 日支出)

各議員の当該収支報告書等の訂正理由は、次のとおりである。

① 國﨑たかし議員

当該人件費は、政務活動に必要な経費としてルールに基づき計上していた。補助職員には地域の課題等を多く聞くために、私一人ではカバーできない政務活動を補助していただいたが、今般、監査請求を受けたことに伴い、区民の方々に誤解を与えないようにすることも大切であったと考え、返還することとした。

② 松本みつひろ議員

当該広聴広報費は、政務活動に要する経費として、手引き等に沿って計上していた。他地域の政治家の顔写真掲載については、広く区民意見を伺う手段を教えてもらったという事実の補足等と回答していたが、今回の請求を受け、区民の皆様に誤解を招かないようにすることも大切であると考え、自主的に返還することとした。

その他、当該調査回答には、國﨑たかし議員、矢口やすゆき議員及び脇坂たつや議員の追加説明が記載されている。

第３　監査の結果

１　結　論

本件監査請求については、令和４年６月 23 日に監査委員３名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、①本件監査請求後に返還された費用の返還を求める請求（第２の２「監査対象事項」の表）に係る部分については、これを却下し、②その余の請求に係る部分については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

２　政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

（１）　平成 12 年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成 13 年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成 13 年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。

（２）　平成 17 年に「議会改革検討調査部会」を設置し、議会内部で検討を重ね、平成 19 年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの 10 項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。

また、政務調査費規程の制定にあわせ「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」を定め、調査研究費、事務費、事務所費及び人件費についての按分割合が定められた。

（３）　平成 20 年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。

（４）　平成 24 年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

（５）　平成 25 年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その

他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として 10 項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費）の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

（６）　その後、平成 26 年３月、平成 27 年３月、平成 28 年３月、平成 29 年３月、平成 30 年３月及び令和２年３月に、政務活動費規程の一部が改正され、「政務活動に要する経費細目」の見直しが行われた。

３　判　断

３―１　監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

（１）　政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。

（２）　会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成 25 年３月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。

（３）　二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。

（４）　しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならず、また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務活動費規則」という。）に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。

（５）　こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成 21 年 12 月 17 日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。

（６）　以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

３―２　判断基準

請求人は、措置請求書記載の議員ごとに、返還請求の対象、金額、理由等を述べており、その請求項目は、①研修費（研修会受講費用）、②研修費（研修会開催費用）、③広聴広報費（区政報告関連費用）、④広聴広報費（区政報告会関連費用）、⑤資料購入費（書籍購入費、新聞購読費）、⑥事務費（マスク購入費）及び⑦人件費（政務活動補助職員賃金）の７項目に整理することができる。

そこで、まず、上記の７項目について、令和２年度当時の政務活動費条例（資料１）、政務活動費規則（資料２）、政務活動費規程（資料３）及び「政務活動費の支出に関する事務処理について」（以下「事務処理の手引」という。）（資料４）等に基づき、その判断基準を示した上で、「３－３　議員別判断」において、措置請求書の記載順に、議員ごとに請求内容の適否を判断することとする。

（１）研修費（研修会受講費用）

区政に関する調査研究その他の活動のために研修会、講演会等に参加し、その参加費、交通費、宿泊費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で研修費として認められている。

「政務活動に要する経費」、「政務活動に要する経費細目」及び「事務処理の手引」等（以下「政務活動に要する経費・同細目等」という。）に基づき、領収書が提出され、宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が１万円以下の場合は領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等が記載され、それ以外の場合は研修会等の会場、研修目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはできない。

（２）研修費（研修会開催費用）

ア　「政務活動に要する経費」において、研修費は「会派又は議員が行う研

修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費」とされており、区政に関する調査研究その他の活動のために勉強会、研修会等を開催し、その講師謝礼金、会場費等の費用を支出することは、研修費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、講師謝礼金が適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等の講義内容が説明され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはできない。

イ　勉強会、研修会等が、政務活動としての側面に加えて、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かについては、当該勉強会、研修会等の内容、開催時期、参加人数等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

（３）広聴広報費（区政報告関連費用）

ア　「政務活動に要する経費」において、広聴広報費は「会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費」とされており、会派又は議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、その印刷費、送料等の費用を支出することは、広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、区政報告等の印刷経費の場合はその原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはできない。

イ　区議会においては、区民の意見等を区政に的確に反映することが必要であり、そのためには区民の意見等を収集し、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、区政報告を発行し、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせることは、区民の意見等を的確に収集し、把握する前提としての意義を有するものである。そのためには、まず、区民に区政報告を読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になるというべきである。

そもそも、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解されるのであり、広聴広報活動をより効果的に行うための創意工夫の一環として、議員の写真、似顔絵、プロフィール等を掲載し、当該部分に係る経費に政務活動費を充てたとしても、それが社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当である。

したがって、区政報告に議員の写真、似顔絵、プロフィール等を掲載することが直ちに選挙活動等に該当し、政務活動とは認められないと解するのは相当でなく、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があれば格別、そうでない限り、社会通念に照らし相当な範囲にとどまっていれば、違法又は不当で

あるということはできない。

ウ　平成27年４月26日の杉並区議選に近接した時期に作成・配布された区政報告の作成費等の関連費用を平成26年度政務活動費から按分せずに支出したことについて、平成31年３月22日東京地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第322号政務活動費返還請求事件）では、平成27年１月以降に作成・配布された会派区政報告について、今後の区政に関する提言を記載しているという会派チラシの内容に加え、区議選の約３か月前という時期に作成・配布されていること、14万6,250枚というかなり大きな部数を新聞折込みの方法で配布したことなどの事情を総合すると、当該会派チラシは、会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するという政務活動としての側面を有すること自体は否定し難いものの、区議選に向けて会派あるいは会派所属議員を選挙権者たる区民にアピールするという政党活動としての側面を併せ有することも否定できないというべきであると判示されている。

また、同じ判決で、当該会派区政報告のほかにも、議員の区政報告について政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきであるとされたものがいくつかあり、一区議会議員の区政報告の判示を例にあげると、杉並区の予算及び今後の区政に対する提言という政務活動としての側面があることは否定できないが、今後の区政に関する提言を記載している区政報告書の内容に加え、区議選の約１か月前という時期に作成・配布されていること、2万5,000部をポスティングの方法により配布したことなどの事情を総合すると、区政報告書は、区議選を控え、当該区議会議員の今後の区政に対する提言を区民にアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきであると判示されている。

これらから、会派チラシや議員の区政報告が平成27年４月の区議選に近接した時期に作成・配布されていること及びその配布部数が、政治活動等としての側面を併有しているという判断の重要な要素となっているものと考えられる。

本件監査請求の対象とされた各区政報告は、区議選に近接した時期に作成・配布されたものではないと判断することが相当である。

（４）広聴広報費（区政報告会関連費用）

「政務活動に要する経費」において、広聴広報費は「会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費」とされており、会派又は議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告会を開催し、その会場費、案内状作成費等の費用を支出することは、広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはできない。

（５）資料購入費（書籍購入費、新聞購読費）

ア　「政務活動に要する経費」において、資料購入費は「会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」とされており、区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、必要な書籍を購入し、その経費を支出することは、資料購入費として認められている。書籍購入について、一般的に書籍が広範囲にわたる知識を得るために有益な媒体であることなども勘案すると、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、書籍名が明らかにされるなど適正に処理されていれば、区政との関連性がうかがえない書籍を除いて、違法又は不当であるということはできない。

イ　また、新聞の購読についても、新聞は、日々変化する社会情勢等について最新の情報が掲載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であることから、政務活動に資するものである。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、新聞名が明らかにされ、定期購読の場合は１年を超えない購読費であり、また、購読新聞については専ら議員本人以外が購読しているものでない限り、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはできない。

（６）事務費（マスク購入費）

「政務活動に要する経費」において、事務費は「会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」とされており、区政に関する調査研究その他の活動に係る事務に要する事務用品・備品（５万円以上の物品をいう。）を購入し、その経費を支出することは、事務費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分され、備品については備品台帳を作成するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはできない。

３―３　議員別判断

以下、措置請求書の記載順に、議員ごとに請求内容の適否を判断する。

（１）浅井くにお議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和２年夏号（№21）及び区政レポート令和３年新年号（№22）】

紙面の１ページ目は浅井くにお区政レポートの題字と浅井議員の顔写真で４分の１強を占めている。４ページ目は、浅井議員のプロフィールと議会活動と資格・趣味等で占められていて、政務活動に関する記事ではない。

全額を計上することは政務活動費規程（支出基準）第２条第２項に反した不当な支出であり、社会通念に照らして相当な按分が必要である。

したがって、①№21については計上額の50％（40万4,120円）、②№22については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（31万7,580円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和２年夏号（№21）及び区政レポート令和３年新年号（№22）】

上記の「３―２　判断基準」（以下「判断基準」という。）（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①令和２年夏号には令和２年第１回及び第２回杉並区議会定例会並びに第１回臨時会に関する記事が掲載され、②令和３年新年号には令和２年第３回及び第４回杉並区議会定例会に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送及びポスティングによる配布時期（①令和２年夏号：令和２年８月中旬、②令和３年新年号：令和２年12月下旬（郵送）、令和３年１月上旬（ポスティング））、配布部数（①令和２年夏号：2万3,841部、②令和３年新年

号：2万3,851部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（２）安斉あきら議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート令和２年№22及び区議会レポート令和３年№23】

安斉議員は「無所属」と「自民党区議団」の両方を使い、広報を出している。区議会レポートは、選挙公報に書いた「無所属」で発行しており、明らかに選挙を意識して発行したと区民には解釈され「選挙活動に関する経費」が含まれていることから、全額を計上することは政務活動費規程(支出基準)第２条に反した不当な支出である。また、業者に一任し、高い郵送料を払うことは、「事務処理の手引き」14ページの「郵便区内特別郵便」の活用を求める使途基準に反し、地方自治法第２条第14項に反した不当な支出である。また、レイアウトデザイン費に№22（7万円）、№23（7万円）も使っている。社会通念に照らして相当な按分が必要である。

したがって、①№22については計上額の50％（40万4,676円）、②№23については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（46万7,593円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート令和２年№22及び区議会レポート令和３年№23】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①令和２年№22には令和２年第３回及び第４回杉並区議会定例会並びに文化芸術・スポーツに関する特別委員会等に関する記事が掲載され、②令和３年№23には令和３年第１回杉並区議会定例会等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、判断基準（３）イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出することも認められるというべきである。また、当該議員の写真等が掲載されているが、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載

されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送又はポスティングによる配布時期（①№22：令和３年１月中旬（郵送）、②№23：令和３年４月上旬（郵送）、同年４月（ポスティング））、配布部数（①№22：5,715部、②№23：1万9,608部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、区議会レポートは、「無所属」で発行し明らかに選挙を意識していると主張する。しかしながら、当該議員から、「会派については、「杉並区議会自由民主党」に所属しているに過ぎず、「無所属」としての立場は変わらない」と説明され、それを否定する根拠はない。

また、請求人は、「業者に一任し、高い郵送料を払うことは、事務処理の手引き」14ページの「郵便区内特別郵便」の活用を求める使途基準に反し、地方自治法第２条第14項に反した不当な支出であると主張する。しかしながら、同項は、普通地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針（地方自治運営の基本原則）を定めたものであり、当該議員の自律的判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があり、同項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるときでなければ、当該議員の行為が地方自治法第２条第14項に反し違法となるものではない。

当該議員から、「発送代行費用については、「郵便区内特別郵便」を使用しているため指摘にはあたらない」と説明され、それを否定する根拠はない。

上記のとおり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されており、発送を事業者に委託した当該議員の判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（３）井原太一議員

［請求人の主張要旨］

１　研修費（研修会受講費用）【役所を動かす質問のしかた】

議員として役所に対して質問するのは当たり前の仕事である。質問の仕方について学ぶのは自己研鑽であり、政務活動費（税金）から支出することは論外である。「政務活動費条例」第９条に違反し、「政務活動費規程」第２条第１項第６号に該当する不当な支出である。

したがって、計上額の全額（6万円）の返還を求める。

［判　断］

１　研修費（研修会受講費用）【役所を動かす質問のしかた】

判断基準（１）のとおり、領収書が提出され、研修会の名称、開催日時、

会場、主催者及び概要等が明らかにされており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、議員として役所に対して質問するのは当たり前の仕事であり、質問の仕方について学ぶのは自己研鑽であると主張する。しかしながら、「政務活動に要する経費」に該当するか否かは研修会の内容等から判断すべきものであり、研修会の名称だけを理由に政務活動に該当しないということはできない。

受講した４講座のうち、第１講座は「議会の権限」、「質疑、質問、討論の効用」等、第２講座は「成果を出すための段取り」、「質問の組み立て方」等、第３講座は「アフターコロナ時代の政策提言の要点」等、第４講座は「人口減少時代の財政関連質問のポイント」等の内容であり、当該研修会の内容は、いずれも区政と関連性を有するものと認められる。

当該議員からは、「いずれも教養講座ではなく、より実践的で、かつ現コロナ禍下での他地方自治体の取組みから最新動向を学ぶ、という政務活動の趣旨に合致する内容でした」と説明され、合理的な説明がされている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（４）岩田いくま議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告第66号（令和２年春号）、区政報告第68号（令和２年秋号）及び区政報告第70号（令和３年春号）】

紙面の４ページ目に「ゲストティーチャー」の記事がある。岩田議員がゲストティーチャーとして、学校と深くかかわっていることを書いている。議員の活動は多岐にわたり、政務活動の部分を簡単に決めることは困難と思うが、区議会の代表として区議会議員としての仕事かどうか不明である。或いは地域の大人ならば私人であり、私人としての活動を記事にしたのであり、政務活動ではない。全額を政務活動費で計上することは「政務活動費規程」第２条に反する支出であり、社会通念に照らして相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（①第66号：9万4,988円、②第68号：8万7,822円、③第70号：10万8,223円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告第66号（令和２年春号）、区政報告第68号（令和２年秋号）及び区政報告第70号（令和３年春号）】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①第66号には令和２年第１回杉並区議会定例会での岩田議員の代表質問や予算特別委員会等に関する記事、②第68号には令和元年度杉並区決算等に関する記事、③第70号には令

和３年度杉並区予算の課題等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（①第66号：令和２年４月中旬、②第68号：同年11月上旬、③第70号：令和３年３月下旬）、配布部数（①第66号：2,117部、②第68号：2,064部、③第70号：1,254部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「ゲストティーチャー」は区議会議員としての仕事かどうか不明であり、私人としての活動を記事にしたもので政務活動ではないと主張する。しかしながら、区議会議員としてゲストティーチャーとなり、授業に参加し、学校教育に携わり、この活動を記事にして区民に知らせることは、区政と関連性を有するものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（５）大和田伸議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告会関連費用）【区政報告（令和２年夏号）】

Ａ３両面の区政報告である。１ページ目は、題字とあいさつで大部分を占めている。大和田議員一人の写真が４枚、自民党議員の会派の写真、区政調査とは思われない紙面である。議員の仕事は多岐にわたり、全てを政務活動とは認められない。「自民党会派の幹事長として」、「区議会最大会派として」というように政党活動も含まれており、全額を計上することは「使途基準の按分の原則」に反した不当な支出であり、社会通念に照らして相当な按分が必要である。

したがって、計上額の50％（26万5,781円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区議会報告はがき（令和３年１月）】

はがきの文面からして、どの部分が政務活動か判断できない。普通郵便のはがきを使用しているが、新年の挨拶かと言われる文面である。末尾は「まさに今こそ、『まちの御用聞き』としての原点に立ち返り、この難しい区政のかじ取りに、区議会最大会派の幹事長としてかかわっていく覚悟です。」と書いてあり、大和田議員の決意を述べた選挙活動である。全額を政

務活動費で計上することは使途基準に反した不当な支出であり、社会通念に照らして相当な按分が必要である。

したがって、計上額の50％（25万1,765円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告会関連費用）【区政報告（令和２年夏号）】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、杉並区内基幹４病院（発熱外来）への独自支援、コロナ禍における杉並区の態勢報告等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（令和２年９月中旬）、配布部数（6,821部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区議会報告はがき（令和３年１月）】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①コロナ禍の負の影響により杉並区の財政（新年度の歳入）は、過去最大規模の減収が見込まれること、②今後、今ある事業やサービス等の見直しも迫られるかもしれないこと、③財政規律を堅持しつつも、コロナ対策を筆頭に、区民生活を取り巻く喫緊の課題について「躊躇なく財源を投入すべき」と考えることが掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、また、時候の挨拶等が記載されているが、全体の前置きと結びの挨拶にすぎず、かつ、相当な範囲にとどまっているものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の「直球で勝負！！」とのキャッチフレーズ、野球のボールを模したイラスト等が掲載されているが、判断基準（３）イのと

おり、当該キャッチフレーズ等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（令和３年１月から同年２月まで）、配布部数（6,800部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（６）小川宗次郎議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政調査・報告レポート令和３年報告号】

区長とのインタビューが紙面の多くを占めた報告レポートは政治活動、選挙活動等の要素を含んでいる。広報紙は、対談の４分の３が区長発言で、政務活動費の使途基準には合わない。また、印刷枚数（2万3,000部）－ポスティング（2万部）－封入（2,000部）＝残り（1,000部）となるが、残り（1,000部）はどのように配布したのか説明を求める。

経費の全額を計上することは「政務活動費条例」第９条、「政務活動費規程」第２条の支出基準に違反する支出であり、社会通念に照らして相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（16万3,576円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政調査・報告レポート令和３年報告号】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「インタビュー　コロナ禍をどう生きるか　杉並区がやりぬくこれからの施策」と題した当該議員の杉並区長へのインタビュー、令和３年第１回杉並区議会定例会・予算特別委員会、新型コロナウイルスワクチン接種等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認めら

れず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

次に、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（令和３年４月上旬から令和４年４月上旬まで）、配布部数（2万部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、区長とのインタビュー記事は政治活動、選挙活動等の要素を含んでいると主張する。しかしながら、議員は、区政と区民をつなぐ役割を有しており、杉並区が発行する広報と異なる視点で区長に質問し、区政報告として記事を掲載することは政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められる。

また、印刷枚数の残部（1,000部）の配布については、当該議員から、「手渡し、会合で配布」し、「若干枚数の残はありますが、自らポスティング、手渡し、会合で現在も配布している」と説明され、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（７）川野たかあき議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【立憲民主党杉並区議団臨時区議会レポート2020年８月号及び立憲民主党杉並区議団臨時区議会レポート2021年３月号】

2020年８月号、2021年３月号の「会派報告書」を川野議員が自分用に増刷して多額の政務活動費を使った。「立憲民主党杉並区議団」と発行した区政報告書なので、政党活動の部分も含んでいる。「事務処理の手引き」13ページでは、政党活動などに関する記述がある場合は按分が必要とあり、全額を計上することは、使途基準に反する不当な支出である。

したがって、①2020年８月号については計上額の50％（29万4,250円）、②2021年３月号については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（27万1,678円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【立憲民主党杉並区議団臨時区議会レポート2020年８月号及び立憲民主党杉並区議団臨時区議会レポート2021年３月号】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①2020年８月号には新型コロナウイルス感染症対策に関する杉並区への要望等に関する記事が掲載され、②2021年３月号には新型コロナウイルス対策への提言、令和３年第１回杉並区議会定例会の予算特別委員会の報告等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、立憲民主党杉並区議団の政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、政党活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、立憲民主党杉並区議団５名の写真、電話番号等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（①2020年８月号：令和２年８月下旬から同年９月上旬まで、②2021年３月号：令和３年３月下旬）、配布部数（①2020年８月号：5万部、②2021年３月号：4万6,800部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、会派区政報告書を川野議員が自分用に増刷し多額の政務活動費を支出したと主張する。しかしながら、所属する会派が発行する区政報告を当該議員用に配布することは政務活動と認められ、会派区政報告書の印刷等（会派５名分）を発注する際に、費用削減のため当該議員用の追加分を併せて発注しており、違法・不当性は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（８）國﨑たかし議員

［請求人の主張要旨］

第２ 監査の実施「２ 監査対象事項」（３ページ）で述べたとおり、人件費（政務活動補助職員賃金）（60万円）の返還を求める請求については、本件監査請求後に同額が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

１ 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区議会報告はがき】

はがきの文面からして、区政調査の政務活動ではなく、自身の議会での活動報告である。社会通念上、相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（20万4,655円）の返還を求める。

２ 資料購入費（書籍購入費）

年度末、４日間を残すのみ。以前にも年度末に大量に支出する議員がいて問題になったことがある。年度末に慌てて49冊も購入した目的は何か。

説明が政務活動の目的として認められなければ、計上額の全額（9万2,455円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区議会報告はがき】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①前年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今年度はコロナ対策の所管である保健福祉委員会に所属し、区民への影響を最小限に抑えるべく積極的に議論を進めること、②杉並区内では、特殊詐欺被害が留まることなく発生し、被害防止のため、自動通話録音機の無料貸し出し台数の拡充を提言し実現したことが掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、また、時候の挨拶等が記載されているが、全体の前置きと結びの挨拶にすぎず、かつ、相当な範囲にとどまっているものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の氏名、事務所の所在地、携帯電話番号等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該議員の氏名等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（令和３年１月から同年２月まで）、配布部数（5,500部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

２　資料購入費（書籍購入費）

判断基準（５）アのとおり、領収書及び書籍名を明らかにした一覧表が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

議員の活動は多岐にわたり、区政に関連する書籍を購入することは政務活動として必要なものである。

「子どもの貧困ハンドブック」、「日本の社会保障、やはりこの道でしょ！」、「学校と暴力」など49冊いずれも区政に関する調査研究その他の活動に資するものであり、当該議員が政務活動に必要と判断して購入した書籍と認められる。

年度末の購入については、当該議員から、「予算特別委員会で気になった分野について見識を深めるために購入した」と説明され、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（９）田中ゆうたろう議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき（令和３年１月）】

区民から見ると、毎年、新年１月に6,200枚のはがきを出すことは選挙を意識したあいさつ文と判断される。はがきの紙面は題字と田中議員の写真、住所とTEL・FAX番号、署名、ダマラザルのサルの絵で紙面の半分を占めている。記事は「座・高円寺」のことを書いているが、全額を計上することは「政務活動費規程」第２条に反する支出であり、社会通念上相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（27万4,435円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【田中ゆうたろう通信令和３年予算特別号】

紙面の約４分の１を使って田中議員の経歴、顔写真とダマラザルのサルの絵、「ゆうたろうの腰折れ一首」など、この紙面は政務活動とは認められない部分もあり、政治活動が多く混在している。社会通念上、相当な割合による按分が必要である。

したがって、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（54万8,640円）の返還を求める。

３　資料購入費（書籍購入費）

図録代には「図録3,000円(税込)等の売上は、全て義捐金として南相馬市役所に寄付いたします。」と書かれている。政治家の寄附は禁止されており、政務活動費からの寄附は認められない。

したがって、計上額の全額（3,000円）の返還を求める。

なお、上記１から３までの返還請求額の合計は「82万6,075円」となるが、措置請求書には返還請求額の合計が「82万6,065円」と記載されており、金額が一致していない。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき（令和３年１月）】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、杉並区立杉並芸術会館「座・高円寺」に関することが掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、「ダマラザル。」と書かれたイラスト等が掲

載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（令和３年１月から同年２月まで）、配布部数（6,200部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【田中ゆうたろう通信令和３年予算特別号】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「杉並区の子供を救え！」と題する記事、杉並区立杉並芸術会館「座・高円寺」に関する記事、区長や議会に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（令和３年４月上旬）、配布部数（9万5,000部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

３　資料購入費（書籍購入費）

判定基準（５）アのとおり、領収書が提出され、当該領収書には書籍名「第四回武者絵展図録」と記載されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

議員の活動は多岐にわたり、区政に関連する書籍を購入することは政務活動として必要なものである。

購入した書籍は、主催「武者絵展実行委員会」、共催「杉並区」で開催した「第四回武者絵展」（令和２年10月26日から同年11月６日まで（区役所２階区民ギャラリー）、令和２年12月12日から同年12月21日まで（セシオン

杉並展示室）で開催）に関するものであり、区政に関する調査研究その他の活動に資するものであり、当該議員が政務活動に必要と判断して購入した書籍と認められる。

請求人は、図録の売上は全て義捐金として南相馬市役所に寄附されることは政治家の寄附行為に当たると主張する。しかしながら、図録の購入による寄附は、主催者である「武者絵展実行委員会」が、当該図録の収入の一部を「相馬野馬追執行委員会」に対して行っており、当該議員が南相馬市役所に寄附行為をした事実は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（10）藤本なおや議員

［請求人の主張要旨］

１　事務費（マスク購入費）

コロナ禍で、議員がマスクをつける場合、「政務活動費条例」を読んでみたが、該当する項目が見当たらない。

したがって、当該マスク購入については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（2,200円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート第63号、第64号、第65号及び第66号】

藤本議員の区政レポートは全て郵送で送られた区民にだけ知らせるものであって、全額を政務活動費で支出することは「政務活動費条例」第１条の趣旨や「政務活動費規程」第２条に反するものであり、社会通念に照らして相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額（第63号、第64号、第65号及び第66号の広報費合計額110万2,765円）の50％（55万1,382円）の返還を求める。

なお、措置請求書に記載されている第63号から第66号までのそれぞれの計上額（①第63号：39万6,075円、②第64号：33万8,253円、③第65号：35万1,650円、④第66号：16万5,787円）を合計すると「125万1,765円」となるが、措置請求書には「110万2,765円」と記載されており、金額が一致していない。

［判　断］

１　事務費（マスク購入費）

判断基準（６）のとおり、領収書が提出され、適切な按分割合50％で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

議員の活動は多岐にわたり、区政に反映させるために区民から意見・要望を聴取することは政務活動として必要なものである。当該議員から、「当

時、東京では１月７日に緊急事態宣言が発出され、徹底した感染症予防対策が求められている時期であった」、「特に区民生活相談等などで止むを得ず区民と接触しなければならない際には、短時間であっても、その都度自身のマスクを新しいものに着け換える必要があったことからも、使い捨てマスクの用途として纏まった数を確保する必要があった」と説明され、合理的な説明がされている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート第63号、第64号、第65号及び第66号】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①第63号には「これまでの杉並区におけるコロナ感染症対策の補正予算」と題する記事等が掲載され、②第64号には令和２年第２回杉並区議会定例会の一般質問等に関する記事が掲載され、③第65号には「緊急事態宣言 再発令。区内感染者は2000人を超える」と題する記事等が掲載され、④第66号には「令和３年第１回杉並区議会定例会代表質問」と題する記事等が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（①第63号：令和２年５月上旬、②第64号：令和２年８月上旬及び中旬、③第65号：令和３年１月上旬及び中旬、④第66号：令和３年３月下旬）、配布部数（①第63号：5,036部、②第64号：4,933部、③第65号：4,601部、④第66号：2,037部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（11）松浦威明議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき 令和３年初春号】

「今年も国の為、区民の為、皆の幸せの為に邁進して参ります。」末文は手書きで「お会いできる時を楽しみにしております」と結んでいる松浦

議員の初春の挨拶文である。「政務活動費条例」第９条と照らしてみると、区政の調査研究等の内容はわずかである。

したがって、社会通念に照らし、計上額の50％（29万6,277円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告令和３年春号】

かかった経費を15/16で按分することは認められない。

したがって、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（28万8,462円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき 令和３年初春号】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①前年の大きな施策は、新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業支援、商店街支援等の施策を実施したこと、②杉並区内の四病院が発熱外来受付病院となり、当該病院に対する経営支援対策として区から約23億円を拠出したことが掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、また、結びの挨拶等が記載されているが、相当な範囲にとどまっているものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の区議会議場の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（令和３年１月下旬から同年２月上旬まで）、配布部数（6,800部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告令和３年春号】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出され、「ゆうこ先生の診察室」と題する記事に係る部分については、紙面全体に占める按分割合としては適切な16分の１で計算され、当該按分割合を除く16分の15で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると「新型コロナウイルス予防」、「杉

並区議会 令和３年度の予算が成立」、「予算特別委員会 質問概要」等と題する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送及びポスティングによる配布時期（令和３年３月下旬（郵送）、令和３年４月上旬（ポスティング））、配布部数（3万6,215部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

(12) 松本みつひろ議員

[請求人の主張要旨]

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.03)】

この経費の領収書は４月３日に発行されているが、前年度分の支出であり、令和２年度の支出には該当しない。「政務活動費条例」第12条に「当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出」と決めている。「政務活動費条例」に反した不当な支出である。

したがって、計上額（新聞折込み、ポスティング代）の全額（17万6,892円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.04及び区議会レポート特別号（コロナレポート）】

松本議員は自身の大きな顔写真のみを按分の対象としているが、4.7％とは思えないほどインパクトのある顔写真である。この写真以外の写真は考慮されていない。按分を95.3％とした根拠が不明である。また、３万枚印刷し、新聞折込み（1万2,500部）、ポスティング（1万1,250部）の残り6,250枚分はどうしたのか。費用（4万9,710円）の説明が必要である。

したがって、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（18万2,457円）の返還を求める。

３　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.05)】

このレポートには、当時の日本維新の会副代表（現在の大阪府知事）の写真が載せられ、政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」も混在している。また、松本議員の大きな顔写真のみを按分の対象としているが、4.7％とは思えないほどインパクトのある顔写真と議会で

の発言の写真も掲載しており、按分95.3%は認められない。

したがって、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（18万9,109円）の返還を求める。

４　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.06】

双子を抱いた松本議員の大きな似顔絵や子育てのイラストは按分が必要である。また、この号も当時の日本維新の会副代表（現在の大阪府知事）の写真が載せられ、政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」も混在している。

したがって、計上額の50%（5万5,465円）の返還を求める。

５　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.07】

松本議員の大きな似顔絵や、写真が掲載されている。当時の日本維新の会副代表（現在の大阪府知事）の写真が載せられ、政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」も混在している。

したがって、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（3万3,410円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.03)】

判断基準（３）アのとおり、令和元年度の政務活動費収支報告では領収書及び区政報告の原本が提出され、また、令和２年度の新聞折込み及びポスティング代についても領収書の原本が提出され、当該議員の顔写真等に係る部分を紙面全体に占める割合としては適切な6.4%で計算し、当該按分割合を除く93.6%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、当該広聴広報費は前年度分（令和元年度）の支出であり、令和２年度の支出には該当せず、「政務活動費条例」第12条の「その年度において行った政務活動費による支出」に反していると主張する。

しかしながら、政務活動費条例、政務活動費規則、政務活動費規程及び「事務処理の手引き」のいずれにおいても、その年度において行った政務活動の費用を翌年度の政務活動費から支出することを禁じる規定はない。

「政務活動費条例」第12条（政務活動費の返還）は、その年度に交付された政務活動費の総額から、その年度における政務活動費の支出総額を控除して残余がある場合は、この返還を求めるという趣旨であり、本件はこれに該当しない。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.04及び区議会レポート特別号（コロナレポート)】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、当

該議員の顔写真に係る部分を紙面全体に占める割合としては適切な4.7％で計算し、当該按分割合を除く95.3％で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①Vol.04には令和２年第１回杉並区議会定例会での当該議員の一般質問等に関する記事が掲載され、②区議会レポート特別号には新型コロナウイルス感染症（杉並区内の状況）等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、当該議員の顔写真の大きさについても、適切に按分されている。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、新聞折込み及びポスティングによる配布時期（令和２年４月中旬（新聞折込み）、令和２年４月中旬から同年５月中旬（ポスティング））、配布部数（2万3,750部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、３万枚印刷し、新聞折込み（1万2,500部）、ポスティング（1万1,250部）の残り6,250枚分の説明が必要であると主張する。しかしながら、当該議員から、「業者に委託せずに自分でポスティングした部数である」と説明され、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

３　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.05)】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき処理されていることが認められる。

また、当初の按分割合は、当該議員の顔写真に係る部分を紙面全体に占める按分割合としては適切な4.7％で計算し、当該按分割合を除く95.3％で計上されていたが、本件監査請求後に令和２年度収支報告書等の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われ、「日本維新の会副代表」の顔写真が掲載された記事に係る部分を紙面全体に占める按分割合としては適切な0.6％で計算し、当該按分割合（4.7％及び0.6％）を除く94.7％で計上されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、令和２年第２回杉並区議会定例会での当該議員の一般質問等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

次に、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとお

り、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、当該議員の顔写真の大きさについても、適切に按分されている。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送、新聞折込み及びポスティングによる配布時期（令和２年９月中旬（郵送、新聞折込み）、令和２年７月上旬から同年８月下旬まで（ポスティング））、配布部数（４万部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

更に、第２　監査の実施「２　監査対象事項」（３ページ）で述べたとおり、本件支出のうち、「日本維新の会副代表」の顔写真が掲載された記事に係る部分の按分割合0.6％の支出（2,504円）については、本件監査請求後に返還され、監査の対象外（却下）としたところである。

なお、実際に当該議員が返還した額は、上記支出額（2,504円）と、本件の返還請求にない「封筒印刷費用（令和２年9月10日支出）」を按分した額（169円）との合計額（2,673円）である。

請求人は、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（18万9,109円）の返還を求めているが、当該区政報告は、当該議員の政務活動としての性格を有することが認められ、上記のとおり適切に按分すれば足りる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

４　広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.06】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき処理されていることが認められる。

また、当初は按分されていなかったが、本件監査請求後に令和２年度収支報告書等の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われ、「日本維新の会副代表」の顔写真が掲載された記事に係る部分については、紙面全体に占める按分割合としては適切な0.7％で計算され、当該按分割合（0.7％）を除く99.3％で計上されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、令和２年第３回杉並区議会定例会での当該議員の一般質問等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

次に、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、当該議員の似顔絵の大きさについても、違法・不当とまではいうことはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、

新聞折込みによる配布時期（令和２年11月上旬）、配布部数（１万部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

なお、第２ 監査の実施「２ 監査対象事項」（３ページ）で述べたとおり、本件支出のうち、「日本維新の会副代表」の顔写真が掲載された記事に係る部分の按分割合0.7％の支出（778円）については、本件監査請求後に返還され、監査の対象外（却下）としたところである。

請求人は、当該費用の50％（5万5,465円）の返還を求めているが、当該区政報告は、当該議員の政務活動としての性格を有することが認められ、上記のとおり適切に按分すれば足りる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

５ 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポートVol.07】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき処理されていることが認められる。

また、当初は按分されていなかったが、本件監査請求後に領収書等貼付用紙の訂正が行われ、

「大阪維新の会代表」の顔写真が掲載された記事に係る部分については、紙面全体に占める按分割合としては適切な0.7％で計算され、当該按分割合（0.7％）を除く99.3％で計上されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、令和２年第４回杉並区議会定例会での当該議員の一般質問等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

次に、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、当該議員の似顔絵の大きさについても、違法・不当とまではいうことはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、新聞折込み及びポスティングによる配布時期（令和３年１月中旬（新聞折込み）、令和２年12月下旬から令和３年１月下旬まで（ポスティング））、配布部数（３万部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

なお、上記のとおり、当該議員から、按分割合99.3％の誤記訂正がされているが、金額の返還については、既に自己負担で支出した金額の方が大きいので、返還を要しないところである。

請求人は、当該費用の50％に相当する額から自己負担額を控除した額（3万3,410円）の返還を求めているが、当該区政報告は、当該議員の政務活動

としての性格を有することが認められ、上記のとおり適切に按分すれば足りる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

(13) 矢口やすゆき議員

［請求人の主張要旨］

１　研修費（研修会受講費用）【山田宏よい国後援会主催地方議員セミナー】

矢口議員は８月４日、「山田宏よい国後援会」主催の地方議員セミナーに研修会費として１万円を政務活動費から支出した。この支出は「政務活動費規程」第２条第３号「後援会活動に関する経費」で、政務活動費として支出できない経費に該当する。

したがって、計上額の全額（1万円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告会関連費用）【会場費】

「式次第:石原伸晃(衆議院議員)挨拶:10分、矢口報告:50分 費用:12,000円の按分率５／６=10,000円」と記載している。区立施設を利用すれば、ずっと安い価格で広い会場を利用できる。

政務活動費の支出であるのに、地方自治法第２条第14項の「最小の経費で最大の効果を挙げる」に反している。

したがって、計上額の全額（1万円）の返還を求める。

３　広聴広報費（区政報告関連費用）【2020年春号】

「自民党」ロゴの部分を除き、98%とし、過少計上と説明している。記事全体を見ると、矢口議員の11枚の写真、プロフィール、家族、趣味、好きな食べ物、尊敬する人、事務所などの掲載は政務活動の記事ではない。社会通念上相当な割合による按分が必要である。

したがって、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（4,819円）の返還を求める。

４　広聴広報費（区政報告関連費用）【2020年７月号外３号】

紙面はA３両面、紙面の４分の１はごみの収集曜日を大きく記載。杉並清掃事務所から詳細に書かれた「ごみ・資源の収集カレンダー」が各戸配布されていて、二重のお知らせであり税金の無駄遣いである。社会通念上相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50%（4万6,963円）の返還を求める。

５　広聴広報費（区政報告関連費用）【2020年12月号外４号】

「杉並商店街応援キャンペーン」の記事が多い。杉並区の中で、参加店舗のキャンペーンであって、一部の商店の利益のために政務活動費を使って区民に知らせる区政だよりは政治活動に該当する。送付費についても郵便区内特別郵便を使用してない。「事務処理の手引き」14ページに郵便区内特別郵便等を利用することを決めており、社会通念上相当な割合による

按分が必要である。

したがって、計上額の50％（11万6,866円）の返還を求める。

６　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき（区政だより２号）】

はがきサイズで郵送用と手配り用と２種類ある。郵送用表面は、あて名書きの部分以外は写真が４枚、事務所の案内、自身の経歴、裏面は写真が２枚、「都有地の大木剪定や、環七側道の舗装工事などは区選出の小宮あんり都議とも連携し対応してまいりました。」と記載し、「政務活動費条例」に違反している。ハガキサイズにもかかわらず、矢口議員の写真が目立つデザインである。「事務処理の手引き」12ページによれば「印刷・製本費及び広報紙等については実態に即して按分する」と規定しており、社会通念上相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（3万4,216円）の返還を求める。

７　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政だより３号】

表面は「間違いさがしのクイズ」、裏面は「地域の皆様のよろず相談としてお気軽にお声かけ下さい!」、矢口議員と思われる似顔絵が裏表に６か所。矢口議員の宣伝のポスターかと思われる紙面である。

また、デザイン費だけで33万円とはあまりにも高額である。政務活動費の支出であるのに、地方自治法第２条第14項の「最小の経費で最大の効果を挙げる」に反しており、社会通念上相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（16万9,725円）の返還を求める。

［判　断］

１　研修費（研修会受講費用）【山田宏よい国後援会主催地方議員セミナー】

判断基準（１）のとおり、領収書が提出され、研修会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等が明らかにされており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「後援会活動に関する経費」で、政務活動費として支出できない経費に該当すると主張する。しかしながら、「政務活動に要する経費」に該当するか否かは研修会の内容等から判断すべきものであり、主催者が山田宏参議院議員の「後援会」であることだけを理由に政務活動に該当しないということはできない。

当該研修は、令和２年８月20日には①今後新型コロナにどう立ち向かうか、②安倍政権の今後と課題（仮）、③拉致被害者奪還、同年８月21日には①口の中と感染症（仮）、②GoToキャンペーンとなっており、後援会活動と認められる内容ではなく、「事務処理の手引き」10ページ「研修費」の支出に当たっての留意事項【研修会・講演会等への参加費】の「参加の主たる目的が政務活動の場合」に該当し、区政と関連性を有するものと認められる。

当該議員から、「当時は１回目の緊急事態宣言が明け、コロナ第一波がようやく落ち着きをみせた時期に開催されたセミナーであり、国民誰もがコロナに関する情報を欲している時期」に、「当時のコロナ担当大臣であ

る西村康稔衆議院議員や世耕弘成参議院議員、花田教授による最前線のコロナ対策や感染症対策のお話」、「当時の国土交通大臣政務官である和田政宗参議院議員からはコロナ禍で落ち込んだ経済の立て直し」について詳細を伺い、「区民の皆様に丁寧に伝える必要があると判断し参加した。セミナーで得た知識を区民の皆様にお伝えすることで、現状や今後の展望を知りコロナ禍における不安解消に大いに役立った」と説明され、合理的な説明がされている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

２　広聴広報費（区政報告会関連費用）【会場費】

判断基準（４）のとおり、領収書が提出され、石原伸晃衆議院議員の按分割合６分の１の支出分を除く６分の５で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、区立施設を利用すれば、ずっと安い価格で広い会場を利用でき、地方自治法第２条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げる」に反していると主張する。しかしながら、同項は、普通地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針（地方自治運営の基本原則）を定めたものであり、当該議員の自律的判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があり、同項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるときでなければ、当該議員の行為が地方自治法第２条第14項に反し違法となるものではない。

当該区政報告会の会場の選定については「政務活動に要する経費・同細目等」に定めはなく、その判断は、議員の自律的判断に委ねられるべきものであり、当該議員から、「区のコロナ対策や国の動きについてすぐに教えてほしいという区民の皆様の要望を受け、急ピッチで実施可能な会場を探し、感染対策を万全に実施した」と説明され、それを否定する根拠もなく、当該議員の当該会場を選定した判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

３　広聴広報費（区政報告関連費用）【2020年春号】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、紙面全体に占める割合としては適切な按分割合98％で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

なお、2020年春号は郵送及びポスティングによる支出はなく手配り用のための印刷費として計上されており、配布期間及び配布部数の明記は、現時点において「事務処理の手引」では求められていない。

そして、当該区政報告の内容をみると、令和元年第２回杉並区議会定例会での当該議員の一般質問等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選

挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

４　広聴広報費（区政報告関連費用）【2020年７月号外３号】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、方南一丁目のごみ問題等に関する記事が掲載されており、地域の課題解決のために行ったもので、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（令和２年７月下旬から同年８月中旬まで）、配布部数（8,600部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

５　広聴広報費（区政報告関連費用）【2020年12月号外４号】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、杉並区商店街応援キャンペーン等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはで

きない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送及びポスティングによる配布時期（令和２年12月中旬（郵送）、同年12月上旬から中旬まで（ポスティング））、配布部数（2万8,372部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「事務処理の手引き」14ページに郵便区内特別郵便等を利用することを決めていると主張する。しかしながら、同14ページによれば「可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に100通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用すること」となっており、区内特別郵便等を利用しないことが違法・不当になるものではなく、必要があれば、区内特別郵便等を利用しない方法で郵送することはできるものと考える。

当該議員から「郵便区内特別郵便を実施しなかったのは、お知らせする区民の方が区内全域にまたがっているためである。各郵便局から発送するには時間がかかるため、素早く効率的に区政報告をお届けすることが区民の皆様にとって必要と考えた」と説明され、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

６　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき（区政だより２号）】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①手動通話録音機の配布、②堀ノ内保育園前安全ポールの設置、③歩道橋のポール・点字ブロック修繕、④ごみ問題への積極的な取組、⑤都有地の大木の剪定、⑥環七側道の舗装工事等が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール、「引き続き地域のために頑張ります」とのキャッチフレーズ等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（令和２年12月下旬）、配布部数（954部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

７　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政だより３号】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されてお

り、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、区政だより３号は郵送及びポスティングによる支出はなく手配り用のための印刷費として計上されており、配布期間及び配布部数の明記は、現時点において「事務処理の手引」では求められていない。

また、当該議員が令和４年５月19日付けで、出納簿及び領収書等貼付用紙の備考欄を「デザイン費」から「イラスト作成・使用費、チラシデザイン費」に訂正したことが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、当該議員が解決してきたとする「ごみ集積所の対処・対策」、「手動通話録音機の配布」等の事例、区議会議員の役割等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等の政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

更に、判断基準（３）イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出することも認められるというべきである。また、当該議員の似顔絵、プロフィール等が掲載されているが、当該似顔絵等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

請求人は、デザイン代の支出が地方自治法第２条第14項に違反すると主張する。しかしながら、同項は、普通地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針（地方自治運営の基本原則）を定めたものであり、当該議員の自律的判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があり、同項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるときでなければ、当該議員の行為が地方自治法第２条第14項に反し違法となるものではない。

そして、上記のとおり、デザイン代を政務活動費から支出することは認められるというべきであり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されており、デザイン代等の支出に係る当該議員の判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（14）山本あけみ議員

［請求人の主張要旨］

１　研修費（研修費開催費用）【立憲民主党杉並区議団オンラインセミナー講師料】

山本あけみ議員は「立憲民主党杉並区議団５議員按分100,000円/５議員=20,000円」と領収書等貼付用紙の備考欄に記載しているが立憲民主党杉並区議団の他の４議員（太田・川野・関口・ひわき議員）には支出はない。

区議団としてとりくんだのか不明であるが、山本議員は「区議団として取り組んだ」と説明しているので、政党活動の部分を含んでいる。社会通念に照らして、相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（1万円）の返還を求める。

［判　断］

１　研修費（研修費開催費用）【立憲民主党杉並区議団オンラインセミナー講師料】

判断基準（２）アのとおり、領収書及び「立憲民主党杉並区議団ＺＯＯＭオンラインセミナー」の案内チラシの原本が提出され、当該オンラインセミナーの講師謝礼金については、立憲民主党杉並区議団の５名で除した按分割合20％で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「山本議員は「区議団として取り組んだ」と説明しているので、政党活動の部分を含んでいる」と主張する。しかしながら、当該セミナーの主催者は立憲民主党杉並区議団であり、区政に関する調査研究その他の活動のために会派によるセミナーを開催することは政務活動として認められる。

そして、当該案内チラシによると、令和２年８月22日開催、テーマは「ポストコロナの杉並区のあるべき姿とは？～公共施設と財政から～」、講師が南学氏、講義時間（質疑応答を含む。）が２時間とされており、区政に関するものであり、政党活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、立憲民主党杉並区議団５名の写真、電話番号等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

当該議員から、「講演会は、当初から立憲民主党杉並区議団として広く区民向けに開催した。政党活動とは切り離した活動として行うため、政党所属の杉並区の支部長には参加を呼びかけず、講演会は世間一般と区政に関する話とし、一切党派の話をしないよう申し合わせを行ったうえで開催をした」と説明され、合理的な説明がされている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（15）脇坂たつや議員

［請求人の主張要旨］

１　資料購入費（新聞購読費）【こども新聞・中高生新聞】

杉並区選挙管理委員会が発行した平成31年４月21日執行の「杉並区議会議員選挙公報」によれば、脇坂議員のプロフィールに杉並生まれの杉並育ちの自民党現職最年少36歳（３児の父）」と書いている。「事務処理の手引

き」18ページによれば「政務活動に要する経費細目」で「〇新聞購読については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする」と明記している。脇坂議員が読むための新聞ということが証明されなければ、使途基準に違反した不当な支出である。

したがって、領収書だけでは不明なので、計上額の全額（1万8,420円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート惑星2021.3発行（VOL18）】

表面はレポートの題字と脇坂議員の２枚の写真。脇坂議員の挨拶と思われる文面である。「政務活動費条例」第９条と照らしてみると、区政の調査研究等の内容はわずかである。裏面は「脇坂たつやプロフィールと写真」で紙面の３分の１を占めており、政務活動以外の内容が混在している。この区政レポートに政務活動費から経費の全額を計上しているのは「政務活動費規程」第２条第２項に違反した不当な支出であり、社会通念に照らして相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（503,908円）の返還を求める。

［判　断］

１　資料購入費（新聞購読費）【こども新聞・中高生新聞】

判断基準（５）イのとおり、領収書が提出され、当該領収書には新聞名が明らかにされ、１年を超えない購読費であり、専ら議員本人以外が購読しているという特段の事情は認められないことから、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該議員から、「児童・生徒向けの新聞を読むことは、彼ら世代の考え方に思いを馳せることと、議員として誰にでも分かりやすく区政のことを説明するためのツールとして活用することの２つのメリットがある」と説明され、合理的な説明がされている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート惑星2021.3発行（VOL18）】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「新型コロナウイルス感染症から区民の生命と財産を守る～新年度予算成立～」、「現基本構想の完結、そして新たな基本構想の策定へ！」と題する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えている

ということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送及びポスティングによる配布時期（令和３年３月下旬から同年４月上旬まで）、配布部数（4万5,783部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

(16) 吉田あい議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和２年春季号（５月11日ポスティング代）】

毎年のように「春季号」は前年度と当該年度の２年にまたがり計上されている。令和元年度分では、令和２年５月19日に「平成31年春季号」の区政報告発送代金を按分50％で誤記更生し、11万1,972円を返還している。

また、毎回のように「子育て奮闘記!?」の記事と「祝日には国旗を掲揚しましょう」が日の丸の絵と一緒に掲載されていて、政治活動、選挙活動の費用を含んでいるので、社会通念に照らして相当な割合による按分が必要である。

したがって、ポスティング代計上額の50％（6万9,300円）の返還を求める。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和２年決算号及び区政レポート令和３年春季号】

毎回のように「子育て奮闘記!?」の記事と「祝日には国旗を掲揚しましょう」が日の丸の絵と一緒に掲載されていて、政治活動、選挙活動の費用を含んでいるので、社会通念に照らして相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（①令和２年決算号：38万6,834円、②令和３年春季号：31万5,703円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和２年春季号（５月11日ポスティング代）】

判断基準（３）アのとおり、令和元年度の政務活動費収支報告では領収書並びに区政報告及び封筒の原本が、また、令和２年度のポスティング代についても領収書の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、令和２年度杉並区予算、杉並区の主要事業の紹介、令和２年第１回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広

報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送及びポスティングによる配布時期（令和２年３月下旬（郵送）、同年４月上旬（ポスティング））、配布部数（3万5,492部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「子育て奮闘記!?」の記事と「祝日には国旗を掲揚しましょう」が日の丸の絵と一緒に掲載されていて、政治活動、選挙活動の費用を含んでいると主張する。しかしながら、「子育て奮闘記!?」は自己の体験を入口に区の施策を紹介しているものと考えられ、また、「祝日には国旗を掲揚しましょう」とのキャッチフレーズも、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）第１条第１項で、「国旗は、日章旗とする」と定められており、国旗を祝日に掲揚することを区民に伝えていると考えられ、いずれも政治活動、選挙活動の費用を含んでいるとは認められない。

このことについては、区政レポート令和２年決算号及び区政レポート令和３年春季号についても同様である。

したがって、本件支出（令和２年５月11日ポスティング代）が違法又は不当であるということはできない。

２　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和２年決算号及び区政レポート令和３年春季号】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①令和２年決算号には令和元年度杉並区決算、令和２年第３回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事、②令和３年春季号には令和３年度杉並区予算、杉並区の主要事業の紹介、令和３年第１回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、郵送及びポスティングによる配布時期（①令和２年決算号：令和２年10月下旬及び11月上旬（郵送）、令和２年11月上旬（ポスティング）、②令和３年春季号:令和３年３月下旬(郵送)、令和３年４月上旬(ポスティング)）、配布部数（①令和２年決算号：3万5,449部、②令和３年春季号：3万5,390部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出（令和２年度の印刷代、封筒代、郵送代及びポスティング代）が違法又は不当であるということはできない。

(17) わたなべ友貴議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和３年冬号及び令和３年春号】

冬号ではデザイン費等で15万円、春号は12万円と非常に高額である。また、配送費は冬号で4万2,000円と高額であり、地方自治法第２条第14項の趣旨に基づいていない。冬号では、わたなべ議員の写真が12枚、紙面の４分の１は「わたなべ友貴活動報告」である。

Ａ４の春号表面は、わたなべ議員の大きな顔写真とOGIKUBO-2031の文字で多くを占め、「政務活動費条例」第９条と照らしてみると、区政の調査研究等の内容はわずかである。両紙とも政務活動ではない内容が紙面の多くを占めており、社会通念に照らし、相当な割合による按分が必要である。

したがって、計上額の50％（令和３年冬号：44万2,805円、令和３年春号：21万1,090円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート令和３年冬号及び令和３年春号】

判断基準（３）アのとおり、領収書並びに区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①令和３年冬号にはコロナ禍での防災対策、杉並区内のアニメ産業、当該議員の活動報告に関する記事が掲載され、②令和３年春号には「荻窪駅周辺まちづくり」に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、判断基準（３）イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出するこ

とも認められるというべきである。また、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（①令和３年冬号：令和３年１月から同年３月まで、②令和３年春号：令和３年４月から同年５月まで）、配布部数（①令和３年冬号：6万6,700部、②令和３年春号：3万2,600部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、デザイン代の支出が地方自治法第２条第14項に違反すると主張する。しかしながら、同項は、普通地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針（地方自治運営の基本原則）を定めたものであり、当該議員の自律的判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があり、同項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるときでなければ、当該議員の行為が地方自治法第２条第14項に反し違法となるものではない。

そして、上記のとおり、デザイン代を政務活動費から支出することは認められるというべきであり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されており、デザイン代等の支出に係る当該議員の判断が裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

（18）太田哲二議員・山本あけみ議員・ひわき岳議員・川野たかあき議員・関口健太郎議員

［請求人の主張要旨］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【会派区政報告「会派年間諸経費（広聴広報費）」】

広聴広報費合計335万8,212円を立憲民主党杉並区議団５名で割って、一人当たりの金額は67万1,642円である。５月12日、８月21日の領収書は手書きで印刷部数や配布部数を記載している。３月22日の領収書は川野議員宛で立憲民主党杉並区議団への領収書ではない。「事務処理の手引き」13ページで「区政報告書を郵送や新聞折込み等で配布する場合は、配布期間及び配布部数を明らかにする必要があります。」と明記している。政務活動費支出の「透明性の原則」に悖る。また、使途基準に反した領収書であり、支出は認められない。

したがって、太田哲二・山本あけみ・ひわき岳・川野たかあき・関口健太郎議員に対し、それぞれ一人当たりの金額（67万1,642円）の返還を求める。

［判　断］

１　広聴広報費（区政報告関連費用）【会派区政報告「会派年間諸経費（広聴広報費）」】

判断基準（３）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、当該領収書を添付した用紙の余白に配布日及び配布部数が記載されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。また、太田哲二議員・山本あけみ議員・ひわき岳議員・川野たかあき議員・関口健太郎議員の各議員の収支報告において按分割合20％が計上されていた。

そして、当該区政報告の内容をみると、①2020年５月号には「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」等に関する記事が掲載され、②2020年８月号には新型コロナウイルス感染症対策に関する杉並区への要望等に関する記事が掲載され、③2021年３月号には新型コロナウイルス対策への提言、令和３年第１回杉並区議会定例会の予算特別委員会の報告等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、立憲民主党杉並区議団の政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、政党活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、立憲民主党杉並区議団５名の写真、電話番号等が掲載されているが、判断基準（３）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

また、判断基準（３）ウに基づいて判断すると、当該区政報告の内容は、新聞折込みによる配布時期（①2020年５月号：令和２年５月中旬、②2020年８月号：令和２年８月下旬、③2021年３月号：令和３年３月下旬）、配布部数（①2020年５月号：11万4,950部、②2020年８月号：11万4,000部、③2021年３月号：11万1,250部）を考慮しても、会派の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、領収書は手書きで印刷部数や配布部数を記載し、令和３年３月22日の領収書は川野議員宛で立憲民主党杉並区議団への領収書ではなく、使途基準に反していると主張する。しかしながら、当該議員から、「会派で按分する領収書を窓口担当者の個人名義で受け取ることは（中略）関係例規上問題となることでもありません。実際には報告の通り、その金額の支払いを行い、それを会派全員（当時５名）で按分してあることは確かな事実であります」と説明され、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

よって、本件各支出に違法又は不当な点は認められず、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

４　まとめ

以上のとおり、本件監査請求のうち、①本件監査請求後に返還された費用の返還を求める請求（第２の２「監査対象事項」の表）に係る部分については、これを却下し、②その余の請求に係る部分については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

５　意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

（１）　区議会において、毎年度、政務活動費制度の運用改善についての検討を行い、制度の検証と改善を継続的に進められていることは、評価することができる。

令和元年度においては、令和２年４月 10 日付け「令和元年度杉並区職員措置請求監査結果（平成 29 年度政務活動費等に関する住民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について（報告）」（資料５）のとおり、①令和２年度から、「事務処理の手引」に、「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙３か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとする」と明記するとともに、②政務活動費規程を改正し、月極駐車場代の支出要件の厳格化を行う等、運用の改善が図られている。

また、令和２年度においては、令和３年４月 15 日付け「令和２年度杉並区職員措置請求監査結果（平成 30 年度及び平成 31 年４月分政務活動費に関する住民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について（報告）」（資料６）のとおり、令和３年度から、「事務処理の手引」に、①「区政報告会、住民協議会等を開催する場合、次第や配布資料等内容が分かる資料の提出が必要です」と明記し、②「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙３か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布をする場合」の例示として、「（区政報告会、研修会、講演会等を開催する場合を含む）。」を加える等、運用の改善が図られている。

ただし、次の点については、早急に改善されるよう要望する。

○　適切な按分割合を設定することについて

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を２分の１等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定されたい。

会派及び議員の活動は、政党活動、後援会活動、選挙活動等と多様であり、

一つの活動をとっても政務活動と他の活動が混然となり、明確な区別が困難な場合が多い。このような場合における適切な按分割合は50%であると認識しているところである。

一部に「政務活動費の全ての経費に按分上限を設けると、使用できる金額（192万円）が半分（96万円）になる」という誤解があるやに見受けられるが、次のように、合理的な説明と証拠資料の提出等があれば、按分割合100%の支出もありうる。現に令和２年度の監査結果（平成30年度及び平成31年４月分政務活動費に関する住民監査請求）においても認めている事例がある。

定められた上限を超えて政務活動費として支出すべき場合には、より詳細かつ合理的な説明及びその実態を証明する証拠資料の提出等が必要であると考えるので、全ての経費について、より適正かつ厳正に運用されるよう、「事務処理の手引」等に明記されたい。

令和元年度の監査結果（平成30年度政務活動費に関する住民監査請求）においても述べたところであるが、このように強く改善を要望するのは、「監査の基本的な考え方と視点」で述べたとおり、使途が拡大された政務活動費制度においては、使途の透明性がより一層求められていることから、区民の納得と信頼が得られるよう、具体的な証拠資料等に基づき、その実態を明らかにする必要があり、更には、万一、住民訴訟に移行した場合に、会派及び議員の主張内容を証明するには、具体的な証拠資料等の提出が必要とされるからでもある。

政務活動費については、過去の監査結果において、様々な意見・要望を行ってきたところであるが、このことについては、制度の改善項目の中で、急務かつ最優先事項であると考えており、平成28年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであるが、政務活動費の使途の適正については世論の厳しさが増しており、また、杉並区議会議員の政務活動費の一部の支出について違法とする判決が出されるなどの状況にあり、今年度こそ、改善が図られることを期待するものである。

（２）　議長は、令和２年４月27日付け調査回答において、「今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合の設定、支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組む」との見解を明らかにされている。

また、令和４年５月19日付け調査回答において、「按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合を設定すること等、引き続き検討を行うこととしている」とされている。

区議会におかれては、区民の信頼確保の観点から、透明性をより一層高めるなど、引き続き、制度の検証と改善を進められるよう期待するものである。

別　　紙

別紙1－1

2022年4月28日

杉並区監査委員（宛）

杉並区区議会の会派及び議員に対する2020（令和2）年度政務活動費に関する措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

第1　請求の趣旨

2020年度政務活動費の支出のうち、次の支出は違法または不当であるから各議員に返還させよ。

返還請求額

（議員名）	（要返還額）
浅井くにお	￥721,700
安斉あきら	￥872,269
井原太一	￥60,000
岩田いくま	￥291,033
太田哲二	￥671,642
大和田伸	￥517,546
小川宗次郎	￥163,576
川野たかあき	￥1,237,570
國崎たかし	￥897,110
関口健太郎	￥671,642

収受
4. 4. 28
杉監査第0402号
杉並区監査委員事務局

－1－

田中ゆうたろう　¥826,065

ひわき岳　¥671,642

藤本なおや　¥553,582

松浦威明　¥584,739

松本みつひろ　¥637,333

矢口やすゆき　¥392,589

山本あけみ　¥681,642

吉田あい　¥771,837

脇坂たつや　¥522,328

わたなべ友貴　¥653,895

合計　¥12,399,740

第２　請求理由

別紙　記載のとおり（措置請求内容及び事実証明書）

請求人　　別紙参照

－２－

請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

別紙　措置請求内容及び事実証明書

浅井くにお議員　交付額192万円、支出192万円、残0円

区政レポートNo21、No22について検証する。
区政レポートNo21、の郵送は1,091通、区政レポートNo22、の郵送は1,101通である。2回とも、ほぼ同数である。50万人以上いる区民の中のどんな人を選んで、約1,100通を送っているのだろうか。説明を求める。

区政レポート令和2年夏号No21について

添付資料　①　区政レポート令和2年夏号、領収書等貼付用紙8月分No2、3、6、7
8月12日郵送料　荻窪郵便局　@73×863通＝62,999円
　　杉並郵便局@73×122通　@84×106通　合計17,810円
8月18日　682,431円
　内訳　印刷24,100部、ポスティング22,750部　封筒封入宛名シール貼1,090部
　　封筒2,000部
8月19日　版下製作料　45,000円　　かかった経費合計　808,240円

紙面の1ページ目は浅井くにお区政レポートの題字と浅井議員の顔写真で1/4強。
2ページ目は議会についての報告。区政全般のことのお知らせではなく、結局は

「※詳細は、議会ホームページから議会中継⇒録画中継⇒委員会録画中継⇒令和2年予算特別委員会の3月9日、11日、13日の浅井くにお部分をご視聴ください。」

というように、浅井議員自身のお知らせになっている。
4ページめは、トピックスTOPICSと、浅井議員のプロフィールと議会活動と資格・趣味等で占められていて、政務活動に関する記事ではない。
トピックスTOPICSとして浅井議員の「令和元年度の政務活動費の収支報告書」を貼り付けている。収支報告書は平成26年度から区議会HPに公表されていて、トピックスではない。文面に「透明性の原則」と記しているが、この収支報告書を見て、浅井議員がどのように政務活動費を使ったか、区民にはわからない。この収支報告書だけで使途がわかるのは浅井議員以外はいない。これで区民がわかると考えているとすれば、とんだ勘違いである。区民は「情報公開請求書」を提出しない限り、使途がわからないのが現状である。
どうしてこれがトピックスなのか、「透明性の原則」の説明を求める。
全額を計上することは「規程」（支出基準）第2条2に反した不当な支出である。社会通念に照らして、相当な按分が必要である。
浅井議員がトピックスに書いているように「按分の原則」に基づき、かかった経費合計808,240円の按分50%、404,120円の返還を求める。

区政レポート令和３年新年号 No22 について

添付資料　②　区政レポート令和３年新年号、領収書等貼付用紙 12 月分 No９，10、
1 月分 No５，　NO4,

12 月 17 日　版下製作料　45,000 円

12 月 31 日　郵送料　荻窪郵便局　@73×869 通＝63,437 円

杉並郵便局@73×120 通　@84×112 通　　合計 18,168 円

1 月 27 日　印刷配布等　655,036 円のうち、581,796 円を計上

内訳　印刷 24,100 部、ポスティング 22,750 部　封筒封入宛名シール貼 1,101 部

領収書等貼付用紙の備考欄に「※交付額範囲内の計上のため、655,036 円の内、581,796 円を計上」と記載している。

かかった経費合計 781,641 円。そのうち 708,401 円を計上。

新年号も 1 ページ目は浅井くにお区政レポートの題字と浅井議員の顔写真とあいさつで 1/4 強を占めている。

4 ページ目の下半分は浅井議員のプロフィールと議会活動と資格・趣味等で占められていて、政務活動に関する記事ではない。

後の紙面は議会での浅井議員の発言のまとめである。杉並区議会 HP で見ることができる。

区政レポート No21 と同様に全額を計上することは「規程」（支出基準）第２条２に反した不当な支出である。社会通念に照らして、相当な按分が必要である。

「按分の原則」に基づき、かかった経費合計　781,641 円の按分 50%の返還を求める。

すでに浅井議員は 655,036 円－581,796 円＝73,240 円を負担しているので、（781,641 円の按分 50%）390,820 円－73,240 円＝317,580 円の返還を求める。

－ 4 －

A3×2

トピックス TOPICS

「令和元年度政務活動費」の使途を公開いたします

政務活動費については、地方自治法第100条に基づき自治体の条例で経費の交付の対象や額、充てる経費の範囲などを定めることとなっています。杉並区では「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」、そして規則、規程が整備されています。政務活動費の支出の基本的な考え方は、「実費弁償の原則」「按分の原則」「透明性の原則」により支出し、それぞれ領収書原本の提出が義務付けられています。

私の令和元年度の政務活動費収支報告書の原本写しを掲載します。

別記様式（第10条、第11条関係）

令和　2年　4月　1日

杉並区議会議長　宛

議員名　浅井くにお

令和元　年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり令和　元　年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収　入
政務活動費　1,920,000 円

2 支　出　（単位 円）

項　目	金　額	備　考
調査研究費	73,702	会派視察費等
研修費	3,666	会派研修費
広聴広報費	1,496,533	区政レポート19、20号、会派号外発行
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	133,204	新聞、図書代
事務費	167,973	携帯電話料、消耗品代、会派事務費
事務所費	0	
人件費	30,607	会派人件費
合　計	1,905,685	

3 残　額　14,315 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

一人ひとりの声を大切に活動してまいりますので、是非皆さまのご意見をお聞かせください。

地元のため、杉並区民のために全力で働いています。私の活動や考えをホームページやSNSで発信しています。また、杉並区議会のホームページでは、一般質問や決算・予算特別委員会での質疑を動画で視聴できますので、一度ご覧いただければ幸いです。

浅井くにおプロフィール

◆S26年2月1日杉並区新町（上井草4丁目）生まれ◆八幡幼稚園、杉並区立桃井第四小学校、杉並区立井草中学校（バスケットボール部）東京農業大学付属第一高等学校（生物部）◆S48年3月東京農業大学農学部造園学科卒業◆S48年4月杉並区に造園技術職として入庁◆H21年3月杉並区を退職◆H23年4月杉並区議会議員選挙初当選◆H27・H31年再選

議会活動

◆H23：医療問題調査特別委員会副委員長、都市計画審議会委員◆H24：保健福祉委員会副委員長◆H25：農業委員会委員◆H26：都市環境委員会副委員長、環境清掃審議会委員◆H27：道路交通対策特別委員会委員長◆H28：杉並区監査委員◆H29：都市環境委員会委員◆H30：区民生活委員会副委員長、都市計画審議会委員◆R元年：保健福祉委員会委員長◆R2：総務財政委員会委員、道路交通対策特別委員会委員

資格・趣味等

◆日本造園学会会員◆一級造園施工管理技士◆特殊無線技士（電話乙）◆電話級アマチュア無線技士◆新町自治会副会長◆荻窪消防団第3分団員◆井草囃子連間流保存会会員◆井草八幡宮太鼓講中◆ロッククライミング◆パドルテニス◆弓道◆ペタンク◆動植物観察◆クラシック音楽鑑賞◆美味しい日本酒探し◆妻・2子（1人独立）

浅井くにお事務所　浅井くにお　検索
〒167-0023 杉並区上井草4-24-13
TEL：03-6762-0920 FAX：03-5303-6388
E-mail：kunio-asai@jcom.home.ne.jp　http://asai-kunio.jp
ホームページ　ブログ

杉並区議会議員

浅井くにお



区政レポート 2020 SUMMER

令和2年 夏号 No.21

みなさまこんにちは 区政レポート「夏号」をお届けいたします。

本年は、2020東京オリンピック・パラリンピック開催の年となり、私が誘致に力を入れていた桃井原っぱ公園からの聖火リレーも行われる予定でした。しかし、2月上旬には、横浜に寄港したクルーズ船での新型コロナウイルス感染者の発生が報じられ、3月になると、東京都内での感染者の急増をはじめ、杉並区内でも感染者が出ることとなりました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大が国内をはじめ諸外国でも深刻化するようになり、東京オリンピック・パラリンピックは1年延期となってしまいました。

4月以降、私の所属する自民党会派では、区内での新型コロナウイルス感染症拡大による区民の生活や事業活動を支える手立てを、スピード感をもって打つよう、区長に対し複数回要望書を出してきました。こうした要望を受け区では、第1回定例会で議決した「令和2年度杉並区一般会計予算」を、6回に渡って新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算を組み様々な対策事業を実施しています。

今号では、令和2年第1回定例会での私の予算審査概要と新型コロナウイルス感染症対策のために組まれた各補正予算の概要についてお知らせいたします。

令和2年第1回杉並区議会定例会・予算審査

第1回定例会は、2月12日～3月18日までの36日間の会期で始まりました。第1回定例会の役割は、令和2年度予算の議決と新年度事業の根拠となる各条例の制定・改正です。新年度予算案は、その審査に特化した予算特別委員会を設置して集中的に質疑します。そのために3月4日から13日まで連日、予算案を4つの分野に分けてそれぞれ審査しました。

予算特別委員会での質疑概要

私は予算審査で、4つの分野の内、3分野に対して質疑に立ちました。

添付資料① 1/5

【3月9日】
（議会費、総務費、生活経済費、職員費）

①オリンピック・パラリンピック共催プロジェクトの実施について、区内で事前キャンプを行う国（イタリア、パキスタン、ウズベキスタン）を区を挙げて応援する取り組みをしよう。

②都市農業について、区内の生産緑地地区の指定満了が集中する2022年問題、東京都が対応するための新規事業をするようだが、区はどの様に都と連携する考えか。認定農業者支援チームがあるが、メンバーに事業の経営・商売にたけた方を追加しよう。皆が目標とする、スター農家を育成しよう。

③地域住民活動の支援について、町会自治会への防犯カメラ設置補助をはじめるが、地域では防犯カメラの設置箇所を機動的に移せるようにするなど補助を柔軟に考えて。

【3月11日】
（保健福祉費、環境清掃費、特別会計）

①環境施策等について、区民への環境意識の普及のためにも庁舎へのみどりのカーテンの再設置を。太陽光発電設備の改修への補助はどうなっているか。給食食材の放射能濃度測定用のゲルマニウム半導体検出器は耐用年数があるのか、定期点検をしているのか。

【3月13日】
（都市整備費、教育費）

①公共施設の樹木維持について、専門技術職が担当し、施設からの要望通りに樹木の生理や樹形など考えずに行っているようだが、専門技術職は何のために



令和2年1定予算審査

に採用されているのか。専門職が専門職はいらないという仕事ぶりでよいのか。

②児童生徒への防災ヘルメットの導入について、頭を守るには防災頭巾ではなく、防災ヘルメットだと要望してきたが、検討はどうなっているか。来年度大田区が全小学校へ導入するが知っているか。一人でも命を失ったら大変悔いが残る。

③小学校・中学校の特別教室、体育館へのエアコン設置について、特別教室へのエアコン設置は計画通りで令和2年度に終わるのか。体育館の設置効果は。給食調理室へのエアコン設置が言われているが、PTAの部屋にもエアコン設置を再要望する。

④中学生レスキュー隊について、OBで18歳になる人も居る、消防団のPRを。震災救援所の訓練へ積極参加を。

※詳細は、議会ホームページから議会中継⇒録画中継⇒委員会録画中継⇒令和2年予算特別委員会の3月9日、11日、13日の浅井くにお部分をご視聴ください。

令和2年第2回杉並区議会定例会について（会期：5月30日～6月17日）

例年私は、本定例会で区政一般について質問をしておりますが、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、区の負担や議会運営などを考え、自民党会派では質問を取りまとめて一人が質問に立つこととし、私は質問に立ちませんでした。会派取りまとめの質問では、以下の項目について質問をしました。新型コロナウイルス感染対策に取り組む中の区財政運営、第2波に備えた医療提供体制確保、産業支援、地域イベント及び文化活動、家庭ごみ・資源収集、災害時の救援所運営、保育料請求・乳幼児健診・児童虐待対応、学校の休校・再開、ICT教育・GIGAスクール構想。

※詳細は、区議会ホームページから議会中継⇒録画中継⇒本会議録画中継⇒井原議員部分をご視聴ください。

臨時会・補正予算について

【第1回臨時会・4月20日】

補正予算（第1号）は、6事業、約24億7800万円で財源は区の財政調整基金です。使い道は、区内4つの基幹病院（河北総合病院、荻窪病院、佼成病院、東京衛生病院）への入院体制強化と発熱外来の設置などへの補助。区職員の新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク・手指消毒剤などの購入経費。その他の事業は、中小企業支援、学校給食の推進、保健福祉職員人件費、臨時職員人件費。

【第2回臨時会・4月30日】

補正予算（第2号）は、8事業、約595億9500万円。財源の多くは国費約595億7900万円です。一人10万円の特別定額給付金給付、臨時特別給付金給付（児童手当支給世帯）です。区費の財源は財源保留額約1500万円、6事業、本庁舎・区民事務所・ゆうゆう館・障害児発達相談窓口・子ども家庭支援センター・保健センターでのトイレ手洗い自動水栓化経費。

【第3回臨時会・5月19日、20日】

補正予算（第3号）は、11事業、約5億8200万円。財源は国費都費等約3億5800万円で、生活困窮者等自立促進支援・感染症予防発生時対応・子育て応援券経費。区費の財源は財源保留額約2億2300万円、中小企業支援・高齢介護家庭生活支援3事業・生活衛生課分室維持管理（PCR検査体制）・情報教育・学校給食遠約金・中学校移動教室延期経費。

【第2回定例会】

補正予算（第4号）は、26事業、約5億3900万円、財源は区費財源保留額約3億1500万円で、分庁舎・杉並会館・区民センター・産業商工会館・体育施設・障害者福祉会館・障害者交流館・杉並福祉事務所・児童館・子ども家庭支援センター・郷土博物館・図書館のトイレ手洗い自動水栓化、橋梁長寿命化、公園整備、小中一貫校施設整備、保育園移転整備経費。残りの財源は区費の施設整備基金等約2億2400万円、地域コミュニティ施設整備、保育園移転整備経費。

【第2回定例会・追加提案・6月16日】

補正予算（第5号）は、11事業、約18億1400万円、財源は国費都費14億1800万円、文化芸術の振興、中小企業支援、生活困窮者等自立促進支援、臨時特別給付金支給（ひとり親世帯）、公園維持管理、特別支援教育、小中学校就学諸援助、スクールサポートスタッフ増配置経費。残りは区費の財政調整基金約3億9600万円、防災施設整備等経費。

【第4回臨時会・7月21日】

補正予算（第6号）は、36事業、約25億140万円、財源は国費約5億7600万円、都費約18億2700万円、区の財政調整基金約9700万円、国費と都費によりPCR検査機器購入、児童生徒一人1台タブレット、小中学校感染予防対策。都費と区費により会議・相談のオンライン化、杉並芸術会館・地域集会施設・杉並公会堂・体育施設感染予防対策、中小企業・商店街支援、介護保険事業者支援、地域包括支援センター・高齢者在宅サービスセンター・児童青少年センター・児童館・区営住宅・土木事務所・公園管理事務所・清掃事務所等・済美教育センター手洗い自動洗浄化、障害福祉サービス等事業所へのサービス継続支援、バスによる移動式PCR検査スポット新設、児童虐待対策、建築物等の情報オンライン化、南北バス運行継続支援、済美教育センター・特別支援教育感染予防対策、移動教育施設運営継続支援、学校開放施設・図書館感染予防対策など。



議場運記者カバー設置

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8月分	No. 2

領収書等貼付欄

領収書

浅井 くにお 様

［別納引受］
区内特別基（定） 17.0g
@73 863通 ¥62,999

小 計 ¥62,999

郵便物引受合計通数 863通
課税計（10%） ¥62,999
（内消費税等 ¥5,727）
非課税計 ¥0

合計 ¥62,999
お預り金額 ¥70,000
おつり ¥7,001

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 8月12日 10:22
担当 [redacted]
発行番号：20081ZA2784 13箱21
連絡先：荻窪郵便局
TEL:0570-943-036

備考

区政レポートNo.2 郵送料 62,999－
（73円×863通）

2/5

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8月分	No.3

領収書等貼付欄

領収書

渋谷 くにお 様

[別納引受]
区内特別基（定） 16.5g
@73 122通 ¥8,906

小 計 ¥8,906

第一種定形 15.5g
@84 106通 ¥8,904

小 計 ¥8,904

郵便物引受合計通数 228通
課税計（10% ¥17,810
（内消費税等 ¥1,619）
非課税計 ¥0

合計 ¥17,810
お預り金額 ¥18,010
おつり ¥200

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 8月12日 10:43
担当：[redacted]
発行No. 20081[redacted] 端N96箱01
連絡先：杉並郵便局
TEL:0570-943-725

備考

区政レポートNO.21郵送料 17,810－
（73円×122通、84円×106通）

3/5

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8月分	No. 6

領収書等貼付欄

領　収　証

浅井　くにお　様

2020年 8月 10日

備考

金　682,431-

但し、区政レポート2号　24,100部　ポスティング　22,750部
封筒封入宛名シール貼り　1,090部
封筒　2,000部

上記金額正に領収しました。

	百	十	万	千	百	十	円
ご請求額			6	2	0	3	9	2
消費税				6	2	0	3	9
合　計		¥	6	8	2	4	3	1

現金・小切手・手形・相殺・振込み

収入印紙 日本政府 200円

株式会社 [illegible]

東京都杉並区 [illegible]
☎03-3314 [illegible] 03-3312 [illegible]

▷企画/DTP/デザイン/WEBデザイン/各種印刷◁

備考

- 区政レポートNo.2印刷、ポスティング、封筒
- ポスティング期間　8月12日～15日

4/5

出納簿 整理番号	8月分	No. 17

領収書等貼付欄

領収書

浅井　くにお　　様

¥45,000-

但：浅井くにお区政レポート No.21 版下制作料 として

2020 年　8 月 19 日
上記正に領収いたしました

内　訳

一式	¥ 45,000
合計	¥ 45,000
小計	¥ 45,000
税率	-
合計	¥ 45,000

MIZUNO DESIGN
ミズノデザイン
190-0162
東京都あきる野市
三内87-1-105
Phone:042 588 5915

5/5

トピックス TOPICS

この間の10回に渡る補正予算による新型コロナウイルス感染症対策として、杉並区が検査体制の充実を図ってきた内容を紹介します。

杉並保健所生活衛生課分室（旧衛生試験所）は、独自の検査体制を執るため検査機器を導入し、検査室をバイオセイフティレベル2+仕様（感染防護服必須区画）に改修しました。検査室内写真手前のグレーの機械は「リアルタイムPCR装置」で、奥にある扉がブルーの機械は「核酸自動抽出装置」です。

検査室には安全キャビネットがあり、その中で搬入された検体を手作業で不活化処理します。検体分析は、検体を核酸抽出装置に掛けて抽出した核酸をPCR装置に入れDNAを増幅します。分析結果は接続しているパソコンに表示され、サンプルと比べて陽性、陰性を検査員が判定します。なお、先ごろ購入した全自動核酸抽出増幅検査装置が導入されていますが、現在調整中です。今後、核酸自動抽出装置2台、リアルタイムPCR装置2台が納品され、年度内に稼働する予定で、1日90件程度のPCR検査が実施可能となります。

ウイルス感染を機動的に調べるため移動式検体採取用バスを購入しました。そのバスで大勢の検査が必要な場所へ行き、検体採取をしています。運転席は検体採取空間と完全に仕切られています。医師や看護師の乗車空間も検体採取空間と仕切られ、検体採取空間にはミスト消毒器や車内空気を浄化して排出する装置も付けられています。


運転席


検体採取室


ミスト消毒器


検査室


移動バス


空気浄化装置

地元のため、杉並のために全力で働いています。私の活動や考えをホームページやSNSで発信しています。
また、杉並区議会のホームページでは、一般質問や決算・予算特別委員会での質疑を
動画で視聴できますので、一度ご覧いただければ幸いです。

浅井くにおプロフィール

◆S26年2月1日杉並区新町（上井草4丁目）生まれ◆八幡幼稚園、杉並区立桃井第四小学校、杉並区立井草中学校（バスケットボール部）東京農業大学付属第一高等学校（生物部）◆S48年3月東京農業大学農学部造園学科卒業◆S48年4月杉並区に造園技術職として入庁◆H21年3月杉並区を退職◆H23年4月杉並区議会議員選挙初当選◆H27・H31年再選

議会活動

◆H23：医療問題調査特別委員会副委員長、都市計画審議会委員◆H24：保健福祉委員会副委員長◆H25：農業委員会委員◆H26：都市環境委員会副委員長、環境清掃審議会委員◆H27：道路交通対策特別委員会委員長◆H28：杉並区監査委員◆H29：都市環境委員会委員◆H30：区民生活委員会副委員長、都市計画審議会委員◆H31（R元年）：保健福祉委員会委員長◆R2：総務財政委員会委員、道路交通対策特別委員会委員

資格・趣味等

◆日本造園学会会員◆一級造園施工管理技士◆特殊無線技士（電話乙）◆電話級アマチュア無線技士◆新町自治会副会長◆荻窪消防団第3分団員◆井草囃子連間流保存会会員◆井草八幡宮太鼓講中◆ロッククライミング◆パドルテニス◆弓道◆ペタンク◆動植物観察◆クラシック音楽鑑賞◆美味しい日本酒探し◆妻・2子（1人独立）

浅井くにお　検索

ホームページ　ブログ

浅井くにお事務所

〒167-0023 杉並区上井草4-24-13
TEL：03-6762-0920 FAX：03-5303-6388
E-mail：kunio-asai@jcom.home.ne.jp
http://asai-kunio.jp

杉並区議会議員

2021 Winter 浅井くにお

区政レポート　令和3年 新年号



新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中ではありますが、皆様におかれましては穏やかな新年をお迎えのことと存じます。

早いもので、議員就任後10年を迎えました。初心を忘れず地域の皆様のため、そして杉並区の将来を見据えて本年も活動してまいります。活動には、皆様からの様々なご意見やご要望が原動力の一つとなります。本年も気兼ねなくお話をお寄せくださいますようお願い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

令和2年第4回杉並区議会定例会・一般質問（11月16日）会期：11月16日～12月9日


令和2年第4回定例会・議場にて一般質問

杉並区議会中継動画

私は、杉並区議会自由民主党の浅井くにおです。会派の一員として、通告に従い区政一般について質問いたします。質問項目は、1. 西武新宿線沿線のまちづくりについて　2. 東京外かく環状道路整備工事について　3. 区内の屋敷林等保全について、4. 善福寺川流域合流式下水道改善事業等について、以上4項目です。答弁につきましては、再質問の無いよう具体的で明快な内容となるようお願いいたします。

一般質問に入ります前に一言申し述べます。日本中に蔓延し、終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症についてであります。杉並区は、早い段階で、感染者治療の要となる医療機関への支援をはじめ、様々な財源を活用しての感染症対策を進めてきており、区民の命・健康・生活を守る行政の役割をしっかり果たして来たことを評価しております。今後も、これまで同様に新型コロナウイルス感染症対策への力を緩めることなく、スピード感をもって対策に取り組むことを求めておきます。よろしくお願いいたします。

1. 西武新宿線沿線のまちづくりについて

この間、開かずの踏切を無くす西武新宿線連続立体交差化計画の井荻駅から西武柳沢駅間の事業化に向けた取り組みが進められており、同時に、上井草駅北側に駅前広場の設置が計画されています。

先日開催された、西武新宿線の連続立体交差化計画の説明会では、都市計画案と環境影響評価書案と合わせて、駅前広場計画についても説明が行われました。

ただ、武蔵関駅前広場計画の様に具体的な完成予想図などが全くないのはなぜか、伺うとともに、杉並区関連の事業の進みが遅く感じられるのは、区の事業への取り組みが消極的なためではないかと考えますが、本事業に対する姿勢を改めて伺います。

また、区内2か所で行われた説明会では、参加者はそれぞれ何人だったのか伺います。合わせて、計画案等に対する参加者との質疑はどの様なものがあったのか伺います。

更に、西武新宿線の連続立体交差化計画に係わる全ての都市計画案への意見書の提出状況をお聞きします。その上で、それらの中で杉並区内の計画と上石神井電車車庫の計画への意見書の提出件数と意見の内容を伺います。

開かずの踏切を無くす鉄道の連続立体交差化は、人も車も踏切待ちが無くなり日常生活の不便さやストレスの解消、更には経済活動にも大きな効果が期待されます。

一方で、地域の生活道路への多くの通過車両の流入が起き、交通事故の増加やそれまで起きていなかった地点での交通渋滞などのマイナス効果も予想されます。加えて、現在整備工事が進められている東京外かく環状道路の青梅街道インターチェンジが開通すれば、更に大変な交通問題が起きることは確実です。

また、西武新宿線井荻駅から上石神井駅間の沿線地域、青梅街道インターチェンジ周辺地域での交通をはじめとした生活環境の悪化が強く懸念されます。

そこでお聞きしますが、西武新宿線の連続立体交差化計画と東京外かく環状道路計画での、周辺地域の交通量予測は、どの地点で時間当たり何台と見ているのか、伺います。

改めて、関係する様々な調査を実施し、その結果に基づいて、交通問題を扱うまちづくりを行うことを強く要望しますが、区の見解を伺います。

次に、西武新宿線の連続立体交差化計画の工事完了までには、10年、20年と長い時間が掛かることから、計画に関係する沿線に住む方、商売を営む方、借地している方、土地を持つ方、それぞれの皆様が、それぞれの生活設計・人生設計を考えることとなります。こうした関係する方々に、事業推進に向けて特に、真摯な説明や相談などの対応を心掛けるようお願いしますが、区の考えを伺います。

また、現在の町のまちらしさを保つ大切な資産である大木や屋敷林、農地やまち並みなどを保全することも重要です。そのためには今後、区の鉄道立体担当の部署だけでなく、道路、交通、商店街や町会、みどりや農業、まちづくりと云った部署が、別々の部署でバラバラに事業を進めるのではなく、一つのプロジェクトチームとなり、専属組織で事業推進に向けた様々な問題・課題の解決に取り組むことが大変重要と考えますが、区の取り組み姿勢を伺います。

次に、西武新宿線井荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差化は高架方式で整備計画が進められており、完成時には高架下部分の面積の15%が地元自治体に原則提供されると言われています。提供面積の拡大要求をすることを求めますが、区の見解を伺います。

鉄道の連続立体交差化による鉄道沿線のまちへの様々なマイナス効果をやわらげる意味でも、沿線地域へのプラス効果につながる地域活性化施設の整備を計画すべきと考えます。上井草には、アニメーション制作で有名なサンライズがあり、更に周辺にアニメーション関係の事務所などが集積していることから、こうした環境を活かし、アニメのまちとして更にアピールしていくためにも、現在のアニメーションミュージアムの移転整備が有望と考えます。現在のアニメーションミュージアムは、建物の老朽化問題があることから、先に述べた西武新宿線の高架下の地元自治体活用空間を使い、新たなアニメーションミュージアムの整備を強く要望しますが、区の考えを伺います。

2.東京外かく環状道路整備工事について

現在、大深度地下でシールドマシンによりトンネル掘削工事が行われています。本工事は、様々な問題の発生により当初の予定から大きく遅れて進められています。そうした中、先日の10月18日に調布市東つつじヶ丘において地表面の陥没事故が発生しました。この事故は、工事との因果関係を現在調査しているとのことですが、改めてどの様な事故であったのか、お聞きします。

また、国をはじめ事業者へ杉並区は緊急要請書を出していますが、その要請内容がどの様なものか、そして、その後地中に新たな空洞が見つかったとの話もありますが、陥没事故やその空洞と工事の因果関係を区はどう考えているのか伺います。

次に、調布市での事故発生後、周辺住民への事故についての通知、避難場所の確保、避難誘導、避難解除は、どこが主体となってどの様に行われたのか伺います。

今は、区内での工事は実施されていませんが、今後確実に区内の地下でトンネル工事が行われます。前述した調布市と同様、もしくは更に大規模な事故が発生する可能性もあると考えることから、区独自の避難計画を立てておくことが必要と考えますが、区の見解をお聞きいたします。

今後、地下を外環道本線工事が通る計画の地上部周辺にお住いの方々は、今回の調布市の事故を踏まえて、杉並でも陥没事故が起きるのではと不安を抱いています。今回の事故を機に、区内の工事計画区域周辺の方々へ安全対策などの説明をする考えはあるのか、事業者に任せるのではなく、区独自に行うことが必要と考えますが、区の見解を伺います。

次に、区内では小規模ではありますが、高円寺や上荻地域で下水道事業のシールドトンネル工事が行われています。今後、同様な工事が計画される可能性は高いことから、区の地域防災計画へ陥没事故対策を追加することを求めますが、区の考えを伺います。

3.区内の屋敷林等保全について

区は、平成24年度に区政施行80周年記念事業で「後世に残したい杉並の屋敷林」として、区内20か所を選出しています。その後、これらの屋敷林は、変わらずに残されているのか、それとも相続などによる消失や面積の縮小などの変化が起きてしまった所があるのか、伺います。

また、区は記念事業で選出した屋敷林に対して、後世に残すために既定の制度や事業以外に新たな取り組みをしてこなかったと見ていますが、このままでそれらの屋敷林を残せると考えているのか伺います。

更に、選出した屋敷林を「残したい」という希望を表すだけではなく、具体的に後世に残していく手立てを行うのが行政の在り方だと考えますが、区の見解を伺います。

農業の営みとともに何百年と育まれてきた区内の多くの屋敷林は、杉並らしさを醸し出す大きな要素であり、杉並区の文化の象徴として貴重な財産であると考えます。

しかし一方で、住宅都市として発展してきた杉並の町の屋敷林は、住宅に隣接するようになり、落ち葉や日陰等に関する苦情にさらされています。また、記念事業で選出されなかった屋敷林も区内には多く点在し、消失寸前となっています。

区内の貴重な緑である屋敷林を残すために、現在どの様な課題があり、それをどの様に解決すべきだと考えているか、お聞きします。

また、区内に点在する社寺林も、杉並の環境を維持保全するために見逃してはならない重要な緑です。これらの緑を残すために区はどの様な手立てが必要と考えているか、見解を伺います。

この項の最後に、みどりの少ない杉並区内にあって、CO_2削減効果や快適な生活環境の維持保全を考えたとき、屋敷林や社寺林を大都市東京の森林と捉え、良好に維持保全することは大変重要と考えます。そこで、こうしたまとまった都市の中の森林を守るために、国から交付を受けている森林環境譲与税を活用できるようにすべきと考えます。税の活用目的を拡充するよう、同様の環境を持つ特別区と共に国へ要望することを求めますが、区の考えを伺います。

4.善福寺川流域合流式下水道改善事業等について

現在、善福寺川上流部では、平成17年に起きた甚大な水害被害を踏まえ、合流式下水道改善事業が進められています。その事業における現在の工事の進捗状況と、今後の工事内容を伺います。

本工事の基地となっている区立開桜文化公園内に工事後設置される下水道施設はどの様な目的の施設か伺います。更にシールドマシンの発進立坑は塞がれ、公園として再整備される予定ですが、大勢の子どもが遊ぶ公園で陥没事故が起きないように、どの様に安全を確保するのか、確認します。

次に、善福寺川流域の方々のこの工事に対する一番の関心は、いつ工事が完了し、工事により水害がどれほど減るのかということです。本工事の完成時期はいつで、どれほどの効果が期待されるのか、具体的な見解をお聞きします。

この事業だけでは、平成17年の様な集中豪雨による水害には十分対応出来ないと考えています。そのため、以前、他区の取り組みなどを紹介しながら、本区でも河川沿いでの建物高さの制限を緩和するなどし、事業費のかからない防災まちづくりに区が取り組むよう要望しました。このようなまちづくりによって、家の天井が低くなることも、家が水害で水没してしまうこともなく、流域にお住いの方々が安心・安全に暮らせるようになると考えます。

区には、区民の生命・財産を守るという大きな役割があります。その後、要望したまちづくりの研究・検討を進めていると思いますが、区の取り組み状況を伺い、私の一般質問を終わります。

令和2年第3回杉並区議会定例会概要（会期：35日間・9月9日～10月13日）

本定例会の重要な役割の一つは、前年度の区の歳入歳出予算の執行結果と実績について、決算を審査し、適正に執行されているかを確認することです。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、6回の補正予算が成立しており、第3回定例会では更に7号、8号の補正予算が可決され、それに基づき対策事業を行っています。


令和2年　決算審査

【決算特別委員会での審査概要】

決算は、全ての歳入歳出を4つの分野に分け審査しています。私は、1分野（歳入全部等）、2分野（生活経済費等）、4分野（都市整備費、教育費）に対し、以下の様な質疑をいたしました。

1分野：特別区たばこ税について（9月30日）

杉並区の特別区たばこ税収入は約27億円あるが、目的税ではないため様々な事業に使われている。上井草スポーツセンターをはじめ区内各所には、衛立状の仕切りだけの喫煙所があり、多くの人に不快感を与えている。たばこ税収入の一部を使って吸う人も吸わない人も「全体最適な喫煙所」の再整備を。

2分野：区内の農業、生活用水井戸について（10月5日）

農業については、都の補助事業を活用するなどして、区内の農業者のホームページづくりと、それらをまとめた区のホームページづくりを。杉並ブランドの農作物づくりの取り組み状況は。農業と福祉の連携を進めているが、農商工連携も重要で、認定農業者支援チームに商売の専門家を入れよう。生産緑地地区の2022年問題に対し、農業者と直接会い意向をよく聴くこと。

災害時に必要な水は飲料と生活用で、特に被災生活で様々な洗い物やトイレ洗浄の生活用水確保が大変重要。区内にある登録生活用水井戸の多くは電動ポンプで、災害時の停電では使えない。防災対策として発電機や蓄電池の配備を。

4分野：井草森公園の運動場、西武新宿線沿線のまちづくり、区内の伝統芸能、みどりを守る事業について（10月8日）

井草森公園の運動場は、年3回延べ3か月間スポーツの最適時期に芝養生で利用できない。いつでも利用出来る人工芝化を。また、利用期間が増えれば、保育園や幼稚園の運動会会場にも利用できる。

西武新宿線沿線のまちづくりについては、今後の事業予定について質疑。

区内の伝統芸能については、祭囃子などの郷土芸能を残すには区民の理解が重要で、「杉並郷土芸能大会」の会場を区民が来やすい杉並公会堂へ変更を。

みどりを守る事業については、みどりの条例に基づく貴重木保全に職員の樹木医活用を。区内には、指定基準クラスの高木が多く生育しており、積極的に保全を。

QRコードを読み込むと中継映画をご覧いただけます。

出納簿 整理番号	12月分	No.4

領収書等貼付欄

領収書

浅井　くにお　　様

¥ 45,000.-

但：浅井くにお区政レポート No.22 版下制作料 として

2020 年　12 月 17 日
上記正に領収いたしました

内　訳

一式		¥ 45,000
合計		¥ 45,000
	小計	¥ 45,000
	税率	-
	合計	¥ 45,000

MIZUNO DESIGN
ミズノデザイン
190-0162
東京都あきる野市
三内87-1-105
Phone:090 9155 7020

2/5

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 9

領収書等貼付欄

領収書

浅井　くにお　様

［別納引受］
区内特別基（定）
@73　869通　¥63,437

小　計　¥63,437

郵便物引受合計通数　869通
課税計（10%）　¥63,437
（内消費税等　¥5,767）
非課税計　¥0

合計　¥63,437
お預り金額　¥70,000
おつり　¥6,563

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年12月31日 11:23
担当：[redacted]
発行No.201231A0136　端P26箱26
連絡先：荻窪郵便局
TEL:0570-943-036

備考

区政レポートNo.22郵送料　63,437－
（73円×869通）

3/5

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 10

領収書等貼付欄

領収書

浅井くにお 様

［別納引受］
区内特別基（定）
@73　120通　¥8,760
小　計　¥8,760

第一種定形
@84　112通　¥9,408
小　計　¥9,408

郵便物引受合計通数　232通
課税計（10%）　¥18,168
（内消費税等　¥1,651）
非課税計　¥0

合計　¥18,168
お預り金額　¥20,168
おつり　¥2,000

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年12月31日 12:12
担当：[redacted]
発行No. 20123[illegible]　端N96箱01
連絡先：杉並郵便局
TEL:0570-943-725

備考

区政レポートNo.22 郵送料 18,168－
（73円×120通、84円×112通）

4/5

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	1月分	No. 5

領収書等貼付欄

領　収　証

浅井 くにお　様

2021年 1月27日

備考

金 655,036-

但し、区政レポート22号 24,100部、ポスティング 22,750部
封筒封入宛名シール貼り 1,101部
上記金額正に領収しました。

	百	十	万	千	百	十	円
ご請求額			5	9	5	4	8
消費税				5	9	5	4
合　計		¥	6	5	5	0	3

現金・小切手・手形・相殺・振込み

株式会社[illegible]

東京都杉[illegible]

☎03-33[illegible] FAX 03-3312-8317

▷企画/DTP/デザイン/WEBデザイン/各種印刷◁

備考

- 区政レポートNo.[illegible]印刷、ポスティング等
- ポスティング期間 1月4日 ～ 1月10日
  ※交付額範囲内計上のため
  655,036円の内、581,196円を計上

5/5

安斉あきら議員　交付額192万円、支出192万円、残0円

区議会レポート令和2年NO22、令和3年NO23について検証する。
「杉並区議会議員（無所属）安斉あきら」として区議会レポートNO22、23を発行している。しかし、「杉並区議会自由民主党　すぎなみ自民　区議団通信」の「区政報告号外　令和2年5月」「令和3年　春　vol.11」では、自民党区議団の一員として顔写真を載せている。「すぎなみ自民区議団通信」は2回とも、新聞折り込みで、114,950部が区民に配られている。添付資料③　　安斉あきら区議会レポートNO22，23
添付資料④　「杉並区議会自由民主党　すぎなみ自民　区議団通信」の「区政報告号外　令和2年5月」「令和3年　春　vol.11」

安斉議員は平成31年4月の区議選では「無所属」で立候補した。選挙公報には、「安斉あきら、無所属　49歳、推薦人・杉並区長　田中良」と書いている。
しかし、当選直後から「杉並区議会自由民主党」に所属した。
添付資料⑤　「平成31年4月21日執行の杉並区議会議員選挙選挙公報」
添付資料⑥　会派別議員氏名一覧

以上の様に、安斉議員は「無所属」と「自民党区議団」の両方を使い、広報を出している。ある時は「無所属」、ある時は「自民党区議団」。区民に対し、説明が必要である。区民に対し、真摯に向き合うべきである。両方を使う理由の説明を求める。
安斉議員の区議会レポートは、選挙公報に書いた「無所属」で発行している。このことは明らかに選挙を意識して、発行したと区民には解釈され、政務活動費からの支出が認められない「選挙活動に関する経費」が含まれていることを意味している。全額を計上することは「規程」（支出基準）第2条に反した不当な支出である。社会通念に照らして、相当な按分が必要である。区議会レポート令和2年NO22、令和3年NO23の経費の按分50%の返還を求める。紙面についての検証は下記に記す。

区議会レポート令和2年NO22について

添付資料⑦　領収書等貼付用紙12月分No1，と請求書
12月17日区議会レポート22号制作、発送代等　809,353円
内訳　レイアウトデザイン費70,000円、印刷費6,000枚×@13＝78,000円、
折加工費6,000枚×@3＝18,000円　発送代行費用5,715×@85＝485,775円
封筒印刷12,000×@7円＝84,000円　＋消費税
領収書等貼付用紙の備考欄に「封筒については、次回、区議会レポート発行のため12,000枚印刷」と記載

添付の会社発行の請求書でわかるように、発送代行費用5,715×@85＝485,775円を計上している。「手引き」P14に「郵便区内特別便」の活用を求めている。業者に一任のため、高い郵送料を払うことは、使途基準にも反し、地方自治法第2条⑭の「最小の経費で最大の効果を挙げる」にも反した不当な出である。
A3 両面刷り。紙面を見ると、〈令和2年度第3回杉並区議会定例会　報告！〉。〈決算委員会副委員長を務めて〉を書いている。4頁目は「令和元年度決算額、区民一人当たり、344,973円」の表である。この表は杉並区が令和2年9月に発行した「令和元年度区政経営報告書」P8のほんの一部を除き、そのまま、掲載している。この区政経営報告書P8の一番下には杉並区のイラストスギマル？が書いてあるが、安斉議員は消している。レイアウトデザイン費として70,000円も使っているが、この表の出典を明らかにせず、区発行の資料を貼り付けている。安斉議員が調査して作成した表ではない。出典を明らかにしない理由の説明を求める。70,000円というデザイン費の根拠を求める。
添付資料⑧　「令和元年度　区政経営報告書」P8
以上の理由で、経費809,353円の内、按分50%、404,676円の返還を求める。

区議会レポート令和3年NO23について

添付資料⑨　領収書等貼付用紙3月分No1，と請求書
3月17日区議会レポート23号制作、発送代など　965,448円のうち950,317円を計上
内訳　レイアウトデザイン費70,000円、印刷費20,000枚×@9＝180,000円、
折加工費20,000枚×@3＝60,000円　　発送代行費用5,608×@85＝476,680円
ポスティング14,000×@6.5円＝91,000円　＋消費税
領収書等貼付用紙の備考欄に「ポスティング14,000については4月中に配布予定」と記載
添付の会社発行の請求書でわかるが発送代行費用も業者に一任し高い郵送料で、使途基準にも、地方自治法第2条⑭にも違反した不当な支出である。A3 両面刷り。紙面を見ると、〈令和3年度第1回杉並区議会定例会　報告！〉2ページ目は〈令和3年度、　一般会計予算案、各特別会計予算案及び付託された議案審査における3つの視点〉として表が掲載されている。この表も杉並区が令和3年1月に発行した「令和3年度　区政経営計画書　～予算の概要～」のP141のイラストを微妙に変え、貼り付けている。
添付資料⑩　「令和3年度　区政経営計画書」P141
　レイアウトデザイン費70,000円を払いながら、出典を明らかにせず、区の発行の資料を貼り付けているのはなぜか、説明を求める。70,000円は妥当なのか、説明を求める。
区議会レポート令和2年NO22と同様、按分50%の返還を求める。経費965,448円のうち950,317円を計上している。経費965,448円の50%、482,724円の内、15,131円を自己負担しているので、482,724円－15,131円＝467,593円の返還を求める。

－6－

令和元年度決算額

会計別		歳入	歳出
一般会計		2,059億6,774万　768円	1,987億3,665万3,605円
特別会計	国民健康保険事業会計	534億1,292万6,934円	530億4,642万　339円
	用地会計	2,841万8,805円	2,841万8,805円
	介護保険事業会計	434億3,324万9,507円	418億7,205万4,131円
	後期高齢者医療事業会計	137億4,410万3,283円	136億4,148万4,565円
合計		3,165億8,643万9,297円	3,073億2,503万1,445円

区民一人当たり 344,973円

令和元年度の歳出決算額を使って、区民一人当たりに換算してみたらどうなるでしょうか。
令和元年度一般会計歳出決算額を令和２年４月１日現在の人口で割って算出してみました。

57万6,093人（住民基本台帳人口）

198,736,653,605円÷576,093人＝344,973,213…　区民一人当たりでは 344,973円

※職員費　375億5,500万1千円は、各款に割り振りました。
※平成30年度の欄は、前年度決算時に算出したものです。

平成30年度 区民一人当たり	令和元年度 区民一人当たり	令和元年度 主な事業の内容
保険福祉費 191,449円	保険福祉費 194,670円	《社会福祉、児童福祉、生活保護、保健衛生など》 ○私立認可保育所　○生活保護費　○障害者自立支援サービス　○児童手当支給　○保育施設建設助成　○保育園運営 ○乳幼児及び義務教育就学児保護者負担軽減　○地域型保育事業　○予防接種
教育費 40,364円	教育費 41,596円	《小・中学校、社会教育など》 ○小・中学校の運営管理　○小中一貫校の施設設備　○学校給食の推進　○情報教育の推進　○学校人事・給与事務 ○図書館運営　○幼稚園等園児保護者負担軽減　○中央図書館の改修　○小・中学校の施設整備
総務費 34,719円	総務費 40,282円	《政策経営、会計、選挙、監査など》 ○財政調整基金積立金　○施設設備基金積立金　○情報システムの運営　○減債基金積立金　○区施設の改修・改良工事 ○区役所本庁舎等維持管理　○防災施設整備　○区議会議員選挙　○区政の広報
都市整備費 22,166円	都市整備費 28,956円	《都市計画、土木管理、土木建設、公園など》 ○公園等の設備　○道路維持補修、道路の路面改良　○狭あい道路拡幅整備　○公園の維持管理　○耐震改修促進 ○有料制自転車駐車場の運営　○街路灯の維持補修、新設・改修　○高齢者住宅の提供　○鉄道連続立体交差の推進
生活経済費 21,352円	生活経済費 20,145円	《区民生活、税務、統計、戸籍住民基本台帳、産業経済、スポーツ振興など》 ○地域集会施設等維持管理　○体育施設の維持管理　○杉並公会堂（PFI事業）　○阿佐ヶ谷地域区民センターの移転整備 ○プレミアム付商品券事業　○勤労福祉会館の改修　○西荻地域区民センターの改修　○杉並芸術会館の維持管理 ○商店街支援
環境清掃費 14,600円	環境清掃費 14,712円	《リサイクル、清掃など》 ○資源の回収　○清掃一部事務組合分担金等　○ごみ・し尿の収集・運搬　○杉並清掃事務所の維持管理 ○環境活動推進センター等の事業運営　○ごみの減量と資源化の推進　○ごみ・資源の排出の適正管理 ○安全美化条例に基づく生活環境の改善　○杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進
公債費 2,863円	公債費 3,039円	《公債の償還》 ○特別区債元金償還・利子支払
議会費 1,576円	議会費 1,573円	《議会》 ○区議会の運営
合計 329,069円	合計 344,973円	

皆様の区政に関するご意見をお聞かせください
安斉あきら
東京都杉並区上井草4-16-8
TEL/FAX.03-6876-7808
E-MAIL.info@anzaiakira.jp
WEB.anzaiakira.jp



杉並区議会議員（無所属）　区議会レポート　令和2年

安斉あきら（あんざい）NO.22

わたくし「安斉あきら」は、区議会議員として4期14年、区民にとって、さらに安心・安全なまちを創造してきました。「安斉あきら」の活動の原点は区民福祉の向上であり、少子高齢社会に対して着実に対応してきました。

＜令和2年度第3回 杉並区議会定例会 報告!＞

令和2年9月9日～10月13日にかけて、令和2年度第3回杉並区議会定例会が開催されました。本定例会では決算特別委員会が設置され令和元年度の各会計決算の審査が行われ、私、「安斉あきら」は全ての各会計決算を認定いたしました。また、本特別委員会では副委員長を務めさせて頂きました。以下、認定理由と今後の要望事項についてご報告します。

※決算審査は、予算の執行状況を検証し次年度への行政運営に反映させる重要な役割を担っています。



＜令和元年度各会計決算審査における4つの視点＞

1. 編成した予算が実行計画等に基づき着実に執行されたか
2. 区政の課題や新たな区民ニーズに対し区民に寄り添った対応がされたか
3. 持続可能な財政運営に努めてきたか
4. 効果的・効率的な行政運営を行い行政改革に取り組んできたか

以上、4つの視点から決算審査の判断を行いました。

＜令和元年度各会計決算審査における3つの認定理由＞

1. 「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、将来を見据えた健全かつ慎重な財政運営に努めたことを評価しました。令和元年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率がいずれも生じていません。実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、区財政の健全性は確保されていると判断しました。

添付資料③

2. 総合計画の最終段階に入る大切な年として、令和元年度予算事業や総合計画をはじめとする主要計画事業の着実な取り組みについて高く評価しました。一部に計画の達成ができなかった事業が見受けらましたが、全体を通じて実行計画に基づき着実に事業が推進され、各分野において区民福祉向上のための施策が図られたものと判断しました。

3. 多様化する区民ニーズや増大する行政需要に適切に対応しながら、積極的な歳出削減や国や都の補助金などを活用して歳入確保に努めた点は大いに評価出来ます。ふるさと納税による特別区民税の流出抑制の取組み、納付センターを活用した税収確保と収入未済額の縮減など、歳入確保策について区の努力は一定程度評価できると判断しました。

<決算認定における今後の要望事項>

1. 一層の行財政改革を推し進めるとともに、国の「デジタル庁」創設の動きをしっかりと見据え、行政手続きのデジタル化・オンライン化を積極的に進めること。
2. 区民福祉の向上を担保した上で、施策の優先順位などの精査を十分に行い、収支のバランスを考慮して財政の健全性を確保しながら、柔軟な財政運営に努めること。

<決算委員会副委員長を務めて>



新型コロナウイルス感染拡大(以降、新型コロナ)のなか、決算特別委員会の審査が行われましたが通常は全議員出席の決算特別委員会となりますが、感染拡大対策として委員会室に入室する出席議員の数を削減する委員会の開催となりました。また、発言席についてもアクリル板が設置され飛沫の拡散を防止する対策が講じられました。

決算審査に際し、新型コロナ対策に関する質疑が多く交わされました。区の試算では、新型コロナは世界経済に大きな影響を及ぼしており、終息後も景気低迷が長期化しかねない状況であり、税収減等による区財政への影響も数か年に及ぶ事が想定され、今後の財政運営は極めて厳しいと考えられています。

今後の区の方針として、新型コロナ対策については、必要な財源として財政調整基金を躊躇なく活用し、時期を逸することなく必要な施策を適切に実施する事としています。また、区民生活を取巻く喫緊の課題や新たな行政需要にも、将来にわたって迅速・的確に応えていくため、持続可能な行財政運営に努めていくこととしています。

新型コロナ対策については、長期化が予想されますが区民の皆様の健康と安全を守るため、一層の取組み強化が杉並区に求められていると感じました。ご意見などがあれば是非お寄せ頂きたいと思います。

<令和2年度第4回杉並区議会定例会 報告!>

令和2年11月16日~12月9日にかけて、令和2年度第4回杉並区議会定例会が開催されました。定例会の会期中である11月中旬、区内における新型コロナウイルス感染症数が急激に増加し、入院者数も増加している事から医療現場における病床確保や医療従事者への感染も発生している状況を鑑み、医療体制の維持と医療崩壊の阻止を目的に急遽、補正予算第10号が追加議案として提案され成立しました。主な内容は以下の通りです。

1 (仮称)入院患者受入医療機関支援事業

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるにあたり、専用病床と必要とされる医療従事者を確保し、院内感染対策や従事者の適正配置に必要となる経費の助成を行う。

補助対象	区内感染症診療協力医療機関(4基幹病院　病床数最大86床)
補助対象期間	令和2年11月~令和3年3月
補助額	1日のうちに、入院のために新型コロナウイルス感染症専用病床を利用した患者1人あたり10,000円を助成
予算額	1億5,200万円

2 (仮称)医療機関に関する休業期間経営継続支援事業

PCR検査等を実施する医療機関が、従事者の新型コロナウイルス感染症の感染等によってやむを得ず休業等を行った場合に、その期間に応じて、業務再開または業務縮小による経営継続に必要な経費の助成を行う。

補助対象	下記の要件を満たす新型コロナウイルス感染症に係る検査(PCR検査や抗原検査)を実施する区内の医療機関(11月30日現在　病院9所　診療所54所) 〈要件〉 ●東京都と行政検査(医療保険適用となる検査)実施にかかる契約をしていること。 ●従事者が新型コロナウイルス感染症患者またはその濃厚接触者となり、再開を前提として施設の休業をした診療所または診療の縮小をした病院であること。
補助対象期間	令和2年11月~令和3年3月
補助額	診療所:1日につき58,000円、病院:1診療科1日につき182,000円 (通常の休診日を除く引き続く10日間まで)
予算額	3,318万円

<文化芸術・スポーツに関する特別委員会 報告!>

東京2020オリンピック・パラリンピック聖火トーチが杉並区にやってきます!



東京都庁および都内区市町村において、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレートーチの巡回展示が行われています。杉並区では、令和3年4月12日(月)・13日(火)に本庁舎にて展示予定。詳細は区のホームページ・広報すぎなみでご確認下さい。

※写真　聖火トーチ巡回展示(イメージ)

【体育施設の計画的な改修について】

区民がスポーツ・運動する場としては、公立小中学校の校庭や体育館施設の利用もあるが区内の地域体育館や運動場などの体育施設が中心的な役割を担っているが、これらの施設について、その安定的な維持管理を行うことが、区民のスポーツ・運動の機会を確保するため重要である。このことから、区の体育施設の維持管理の状況について伺う。

Q1 まず初めに、区の体育施設維持管理に関する基本的な考えを確認する。

A1 施設の維持管理においては、利用者の安全を最優先に考え、日常点検の充実、点検等により発見された不具合は速やかに修繕等を実施するとともに、施設全体が老朽化している中で、計画的な設備の更新を図ることが重要と考えている。

Q2 次に令和3年度予算書にある体育施設にかかる主な改修内容及び金額を確認する。

A2 予算計上の主なものとして、上井草スポーツセンターグラウンドの防球ネットの改修、併せて照明のLED化に1億400万円余、高井戸温水プールの震災対策として実施する天井落下防止に4,600万円余、荻窪体育館の受変電設備の更新に3,200万円余、杉並第十小学校の窓の改修に2,300万円余となっている。



Q3 令和3年度に予定する改修以降、優先度の高い工事は何か、またその理由を示されたい。

A3 例えば、下高井戸運動場の人工芝は、敷設から15年経過しており、現在は痛みの激しい部分を部分張替え等で対応しているが、全面的な痛みが進んでいるため、更新が必要。加えて、照明設備については、現在使用している水銀灯は生産が終了しており、順次、LED照明に交換する必要もある。この照明設備については、松ノ木運動場、大宮体育館プール、上井草スポーツセンターテニスコートについても同様の状況である。加えて、松ノ木運動場については、管理棟の老朽化に伴い水回りの改修も含め、改修が必要な状況と認識している。

体育施設の改修工事には多額の費用がかかるが、財政状況が厳しい状況でも計画的な予算措置を講じ安全で快適な施設の維持管理を行い区民のスポーツ・運動の機会をしっかりと確保することを今後も要望する。



皆様の区政に関するご意見をお聞かせください

安斉あきら

東京都杉並区上井草4-16-8
TEL/FAX.03-6876-7808
E-MAIL.info@anzaiakira.jp
WEB.anzaiakira.jp



杉並区議会議員(無所属)

区議会レポート

令和3年

安斉あきら NO.23

わたくし「安斉あきら」は、区議会議員として4期14年、区民にとって、さらに安心・安全なまちを創造してきました。「安斉あきら」の活動の原点は区民福祉の向上であり、少子高齢社会に対して着実に対応してきました。

<令和3年度第1回 杉並区議会定例会 報告!>

令和3年2月9日~3月12日にかけて、令和3年度第1回杉並区議会定例会が開催されました。本定例会では予算特別委員会を新型コロナウイルス対策として分科会方式(各常任委員会ごと)で設置され令和3年度杉並区一般会計予算案、各会計予算案及び付託された議案審査が行われ、私、「安斉あきら」は全ての議案に賛成いたしました。



<令和3年度 困難を乗り越え、新たな時代に繋ぐ予算・編成の基本的な考え方>

1. 実行計画及び協働推進計画並びに行財政改革推進計画の取組に要する経費、新基本構想の策定を見据え必要となる取組に要する経費について確実に予算計上

コロナの感染状況により事業の進捗に影響がでることも想定されるが、最終的な目標の達成に向け、計画事業毎の進捗状況やこれまでの実績を踏まえ、徹底した経費削減・精査に努め必要な予算措置を行った。また、行政のデジタル化など、基本構想の策定を見据え、次期総合計画に繋げるために必要な経費についても予算措置を行った。

2. コロナ対策をはじめ、区民の暮らしの安全、安心を守るため必要な予算を確実に計上

コロナの収束時期は不透明な状況ではあるが、コロナ対策を含め、水防対策、防災・減災対策の推進、認知症対策、地域共生社会の推進、産前・産後支援、認可保育所の整備と保育の質の確保、学童クラブの待機児童解消の推進、ひとり親家庭支援、子どもの見守り強化、感染症予防・発生時対策など、区民の暮らしの安全、安心を守るための対策は最優先と受け止め、必要な予算反映に努めた。

添付資料③

3. 将来の想定外の危機にも対応できるよう財政の健全性の確保に努めた予算

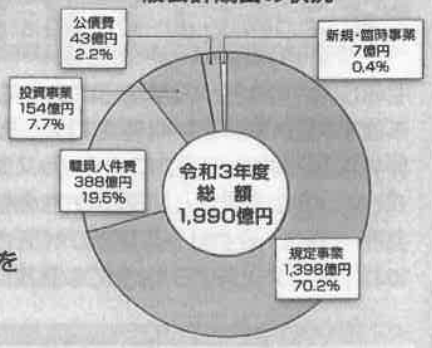
コロナがもたらす社会経済や区民所得への影響から令和3年度の特別区民税は前年度比36億円の減、特別区財政交付金については20億円の減と見込んでいるが、区民の安全・安心を守る施策など足元の喫緊の行政需要にしっかりと答えつつ、将来にわたって、緊急時にも迅速・的確に応えていくことができるよう、歳出削減、歳入確保、事務の効率化等に努め、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、財政の健全性を確保した予算編成を行った。

＜令和3年度 一般会計予算案、各特別会計予算案及び付託された議案審査における3つの視点＞

1. 国や都との連携を図りながら、持続可能で効率的な財政運営を行うことができるか
2. 区民が直面する様々な課題解消に応える内容となっているか
3. 現基本構想の達成および次の10年を見据えた新基本構想に向けての準備を進めているか

以上、3つの視点から予算編成の基本的な考え方を踏まえ予算審査の判断を行いました。

一般会計歳出の状況



一般会計当初予算を1万円に換算すると



※職員費は各費目に割振りしています。

＜予算審査における今後の要望事項＞

1. 区民が困難に直面している今こそ「経世済民」の強い気概を持ち区民の暮らしの安全、安心を守り、かつ将来を見据えた持続可能な財政運営に努めること。
2. 新型コロナワクチン接種については、国・都との緊密な連携を図り、区民に対し分かりやすく丁寧な説明と、きめ細やかな情報発信に努めること。
3. コロナ禍の長期化に伴い、区民や区内中小企業・商店街の声に耳を傾け、適切な支援に努めること。

＜予算特別委員会分科会における主な質疑＞

今回は新型コロナウイルス対策として分科会方式での議案審査となった事から、私は区民生活部に関連する議案審査のみの質疑となりました。

【コロナ禍における集会施設使用料の扱いについて】

Q1 1月に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発出されて以降、区の集会施設は、午後8時までの利用制限を行っている。その中で、施設の夜間利用の際の使用料については、どのような取り扱いとしたのか。

A1 区の集会施設は、1月12日から利用時間を午後8時までとする利用制限を行っている。その際の夜間利用における利用料は、午後7～9時まで2時間単位の料金設定としており、利用できない8時以降の利用料を減額できる規定が無い。そのため、午後7時から午後8時まで1時間を利用した場合は、満額の使用料をいただいている。

Q2 区民の方からは区の制限によって、本来の半分の時間しか使えないのであれば、使用料の減額について検討して欲しいとの声が寄せられているが、区として見直し検討する考えはあるのか。



A2 現在、使用料の減額規定を設ける規則改正を検討しており、4月の利用分から減額の適用ができるように準備を進める考えである。

Q3 今後、改正して減額が可能となる施設は、どのような施設か確認する。

A3 対象施設としては、これまで減額規定が無かった、すべての地域区民センター（勤労福祉会館含む）、区民集会所、区民会館、区民事務所会議室、コミュニティふらっと、杉並会館、座・高円寺を考えている。

Q4 もし、午後8時までの利用では目的を果たせないため、利用者がキャンセルする場合に、キャンセル料などはどうなっているのか。

A4 キャンセルの場合でも、キャンセル料の制度はない。通常時の直前キャンセル等は、次回申込にあたっての利用制限期間の適用があるが、今回の利用制限によるキャンセルには適用せず、使用料を全額返還する。

新型コロナウィルス感染症 様々な相談窓口

新型コロナウイルス感染拡大やその影響で、多くの方が不安や悩みを抱えております。
心の不調や生活への不安を感じたときの相談先をお知らせいたしますので、ご活用ください。
※たくさんの方から電話がかかるので、つながりにくくなる場合がありますので、何度かダイヤルして下さるようお願い致します。

新型コロナウィルスに便乗した悪質商法についての相談



特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください!

- 消費者ホットライン **188**(局番なしの3桁番号)
- 最寄りの警察署または、警察相談専用電話 **#9110**

新型コロナウィルスを口実にした悪質な勧誘に関する相談

東京都消費生活総合センター
(9:00~17:00、日祝除く)

- 消費生活相談 **03-3235-1155**
- 架空請求110番 **03-3235-2400**
- 高齢者被害110番 **03-3235-3366**
- 高齢消費者見守りホットライン **03-3235-1334**

子育てと子供の心の相談

- 杉並子ども家庭支援センター **03-5929-1902**
- 東京都 妊娠相談ほっとライン **03-5339-1133**(10:00~22:00)

家庭での暴力・虐待などの相談



- すぎなみDV専用ダイアル **03-5307-0622**(平日9:00~17:00)
- 児童相談所虐待対応ダイヤル **189**(いちはやく)

不安定な就労をされている方や離職者の方へ

- TOKYOチャレンジネット
(月水金土10:00~17:00、火木10:00~20:00)
0120-874-225
0120-874-505(女性専用)



仕事・職場に関する相談

- 緊急労働相談ダイヤル **0570-00-6110**
※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

こころの不安や悩み相談

- 東京都立中部総合精神保健福祉センター
03-3302-7711(平日9:00~17:00)
- こころの健康相談統一ダイヤル
0570-064-556(14:00~翌5:30)
- 東京いのちの電話
03-3264-4343(8:00~22:00)



聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方へ

FAXまたはLINEでのご相談を受け付けています。
FAX 03-5388-1396(9:00~21:00)

友だち追加 LINE公式アカウント「新型コロナ相談@東京」

杉並区議会 自由民主党 会派所属議員


議長 井口 かづ子


副議長 大和田 伸


副幹事長 大泉 やすまさ


政調会長 今井 ひろし


幹事会長 大熊 昌巳


総務委員長 井原 太一


相談役 小川 宗次郎


吉田 あい


脇坂 たつや


安斉 あきら


浅井 くにお


松浦 成明


矢口 やすゆき


髙崎 たかし


わたなべ 友貴

お困りごと・区政についてのご意見・ご相談・ご提言などを随時お受けしています。
電話 03-3312-2111(代表) FAX 03-3312-2270 E-mail suginamijiminntou@gmail.com

杉並区議会自由民主党

すぎなみ自民 区議団通信


区政報告 号外 令和2年5月

今般、懸命に新型コロナウイルス対策と向き合っておられる医療・福祉・公務関係従事者・社会インフラ等に携わっておられる皆様に改めて感謝と敬意を表します。

私たち会派は「新型コロナウイルス感染症に係わる緊急要望書」第3弾となる、区民生活の支援、地域医療支援や中小企業支援等13項目の要望を4月9日に提出し、会派一丸となり杉並区に迅速な対応を促してまいりました。それを受けて、杉並区は4月20日と4月30日の臨時議会にてそれぞれ右記の補正予算を成立させました。

今回の号外は、経済支援や様々な相談窓口等の情報を掲載しておりますので、区民の皆様のお役に立てていただけますと幸いです。

4/20成立!
令和2年度杉並区一般会計補正予算(第1号)
24億7,864万円
主な議案:入院外来体制強化ほか

4/30成立!
令和2年度杉並区一般会計補正予算(第2号)
595億9,507万円
主な議案:特別定額給付金事業ほか

新型コロナウィルス感染症に伴う支援策 個人・世帯向け

もらえます **全員一律!**
1人10万円
特別定額給付金

給付対象者 **基準日**(令和2年4月27日)**において、住民基本台帳に記録されている方**
受給権者 **その方の属する世帯の世帯主**
問合せ先 **総務省コールセンター**
03-5638-5855(9:00~18:30/土日祝除く)
受取期限:3ヵ月間

申請及び受取方法

受付及び給付開始日:令和2年5月13日~(予定)
申請期限:令和2年8月下旬(予定)

郵送での申請&受取

1. 各世帯に申請書が郵送 杉並区は5月18日頃~
2. 申請書に振込口座・世帯人数などを記入。振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しも準備。
3. 記入済申請書と確認書類を入れて返送
4. 後日、指定口座に人数分の金額が振込

マイナンバーカードでのオンライン申請&受取

1. マイナポータルへアクセス
2. 振込先口座を入力し、振込先口座の確認書類をアップロード
3. 電子申請 ※本人確認書類は不要
4. 指定口座にオンラインで振込

※申請時にはカードリーダーが必要です。
※マイナンバーカード所持者が利用可能です。

※配偶者からの暴力を理由に杉並区に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に、現在お住まいの杉並区の住所地に住民票を移すことができない方は、すぎなみDV専用ダイアル(03-5307-0622)もしくはお近くの福祉事務所までご相談ください。
※原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。
※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒液の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

新型コロナウイルス感染症 杉並区の相談窓口

添付資料④

次の症状がある方は相談窓口にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
※解熱剤を飲み続けなければならないときを含む
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

杉並区帰国者・接触者相談センター
03-3391-1299(平日午前9時~午後5時)
新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者相談センター)
03-5320-4592(平日午後5時~翌午前9時、土日祝は終日)

個人・世帯向け支援策

該当するものは全て もらえます

住居を失った・失うおそれのある方

住居確保給付金 **家賃の実費** ※上限あり

支給期間：原則3カ月間（最長9カ月間）

※世帯収入と預貯金に一定の基準額が設けられていて、それを超えないことが必要です。

問合せ先 くらしのサポートステーション

03-3391-1751 平日9:00～17:00

（臨時）080-5381-0931・0932・0933

子育て世帯の方

児童手当増額 子供1人あたり **1万円**

今年6月支給分に増額

※児童手当・特例給付は申請（確定請求）が必要となります。

問合せ先 子ども家庭部管理課 子ども医療・手当係

03-5307-0785

学費が支払えない方

高等教育修学支援制度

授業料減免＋返済不要の奨学金

問合せ先 日本学生支援機構

0570-666-301 平日9:00～20:00

杉並区国民健康保険に加入している方

傷病手当金

新型コロナに感染した、または感染が疑われた場合に、療養のために仕事ができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）

問合せ先 国保年金課国保給付係

03-5307-0328 ※要事前問合せ

該当するものは全て かりられます（無利子・無保証）

休業や失業でお困りの世帯

緊急小口資金特例貸付

上限20万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

据置期間：1年以内／返済期間：2年以内／連帯保証人不要・無利子

問合せ先 杉並区社会福祉協議会生活支援課生活支援係

03-5347-3143 平日9:00～17:00

※要事前問合せ

日常生活の維持が困難な世帯

総合支援資金（生活支援費）

2人以上世帯 ～月額**20万円**

単身 ～月額**15万円**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付）

据置期間：1年以内／返済期間：10年以内／連帯保証人不要、無利子

※本資金は、緊急小口資金（特例貸付）と同時に貸付けることはできません。

問合せ先 杉並区社会福祉協議会生活支援課生活支援係

03-5347-3143 平日9:00～17:00

※要事前問合せ

※記載している内容は2020年4月30日現在の情報です。
※各支援策についてはそれぞれのご相談窓口にて詳細をご確認ください。
※助成金や給付金などの情報は、日々更新されています。緊急経済対策の詳細は、首相官邸、厚生労働省、経済産業省、東京都、杉並区の各サイトも併せてご確認ください。
※本掲載は厚生労働省・経済産業省・東京都・杉並区などのホームページに記載の情報を独自に集約したものです。
最新の情報および制度の詳細につきましては、各行政のホームページからご確認頂くか、掲載の問い合わせ先までお電話ください。

※窓口が大変込み合っている場合がございます。「3密」を避けるためにも、必ず事前に電話にてご相談ください。

他にも支払い延長などの支援策があります。

- 住民税（特別区民税・都民税）の猶予制度　問合せ先：区民生活部納税課滞納整理係 03-5307-0634
- 公共料金や電話料金の支払い期限延長　問合せ先：各電気・ガス・水道・電話事業者
- 住宅ローンが払えない　問合せ先：借入先各金融機関
- 都営住宅等の使用料等に係る支払い期限の延長申請　問合せ先：JKKお客さまセンター 0570-03-0071
- 新型コロナ感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用　問合せ先：総務局人事部制度企画課非常勤班 03-5388-2394
- 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供　問合せ先：TOKYOチャレンジネット 03-5320-4072
- 東京都 新型コロナ対策パーソナルサポート（LINE）　問合せ先：新型コロナ対策パーソナルサポート@東京（LINE） ※TELなし

事業主・商店主・フリーランス向け支援策

該当するものは全て もらえます

業績が悪化した（売上半減）

持続化給付金

各種法人 **200万円**（上限）

個人事業主（フリーランス含む） **100万円**（上限）

2020年1月～12月のいずれかで、前年同月比の売上げが50%減少したひと月を元に年換算した減収額を給付。

※前年の売上げからの減少分が上限。

問合せ先 中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783-183 9:00～17:00

休業要請に協力した

感染拡大防止協力金

50万円（2店舗以上は100万円）

●「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた中小企業及び個人事業主。

●緊急事態措置期間中（令和2年4月11日から5月6日まで）に休業等の要請等に全面的に協力した中小企業及び個人事業主。

申請受付期間：4月22日（水）～5月15日（月）（予定）

協力金の支給：5月上旬～

問合せ先

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

03-5388-0567 9:00～19:00

商店街で「自主休業」した

（東京都商店街新型コロナウイルス感染症緊急対策奨励金）

1日50万円（最大400万円）

「STAY HOME週間」に商店街の加盟店が一体で取り組む「自主休業」に対し、奨励金を交付。

対象期間：4月25日（土）～5月6日（水）までの休日8日間（期間中、1日のみの取組も可）

（東京都教育庁指定対応製造店街事業）

補助対象経費の10分の9以内（補助限度額は300万円）

商店街の3密（密集、密室、密接）状態の回避につながる取組支援。

対象期間：4月24日（金）～9月30日（水）（予定）

※①②ともに加盟店舗数が100店舗以上の都内商店街（隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上も可）

受付期間：5月1日（金）から5月15日（月）まで

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 03-5320-4746

従業員を守る

雇用調整助成金

休業手当の助成

上限**8,330円**×人数×日数

※解雇等を行わない場合に支給

※助成率は企業規模・雇用条件で変動

対応期間：4月1日（水）～6月30日（火）

問合せ先 ハローワーク新宿

03-3200-8609

子育て中の従業員を守る

小学校休業等対応助成金

1日あたり上限 8,330円

学校休校に伴い保護者となる従業員に有給休暇を取得させた事業主

申請期限：令和2年9月30日まで

問合せ先

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

0120-60-3999 9:00～21:00

子育て中のフリーランスの方

小学校休業等対応助成金

1日あたり定額 4,100円

学校休校に伴う保護者である個人事業主で、令和2年2月27日～6月30日までの間において就業できなかった日

申請期限：令和2年9月30日まで

問合せ先

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

0120-60-3999 9:00～21:00

該当するものは全て かりられます

無利子・無担保

新型コロナウイルス感染症特別貸付

国民生活事業（別枠）**6,000万円**

中小企業事業（別枠）**3億円**

前年または前々年同期比5%以上の売上げ減少の事業主

据置期間：最大5年／申込方法：必要書類を、最寄りの支店まで郵送

問合せ先 日本政策金融公庫新宿支店

（国民生活事業）03-3342-4171 9:00～15:00

（中小企業事業）03-3343-1261 9:00～15:00

金利引き下げ

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

別枠**1,000万円** 当初3年間、金利を0.9%引き下げ

前年または前々年同期比5%以上の売上げ減少の事業主

※商工会議所、商工会などの経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要

※東京商工会議所の相談窓口は4月1日～5月30日開催休止

※各士業団体が開催している電話相談等のご活用ください

問合せ先 東京商工会議所杉並支部 03-3220-1211

東京弁護士会 03-3581-8977 平日9:30～16:00

東京司法書士会 03-3353-9205 当面 平日13:00～15:45

資金繰り支援（貸付・保証）

セーフティネット保証（4・5号）

与信枠大幅拡充

保証料・利子を減免

信用保証付き融資を限度額までご利用の方に

問合せ先

東京信用保証協会新宿支店

03-3344-2251

平日8:00～18:00、土日祝8:00～17:00

東京都の金融支援

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換

危機対応融資

各融資限度枠 **2億8,000万円**

信用保証料：都が全額を補助（一部を除く）

問合せ先 東京都産業労働局金融部金融課

03-5320-4877 平日9:00～17:00

杉並区の中小企業支援

新型コロナウイルス感染症対策特例資金

上限700万円

3年間無利子で融資可能

対象：従業員20人以下の企業

受付窓口

産業振興センター就労・経営支援係（商工相談担当）

03-5347-9182 平日8:30～17:00

- 法人税など税金の納税が困難　問合せ先：新宿都税事務所 03-3369-7151／杉並税務署 03-3313-1131
- 都税の徴収猶予について　問合せ先：新宿都税事務所 03-3369-7151／杉並都税事務所 03-3393-1171
- 農業者や、食品事業者等が相談できる窓口　問合せ先：関東農政局企画調整室 048-740-0311（増設）048-740-0016
- 水道料金・下水道料金の支払い猶予（23区）について　問合せ先：水道局お客さまセンター 03-5326-1101
- 新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）　問合せ先：労働相談情報センター事業普及課 03-5211-2248

区政報告
令和3年 春
vol.11

杉並区議会自由民主党

すぎなみ自民
区議団通信



杉並区役所屋上にて会派所属議員（15名）

ご挨拶

杉並区議会自由民主党　幹事長　大和田 伸

改めて、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、今も苦しまれている皆様に心からのお見舞いを申し上げます。そして、今も日夜懸命に活動して下さっている医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

コロナ禍の負の影響は今後、杉並区の財政にも及びます。新年度の歳入はリーマンショック時を上回る過去最大規模の減収が見込まれ、既に非常に厳しい財政運営が確実視されています。しかしながら、歳出全体の削減が求められている中でも、各事業そのものを改めて精査し、私たちはコロナ対策を筆頭に区民生活を取り巻く喫緊の課題については、『躊躇なく財源を投入すべきである』という視点に立ち、会派所属議員一人一人が各地域、各団体等にしっかりと根を張り巡らし、お声を区政に届けるべく、その役割を果たして参ります。

本年は、57万区民の乗る『杉並丸』の未来への羅針盤となる『新・基本構想』を策定する年でもあります。私たちは杉並区が進むべき方向をしっかりと見定め、政策提言等を通してその議論をリードして参ります。併せて、新型コロナウイルス感染症の終息に向け、国政・都政と連携しながら、より『住みよい杉並』となるよう精進します。本年も宜しくお願い申し上げます。

第三回・第四回定例会の概要報告

第三回定例会は令和2年9月9日に開会し、10月13日までの35日間の会期で開催されました。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する規定の整備のための条例や、区立学校児童・生徒用タブレットPCの買入れなど、条例2件、契約件数2件、補正予算3件など11議案の審議を行い、9件を原案どおり可決、修正動議1件と議員提出議案1件を否決しました。

一般質問は我が会派からは今井ひろし、井原太一、わたなべ友貴の3名が行いました。

今定例会では、全議員で構成する決算特別委員会が開催され、令和元年度の事業を審査し各決算を認定しました。会派からは安斉あきらが副委員長を務め、各議員が個別質疑を行いました。締め括りにあたり、我が会派を代表して吉田あいが、コロナ禍で区民一人ひとりに寄り添う信頼の区政を求める意見を述べました。

第四回定例会は令和２年11月16日に開会し、12月9日までの24日間の会期で開催されました。



第四回定例会 議案採決風景

コンビニ交付サービスによる戸籍証明書および戸籍附票の写しの交付手数料を定める条例や、自転車通行帯の設置に関する条例、杉並区職員の給与改正に関する条例の一部を改正する条例など、条例改正4件、補正予算2件など17議案の審議を行い、全て原案通り可決しました。

一般質問は、大熊昌巳、浅井くにお、今井ひろし、大和田伸、井原太一、わたなべ友貴の6名が行いそれぞれ活発な質疑が行われました。

区に対する要望書提出

我が会派は区に対し、新型コロナウイルス感染症対策への要望をこれまでも複数回にわたり行ってまいりました。令和2年11月、昨今の感染症患者急増による医療崩壊の危機を回避すべく、「区内４基幹病院への支援の継続」「医療従事者への支援」という医療機関への追加支援を区に対し要望し、その後の補正予算対応につながりました。

本格的な冬の到来を前に、区民の皆様の命を守るためスピード感をもった対策を求めました。



会派全員での要望書提出

杉並区基本構想審議会発足

区は、平成24年に策定した杉並区基本構想（10年ビジョン）が令和3年度に終期を迎えることから、令和4年度を始期とする「新基本構想」の策定に着手し、「杉並区基本構想審議会」を設置しました。我が会派からは、脇坂たつやが行財政運営（行財政改革・協働）・ICT（情報通信技術）分野の部会の委員として、わたなべ友貴が危機管理（防災・防犯等）・まちづくり・産業分野の部会の委員としてそれぞれ審議に臨んでいます。

添付資料④

会派推進政策報告　杉並の新型コロナウイルス感染症対策

杉並区は令和２年度において、新型コロナウイルス感染症対策に関する多岐にわたる取組を行ってきました。コロナ禍において我が会派としても杉並区に対し適宜様々な要望書を提出し迅速な対応を促してまいりました。

取組の財源となる補正予算の編成は、第1次（4月20日第1回臨時会）から第10次（12月9日第4回定例会）まで10回にわたり行われ、新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組み、速やかに審議を行い、全ての補正予算を可決成立いたしました。ここに杉並区が取り組んだ新型コロナウイルス感染症対策の主な事業をお伝えします。

第1回臨時会

補正予算（1号）増額補正額24億7,864万円余

●感染症予防・発生時対策として医療機関に対する入院体制の強化と補助、保健所の要員増配置、医療機器等の購入●感染症対策に係わるマスク、手指消毒剤など物品購入●中小企業支援として区内事業者からの商工相談（緊急対応）支援事業　ほか全6事業

第2回臨時会

補正予算（2号）補正予算額595億9,507万円余

●特定定額給付金事業と臨時特別給付金事業に要する経費●区役所ほか区立施設の手洗い自動水栓整備に要する経費　ほか全8事業

第3回臨時会

補正予算（3号）補正予算額5億8,222万円余

●杉並保健所におけるPCR検査体制の整備経費●学校休業中の家庭での学習環境の整備事業●障害者等の生活支援や感染症発生時対策経費　ほか全11事業

第2回定例会

補正予算（4号）補正予算額5億3,962万円余

補正予算（5号）補正予算額18億1,488万円余

●区内中小事業者支援事業の拡充●区立施設の手洗い自動水栓の整備●区内の文化・芸術活動を支援する「すぎなみアート応援事業」の創設●区立施設及び震災救援所等への保健衛生資材購入　ほか全37事業（4号・5号計）

第4回臨時会

補正予算（6号）補正予算額25億141万円余

●商店街の需要喚起キャンペーン事業●病院設置型PCR検査スポットの支援●移動式バス車内でのPCR検査の実施経費●検査実施医療機関への



区立施設等を巡回して検査を実施する検体採取用バス

支援等や杉並区によるPCR検査機器の購入経費●区内飲食店等に対して感染予防対策の物品購入補助事業　ほか全36事業



杉並区商店街応援キャンペーン

第3回定例会

補正予算（7号）補正予算額47億8,351万円余

●福祉施設従事者へのPCR検査に要する経費●中小企業支援融資の利子補給に要する経費●児童福祉施設における感染拡大防止対策に要する経費　ほか増額36事業、減額67事業、増額・減額共6事業

補正予算（8号）補正予算額3億1,729万円余

●高齢者等のインフルエンザ予防接種自己負担無償化やPCR検査態勢等の拡充に関する経費

第4回定例会

補正予算（9号）補正予算額3億7,863万円余

●新型コロナウイルス感染症感染者の入院及び移送に要する経費や、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所への陰圧装置の設置、難病患者福祉手当の支給に関する経費

補正予算（10号）補正予算額1億8,518万円余

●入院患者受け入れ医療機関支援及び医療機関に対する休業期間経営継続支援事業

※補正予算額には、新型コロナウィルス感染症対策以外の施策も含まれます。

議会コロナ対策本部の立上げ

区民の皆様の生命や生活を守ることを最優先に、令和2年2月19日「杉並区議会新型コロナウィルス感染症対策本部」を設置しました。9月14日に「杉並区議会危機管理連絡協議会」に組織改編し、今般の新型コロナウィルス感染症だけでなく自然災害発生時など、緊急時における様々な対策を迅速に実施するための組織となりました。

我が会派からは井口かづ子、大和田伸、大泉やすまさが参加し、日夜緊急対策に取り組んでおります。



会派でのコロナ対策をとりまとめて区に要望

杉並区のICT/デジタル化推進

我が会派が強く推進していることもあり、杉並区に対し保育園入園選考業務など事務手続きや、区立学校の児童・生徒への一人一台タブレットの導入、また民間事業者と協力してAIロボットによる来庁者への案内業務の実証実験など、様々な分野においてICT化の実現につながりました。

ICT/デジタル化の推進により、限られた人材や時間をさらに効率的・効果的に活用することで、区民サービスの向上につながるよう進めてまいります。



自律走行型ロボット
・自律走行して目的地に案内
・ディスプレイに目的地の情報を表示
・日・英・中・韓国語対応



対話型のロボット
・対話により目的地を検索・案内
・ディスプレイ表示と音声で案内
・日・英・中・韓国語対応

（杉並区役所1階にて実証実験風景撮影）

杉並区議会
自由民主党
会派所属議員



議長
井口 かづ子
杉並区清水
3丁目16番2号
03-3390-7775



幹事長
大和田 伸
杉並区高円寺南
2丁目16番2号
03-6768-9011



副幹事長
大泉 やすまさ
杉並区永福
2丁目51番14号
03-3328-0007



政務調査会長
脇坂 たつや
杉並区阿佐谷南
3丁目27番10号
03-3391-7717



総務会長
浅井 くにお
杉並区上井草
4丁目24番13号
03-6762-0920



監査委員
小川 宗次郎
杉並区松ノ木
3丁目3番12号
03-5306-1900



大熊 昌巳
杉並区久我山
3丁目17番24号
03-3333-5738



吉田 あい
杉並区高円寺北
4丁目20番13号
090-1083-8341



安斉 あきら
杉並区上井草
4丁目16番8号
03-3397-6331



今井 ひろし
杉並区宮前1-11-9
NM宮前301
03-5932-3976



井原 太一
杉並区下高井戸
2丁目10番21号-611
03-5301-2755



松浦 威明
杉並区高円寺南
1丁目32番6号2階
03-3311-7810



矢口 やすゆき
杉並区和泉
4丁目28番1号-401
090-4667-8676



園崎 たかし
杉並区上荻
4丁目19番17号-201
03-6336-4302



わたなべ 友貴
杉並区荻窪
5丁目18番11号-202
080-1054-1956

杉並区議会自由民主党では、区政についてのご意見・ご質問・ご提言などを随時お受けしています。下記の連絡先に住所・氏名を添えてお問い合わせください。お待ちしています。
電話 03-3312-2111（代表）　FAX 03-3312-2270　E-mail suginamijiminntou@gmail.com

平成31年4月21日執行

杉並区議会議員選挙選挙公報

選挙すべき議員の数（定数）48人

杉並区選挙管理委員会



堀部 やすし（ほりべ）

無所属 48歳

将来世代の財政負担に配慮し、身の丈に合った財政を

悪質な問題は、法的手段を辞さず、杉並区長に厳しく対峙します。

高齢化に伴う担税力の低下が否めない現状では、増税一辺倒で課題を解決することはできません。現区長が「区民福祉の向上」「特別児童ゼロ」などを実現維持するというなら、適切な財政コントロールとともに、コンプライアンスの確立が不可欠というべきです。 堀部やすしは、

① 杉並区「経常収支比率」の偽装／訂正を発見（決算統計の不正を追及）	▶ 2016-2017年以降改善
② ジョイフル杉並 不正参加企業への利益供与など発覚	▶ 条例違反2017年是正
③ 不正経営を続けていた「特別会計」（中小企業勤労者福祉振興会計）にメス	▶ 特別会計2018年3月廃止
④ 区の債務隠し（地方自治法214条違反）の数々を追及	▶ 現在まで概ね改善
⑤ 限度あるPDCAを問題視	▶ 2018年度予算編成過程など新たに公表開始

など成果を上げたほか、不適正な財務行政を放置していた任務懈怠の杉並区長を提訴するなど取り組みを進めています。

堀部やすしは、増税一辺倒となる前に、必要な合理化・活性化を推進し、現区政に対する牽制役を果たします。

【プロフィール】1970年宮山県生まれ。幼少期に父をなくし、母子家庭に育つ。早稲田大学社会科学部卒業、大妨研一主事の郵政民営化に入門、政策研究会2001を経てが並区議会議員、5期連続（無所属）当選。ICT活用推進特別委員会などで活躍中。2012年青山学院大学大学院修了。2014年杉並区長選挙に立候補。思想する政治信念、思考行動、過去すべての選挙で「変革力」をつくらない「名前の連呼しない」選挙を実践しています。

Webページ



洞口 朋子（ほらぐち ともこ）

30歳

1988年生まれ、仙台市出身。
2003年、中学生のときイラク反戦デモに参加。
法政大学に入学し全学連として活動。

若者の声を杉並から！

若者と女性で社会を変える！

公立保育所の増設
人間らしく働ける社会

阿佐ヶ谷再開発 白紙撤回！

地域を壊すな
児童館をつぶすな
「命より金もうけ」にNO!

9条改憲を止める！

沖縄とともに辺野古新基地NO!
福島とともにオリンピックNO!



ほらぐち ともこ は「都政を革新する会」の長谷川 英憲（元都議会議員）、北島 邦彦（元杉並区議）のたたかいを引き継ぎます。



北 あきのり（きた）

公明党

3期12年の確かな課題解決力！

区民相談6658件
健康増進・防災のプロ

皆さまの声を実現しました！

◆保育待機児童ゼロを達成（平成30年4月） ◆区立小中学校体育館に今夏からエアコンを設置 ◆木密地域への感震ブレーカー設置支援を高齢者世帯等までに拡大（平成31年度） ◆初期消火に備える「消火栓スタンドパイプ」を地域防災会等に配備 ◆「ワンコインがん検診」制度導入 ◆整備中の都立高井戸公園を遊び場として暫定開放し、トイレを整備

北はお約束します！

●学校内に学童保育を拡充し、教育環境を充実させます ●感震ブレーカーを全世帯に設置し、火災に強いまちづくりをめざします ●耐震化助成の拡充や防犯カメラの再点検等で、防災力・防犯力をアップします ●ペットと暮らせる特別養護老人ホームや高齢者向けの住宅を拡充します ●フレイル予防（介護予防対策）を推進し、認知症予防リーダーを育成します ●児童虐待防止へ、未然防止に力をいれ、相談機能を強化します

<プロフィール>54歳、大阪体育大学卒。区議会副議長、文教委員会委員長等を歴任。2級建築士。荻窪消防団第6分団部長。

私たちも応援します
公明党代表 山口なつお
杉並区長 田中良
政治評論家 森田実
公明党 都議会議員 まつば多美子
西荻南口仲通商店会 会長 小林正敏



藤本 なおき

自民党

同性パートナーシップ制度に反対！

ブレない信念で4期16年

生活保護の適正化へ

不正受給には厳しく対応

区民が安心して暮らせる制度

人とペットの共生社会を

元気で長生き

寝たきり高齢者 7600人

リハビリ環境を整備

災害に強いまちづくりに全力！

石原のぶ



小川 宗次（おがわ そうじ）

自民党

5期当選の経験を活かし

行動する！実行する！

平成30年6月の補欠選挙当選より早9ヶ月。
区議会議員として、まだまだやることが沢山あります!!

◎教育・子育て支援
・体育館にエアコン
・虐待の早期発見

◎健康
・フレイル予防
・がん検診整備

◎高齢者支援
・特別養護老人ホーム200床以上整備
・ケア24の体制を強化

すべて待ったなし！ スピードある区政を！

◎環境・防災
・ブロック塀
・河川氾濫対策

◎地域
・商店街活性化
・町会自治会加入促進

小川宗次郎プロフィール

昭和41年、元都議小川勝吉郎の次男として生まれる。
梅里松苔幼稚園、杉並区立堀之内小学校、杉並区立松ノ木中学校、聖徳学園高校、流通経済大経済学部卒。
平成11年より杉並区議会議員に4期連続当選。第66代副議長、監査委員、議会運営委員長、文教委員長、区民生活委員長等歴任
平成30年6月補欠選挙にて当選。
地域では現在、松ノ木町会会長、松ノ木防災会会長、保護司、堀松梅宮青少年



おおつき 大樹（おおき）

公明党

おおきな つぎない 傾斜 あしたの一歩

杉並のあしたのために 3つの約束

1 誰も置き去りにしない社会をめざします
2 未来の宝 子どもたちと若者を応援します
3 尊い命を守ります

実績 一人の声を政策に

【安全】防災士として、河川沿いに調節池を推進。防犯カメラを設置拡大

【動物】殺処分ゼロ。人と動物の共生をめざし、動物愛護施策を推進

【障がい者】視覚障がい者のためにSPコードを導入。障がい者作業所の商品カタログを大幅改良

【子ども】小中学校体育館にエアコン設置。全学校図書館に専任司書を配置

【高齢者】特養ホーム約600床増床。在宅医

《プロフィール》

公認 城一 じょういち

円寿中　千葉商科大卒
趣味：ギター　キャンプ　自転車
阿波踊り

センターを開設

公認 井原太一 いはらたいち

会常任理事、(公社)杉並法人会青年部会、東京商工会議所杉並支部和田堀地区会員、(公社)東京青年会議所OB会所属、杉並消防団第2分団部長。
●松ノ木で妻、長男、長女の4人暮らし。

子育て、人づくり、まちづくり

杉並区議会議員として、地域ボランティアとして、みなさんといっしょに汗を流し、行政に訴え、行政を動かし、活動をして来たからこそ、実現できる!!

現役の強み 6つの挑戦

1	教育	自分で考え、やりぬける、元気な子に
2	子育て	子育て家族を応援します
3	シニア	高齢者の交流と生きがいの場を!
4	医療介護	24時間介護・医療サービスの充実
5	安全	地域の防災ネットワークの強化
6	地域力	ともに認め合う地域の力をつなぐ

詳しくはWebへ↓

推薦人 衆議院議員 石原のぶてる　都議会議員 早坂よしひろ　都議会議員 小宮あんり

【行政マン一筋プロフィール】1955年生。杉並区立永福小学校、私立麻布中学・高校、中央大学卒業。自民党選挙調査会事務局長、衆議院議員秘書10年。現在IT・システムオフィス代表。杉並区議会議員。
【主な経歴】高井戸第三小土曜日学校（フェスたかさん）実行委員長／杉並区教育委員会　青少年委員／都立富士高校・附属中学校ＰＴＡ会長／都立高校ＰＴＡ連合会学校教育委員／杉並まちづくり推進会　実行委員長　ほか
【今の主な地域活動】こどもの成長を願う杉並ネットワーク　代表／絵本読み聞かせリアカデミー　設立発起人／下高井戸青少年育成委員会　幹任幹事／高井戸第三小学校支援本部（たかさん夫婦絵）副本部長／中央大学白門会杉並区支部　副支部長／杉並ユネスコ協会　理事／保護司

http://www.ihara-taichi.org

子どもたちの笑顔のために!

「子ども」のこと

●「子どもの権利条例」を制定し、虐待のない杉並へ!
●待機児童対策と同時に「保育の質」を保ちます。
●子ども食堂をより身近にするため区の支援と連携を進めます。

「防災」のこと

●プライベート空間の確保や女性への配慮など杉並の避難所環境を改善します。
●ゲリラ豪雨対策を進めます。

「教育」のこと

●個人の権利や、人権・文化の多様性、社会・政治参加を学ぶ「シチズンシップ教育」を進めます。

他にも重要なこと!

●行政と区民との対話を!「住民協議会」を設置し、ボトムアップの杉並へ!
●パートナーシップ制度を創設するなど差別のない杉並へ!(LGBTなど)
●ひとり親家庭など、低所得者への家賃補助を!
●低所得者向け住宅にするなど、空き家活用を進めます。
●殺処分ゼロなど、動物愛護政策を進めます。
●特養ホーム、グループホーム、高齢者住宅の整備。

わたしたちも応援しています!

枝野幸男　立憲民主党代表、衆議院議員
吉田はるみ　立憲民主党東京8区総支部長
大河原雅子　衆議院議員
保坂展人　世田谷区長、元衆議院議員
石川大我　参議院議員、立憲民主党参議院比例第17総支部長

プロフィール：1976年生まれの42歳。埼玉県朝霞市出身上智大学外国語学部英語学科卒業後、会社員や保育園勤務などを経て、2015年から杉並区議会議員
好きなスポーツ…バスケ、バレー、など
好きな小説 …カラマーゾフの兄弟
好きな映画 … アメリカンビューティー

かわの 立憲民主党 川野たかあき

実績と確実な行動力

医療　杉並区内に救命救急センターを誘致します!

東京都が定めた区西部医療圏は杉並・中野・新宿の3区で構成されますが、圏内の救命救急センターは新宿区に3か所あるだけです。杉並区内に救命救急センターがあれば迅速な搬送が可能になります。

防災　中央道、高井戸IC下り線入口設置を実現します!

大規模災害時に向けた防災性の向上や利便性の向上を図るためにも、高井戸IC下り線入口設置を実現します。

地域　東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催で地域活性化を加速させます!

東京2020大会を契機にスポーツを通じて健康な社会を目指します。具体的には、新たな杉並ロードレースの実現、サッカー場やフットサルコートの整備を進めます。また、観光振興、産業振興の推進、ボランティア意識の醸成による地域の絆再生を目指します。

議会　職員定数の見直しに取組みます!

区議会の中では、職員定数の在り方について時間をかけた議論がされていません。適正な職員定数とは何人なのか?職員定数の見直しについて取組みます。

推薦人
・杉並区長 田中良
・参議院議員 小林正夫
・前参議院議員 西村まさみ
・元東京都議会議員 門脇文良
・連合東京 会長 岡田啓
・杉並区獣医師会 会長 畑孝
・杉並の未来を考える会 会長 矢澤成充

【プロフィール】昭和44年10月 渋谷区にうまれる。平成19年4月 杉並区議会議員選挙にて初当選。現在3期目。【主な経歴】杉並区陸上競技協会 副理事／杉並区軟式野球連盟 副理事／杉並区獣医師会 副理事／杉並区議会スポーツ振興議員連盟 事務局長【家族構成】妻、子供4人（長男15歳、次男13歳、長女11歳、次女8歳）

安斉 あんざい あきら 無所属 49歳

区民のいのちとくらし守る区政へ

●消費税10%増税ストップの声を杉並から!
●阿佐谷のみどりを守り、学校跡地への大規模商業施設誘致は許さない!

☆520億円を超える区のため込みをくらし、福祉、教育へ

●国保料・介護保険料値下げ
●区立施設廃止中止・使用料値下げ
●認可保育園・特養ホーム増設
●障害者福祉の拡充
●学校トイレの洋式化促進
●学校給食費据置化

安倍政権の暴走を許さず、区民のくらし・福祉・教育、商店の営業を守るため、みなさんと力を合わせ、がんばります。

プロフィール
◆1984年生まれ。阿佐谷保育園卒園、西田小、松渓中、豊富高、東海大学理学部卒業。◆2014年区議補選で初当選。現在2期目、区議会文教委員会副委員長。◆家族は妻と2人の息子。子育て真っ最中。

日本共産党 上保 じょうほ まさたけ 34歳

community

住民の声が街をつくる

・児童館も図書館もゆうゆう館も…利用者目線で区立施設再編計画を見直す
・住民協議会を定例で行い、区の事業計画への住民参加を促進

動物たちと心豊かに暮らす

・犬猫の殺処分ゼロを目指し、ボランティアや獣医師と連携した譲渡制度やマイクロチップへの助成
・新生児のドッグランの整備

生きることを楽しむために

・国民健康保険料への助成で非正規、自営業者を支援
・区内の労働環境の実態調査と是正で働く人を守る
・区営住宅や家賃補助の拡充で、若者や子育て世代を応援

多様性を誇りにする

・パートナーシップ制度づくり
・障がいのある子もない子も共に学び成長するインクルーシブ教育の推進
・性別、障がいの有無、ルーツなどあらゆる差別をなくす条例づくり

立憲民主党 自己責任ではなく支え合える杉並へ

PROFILE
●1977年、阿佐谷生まれ。荻窪高校卒、早稲田大学第一文学部卒(考古学専攻)。
●就職氷河期に、TV番組制作会社に就職。手取り13万円で昼夜あり3か月休みなしのブラックな環境で働き、同僚が体を壊していく中、社会のあり方に疑問を持つ。
●転職後、ペットシッターや宅配業務を通じて地域の方々と交流を深め、多様で豊かな杉並の魅力に気付く。
●身近なところから政治を良くしたいと思い、社会課題や解決を考えるイベントを区内で開催。
●ケガや病気の辛さを経験し、認知症予防活動を10年続けている。
趣味：サッカー、観戦、映画、登山(名前も名ですが)

わたしたちも応援しています!
枝野幸男
吉田はるみ　立憲民主党東京8区総支部長
大河原雅子　衆議院議員
齋藤友紀雄　青少年健康センター 会長
立憲民主党 枝野幸男 党首

立憲民主党 41歳 ひわき岳 がく

福祉と平和に全力投球

地方自治法の第1条に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあります。さらに、第2条にも「住民の福祉の増進」が明記されています。地方自治法の冒頭部分に「住民の福祉の増進」が、わざわざ2回も登場しています。これは、戦前の地方公共団体が「住民の福祉の増進」ではなく、「国家の戦争に協力」を第一番に置いたことへの猛反省を意味しています。

○国保料と後期高齢者保険料の減免制度の改善
「生活が著しく困難」な場合は、現行制度で減免となります。しかし、誰も知らないので、利用者はゼロです。世にも不思議な物語です。
○特養待機者ゼロの実現
不可能と思われていますが、必ず数年以内に実現致します。
○精神障がい者の理解普及と対策
○発達障がい者の理解普及と対策
○消費税強行の場合の対策
○多様性を認める共生社会の具体策

社会保障と福祉に詳しい人物です

田中良　杉並区長
樋口恵子　女性と高齢社会研究所 所長
齋藤友紀雄　青少年健康センター 会長
枝野幸男　立憲民主党 党首

特歴
愛知県立明和高卒
中大法学部卒
中大大学院博士卒
杉並区議会副議長
著書
「昭和平成世代の価値観」(ウェッジ)
「子育て・パパ・ママ・孫のための安心ルール」(ぱる出版)
「そうか！こうすれば保育・教育はうまくいく」(ぱる出版)
「世界が絶賛！教育が変わる！所沢発ゼロへの道」(ぱる出版)
講演歴
「日本を翻す」
「コモン・センス」(小松基金・一般)

太田哲二 おおたてつじ 立憲民主党

会派別議員氏名一覧

令和4年1月6日現在

◎幹事長　○副幹事長　◇幹事　△経理責任者　□総務

会派名 略称名	人数	議員氏名			異動年月日
杉並区議会自由民主党 自民	15	◎大泉　やすまさ △浅井　くにお 矢口　やすゆき 大和田　伸 吉田　あい	○井口　かづ子 わたなべ　友貴 松浦　威明 今井　ひろし 大熊　昌巳	◇脇坂　たつや 國崎　たかし 井原　太一 安斉　あきら 小川　宗次郎	令和元年5月7日　届出 令和2年5月20日 会派役員変更 令和3年4月30日 会派役員変更
杉並区議会公明党 公明	7	◎島田　敏光 中村　康弘 渡辺　富士雄	○川原口　宏之 北　明範	△山本　ひろ子 大槻　城一	令和元年5月7日　届出 令和2年5月20日 会派役員変更 令和3年5月19日 会派役員変更
日本共産党杉並区議団 共産	6	◎山田　耕平 酒井　まさえ	○金子 けんたろう 富田　たく	△野垣　あきこ くすやま　美紀	令和元年5月1日　届出 令和2年7月28日 会派役員変更
無所属・少数会派連携 連携	5	□奥山　たえこ 堀部　やすし	△田中 ゆうたろう 木梨　もりよし	松尾　ゆり	令和3年5月6日　届出 令和4年1月6日 所属議員異動（減）
立憲民主党・無所属クラブ 立無	4	◎太田　哲二 川野　たかあき	○山本　あけみ	△ひわき　岳	令和元年5月7日　届出 令和2年5月1日 会派役員変更 令和3年6月25日 所属議員辞職 令和3年12月6日 会派名称、略称名変更
いのち・平和クラブ 平和	4	◎新城　せつこ △奥田　雅子	○そね　文子	◇けしば　誠一	令和元年5月1日　届出 令和2年5月20日 会派役員変更
自民・無所属・維新クラブ 無維	4	◎岩田　いくま 小林　ゆみ	○藤本　なおや	△松本　みつひろ	令和元年5月7日　届出 令和2年5月1日 会派役員変更 令和2年6月30日 会派役員変更 令和3年5月20日 会派役員変更
都政を革新する会 革新	1	ほらぐち　ともこ			令和元年5月7日　届出
正理の会 正理	1	佐々木　千夏			令和4年1月6日　届出
9（会派）	47				

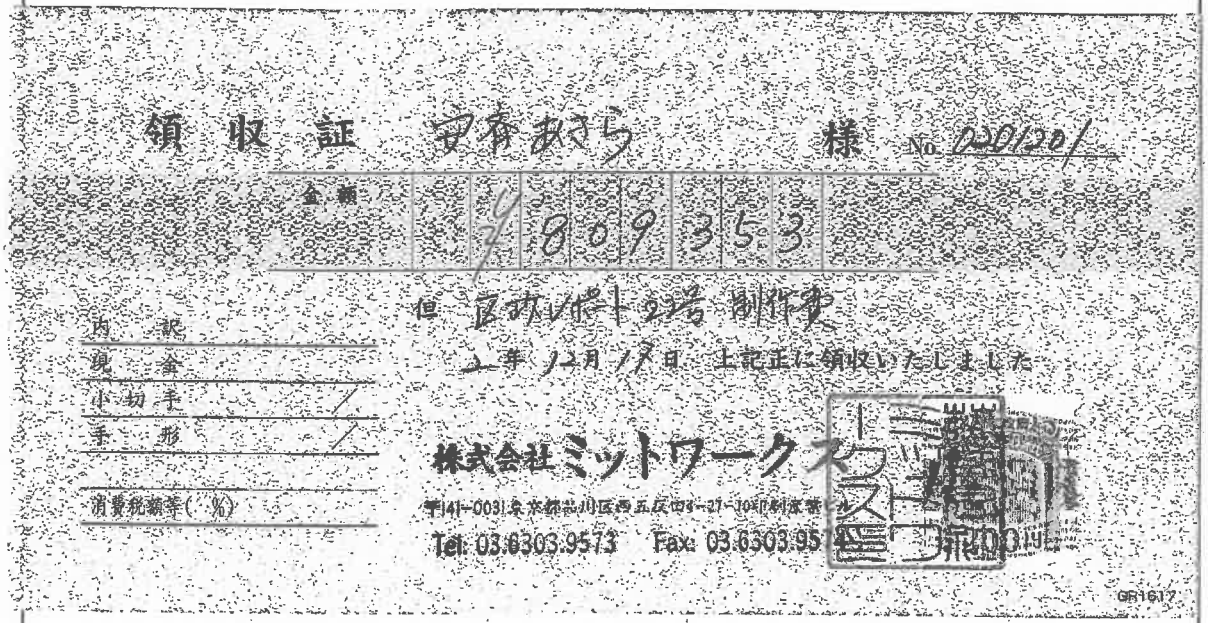
添付資料 ⑥

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	１２月分	No. 1

領収書等貼付欄



領　収　証　安斉おさら　様　No. 020120/

金額　¥809353

但　区議レポート22号 制作費

上手 12月17日　上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手　／
手形　／
消費税額等（　％）

株式会社ミットワーク

〒141-0031 東京都品川区西五反田4-27-10 [illegible]

Tel: 03.6303.9573　Fax: 03.6303.95[illegible]

GR1617

備考

区議会レポート２２号制作、発送代など

（封筒については、次回、区議会レポート発行予定のため１２，０００枚印刷）

発送日　1月15日.

添付資料 ⑦ 1/2

御請求書

0201201　　令和2年12月1日

杉並区議会議員　安斉あきら　様

下記の通り御請求させて頂きます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

件名：区議会レポート22

支払期限：

支払方法：下記弊社指定口座お振込み

合計金額（税込）　¥809,353

mittworks

株式会社ミットワークス
〒141－0031
東京都品川区西五反田4-27-10印刷産業ビル
TEL:03.6303.9573　FAX:03.6303.9574

上長	担当	担当

単位：円

品名	数量	単位	単価	金額
■区議会レポートNo.22				
・レイアウトデザイン費	1	式	70,000	70,000
・印刷費（展開A3サイズ：コート70ｋ）	6,000	枚	13	78,000
・折り加工費（2つ折り＋3つ折り）	6,000	枚	3	18,000
■発送				
・発送代行費用（宛名印字・封入・局出し・郵便料金）	5,715	軒	85	485,775
■封筒				
・ミズイロ封筒印刷費用	12,000	枚	7.0	84,000
			小　計	735,775
			消費税	73,578
			合計金額	809,353

備考

お振込口座情報　※お振込み手数料は御社ご負担でお願いいたします。

三菱UFJ銀行　五反田支店　普通口座　0165291　株式会社ミットワークス

横浜銀行　市が尾支店　普通口座　1483436　株式会社ミットワークス

芝信用金庫　不動前支店　普通口座　9999796　株式会社ミットワークス

今後とも宜しくお願い申し上げます。

2/2

杉並区区政資料室

令和元年度

区政経営報告書

～決算の概要と主要施策の成果～

令和2年9月

杉並区

添付資料⑧ 1/2

区民一人当たり 344,973 円

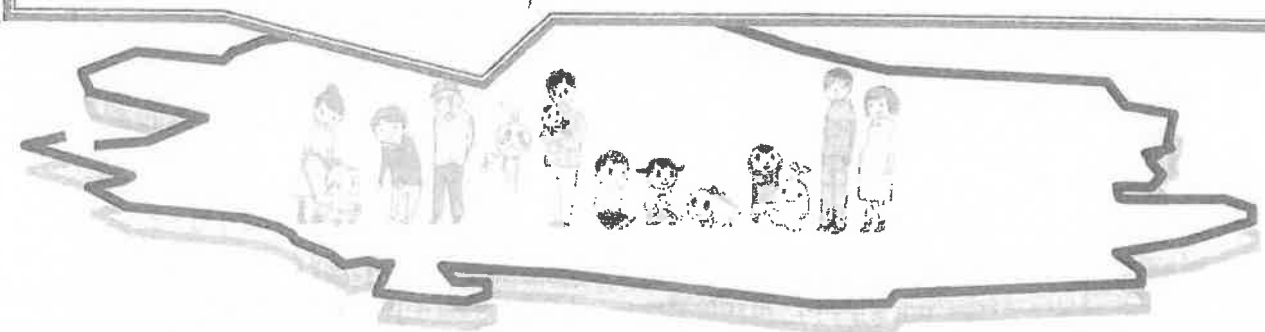
令和元年度の歳出決算額を使って、区民一人当たりに換算してみたらどうなるでしょうか。
令和元年度一般会計歳出決算額を令和２年４月１日現在の人口で割って算出してみました。

57 万 6,093 人（住民基本台帳人口）

198,736,653,605 円÷576,093 人＝344,973.213…区民一人当たりでは 344,973 円

※職員費　375 億 5,500 万 1 千円は、各款に割り振りました。職員費（項・目）は、533 頁から 537 頁に掲載。

※平成 30 年度の欄は、前年度決算時に算出したものです。



平成30年度	令和元年度			
区民一人当たり	区民一人当たり	主な事業の内容		
保健福祉費 191,449 円	保健福祉費 **194,670** 円	《社会福祉、児童福祉、生活保護、保健衛生など》 ○私立認可保育所 ○児童手当支給 ○乳幼児及び義務教育就学児医療費助成	○生活保護費 ○保育施設建設助成 ○地域型保育事業	○障害者自立支援サービス ○保育園運営 ○予防接種
教育費 40,364 円	教育費 **41,596** 円	《小・中学校、社会教育など》 ○小・中学校の運営管理 ○情報教育の推進 ○幼稚園等園児保護者負担軽減	○小中一貫校の施設整備 ○学校人事・給与事務 ○中央図書館の改修	○学校給食の推進 ○図書館運営 ○小・中学校の施設整備
総務費 34,719 円	総務費 **40,282** 円	《政策経営、会計、選挙、監査など》 ○財政調整基金積立金 ○減債基金積立金 ○防災施設整備	○施設整備基金積立金 ○区施設の改修・改良工事 ○区議会議員選挙	○情報システムの運営 ○区役所本庁舎等維持管理 ○区政の広報
都市整備費 22,166 円	都市整備費 **28,956** 円	《都市計画、土木管理、土木建設、公園など》 ○公園等の整備 ○公園の維持管理 ○街路灯の維持補修、新設・改修	○道路維持補修、道路の路面改良 ○耐震改修促進 ○高齢者住宅の提供	○狭あい道路拡幅整備 ○有料制自転車駐車場の運営 ○鉄道連続立体交差の推進
生活経済費 21,352 円	生活経済費 **20,145** 円	《区民生活、税務、統計、戸籍住民基本台帳、産業経済、スポーツ振興など》 ○地域集会施設等維持管理 ○阿佐谷地域区民センターの移転整備 ○西荻地域区民センターの改修	○体育施設の維持管理 ○プレミアム付商品券事業 ○杉並芸術会館の維持管理	○杉並公会堂（PFI事業） ○勤労福祉会館の改修 ○商店街支援
環境清掃費 14,600 円	環境清掃費 **14,712** 円	《リサイクル、清掃など》 ○資源の回収 ○杉並清掃事務所の維持管理 ○ごみ・資源の排出の適正管理	○清掃一部事務組合分担金等 ○環境活動推進センター等の事業運営 ○安全美化条例に基づく生活環境の改善	○ごみ・し尿の収集・運搬 ○ごみの減量と資源化の推進 ○杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進
公債費 2,863 円	公債費 **3,039** 円	《公債の償還》 ○特別区債元金償還・利子支払		
議会費 1,576 円	議会費 **1,573** 円	《議会》 ○区議会の運営		
合計 329,089 円	合計 **344,973** 円			

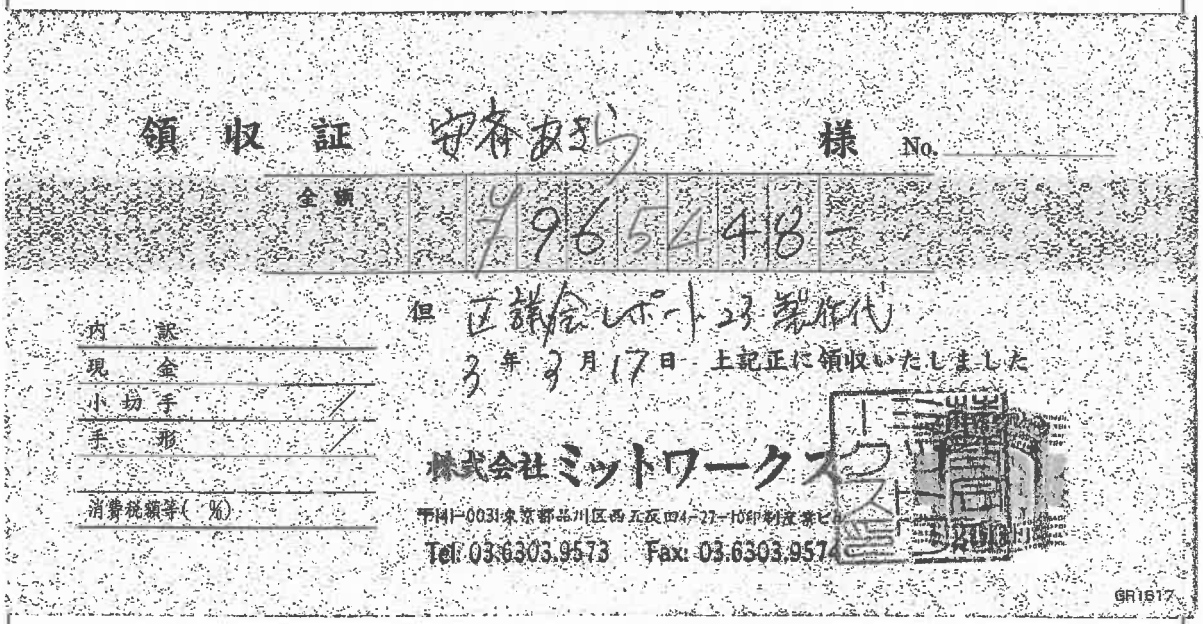


第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3月分	No. 1

領収書等貼付欄



領　収　証　安斉おさむ　様　No.

金額　¥965,448－

但　区議会レポート23号作代

3年3月17日　上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手
手形
消費税額等（　%）

株式会社ミットワークス

〒141-0031 東京都品川区西五反田4-27-10 新五反田ビル

Tel. 03.6303.9573　Fax. 03.6303.9574

GR1617

備考

区議会レポート２３号制作、発送代など

（¥９６５，４４８のうち、¥９５０，３１７計上）

ポスティング　１４，０００枚については４月中に配布予定

発送日　4月8日予定

添付資料⑨ 1/2

御請求書

令和3年3月1日

杉並区議会議員　安斉あきら　様

下記の通り御請求させて頂きます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

件名：区議会レポート23

支払期限：

支払方法：下記弊社指定口座お振込み

合計金額（税込）　¥965,448

mittworks

株式会社ミットワークス
〒141-0031
東京都品川区西五反田4-27-19印刷産業ビル
TEL:03.6303.9573　FAX:03.6303.9574

上長	担当	担当

単位：円

品名	数量	単位	単価	金額
■区議会レポートNo.23				
・レイアウトデザイン費	1	式	70,000	70,000
・印刷費（展開A3サイズ：コート70ｋ）	20,000	枚	9	180,000
・折り加工費（2つ折り＋3つ折り）	20,000	枚	3	60,000
■発送				
・発送代行費用（宛名印字・封入・局出し・郵便料金）	5,608	軒	85	476,680
■ポスティング				
・ポスティング費用（展開A3サイズ）	14,000	軒	6.5	91,000
			小　計	877,680
			消費税	87,768
			合計金額	965,448

備考

お振込口座情報　※お振込み手数料は御社ご負担でお願いいたします。

三菱UFJ銀行　五反田支店　普通口座　0165291　株式会社ミットワークス

横浜銀行　市が尾支店　普通口座　1483436　株式会社ミットワークス

芝信用金庫　不動前支店　普通口座　9999796　株式会社ミットワークス

今後とも宜しくお願い申し上げます。

2/2

令和３年度

区政経営計画書

～予算の概要～

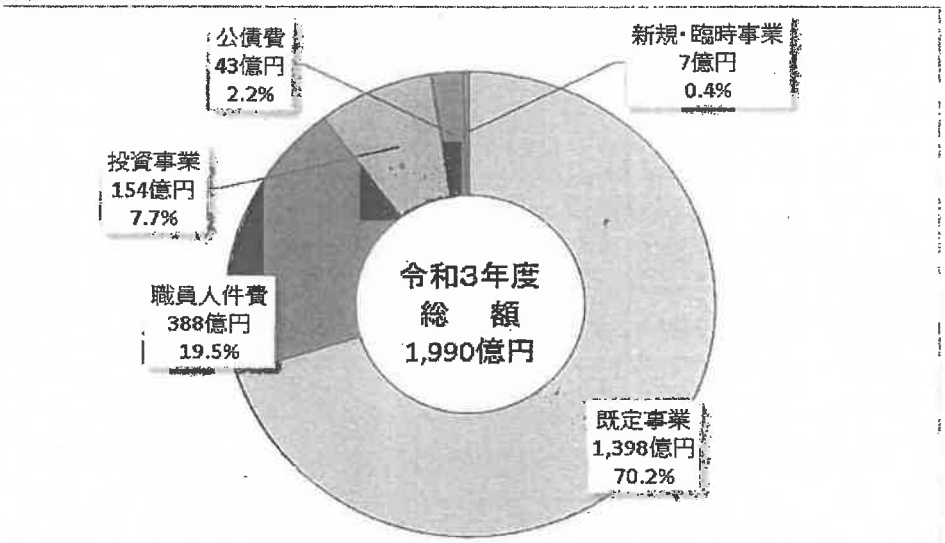
困難を乗り越え、新たな時代に繋ぐ予算

令和３年１月

杉　並　区

添付資料 ⑩ 1/2

一般会計歳出の状況



一般会計当初予算を1万円に換算すると



※職員費は各費目に割振りしています。

井原太一議員　交付額192万円、支出1,112,912円、残807,088円

研修会受講料について

6月17日研修会受講代及び振込手数料　　210,440円
添付資料 (11)　　領収書等貼付用紙6月分No2と資料,
資料の備考欄の記載からわかるように4件分の研修で210,400円の経費を使っている。
4件目のことについて検証する。

主題：役所を動かす質問のしかた、
開催日：令和2年7月29日（水）～30日（木）
研修費：60,000円

東京で行っているので宿泊もなく、交通費もわずか。でも研修費は60,000円も払っているが、主催者側が作成したチラシを提出するだけである。報告書がないのでどのような内容であったかは検証されない。
議員として役所に対して質問するのは当たり前の仕事である。質問の仕方について学ぶのは自己研鑽であり、政活費（税金）から支出することは論外である。
「条例」9条に違反し、「規程」第2条（6）に該当し、不当な支出である。
よって。研修費60,000円の返還を求める。

「研修費」について「政務活動に要する経費細目」の問題点

井原議員は研修参加費等として、485,709円を計上している。議員の研修は必要であるが、研修がその後、区政にどのように生かしているのか、不明な点が多い。
研修費の使途基準は「手引き」P10の「政務活動に要する経費細目」によれば、
「○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」がわかる資料を添付する。」

「宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会」の参加であれば、主催者側の出したパンフレットなどの資料を提出すればOKという決まりを議員たちで作ったということである。参加費の上限はない。参加費が高くても交通費が10,000円以内で行う研修については、報告書を出さないので、議員がどのような研修をしたのか、区民にはわからない。使途基準の「透明性の原則」に反する経費細目である。

研修費について使途基準の見直しを求める。また、透明性の確保のためにも、杉並区議会HPに出納簿、領収書等の証拠書類の公表を求める。

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	6 月分	No. 2

1/5

領収書等貼付欄



MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。
みずほ銀行

2020--6-17 7520919 普通
0001-[redacted]***
**440 ********210,000
電信振込 **********
1712***0-052900-10206127
阿佐ヶ谷
現金感覚で使える、みずほＪＣＢデビット取扱中！くわしくは窓口まで
楽天銀行
第二営業支店
シヤ）チホウキ インケンキュウカイ 様
イハラ タイチ 様
03-5301-2755
発信番号8161705290000053
8159 0011807317

画面にくみずほ>からのお知らせがあります。

備考

研修会受講代及び振込み手数料
（地方議員研究会主催 4件分）
計上額：210,440円

※内訳
主　題：アフターコロナ関連質問特別研修
開催日：令和2年7月6日（月）～ 7日（火）
研修費：60,000円

主　題：財政の質問のポイント
開催日：令和2年7月8日（水）
研修費：30,000円

主　題：大変革の時代の自治体病院経営を考える
開催日：令和2年7月22日（水）～ 23日（木）
研修費：60,000円

主　題：役所を動かす質問のしかた
開催日：令和2年7月29日（水）～ 30日（木）
研修費：60,000円

研修費合計：210,000円

振込み手数料：440円

※次ページ以降に詳細を添付

添付資料⑪ 1/2

2/2
(11)

アフターコロナ時代の
役所を動かす質問のしかた
in東京



講師
かわもと　たつし
川本 達志
元・廿日市市副市長

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職中に広島県立大学大学院修了。2011年12月退職。2012年3月から株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント。2014年4月に独立。
著書に「地方議員のための役所を動かす質問のしかた」(2017.7学陽書房)

7/15(水)

10:00～12:30

あなたの知らない議会のチカラ

- 執行部が怖い議会の権限
- 質疑、質問、討論の効用
- コロナ対策の要望書の効果は？
- 議案に反対したことがありますか？
- 市長、副市長、職員とのつきあい方
- コロナ補正予算の臨時議会はいつ開催しましたか？

14:00～16:30

大学の先生ではわからない実務的な質問の仕方

- 成果を出すための段取り
- どのように質問を組み立てると役所に響くのか？
- 職員体制や保健所機能は充分か？
- 課題認識と共有の重要性
- コロナ対策で議員はどう動くのが効果的か？
- 地域経済にどのような影響が考えられるか

7/16(木)

10:00～12:30

私がうなった質問はこれだ!!

- よい質問の絶対要件3つ
- 政策提言型の質問は、こうすると役所は考えざるを得なくなります
- アフターコロナ時代の政策提言の要点
- アフターコロナに役所はどういう動きをするか
- 検討しますへの切り返しかた
- 現場を見て質問をする重要性

14:00～16:30

元副市長が考える財政関連質問のポイント

- 事業が予算になるまでのスケジュールをおさえる
- 経常収支比率と一般財源の考え方
- コロナ交付金の基礎から活用まで
- コロナ対策に財政調整基金をどう使ったか。緊急事態の際の地域差と重要性
- 地方交付税と臨時財政対策債のおさらい
- 人口減少時代の財政関連質問のポイント

7/29(水)
7/30(木)

ソーシャルディスタンス対応につき 定員25名様、先着順 にて開催いたします。

岩田いくま議員　交付額192万円、支出192万円、残0円

5種類の区政報告を出しているが、発行日の記載がない。区民にとっては、いつの区政の問題か、わからないのではっきりと発行日を記載することを求める。

区政報告　第66号、第68号、　第70号について検証した。

区政報告　第66号（令和2年春号）　添付資料⑫　区政報告第66号

4月2日印刷代　　2,500部　　18,800円
4月15日郵送代　杉並南郵便局@80×825通＝66,000円
　　荻窪郵便局@80×838通＝67,040円
　　杉並郵便局@84×454通＝38,136円
　かかった経費　合計　189,976円

紙面の4ページ目に「ゲストティーチャー」の記事がある。「2月28日（金）、ゲストティーチャーとして参加し、区議会議員という仕事の内容やこの仕事を選択した理由、仕事の大変さ・喜び等について話した後、子供たちからの質問に答えました。
キャリア教育でのゲストティーチャーも、今年で3年目となりました。」
岩田議員がゲストティーチャーとして、学校と深くかかわっていることを書いている。

区政報告　第68号（令和2年秋号）　添付資料⑬　区政報告第68号

10月26日　封筒印刷代2,000部　11,030円
　　印刷代　2,500部　18,800円
11月2日郵送代　杉並南郵便局@70×794通＝55,580円
　　荻窪郵便局@70×825通＝57,750円
　　杉並郵便局@73×445通＝32,485円
　かかった経費　合計　175,645円

この号もゲストティーチャーの記事が4ページ目に書かれている。「9月から10月にかけて計4回、ゲストティーチャーとして参加。今回の対象は小学5年生で、児童数は約75人。」「土曜日学校・放課後子ども教室担当者研修に参加した」というように、岩田議員と学校とのつながりが書かれている。

区政報告　第70号（令和3年春号）　添付資料⑭　区政報告第70号

3月25日印刷代（郵送用）2,500部　　18,690円
3月26日印刷代（ポスティング用）23,000部　　108,650円
3月30日　郵送代　荻窪郵便局　@70×812通＝56,840円

杉並郵便局　@73×442通＝32,266円

かかった経費　合計　216,446円

この号もゲストティーチャーの記事が4ページ目に書かれている。ゲストティーチャーとして授業をした後、「後日、先生を通じて子供たちの感想文をいただきましたが（43人分）・・・区政に携わる一員として、そして地域の大人のひとり今後とも機会があれば積極的に参加したいと思います。」と書いてある。

区政報告66号、68号、70号とも学校とのかかわりを取り上げているが、学校名は記載していないので、どの小学校で岩田議員がゲストティーチャーとしているのかわからない。

また、区政報告69号には、済美教育センターを訪問したことを記事にしている。

添付資料⑮　区政報告第69号

4ページ目に「私自身、現在も小学校放課後子ども教室に携わっているため、ほぼ毎週小学校に足を運んでおりますので、現場での実感も踏まえて、子供達のより良い"学び""成長"について、区議として、また、地域の大人として取り組んでいきたいと思います。」と書いている。（下線は請求人）

ゲストティーチャーとしてかかわっているのは区議会の代表としてか、説明を求めます。まず学校名を明らかにしてください。そして、区議会の代表としてならば、どのような手続きで代表に選ばれたのか、その過程を明らかにしてください。
或いは地域の大人として、私人としてゲストティーチャーとして授業を行っているのでしょうか。一人の区議が3年も小学校で授業を行い、生徒に感想文を書かせる、ということをどのように思いますか。区議の中にはいろいろな立場の人がいます。岩田議員が選ばれた理由を教えてください。

議員の活動は多岐にわたり、政務活動の部分を簡単に決めることは困難と思うが、区議会の代表として区議会議員としての仕事かどうか不明である。或いは地域の大人ならば私人であり、私人としての活動を記事にしたのであり、政務活動ではない。全額を政活費で計上することは「規程」第2条に反する支出である。また、政務活動費支出の基本的な考え方の按分の原則の基づき、社会通念に照らして相当な割合による按分をしなければならない。按分50%の返還を求める。

かかった経費　66号　合計　189,976円の按分50%、94,988円の返還を求める。
かかった経費　68号　合計　175,645円の按分50%　87,822円の返還を求める。
かかった経費　70号　合計　216,446円の按分50%　108,223円の返還を求める。

調査活動／地域での活動

防災訓練

2月2日（日）、近隣の区立中学校をお借りし、町会として防災訓練を実施しました。
消防署や区の協力を得て、

- 消火器取扱訓練
- AED訓練
- 起震車体験
- 段ボール間仕切り組立訓練
- 防災ビデオ視聴

等を行いました。

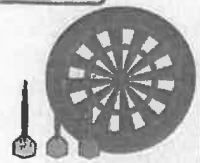




私自身は、町会防災担当として、消防署や区との調整や、当日の進行管理を担当しました。
いざという時に少しでも落ち着いて対応できるよう、自身が参加すると同時に、防災訓練を企画・実施する中で得た教訓を、区政にも活かしていきたいと思います。

ダーツ体験会

1月19日（日）、永福和泉地域区民センターで行われた「ダーツ体験会」に、スタッフとして参加しました。
当日は、体験に来られた方へのルールや競技方法の説明等に従事しました。
なお、この時の様子は、「すぎなみスタイル(*)」元年度21号（令和2年2月2日号）でも取り上げられております。



(*)杉並区が制作し、ジェイコム東京で放送している広報番組。下記で見ることができます。
https://www.city.suginami.tokyo.jp/koho/douga/1036372.html



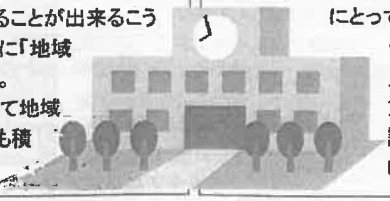
地域での交流は、様々な機会を通して行われます。今後とも"交流の場づくり"に自ら参加し、地に足のついた活動から区政に必要な施策を考えていきたいと思います。

ゲストティーチャー

2月28日（金）、小学校で行われた「"先輩に学ぼう" キャリア教育」の授業に、ゲストティーチャーの一人として参加しました。
当日は、約20分間（×3回）で、「区議会議員」という仕事の内容やこの仕事を選択した理由、仕事の大変さ・喜び等について話した後、子供達からの質問に答えました。



キャリア教育でのゲストティーチャーも、今回で3年目となりました。
子供達が多様な大人に触れ、様々な考え方に接することが出来るこうした授業は、まさに「地域と連携した教育」だと思います。
区政に携わる一員として、そして地域の大人のひとりとして、今後とも積極的に参加したいと思います。



学校公開

1月18日（土）、中学校の公開授業「認知症サポーター中学生養成講座」を見学しました。
また、1月25日（土）には、小学校の学校公開に参加し、特別支援学級（知的障害）の授業を見学しました。



特別支援学級の授業を実際に見学することで、知的障害を持つ子供達への接し方について、改めて見つめ直す良い機会となりました。
また、中学校での授業も、生徒達にとって良い体験だと思います。
今後とも、しっかりと現場を見たうえで、「教育のあり方」について私なりに考え、議会活動に活かしていきたいと思います。

次回の定例区議会（令和2年第2回定例会）は、5月29日（金）開会予定です。

区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。
FAX：03-3247-8660　もしくは　E-Mail：ikuma@gakushikai. jp



杉並区議会議員（無所属）

岩田いくま　区政報告

第66号（令和2年春号）

発行：岩田いくま　〒168-0082　杉並区久我山5-24-30-103
TEL/FAX：03-3247-8660　E-Mail：ikuma@gakushikai.jp
HP：http://ikuma-iwata.net　（←毎日更新しています！）

岩田いくま（生真）略歴：昭和46年（1971年）生。都立西高、東京大学卒。
外資系コンサルティング会社勤務を経て、平成15年5月より杉並区議会議員。
令和元年5月より5期目。
趣味：バレーボール（大学時代は母校で部活動のコーチを行う）、読書。
家族：妻、長男（17歳）、長女（14歳）、次男（12歳）。

P.1　令和2年度当初予算について
P.2　議会での活動について
（「予算編成方針とその概要」に対する代表質問）
P.3　議会での活動について
（予算特別委員会、緊急補正予算等）
P.4　調査活動／地域での活動について

令和2年度当初予算、可決される

3月16日（月）、区議会において令和2年度杉並区一般会計予算が可決されました。
私は、①健全財政への取組が見られること ②施策指標の進捗に問題意識を持った予算であること等から、一般会計予算に賛成しました。
以下、2月13日（木）に行った岩田いくまの代表質問と区長の答弁を抜粋します。

（岩田いくまの質問）
財政の健全性を確保した予算編成であるとのことだが、説明を求める。
（区長の答弁）
①財政調整基金（貯金）は、今後の減収等を想定し基金残高の維持に努めた。
②施設整備基金（貯金）は、今後の施設の更新需要の増加を考慮し、取崩しの圧縮に努めた。
③区債（借金）は、過度に後年度の負担とならないよう財政計画よりも発行額を抑えた。

（岩田いくまの質問）
昨年の決算特別委員会にて指摘したとおり、各施策指標の達成状況は、非常に心許ない。目標達成に向けて、どのように取組を加速させていくのか、例示を求める。
（区長の答弁）
例えば、
①「障害者の社会参加と就労機会充実」では、利便性向上による移動支援事業利用者の増を図るため、事業の実施手法等の見直しを検討している。
②「災害に強い防災まちづくり」では、雨水流出抑制施設の整備率向上に向けて、出前講座実施による周知強化を図る。
③「安全・安心の地域社会づくり」では、通学路防犯カメラ、町会による防犯カメラの設置を進めるほか、振り込め詐欺対策としての自動通話録音機の配布増を図る。





現在の基本構想の終期は令和3年度となります。財政の健全性を維持しながら、かつ、しっかりと施策目標を達成するためには、「時間軸を持つこと（長期最適）」と「目標達成意識」が大切です。
予算においてはこうした意識が見られたため賛成しましたが、実際の区政運営においてしっかり実行されているか、議会の立場からチェックしていきたいと思います。

代表質問



P．1でもとりあげたとおり、2月13日（木）に、区長による「令和2年度予算の編成方針とその概要」に対し、代表質問を行いました。全体では約50問の質問を行いましたが、以下、その一部を取り上げます。

＊代表質問の様子は、杉並区議会公式ホームページの本会議録画放映（下記）でご覧いただけます。
http://suginami.gijiroku.com/voices/g07_Video_Search.asp

【教育】



（岩田いくまの質問）
令和2年度は小学校で新学習指導要領が全面実施となる。杉並区における対応及び目指す教育の姿について、所見を伺う。
（教育長の答弁）
家庭・地域と連携・協働しながら、子供達の学びの可能性を拡げる取組を着実に進め、生涯にわたって学び続けていくことができる学びの基盤を身につけた子供達を育てていく。

【国勢調査】

（岩田いくまの質問）
今年は調査開始から100年の節目を迎える令和2年国勢調査が行われる。既に当区でも登録統計調査員の募集を開始したように、円滑な実施へのハードルは低くはない。どのような工夫を考えているのか。
（区長の答弁）
調査員の担い手不足が懸念されるため、募集時期を前回より半年早く開始し、紙の調査票は原則郵送での回答とするなど負担の軽減も図りつつ、国勢調査が正確かつ効率的に実施できるよう準備に取り組んでいる。

【新基本構想】

（岩田いくまの質問）
令和2年度に新基本構想（令和4年度開始）の検討を始めるに当たり、現区政10年間の区政運営について総点検を行うべきと考えるが、所見を伺う。
（区長の答弁）
基本構想の審議の中で、これまでの取組実績の検証を行ってまいりたい。

【介護保険／成年後見制度】



（岩田いくまの質問）
介護保険制度及び成年後見制度創設から20年の節目の年となる。今後の展望を伺う。
（区長の答弁）
①地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現を目指す。
②成年後見センターの機能を強化し、成年後見制度の利用促進と利用者支援の仕組みの整備・充実を図っていく。

【駅周辺まちづくり】

（岩田いくまの質問）
「富士見ヶ丘駅周辺まちづくり方針」は令和2年度に策定予定。1月末に駅改札前にてパネル展示が行われたが、①来場者数②パネル展を開催した意義について所見を伺う。
（区長の答弁）
①延べ1，000名。
②当該地域における現状と課題等について、区民の方々に広く理解と意見をいただく場として開催した。

【レジ袋有料化】



（岩田いくまの質問）
7月1日から、法令改正によるレジ袋有料化が義務化されるが、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」については今後どうするのか。
（区長の答弁）
国の有料化義務化に合わせ、所用の条例改正を行う。その後、義務化に伴う削減状況の把握・分析を行ったうえで、条例の見直し等について検討する。

予算特別委員会

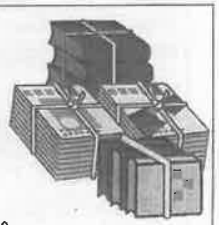


新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用で質疑を行っております。

3月4日～16日、予算特別委員会が開催され、5日、10日、12日に質問者として登壇しました。以下、その一部を取り上げます。

＊予算特別委員会の様子は、杉並区議会公式ホームページの委員会録画放映（下記）でご覧いただけます。
http://suginami.gijiroku.com/voices/g07_Video2_Search.asp

【古紙リサイクル】



杉並区では、500弱の団体が「古紙等の集団回収」を行い、リサイクルに取組んでおります。
そうした中、古紙流通価格の下落を受け、本年1月下旬に事業者団体は「集団回収事業非常事態宣言」を行いました。
当区における影響について、質疑で確認をいたしました。



- 杉並区には紙問屋が多く、現状では大丈夫である
- 今後に向けては、古紙相場を注視しつつ、関係者と意見交換を行っていく等、事業継続に向けた検討を行っていく

との答弁を得ました。
今後とも、社会情勢にしっかりとアンテナをはり、区における対策が後手とならないよう、議会から発信していきたいと思います。

【質問でとりあげたテーマ】

5日	施設使用料
	有料頒布資料
10日	国民健康保険等特別会計
	森林環境譲与税基金
	古紙リサイクル
	組織改編（子ども家庭部）
12日	議決科目の変更（幼稚園費）
	教育振興基本計画審議会
	学校におけるスマホの扱い
	給食室の改修

【組織改編（子ども家庭部）】

令和2年度から、子ども家庭部に新たな担当課長が設置されることを受け、その意図を確認しました。



- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実・強化
- 児童虐待対策の強化

等を図っていくためである旨、答弁を得ました。
時代の変化も踏まえたうえで、より「子育てしやすい杉並区」となるよう、引き続き議員の立場から取組んでいきたいと思います。

緊急補正予算

国における「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」への対応として、杉並区でも緊急で補正予算が編成されました。
議会では、
①児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として約6，160万円
②区立学校臨時休校に伴う給食費の返還振込手数料等として約95万円
③国民健康保険に加入している被用者が感染等により休業した場合の傷病手当金として3，000万円
の補正予算を可決しております（①については3月16日、②③については3月26日）。

教育長



平成18年度から教育長を務めてこられた井出教育長が、本年3月をもって退任され、新たに白石高士氏（平成29年度から杉並区教育企画担当部長）を教育長に任命する議案が区議会に提出されました。
本会議では、白石氏が
①杉並区の教育現場を熟知していること
②教育行政の経験を豊富に有していること
③校長として学校経営の経験も有していること
等から、賛成の討論を行いました。

調査活動／地域での活動

福祉施設整備説明会

7月20日（月）、「久我山1丁目都有地における高齢者及び障害者施設整備計画住民説明会」に参加しました。



これは、都営団地の一角に、認知症高齢者グループホームや重度知的障害者通所施設等を整備するものです（開設予定は令和6年3月）。



私は午後に開催された第1部に出席しましたが、約20名の方が参加されており、関心の高さが伺えました。

今後、運営事業者の決定・工事着工と進んでまいりますので、進捗等に留意していきたいと思います。

自転車放置防止協力員

8月27日（木）、今年も「杉並区自転車放置防止協力員地域別連絡会」に参加しました。

当日は、放置防止協力員の活動実績や区の放置自転車対策の現状について説明を受けました。



なお、令和元年度の放置自転車台数（1日あたり）は、898台となっております。

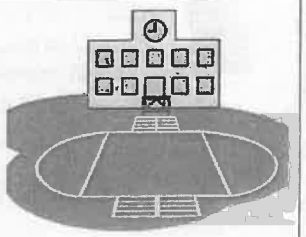


意見交換では、参加者から「小中学校での啓発活動」について要望が出る等、担当所管をまたいだ連携策についても、改めて考える機会となりました。

放置自転車台数は年々減少してきておりますが、より安全な街となるよう、引き続き取組んでいきたいと思います。

放課後活動研修

9月5日（土）、「コロナ禍での安心・安全な遊び場づくり」をテーマとした「土曜日学校・放課後子ども教室担当者研修」に参加しました。





他校での活動事例報告や参加者からの質疑を通して、各校の担当者の、迷いながらも工夫を重ねて「子供達への活動を再開しよう／続けていこう」という想いが伝わってきました。

私自身が取組んでいる小学校での放課後子ども教室も、まだ一定の制約はありますが、他校での取組も参考に、可能な限り子供達にとっての“遊びの場／活動の場”を用意していきたいと思います。

ゲストティーチャー

9月から10月にかけて、計4回、小学校体育発表会での表現種目における「ゲストティーチャー」として、授業に参加しました。





今回の対象は小学5年生で、児童数は約75人。

新型コロナウイルス感染症対策下という制約された環境の中で、皆一生懸命がんばってくれました。

発表会当日、私は「かけ声」で参加しましたが、子供達は素晴らしい演技だったと思います。

様々な子供達と直に触れ合うことができ、学校現場の様子も知ることができるこうした機会は、今後も積極的に関わっていきたいと思います。

次回の定例区議会（令和2年第4回定例会）は、11月16日（月）開会予定です。

区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。
FAX：03-3247-8660　もしくは　E-Mail：ikuma@gakushikai. jp

添付資料 (13)



杉並区議会議員（無所属）

岩田いくま　区政報告

第68号（令和2年秋号）

発行：岩田いくま　〒168-0082　杉並区久我山5-24-30-103
TEL/FAX；03-3247-8660　E-Mail；ikuma@gakushikai.jp
HP；http://ikuma-iwata.net　（←毎日更新しています！）

岩田いくま（生真）略歴：昭和46年（1971年）生。都立西高、東京大学卒。
外資系コンサルティング会社勤務を経て、平成15年5月より杉並区議会議員。
令和元年5月より5期目。
趣味：バレーボール（大学時代は母校で部活動のコーチを行う）、読書。
家族：妻、長男（17歳）、長女（15歳）、次男（12歳）。

P.1　令和元年度決算の分析（財政面）
P.2　令和元年度決算の分析（業務執行面／結論と今後の区政への要望）
P.3　決算特別委員会での質疑
P.4　調査活動／地域での活動

目標達成意識が向上

～ 令和元年度杉並区決算を分析する ～

令和元年度杉並区一般会計決算が、10月13日の区議会において、賛成多数で認定されました。
私は、財政面では「新・5大ルール」が全て守られていたこと、業務執行面では目標を達成した施策指標の比率が上向き、目標達成意識に向上が見られたことから、賛成いたしました。

決算分析：判断①＜財政面＞

令和元年度から適用される、新しい「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」は、下記の5つです。

	令和元年度実績
ルール①：財政調整基金の年度末残高350億円維持	458億円
＜理由＞大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備えるため。	
ルール②：施設整備基金に40億円積立	40億円
＜理由＞将来の区立施設の改築・改修需要に備えるため。	
ルール③：赤字区債を発行せず、建設債についても必要性を十分検討して発行	赤字区債ゼロ。 建設債は財政計画より約4億8千万円減少。
＜理由＞区債（借金）残高を適正水準に維持し、将来世代に過度な負担を残さないため。	
ルール④：行政コスト対税収等比率(*1)が100％以内	92．1％
＜理由＞財政の弾力性を保持するため。	
(*1)行政コスト対税収等比率・・・税収等の財源に対する行政コストの比率。	
ルール⑤：債務償還可能年数(*2)が3年以内	0．6年
＜理由＞将来にわたって健全な財政運営を持続していくため。	
(*2)債務償還可能年数・・・業務活動収支の黒字分を実質債務の償還に充当した場合に、何年で償還できるかを示す値。	



新しい「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」適用初年度に、しっかりと全てが守られていたこと、特に、建設債の発行が財政計画より減少したことは、評価をしたいと思います。

決算分析：判断②＜業務執行面＞

目標を達成した施策指標の割合

総合計画（平成24年度～令和3年度）では、事業の進捗状況を図るために、各施策指標(*1)に対して各年度の目標値を設定しております。令和元年度の達成状況は、絶対値としては30%強と未だ満足できる水準ではありませんが、前年度より好転したことは安心しました。

(*1)施策指標・・・当初は73項目。現在は86項目。

目標を達成した施策指標の割合

平成30年度	令和元年度
20．5%	31．0%

目標達成意識の向上

決算資料（『区政経営報告書』内の「総合計画・実行計画の進捗状況」）の記述や委員会での質疑を通して、施策指標に対する目標達成意識の向上が伺えました。



*例1：地域たすけあいネットワーク(*2)登録者数*

登録者数増に向けて、①郵送による個別勧奨②高齢者の集会施設や介護事業者等の研修会において周知活動

(*2)地域たすけあいネットワーク（地域の手）・・・災害時において、自力では避難が困難な方（障害のある方や高齢の方等）を、地域の方々によるささえあいで、たすけあうしくみ。支援を希望する区民が登録する。

例2：パパママ学級受講率

受講率（受講者数）増に向けて、①開催方法等の工夫（子ども・子育てプラザでの開催）②コロナ禍による休止への代替策として、動画配信を実施

また、「事務事業評価表」においても、新たに「計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）」という項目が追加されました。

新型コロナウイルス感染症対応

各対策本部を立ち上げた（格上げした）経緯及びその主な取組を確認し、概ね適切に対応が図られたことを確認しました。

あわせて、一定の落ち着きが見られた段階で、「対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表すること」を求めました。

設置年月日	本部名	開催回数
1月30日	健康危機管理対策本部	7回
2月28日	危機管理対策本部	10回
3月26日	新型コロナウイルス感染症対策本部	27回(*3)

(*3)8月までに開催された回数。

決算分析：結論と今後の区政への要望

10月12日（月）、会派を代表して、令和元年度杉並区各会計決算に対する意見開陳を行いました。

財政面及び業務執行面での分析等を元に賛成するとともに、今後の区政運営への要望として、下記を求めました。

① 公表データの拡充等も含め、新型コロナウイルス感染症への適時適切な対応を図ること。

② 当面、厳しい財政状況が想定されるため、従来以上に長期最適の視点を持って、区の事業についてゼロベースで精査し、見直すこと。

③ 令和4年度からの新たな基本構想・総合計画の策定にあわせ、各種行政計画を、体系を含めて整理すること。



なお、商店会補助金不正受給に関して決算資料に言及がないことについては、苦言を呈しました。

決算特別委員会での質疑

9月30日（水）～10月12日（月）、決算特別委員会が開催され、10月1日（木）、2日（金）、6日（火）、7日（水）に質問者として登壇しました。以下、その一部を取り上げます。

＊決算特別委員会の様子は、杉並区議会公式ホームページの委員会録画放映（下記）でご覧いただけます。

http://suginami.gijiroku.com/voices/g07_Video2_Search.asp

【質問でとりあげたテーマ】

1日	財政運営（P.1参照）
	施策目標達成に向けた取組（P.2参照）
	新型コロナウイルス感染症対応（P.2参照）
2日	行財政改革
	商店会補助金不正受給への対応（P.2参照）
	広聴（区民意向調査）
	区民センター等のWi-Fi環境
6日	地域たすけあいネットワーク（P.2参照）
	パパママ学級（P.2参照）
	がん検診
	レジ袋有料化条例
	有用金属のリサイクル
7日	狭あい道路拡幅整備
	区費教員
	行政計画（P.2参照）

【区費教員】



【質問の背景】

杉並区には、区費教員（区独自採用の教員）が現在69名おります。この結果、①小学校全学年での30人程度学級実施による、きめ細かい指導体制②特別支援教育の充実　等が図られております。

しかしながら、現状では管理職になっている区費教員はおらず、今後の人事管理について確認しました。

【岩田の質問】

①現在、管理職候補者は何名いるのか。

②早ければいつ頃管理職第1号が誕生しそうか。

【区の答弁】

①選考等にかかわっている教員は4名。

②令和5年度を想定。



杉並区の教育を一層充実させていくために、異動が杉並区内に限られる区費教員にも、様々な立場で活躍していただきたいと思います。

【広聴（区民意向調査）】

【質問の背景】

今年度から、区民意向調査の調査方式が、「訪問回収法」から「郵送回収法」に変更となりました。

【岩田の質問】

国勢調査では、インターネット回答方式を推奨している。区民意向調査においても導入を検討してはどうか。



【区の答弁】

今の時代に有効な方法だが、無記名で回答いただいているため、個人情報の取扱いに課題があり、今後研究していきたい。



今回のコロナ禍を受け、行政におけるICT活用への要求は高まることが想定されます。個人情報保護にも留意しながら、コスト削減や効率性・利便性向上を目指し、情報技術のさらなる有効活用を考えていく必要があります。

【狭あい道路拡幅整備】

【質問の背景】

杉並区では、平成元年度から条例に基づく拡幅整備に取組んでおり、平成28年度には条例を改正し、取組を積極化しております。



質疑の中では、①決算当該年度（令和元年度）の取組②現在及び今後、加速化を図るために行う取組③拡幅用地（後退用地）に設置されている支障物件への対応　等を確認しました。



狭あい道路では、緊急車両や福祉送迎車の通行が困難となります。地道な、時間のかかる取組ですが、安全・安心な街としていくために、引き続き取組を確認していきたいと思います。

小学校放課後子ども教室

平成29年度から始めた「小学校放課後子ども教室」も、令和2年度で4年目となりました。
この間、地域の方々や現・元PTAの方々等のご協力を得て、校庭での自由遊びや体育館でのバレーボール教室、視聴覚室等での各種プログラムを実施してきました。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、校庭と（状況に応じて）体育館のみでの実施となりました。



校庭等での見守りやバレーボール等の指導を通した日々の子供達の様子から、今の子供達が持つ強みや課題、そして、居場所の大切さや多世代交流の意義を実感しています。
そうした中、子供達がより安全に、充実した活動が出来るよう、保育士の資格も取得しました。
令和3年度の活動も、引き続きコロナ禍の状況に左右されると思います。そうした中でも、地域の大人として少しでも子供達にとって意義ある活動となるよう努め、あわせて「学校施設のさらなる有効活用」に向けた知見を深めていきたいと思います。


令和２年保育士試験
合　格　通　知　書
合格通知番号　：第20-13320354号
氏名　岩田　生真
昭和４８年　１月　９日生
上記の者は児童福祉法第18条の8に基づき実施された保育士試験に合格したことを通知します。
合格通知日　令和3年1月13日
東京都保育士試験指定試験機関
一般社団法人　全国保育士養成協議会
会長　汐見　稔幸

ゲストティーチャー

3月13日（土）、小学校で行われた「"先輩に学ぼう" キャリア教育」の授業（6年生対象）に、5人のゲストティーチャーの1人として参加しました。
当日は、約20分間（×3回）で、「区議会議員」という仕事の内容や、仕事の大変さ・喜び等について話した後、子供達からの質問に答えました。
＊子供達は、5人のうち3人のゲストティーチャーを順にまわり、話を聞きます。



キャリア教育でのゲストティーチャーも、今回で4年目となりました。また、当該児童達とは5年生の時に運動会のゲストティーチャーとして接していたため、心理的な距離感も近かったのではないかと思います。
後日、先生を通じて子供達の感想文をいただきましたが（43人分）、子供達が多様な大人や仕事に触れ、様々な考え方に接することが出来るこうした授業は、まさに「地域と連携した教育」だと思います。
区政に携わる一員として、そして地域の大人のひとりとして、今後とも機会があれば積極的に参加したいと思います。



子供達からもらった感想文

東京ケアウィーク'21



当日の入館証

3月19日（金）、東京ビッグサイト青海展示棟で開催された「東京ケアウィーク'21」に参加し、「看取りケア」に関するセミナーを聴講しました。



「人生の質」を考えていくうえで、人生の最終盤をどのように迎えるかも大切な課題です。
- 看取りケアにおいて大切なことは、"前を向いて生きる"を支えること
- 在宅での看取りケアにおいては、看護と介護の連携が非常に大切

といったことを改めて噛みしめ、杉並区における施策について、様々な視点で考えていきたいと思います。

次回の定例区議会（令和3年第2回定例会）は、5月31日（月）開会予定です。

区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。
FAX：03-3247-8660　もしくは　E-Mail：ikuma@gakushikai. jp



杉並区議会議員（無所属）

岩田いくま　区政報告

第70号（令和3年春号）

発行：岩田いくま　〒168-0082　杉並区久我山5-24-30-103
TEL/FAX：03-3247-8660　E-Mail：ikuma@gakushikai.jp
HP：http://ikuma-iwata.net　（←毎日更新しています！）

岩田いくま（生真）略歴：昭和46年（1971年）生。都立西高、東京大学卒。
外資系コンサルティング会社勤務を経て、平成15年5月より杉並区議会議員。
令和元年5月より5期目。
趣味：バレーボール（大学時代は母校で部活動のコーチを行う）、読書。
家族：妻、長男（18歳）、長女（15歳）、次男（13歳）。

P.1　令和3年度当初予算について
P.2　議会での活動について（予算特別委員会）
P.3　議会での活動について（予算特別委員会、新型コロナ対応補正予算）
P.4　調査活動／地域での活動について

「危機感が足りない」予算に反対

～ 令和3年度杉並区予算の課題を考える ～

3月12日（金）、区議会において令和3年度杉並区一般会計予算が可決されました。私は、
「予算編成段階から、コロナ禍で歳入が大きく減少することが想定されていたにもかかわらず、ゼロベースでの事業の見直しが不十分であり、"財政面から見た区政の持続可能性"に対する危機感が不足している」
ことから、一般会計予算には反対しました。

財政をめぐる状況

＜令和2年9月4日に示された「令和3年度予算編成に関する基本方針＞

- ・令和3年度は、100億円を超える減収となることも覚悟
- ・今後数ヶ年にわたり区財政の厳しい状況は継続すると考えられる

→ 今後想定される極めて厳しい財政状況を踏まえ、「ゼロベースでの事業の精査・見直し」が必要

しかしながら。。。

＜実際の令和3年度予算案＞

- ・過去最大の予算規模（約1，990億円。前年度比約52億円増）
  ＊そのうち、既定事業は56億円の増
- ・事業の廃止・縮小等による見直しは約18億円にとどまる（P. 3参照）

→ 財政調整基金（貯金）の取崩額は、72億5千万円（前年度比42億5千万円増）。

当初予算の段階で、財政調整基金残高（336億円）を、借金である区債残高（364億円）が上回る事態に

リーマンショック以降の当初予算（平成21年度以降）で過去最大の取崩額



現在も続くコロナ禍において、新型コロナウイルス感染症への対応を予算面でもしっかり行うことは必要です（そうした考えから、これまでもコロナ対策の補正予算には全て賛成しました）。また、こうした状況下においては、一定程度財政が悪化してしまうことも、致し方ないことと考えております。しかしながら、こうした厳しい状況だからこそ、現在の、そして未来の子供達に負の遺産を残すことのないよう、しっかりとこれまでの事業を廃止を含めて見直すことが必要ではないでしょうか。
財政面から見た「区政の持続可能性に対する危機感」が問われていると思います。

予算特別委員会(1)

3月3日～10日、予算特別委員会が開催されました。
今回は緊急事態宣言下での審査のため、分科会方式で実施。私は、自身が所属する文教分科会(9日)の他、同じ会派の議員が不在ないし欠席の区民生活分科会(4日)、都市環境分科会(8日)に委員外議員として出席し、質疑を行いました。

＊予算特別委員会の様子は、杉並区議会公式HPの委員会録画放映(下記)でご覧いただけます。
http://suginami.gijiroku.com/voices/g07_Video2_Search.asp

【質問でとりあげたテーマ】

区民生活	コニュニティふらっと
	事業の廃止・縮小等(P.3参照)
	滞納者財産調査
	すぎなみアート応援事業
都市環境	自転車駐車場
	事業の廃止・縮小等(P.3参照)
	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり等
文教	新教育ビジョン
	学校施設の有効活用
	1人1台タブレットPC
	特別支援教育
	学校改築・教育環境の整備
	事業の廃止・縮小等(P.3参照)

【すぎなみアート応援事業】

コロナ禍における文化・芸術活動支援として、令和2年度にも実施した「すぎなみアート応援事業」が、令和3年度も予算化されました。
事業の周知にあたっては、広く『広報すぎなみ』や区公式HPに掲載するだけでなく、

- 連絡先のわかっている団体・個人への“プッシュ型”での事業の周知
- 郵送に限定せず、メール等の有効活用

を求めました。





令和2年度の「活動の支援」に応募のあった600弱の団体・個人に対し、メールアドレス等を使って事業の周知を図っていく旨、答弁を得ました。
区の事業については、広く周知をすることとあわせ、

- 必要な人に必要な情報を個別に届ける
- 電子媒体を有効活用する

ことを、今後も求めていきたいと思います。

【学校施設の有効活用】

令和2年度予算では、学校施設の有効活用に向け、
「学校就業時間外の管理権限を、教育委員会から地域を所管する区長部局に移す方向で検討を進める」
旨が示されておりました。
私自身の想いとも合致する大変興味深い取組であり、現在の検討状況や今後の予定について確認しました。



現在は、モデル実施を行うための素案の作成を行っていること、また、今後は今秋を目途にモデル実施できるよう、具体化に向けて進めていきたい旨、答弁を得ました。
私自身の現在の活動(小学校放課後子ども教室等)や、これまでの利用経験(学校開放登録団体の一員として)も活かして、より良い仕組みとなるよう、今後も取組んでいきたいと思います。

【富士見ヶ丘駅周辺まちづくり等】

富士見ヶ丘駅周辺まちづくり方針の策定が、令和2年度から令和3年度にリスケジュールされました。質疑では、その理由や今後のスケジュール予定を確認しました。
あわせて、拡張整備が予定されている富士見丘北公園について、具体的な公園整備内容については、近隣を含めた地域の意見とあわせ、子供達を含めた利用者の意見も聞いてほしい旨、求めました。



富士見ヶ丘駅周辺まちづくりについては、コロナ禍の影響で地域の方々と十分な意見交換が出来なかったためリスケジュールしたこと、今後は、意見交換会やオープンハウスを実施し、12月を目途にまちづくり方針を策定予定である旨、答弁を得ました。
公園づくりに関しては、幅広い方々からの意見聴取に努めていきたい旨、答弁を得ました。



現在の富士見丘北公園

予算特別委員会(2)

【事業の廃止・縮小等】

今回の予算審査にあたり、「令和3年度予算編成に関する基本方針(令和2年9月4日経営会議(*1)決定)」における「1. 全般的事項 (4)ゼロベースでの事業の精査・見直し」を受けて、「見直し・廃止・整理統合・縮小した主な事業 及び その予算縮減額」を部毎に資料として請求しました。
その予算縮減額の総計は、約18億円にとどまりました。
(*1)経営会議・・・区長が主宰する、区政の最高方針及び重要施策等を審議決定するとともに重要な事項の調整を行う会議。



予算委員会での質疑を通して、「経費節減・削減」に努めたことは、私にも伝わってきました。
しかし、「ゼロベースでの事業の精査・見直し」が謳われた中で、予算総額(約1，990億円)の1%にも満たない縮減では、危機感が十分とは言えません。
過去の財政状況を振り返っても、財政調整基金が19億円まで減少し(平成11年度)、区債残高が942億円にまで積み上がってしまった(平成12年度)のは、今から20年程前にすぎないことに、改めて想いを馳せるべきだと考えます。



新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用で質疑を行っております。

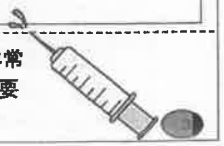
新型コロナウイルス感染症対応の補正予算

年明け以降、1月26日に開催された令和3年杉並区議会第1回臨時会を含め、新型コロナウイルス感染症対応を主とする補正予算が3回編成されました(第1回定例区議会閉会まで)。以下、その概略をご紹介いたします。

議決日	補正予算	総額	盛り込まれた事業の例
1月26日	一般会計 (令和2年度第11号)	3億9,252万8千円	中小企業支援 (信用保証料相当額の補助)
			医療従事者等へのワクチン接種
			病床確保のための転院支援
2月25日	一般会計 (令和2年度第13号)	4億8,060万9千円	感染症予防・発生時対策 (医療機関に対する休業期間経営継続支援等)
			コールセンター委託費 (令和２年度分)
3月12日	一般会計 (令和3年度第1号)	43億9,563万7千円	16歳以上の区民へのワクチン接種
			コールセンター業務及び集団接種会場運営
			ワクチン接種会場整備・維持管理
	国民健康保険事業会計 (令和3年度第1号)	3億2,014万円	被保険者負担軽減



これらの補正予算は、ワクチン接種経費や集団接種会場整備経費を含め「非常時の財政出動」であり、区民の方々の生命・生活を守るため、私も緊急性・必要性から全て賛成しました。





杉並区議会議員（無所属）
岩田いくま

区政報告

第69号（令和3年新年号）

発行：岩田いくま　〒168-0082　杉並区久我山5-24-30-103
TEL/FAX；03-3247-8660　E-Mail；ikuma@gakushikai.jp
HP；http://ikuma-iwata.net　（←毎日更新しています！）

岩田いくま（生真）略歴：昭和46年（1971年）生。都立西高、東京大学卒。
外資系コンサルティング会社勤務を経て、平成15年5月より杉並区議会議員。
令和元年5月より5期目。
趣味：バレーボール（大学時代は母校で部活動のコーチを行う）、読書。
家族：妻、長男（17歳）、長女（15歳）、次男（13歳）。

P.1 新型コロナウイルス感染症対策補正予算（第6号～第10号）の全体像
P.2 補正予算（第6号～第8号）
P.3 補正予算（第9～第10号）、基本構想審議会
P.4 調査活動／地域での活動
「区政に関する意見交換会」について

夏以降、40億円強の補正予算

～ 杉並区の新型コロナウイルス感染症対策 ～

区政報告第67号において、令和2年4月～6月における、杉並区の新型コロナウイルス感染症対策補正予算についてご報告いたしました。今号では、7月以降の補正予算についてご報告いたします。

＊区政報告第67号をご希望の方は、岩田いくま までご連絡ください。

議決日	補正予算	総額	盛り込まれた事業の例(*1)
7月21日	一般会計（第6号）	25億141万5千円	PCR検査体制の強化
			児童・生徒1人1台タブレットPCの配備
10月13日	一般会計（第7号）	8億3，414万4千円(*2)	保健所体制強化
			業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査の実施
10月13日	一般会計（第8号）	3億1,729万5千円	高齢者インフルエンザ予防接種無償化
12月4日	一般会計（第9号）	3億2，853万3千円(*3)	ごみ回収量増加対応
12月9日	一般会計（第10号）	1億8,518万円	入院患者受入医療機関支援

(*1)各補正予算における事業の詳細は、2ページ以降でご報告しております。
(*2)総額47億8,351万円のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連を抜粋。
(*3)総額3億7,863万3千円のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連を抜粋。



これらの補正予算は、「非常時の財政出動」であり、まずは区民の方々の生命・生活を守るために機動的に対応する必要があり、私も緊急性・必要性から全て賛成しました。
一方で、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、今後の歳入（区税収入等）は厳しくならざるを得ません。9月に区から示された「令和3年度予算編成に関する基本方針」でも、「100億円を超える減収となることも覚悟」と記されております。真に必要な施策・予算であるかどうか、引き続きしっかりチェックしていきたいと思います。

済美教育センター

12月14日（月）、杉並区立済美教育センターを訪問しました。
同施設では、
・小中学生及びその保護者への教育相談事業
・教職員の研修事業
等を行っております。





当日は、教育図書館をはじめ、施設内を案内していただき、その後、教育行政にも詳しい元小学校校長先生と、学校教育について様々な観点から意見交換をさせていただきました。
私自身、現在も「小学校放課後子ども教室」に携わっているため、ほぼ毎週小学校に足を運んでおりますので、現場での実感も踏まえて、子供達のより良い"学び""成長"について、区議として、また、地域の大人として取組んでいきたいと思います。

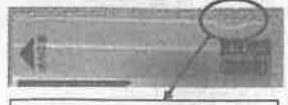
オンラインセミナー

12月10日（木）、オンラインセミナー「超高齢化に伴う医療ニーズの変化と在宅医療」を聴講しました。



新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各種シンポジウム等も、オンライン配信されるものが数多くなってきております。
アンテナを広く張り、こうした機会も積極的に活用して知見を深めていきたいと思います。

"みんなの使いやすさ"



11月27日（金）、「久我山つなぐ会」主催で実施された、公益財団法人共用品推進機構の方の講演を聴講しました。
「触ってわかる共用品」等の具体例を含め、"みんなの使いやすさ"についてお話を伺いました。

＜牛乳パックの切欠き＞
バリアフリー対応容器として、目の不自由な方が、牛乳と他の飲料を区別でき、また切欠きの付いている反対側が開け口とわかる。

＊共用品・共用サービス・・・障害のあるなし、年齢の高低、言語の違いなどに関わらず、共に使える製品やサービス。



日々生活する中では、「思い込み」や「無関心」から、他者の不便さに気づくことが出来ないことがあります。
自身の「当たり前」にとらわれることなく、異なる立場や様々な視点を大切にして、普段の生活や区政に臨んでいきたいと思います。

ダーツ体験教室

11月15日（日）、障害者福祉会館にて行われた「ダーツ体験教室」に、スタッフとして参加しました。





当日は、障害者福祉会館運営協議会事務局長ともお話することができ、同施設での新型コロナウイルス感染症対策等についてもお聞きすることができました。
スタッフとして地域活動に参加する中での気付きを、区政を考える際にも活かしていきたいと思います。

「区政に関する意見交換会」について



例年、2月中下旬に、どなたにもご参加いただける「区政に関する意見交換会」を開催しておりましたが、現下の社会状況に鑑み、昨年8月に続き、今年度は休止させていただくことにいたしました。
大変残念ではございますが、ご理解をいただければ幸いです。

次回の定例区議会（令和3年第1回定例会）は、2月9日（火）開会予定です。

区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。
FAX：03-3247-8660　もしくは　E-Mail：ikuma@gakushikai. jp

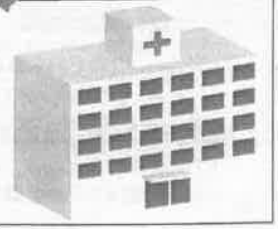
補正予算（第6号）：7月21日議決



この補正予算成立を受け、その後の第3回定例区議会において、タブレットPC購入契約の議案が提出され、10月13日に可決。
既に学校に配備されているPCもあるため、新たに1万9千台を購入。

主な事業	予算額
PCR検査体制の強化	3億56万円
商店街及び飲食店等の支援	3億8，236万円
障害福祉・介護保険サービスの事業継続支援	1億2，360万円
児童・生徒1人1台タブレットPCの配備	12億2，624万円

PCR検査体制強化のため、
・「病院設置型PCR検査スポット」及び「PCR検査実施診療機関」への運営支援
・バスによる移動式PCR検査スポットの新設（PCR検査バスの導入）
・PCR検査機器等の追加整備
等のための経費。



補正予算（第6号）は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第2次分）」も活用して、編成されました。
感染拡大への備えとしての取組、コロナとともに日常生活を取り戻す取組、雇用の維持・事業の継続等に向けた取組で構成されており、適切な補正予算と考えます。
なお、PCR検査バスは、10月から稼働しています。

補正予算（第7号及び第8号）：10月13日議決

感染症拡大に伴う事務量増加に対応するため、電話相談センター（現在の「杉並区受診・相談センター」）で従事する派遣職員（保健師・看護師）増員に対する費用等。

高齢者施設、障害者施設及び児童福祉施設において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の施設従事者へのPCR検査の実施に要する経費。

第7号：主な事業	予算額
保健所体制強化	2億7，209万円
児童福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	2億3,120万円
業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査の実施	4，670万円

第8号：主な事業	予算額
高齢者インフルエンザ予防接種無償化	3億1，504万円
休日急病診療所におけるPCR検査バスの活用	211万円



第7号は、第3回定例議会の当初（9月1日の議会運営委員会）に提案されました。保健所体制の強化や、福祉施設等において安心して業務を継続するための検査実施は、必要な施策と考えます。新型コロナウイルス感染症対応以外の内容（決算剰余金の基金への積立やロタウイルスワクチン定期接種化対応等）を含め、適切な補正予算と考えます。
第8号は、都の補正予算成立を受け、10月9日の議会運営委員会に提案されました。新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた対応であり、適切な補正予算と考えます。

補正予算（第9号及び第10号）：12月4日及び9日議決

区内感染症診療協力医療機関（基幹4病院）に対し、1日のうちに、入院のために新型コロナウイルス感染症専用病床を利用した患者1人あたり1万円を助成。

PCR検査等を実施する医療機関が、従事者の感染等によってやむを得ず休業等を行った場合の補助。

第9号：主な事業	予算額
ごみ回収量増加対応	5,492万円
新型コロナウイルス感染者の入院・移送経費等	1億8,859万円

第10号：事業	予算額
入院患者受入医療機関支援	1億5，200万円
医療機関に対する休業期間経営継続支援	3，318万円



第9号は、第4回定例議会の当初（11月6日の議会運営委員会）に提案されました。自宅での生活時間増加に伴うごみ量の増や、感染者の入院・移送経費等、当初予算やこれまでの補正予算では不足する経費が計上されました。
第10号は、区内における新型コロナウイルス感染者数が11月中旬から急激に増加したことを受け、医療提供体制の維持と医療崩壊の防止を目的に、12月4日に追加提案されました。
いずれも新たな事情や緊急性等の観点から必要なものと考えます。



議員活動：基本構想審議会

基本構想は、「区の最上位の計画、区政運営の指針」と位置づけられております。現在の基本構想は令和3年度で終期を迎えるため、令和4年度以降の基本構想について、現在、審議会において議論が行われております。
私も、区議会選出委員として参加しており、9月に開催された全体会、及び、10～12月に開催されたテーマ別の部会（全体で4つの部会にわかれ、私は第3部会に所属）に出席しました。

審議会の委員構成

区民	公募	8名
	団体推薦	12名
学識経験者		15名
区議会議員		7名

第3部会の開催状況

	日程	主な内容
第1回	10月19日	部会の進め方について等
第2回	11月9日	分野別審議（子ども・子育て）
第3回	12月3日	分野別審議（文化・スポーツ）
第4回	12月14日	分野別審議（学び）
第5回	12月21日	部会審議のまとめ



部会においては、各審議テーマに関して、
・現状と課題
・目指すべきまちの姿
・「目指すべきまちの姿」に進んでいくための基本的な方向性
を念頭に置きながら、議論が行われました。
私も、
・区議会議員としての18年間の知見
・PTA活動や小学校ゲストティーチャー等、地域の一員として活動する中での経験や想い
・スポーツ（バレーボール）に指導者等として関わる中での経験や想い
等を踏まえ、議論に参加しました。
今後は、改めて全体会での議論となり、6月頃に「区民等意見提出手続」が行われる予定です。
引き続き、審議会の一員、また、議会の一員として、新基本構想の策定に関わっていきたいと思います。

大和田伸議員　交付額192万円、支出192万円、残0円

区政報告（令和2年夏号）の発送数は6,821通、「杉並区議会報告」ハガキの購入は6,800枚。ほぼ同数である。50万人以上いる区民の中から郵送する6,800人の人をどのように選んでいるのか。説明を求める。

区政報告（令和2年夏号）について

添付資料 ⑯　　区政報告（令和2年夏号）
9月13日　発送費（杉並郵便局）@57×4,841通＝275,937円
9月14日　発送費（荻窪郵便局）@70×964通＝67,480円
　　（杉並南郵便局）@70×969通＝67,830円
9月15日　切手購入　令和2年夏号、発送のため　@84×47枚＝3,948円
10月2日　発送用封筒　5,000部　47,300円
10月12日　作成費8,000部＋振込手数料＝合計69,067円
　　かかった経費合計　　531,562円
添付資料 ⑰　　領収書等貼付用紙9月分No5，6，7，8，9，10月分No1，4
A3両面の区政報告である。1ページ目は、「杉並区議会議員　杉並区議会自由民主党幹事長39歳、大和田伸」の題字とあいさつで大部分を占めている。大和田議員一人の写真が4枚、自民党議員の会派の写真。区政調査とは思われない紙面である。
議員の仕事は多岐にわたり、全てを政務活動とは認められない。「自民党会派の幹事長として」「区議会最大会派として」というように政党活動も含まれている。全額を計上することは「使途基準の按分の原則」に反した不当な支出である。社会通念に照らして、相当な按分が必要である。
　　かかった経費合計　531,562円の50%の265,781円の返還を求める。

「杉並区議会報告」ハガキ（令和3年1月発行）について

12月15日　ハガキ購入　@63×6,800枚＝428,400円
1月12日　印刷費　6800枚　＋振込手数料75,130円
　　かかった経費合計　503,530円
添付資料、⑱　　杉並区議会報告ハガキ　領収書等貼付用紙12月分 No1，2，3，4

このはがきの文面からして、どの部分が政務活動か、判断できない。普通郵便のハガキを使用しているが、毎年のように、《杉並区議会報告》として出している。新年の挨拶かと思われる文面である。末尾は「まさに今こそ、『まちの御用聞き』としての原点に立ち返り、この難しい区政のかじ取りに、区議会最大会派の幹事長としてかかわっていく覚悟で

す。」と書いている。区民の立場で読むと、大和田議員の決意を述べた選挙活動である。
議員に配られた「手引き」P13 には、「選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です）」と記載している。
按分なしで全額を政活費で計上することは使途基準に反した不当な支出であり、社会通念に照らして、相当な按分が必要である。
区政報告夏号と同様、かかった経費　503,530 円の 50%、251,765 円の返還を求める。

コロナ禍における杉並区の財政

皆が団結をして未曽有の事態を乗り越えるために、大きな後押しとなるのが国や自治体からの助成金等であり、その主な原資は皆さんからお預かりする「税金」です。しかし、当然ながらこの原資には限りがあり、今、全国の自治体の政治手腕が問われています。

杉並区は今年度、コロナ関連で計86事業、約670億円を計上してきました（令和2年8月末現在）。その内、国・都からの支出金を除くと当区の支出額は約33億円。この事からも、日頃の区政運営における、国・都との『連携の大切さ』が再認識出来ます。

ちなみに、23区で最も貯金額（※財調基金残高;H30年度末ベース）が多いのが大田区の約660億円です

一方、来年以降の『減収』が確実視される今（※リーマンショック後の減収は4年間で200億円超!）、当区でも財政運営に一層の緊張感が求められます。

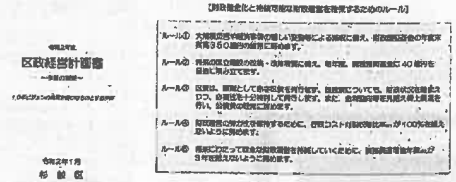
今般、品川区では独自に全区民への一律3万円（15歳以下は5万円）の給付を決め話題を集めましたが、残りの「貯金額」はわずか約21億円。これでは、今後の備えとして不安が残ります。

尚、阪神大震災の際の被災自治体の財政状況も参考に、杉並区では大規模災害の備えを含め、350億円の貯金を常に維持することを「財政のルール」で定めています。

今後ともメリハリを持った財政運営に努めます！



▲区長に対し、最大会派として要望書を複数回提出！



写真で見る

大和田伸の 活動記録

徹底した現場主義！ スピードこそ最大の武器！



▲来年こそは阿波おどりで まちを元気に！ （昨年の開会式の様子）



▲区内初となる 「空家の解体行政代執行」を実施（昨年）



▲執行前の 特定空家の状態



▲児童相談所への視察の様子。 コロナ禍において虐待増加が懸念されます。



▲昨年の甲子園に出場した 国学院久我山高校の表敬訪問



▲東京都との連携は不可欠です！



▲障がい者の「親亡きあとの課題」にも しっかりと取り組みます！



▲これからも皆さんの お声を聞かせてください！

大和田 伸（おおわだ しん） プロフィール





- 昭和55年9月9日生まれ（39歳） 申年 AB型
- 正則学園高校、二松学舎大学国際政治経済学部 卒
- 大学在学中より、石原のぶてる代議士の下で学生ボランティア。 以降、秘書として10年修業
- 平成23年 杉並区議会議員選挙に初出馬。 8115票を頂きトップ当選以降、3期連続トップ当選
- 現在、杉並区議会では3年続けて議会運営委員長（自民党会派幹事長）。
- 地元では東京高円寺阿波おどり振興協会特別参与、杉並区歯科医師連盟、西東京教育リーグ（野球）、杉並区軟式野球連盟、同学童軟式野球連盟、同ゲートボール連盟、同ダンス連盟、同バドミントン連盟・同聴覚障害協会、同肢体不自由児者父母の会、西成会等において役職を拝命
- 趣味は野球、マラソン等スポーツ全般
- 現在、三児（5歳・3歳・0歳）の父親として育児奮闘中！ 本年6月に第三子（女の子）誕生

事務所のご案内



〒166-0003 杉並区高円寺南2-16-2
TEL 03-6768-9011 FAX 03-6768-9012
E-mail shin-ohwada.5509@jcom.home.ne.jp

お困りごとやご意見、また近くにお越しの際は是非ともお立ち寄り下さい。



杉並区議会議員
杉並区議会自由民主党 幹事長 39歳

直球で 真っ向勝負！

大和田 伸

おおわだ しん

大きな和

令和2年 夏号

区政報告

（発行）大和田伸事務所 〒166-0003 杉並区高円寺南2-16-2 TEL:03-6768-9011

ご挨拶

— Greeting —

日頃から温かいご支援を賜り誠に有難うございます。

昨年の今頃、国内はいよいよ一年後に迫った「東京2020大会」への夢と希望を膨らませていました。

果たして一体誰が、今日のこの大きな不安と悲しみに包まれた日本を想像出来たでしょうか。

しかし、私たちは、それでも前を向いて懸命に歩んでいかなくてはなりません。私たちが生きている今日は悔しくも犠牲になられた皆さんが生きたかった今日なのですから。

昨年の杉並区議会の改選を経て、私は現在、コロナ禍において三年続けて杉並区議会自民党の幹事長として、区議会で15名を擁する最大会派を率いています。今、政治に求められているのはスピード感、そして実行力です。

このことを会派一丸となって身に刻み、区議会の議論をリードしていく覚悟です。更なるご指導、宜しくお願いします。

令和2年9月吉日



▲自民党会派の幹事長として臨む代表質問

今号はコロナ関連の内容とさせて頂きます

杉並区議会議員
杉並区議会自由民主党
幹事長 大和田 伸



▲コロナ対応で遅れを取るわけにはいきません！



▲改選後初の会派街頭報告（昨年5月）



▲自民党会派の仲間と。 杉並区議会の中で最も多い『15名』が所属する会派です。

令和2年

杉並区議会報告

詳しくは内面をご覧ください。

コロナ禍において、まず至上命題とも言えるのが『医療崩壊を防ぐ』ことです。当区では全国に先駆けて、その取組みを実践し、それは国や都のモデルケースとなりました。

一方、コロナ禍は子供たちの学習機会を奪う等、『教育』の分野にも大きな弊害をもたらしました。私は文教委員として、1人1台の『タブレットPC』（※タッチ式デジタル機器）の導入の必要性を訴え、実現が叶いました！

地域医療の崩壊を防ぐ！

～区内基幹4病院（発熱外来）への独自支援！～

後日、当該病院に対しては、区が責任をもって監査を実施し、その助成金額の正当性を担保します！

コロナとの闘いにおいて、最後の砦となるのが『病院』ですが、病院側はその戦いに臨む態勢を整えれば整える程、負担は増え、その運営は厳しくなります。マンパワーに重い負担がかかり、万が一各地域で院内感染が発生したら、地域医療は崩壊に陥ります。

そこで区は、区内の基幹4病院（河北・荻窪・佼成・東京衛生）に、『発熱外来』（＊感染が疑われる患者専用の外来診療スペース）を設置すると共に、その間の病院経営を支えるために、約22億円を助成し、地域医療を守り抜く姿勢を示しました。

本来これらは国や都が担うべき領域ですが、医療崩壊が目前に迫る状況の中、当区が先駆けて決断をし、実施しました。こうした杉並区独自の取組みは各方面で反響を呼んでおり、医療機関の経営支援が叫ばれるに至りました。



▲河北総合病院の発熱外来（屋外テント式）



▲河北理事長から貴重なお話しお聞きしました

児童生徒の学びを保障！

～1人1台タブレットPCの配備を実現～

今般、国や都の補助制度も活用し、杉並区では正式に導入を決定。年内に、全区立小中学校の児童・生徒への、1人1台専用のタブレットPCが実現します！

杉並区立小・中学校は3月から約3ヵ月の間『臨時休業』となり、その間、児童・生徒は自宅待機を余儀なくされました。

そこで、各校は各家庭に課題のプリント配布や、動画配信を行う等の学習支援を行いましたが、残念ながらその内容は十分とは言えず、コロナ禍の終息を見通せない今日、保護者の皆さんから危惧するお声が多数、私たちの元に寄せられました。

そこで、注目されたのが『タブレットPC』を用いた「オンラインサービス」です。これにより、学校と家庭を双方向で結ぶことが可能となります。

勿論、これによって学校（教師）側の負担も増えますが、『使えるものは何でも使って、出来ることから既存のルールに捉われず臨機応変に何でも取り組んでみる』、この姿勢と向き合わないことは、教育現場、更には杉並の児童・生徒に対し無責任だと考えます。

タブレットPC導入はその第一歩です！



▲導入に向けてはコスト面が課題でした



▲子ども達の順応スピードは早いです！

コロナ禍における杉並区の態勢報告

区議会最大会派として議論をリード

杉並区議会では、今年度計6回に及ぶ補正予算（総額約670億円）を議決し、区はこれまで全86ものコロナ対策事業を実施して参りました！ ここでは、その主な概要をお示しします！（＊令和2年8月末日現在）

特別定額給付金給付（＊全区民一律10万円給付）



▲行政書士の先生方が臨時相談窓口を設けて下さいました！

基準日（4/27現在）における杉並区民の数は約57万6000名で、当区の『申請書』については23区内で3番目に早い発送となりました。

しかし、「オンライン申請」（全体の約5%の方が利用）に必要な、マイナンバーカードの取得で窓口の混雑が生じた他、「郵送申請」の記入方法についても一部分かりづらく、混乱を招く結果となってしまいました。こうした点は、今後議会でもしっかりと検証を進めて参ります。

尚、当区の申請締切日は8月24日でしたが、区全体の申請率は約98%でした。

中小企業支援（＊融資制度緩和・家賃助成）



▲区内事業者の皆さんとも常に意見交換をしています。

杉並区の融資制度は、「借り手の利子負担が3年間0%」等、他区と比較しても優れた制度内容です。しかし、今はより多くの方にこの制度を活用して、危機を乗り切って頂かなくてはなりません。

私は議会でその事を主張し、対象要件の緩和（＊売上減少の確認期間短縮）を実現しました。また、当初は「飲食店のみ」を助成対象としていた、区独自の「家賃助成」も、議論の末その他の店舗にも拡大しました。

この緊急時に大切なことは「共存」であり、「分断」ではありません。

PCR検査体制の強化（＊第2波・3波への備え）



▲現場の医療従事者はまさに命がけで臨んで下さっています。

区内では8月末現在、1日約70件の検査が可能ですが、今秋からは検査専用の『バス』を導入する等、今年度中に約4倍の1日300件の検査を実現します。

また、『PCR検査スポット』を区内基幹病院に設置する他、ご近所の複数の診療所でも検査が可能となります。

ここに記載のPCR検査数は、陰性を確認するため等、自己理由で行う検査は含みません。

文化芸術の振興（＊すぎなみアート応援事業）



▲区立劇場である『座・高円寺』でも万全の感染症対策を講じています。

自粛要請で「文化・芸術活動」の表現の場が今、危機的に狭まっています。

そこで、区では『場』と『活動』、双方を守る取組みとして、感染防止対策等を徹底して活動を行っている団体や個人等に対して助成制度（総額2.3億円）を新設しました。

実は、この施策の実現には、私が参与を担う高円寺阿波おどり関係者の切実な「お声」も大きく関わっています。『文化の風薫る杉並区』、しっかりと守ります！

商店街クーポン事業（＊後日、正式名称決定）



▲地元の皆さまのお声を原動力に、しっかりと施策を進めて参ります！

区内商店街の皆さんが大変なご苦労をされています。今、最優先に求められること。それは何と言っても『売上げの確保』です。

そこで、区では今般、商店街でお買い物をした方を対象に、加盟店で使える『お買物券』を抽選でプレゼントする事業に補助金を交付します。

期間は今秋から年末にかけて2回！総額2億円分のボリュームなので、応募した方は高確率で一度は当たることが想定され、1等の1万円も多数含まれています。皆さん、是非お買い物は地元商店街で！

今後、どうなる？

杉並区を取り巻く諸々の環境

東京2020オリンピック・パラリンピック大会

開催に向けた準備態勢は？

東京2020大会が1年延期されました。決まった以上、私たちは前を向いて万全の態勢を準備しなくてはなりません。

杉並区は既にイタリア・ウズベキスタン・パキスタンの選手団の事前キャンプの受入れが決まっています。コロナ禍にあって、直接の交流は出来ませんが、日本フィルハーモニー交響楽団と連携し、事前キャンプに訪れる選手を応援するためのオリジナル曲を制作する等、来年に向けた取組みを進めています。どうにか開催を願うばかりです。



▲区立体育館のバリアフリーを進める機運も高まっています。



▲永福地域にある国際規格のピーチコート（開館時に視察した様子）

震災時における震災救援所

避難しても大丈夫？

コロナ禍においても震災はいつ発生するか分かりません。区では発災時、『震災救援所』（＊お近くの区立小中学校等）を設置しますが、その避難に際し「感染症を危惧するお声」を耳にします。

そこで、今、各救援所では、対策に万全を期すために受付時の検温・区分け・換気・物品管理等、出来る限りの対策を講じています。

ご自宅での避難（在宅避難）が難しい際は、マスクを着用して、救援所への避難をお願いします。



▲災害はいつ発生しても不思議ではありません（＊水害訓練の様子）

新・基本構想の策定

今後、10年間の区政の羅針盤

現・基本構想が次年度で期限を迎えます。区では当初、『新・基本構想』の議論を行う審議会を5月から開催する予定でしたが、コロナ禍において延期を余儀なくされていました。

先月末にようやく第1回目が開催され、これから約1年半かけて、最後は議論の場を区議会に移します。

10年後の『杉並のあるべき姿』を皆さんはどのように描かれますか？『ウィズ・コロナ』を見据えての策定となりますが、皆さんのご意見をどんどんお聞かせ下さい！



▲しっかりと議論をリードしていきます！

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9月分	No. 5、6、7

領収書

大和田 伸 様

［別納引受］

区内特別特(定)BC		
@57	4,841通	¥275,937
小 計		¥275,937
郵便物引受合計通数		4,841通
課税計（10%）		¥275,937
（内消費税等		¥25,085）
非課税計		¥0
合計		¥275,937
お預り金額		¥280,000
おつり		¥4,063

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 9月13日 18:20
担当：[redacted]
発行No. 20091[redacted]7254 端P34箱01
連絡先：杉並郵便局
TEL:0570-943-725

領収書

大和田 伸 様

［別納引受］

区内特別特(定)BC		22.0g
@70	964通	¥67,480
小 計		¥67,480
郵便物引受合計通数		964通
課税計（10%）		¥67,480
（内消費税等		¥6,134）
非課税計		¥0
合計		¥67,480
お預り金額		¥70,000
おつり		¥2,520

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 9月14日 7:16
担当：[redacted]
発行No. 20091[redacted]2951 端P14箱50
連絡先：荻窪郵便局
TEL:0570-943-036

領収書

大和田 伸 様

［別納引受］

区内特別特(定)BC		
@70	969通	¥67,830
小 計		¥67,830
郵便物引受合計通数		969通
課税計（10%）		¥67,830
（内消費税等		¥6,166）
非課税計		¥0
合計		¥67,830
お預り金額		¥70,000
おつり		¥2,170

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 9月14日 8:12
担当：[redacted]
発行No. 20091[redacted]0487 端P49箱14
連絡先：杉並南郵便局
TEL:0570-943-311

備考

5、旧政報告（令和2年9月号） 発送者（杉並局）

6、〃 （荻窪局）

7、〃 （杉並南局）

添付資料 ⑰ 1/4

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9月分	No. 8、9

領収書

様

［販売］
史跡名勝天然記念物保護１００年
84円　47枚　¥3,948

小　計　¥3,948

課税計（10%）　¥0
（内消費税等　¥0）
非課税計　¥3,948

合計　¥3,948
お預り金額　¥10,008
おつり　¥6,060

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 9月15日 14:45
担当：[redacted]
発行No.[redacted]　端N85箱01
連絡先：新高円寺駅前郵便局
TEL:03-3312-9779

大信キャッシュサービスご利用明細

ただいまご利用いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめください。

[redacted]

お取扱日	取扱組合 店番-機番-通番
02 09 19	22480391-0018

発行金融機関-店番-科目　口座番号 [redacted]

お取引金額	
お取引内容	お引出
¥660	ページ　お取引金額
時刻 14:27	¥5,095*
お取扱いできない場合	お取引後残高
	**********

西京信用金庫
阿佐谷支店
普通　2125141
ｺﾝｼｺｸﾄｳ様

ｵｵﾜﾀﾞ　ｼﾝ様
03-6768-9011

備考

8、切手購入費（「区政報告令和2年春号」発送のため）

9、コピー用紙購入、按分1/2＋¥2,877計上（別紙）
＋振込手数料

2/4

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	１０月分	No. 1.2.3.4

1、

ご利用明細　三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
02100	20155276	お振り込み

受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
2899		[redacted]	***

時刻	税込手数料	お取引金額
16.43		¥47,300*

お取扱いできない場合	残高
	* * *
**********	**********
	**********

ご案内
お振込先は
三菱ＵＦＪ銀行
高円寺支店
普通　1190174
ｺｳｼｼｲﾝｻﾂ様
ご依頼人は
ｵｵﾜﾀﾞ　ｼﾝ様

MIZUHO　みずほATMコーナー　ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。　みずほ銀行

お取引日	振込 振替先の口座番号	
2020-10-12	3263370	普通

0001-[redacted]***

振込手数料	金額
**440	****68,627

お取引内容	お取引後残高
電信振込	**********

預金	利用手数料	お取扱店番号
0853***0-018200-10227483		

高円寺
現金感覚で使える　みずほＪＣＢデビット取扱中！くわしくは窓口まで
京都銀行
久津川支店
ｶﾌﾟｾﾄｱｯﾌﾟ．ｽﾀｲﾙ　様
ｵｵﾜﾀﾞ　ｼﾝ　様
[redacted]
発信番号81A120182000005

3001　0010185543

画面にくみずほ>からのお知らせがあります。

20-10--5	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	10,800
20-10--6	SMBC(ﾆﾎﾝｷﾖｳｲｸｼ	2,750

備考

1、E申報告（令和2年9月）発送用封筒、5000封（別紙）
2、車両両コピー機リース料（10月分）×½→¥5,400計上
3、日本経済新聞購読料（10月分）
4、E申報告（令和2年9月）作成費（8,000部）＋振込手数料（別紙）

3/4

NO.1 別紙

請　求　書　№ 006237

大和田 伸　様

2 年 8月25日

金額 ¥ 47,300.—

有限会社 幸[illegible]利

上記の通りご請求申上げます。

〒166-0013 東京都杉並区[illegible]-10
TEL (0[illegible]
FAX (0[illegible]

摘　要	金　額
前　月　繰　越　額	
当　月　ご　請　求　額（ 1 枚）	¥47,300
合　計　当　月　ご　請　求　額	¥47,300

取引銀行・三菱東京UFJ銀行 高円寺支店 普通 1190174
大東京信用組合 堀ノ内支店 普通 0028042

NO.4 別紙

合計請求書

令和 2 年 9 月分

〒 166-0003
東京都杉並区高円寺南2丁目16-2

PUT UP AccountSlip

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0102 京都府城陽市平[illegible]横道8-[illegible]
TEL 0774-53-5300 / FAX 0774-[illegible]

大和田 伸　様

【伝票枚数　1 枚】

前月ご繰越残高(税込)	調整額	お買い上げ額	消費税額	合計ご請求額
		¥62,388	¥6,239	¥68,627

毎度ありがとうございます。上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦下さい。

摘要

振込先：京都銀行 久津川支店 普通No.3263370 株式会社プットアップ・スタイル

ゆうちょ銀行 記号14460 番号6673361 株式会社プットアップ・スタイル

4/4

直球で勝負!!

《杉並区議会報告》

皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

そして、医療従事者をはじめ、今も新型コロナウイルスの最前線で日夜懸命に活動して下さっている皆様に心から感謝を申し上げます。

コロナ禍の負の影響は今後、杉並区の財政にも及びます。新年度の歳入は、既にリーマンショック時を上回る**過去最大規模の減収**が見込まれ、その額は100億円超ともいわれます。つまり今後、今ある事業やサービス等の見直しも迫られるかもしれません。

しかしながら、私は財政規律を堅持しつつも、コロナ対策を筆頭に、区民生活を取り巻く喫緊の課題については**『躊躇なく財源を投入すべき』**と考えます。まさに今こそ、**『まちの御用聞き』**としての原点に立ち返り、この難しい区政のかじ取りに、区議会最大会派の幹事長として関わっていく覚悟です。

大和田伸、四十歳。本年もご指導の程、宜しくお願いします。

令和三年一月

杉並区議会議員

大和田　伸

郵便はがき

ご住所・お名前 等に誤りがございましたら、大変申し訳ございません。
ご一報頂ければ幸甚です。

直球で勝負!!

杉並区議会議員

大和田（おおわだ）　伸（しん）

事務所 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南2-16-2
TEL：03-6768-9011
FAX：03-6768-9012
E-mail：shin-ohwada.5509@jcom.home.ne.jp

添付資料⑱ 1/3

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	１２月分	No. 1.2.3.4.

都政新報購読料 **請 求 書**（半年分前納）

年 月から	年 月分
20 12	21 05

組織コード * 51430211
個人コード 05100105

166-0003
並区高円寺南２－１６－２

大和田 伸 様

前回未収額 円	今回請求 円	今回総請求 円
0	11,460	11,460

前納割引は12月末まで払込みされる方に限らせていただきます。当月以降は無効です。

株式会社 都政新報社
東京都新宿区西[illegible]ビル
TEL.03(3330)8781(代)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-12-25	01313	A93480009
取扱店	スギナミ	
払込口座	00130-2	101470
払込金額	*11,460	料金 *0

（振受領証）
口座番号 00130-2
1014700
加入者名 都政新報社
金額 11460
料金 *0
杉並区高円寺南２－１６－２
大和田 伸 様

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

入金額 *12,000
おつり *540

スマホ決済アプリ ゆうちょPay
口座の残高確認も 可能です！

印 紙税申告納付につき麹町税務署承認済

20-12--3ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ 10,800

20-12--7SMBC(ｺﾆｼｷﾖｳｲｸｼ 2,750

領収書

大和田 伸 様

［販売］
通常葉書ヤマユリ（６３円）
63円6,800枚 ¥428,400

小 計	¥428,400
課税計（10%）	¥0
（内消費税等	¥0）
非課税計	¥428,400
合計	¥428,400
お預り金額	¥430,000
おつり	¥1,600

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年12月15日 15:57
担当：[redacted]
発行No. [redacted] 端N85箱01
連絡先：新高円寺駅前郵便局
TEL:03-3312-9779

備考
1. 事務所コピー機リース料（12月分）×1/2＋¥5,400計上
2. 日本都市新聞（12月分）購読料
3.「杉並区議会報告」（R3年1月）用ハガキ購入費
4. 都政新報（R2.12月～R3年.5月）購読料

2/3

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	1月分	No. 5

ご利用明細票

取引内容 Transaction	カード振込	IC
取引金額 Amount		¥74,800*
手数料 Handling Charge		¥330*
取引後残高 Balance		[redacted]
振込日	2021年01月12日	当日
振込先・受取人	ミツヒ゛シューエフシ゛エイ コウエンシ	
	普通預金 口座 1190174	
	ｺｳｼﾝｲﾝｻﾂｼｮ様	
依頼人	TEL.03-6768-9011	電信
	ｵｵﾜﾀﾞ ｼﾝ様	

取引日時 Date/Time 2021年01月12日 14:16
取扱銀行番号 0005 店舗番号 [redacted]
カード番号 [redacted]****
お問合せ番号 1100253-262404
照会コード Inquiry Code 0000

MUFG 三菱UFJ銀行

○暗証番号は他人に絶対に教えないでください。銀行員が店頭外や電話等でカードの暗証番号をおたずねすることはありません。
○お受取りになった現金やカードを店舗外等で預託することはありませんので、ご注意願います。
なお、ご不審の場合は、すぐ三菱UFJ銀行にご照会ください。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延する事があった場合は、ご容赦ください。

請　求　書　№ 006259

大和田 伸 様

2年12月23日

金額 ¥74,800.－

上記の通りご請求申上げます。

有限会社 幸 [redacted]
〒166-0013 東京都杉[redacted]
TEL (03) [redacted]
FAX (03) [redacted]

摘　要	金　額
前月繰越額	
当月ご請求額（1枚）	¥74,800
合計当月ご請求額	¥74,800

取引銀行・三菱東京UFJ銀行 高円寺支店 普通 1190174
大東京信用組合 堀ノ内支店 普通 0028042

備考

5.「杉並区議会報告」（令和3年1月発行）印刷費
（6800枚）
＋振込手数料

配布期間→1月～2月

3/3

小川宗次郎議員　交付額192万円、支出727,403円、残1,192,597円

区政調査・報告レポート　令和3年報告号の経費について

区長とのインタビューが紙面の多くを占めた報告レポートである。このような構成で作られた報告レポートは政治活動、選挙活動等の要素を含んでいる。経費の全額を計上することは「条例」9条に違反する支出であり、「規程」第2条の支出基準に違反する支出である。「規程」第2条、2「政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費より支出しなければならない」とあり、按分せずに全額を計上することは違反した支出にあたる。社会通念に照らして相当な割合による按分をしなければならない。

かかった経費の327,152円の按分50%、163,576円の返還を求める。

区政調査・報告レポート（区政報告春号）の経費

提出された紙面には「区政調査・報告レポート令和3年報告号」とあるが、領収書等貼付用紙の備考欄には「区政報告春号」と記載されている。同一の区政報告である。

添付資料 (19)　　領収書3月分No4，11

3月25日区政報告春号（印刷代・ポスティング代）

A3チラシ両面カラー　23,000部×@5円＝	115,000円
デザイン料	45,454円
分納手数料	1,364円
入稿手数料	9,091円
対談文字起こし	18,182円
アンケート作成/HPへの埋め込み	4,545円
ポスティング料金	86,175円

小計279,811円＋消費税27,981円　計307,792円

領収書等貼付用紙の備考欄にポスティング部数＝20,000枚と記載。

3月30日封筒印刷代（長3）区政報告春号封入2,000枚　　19,360円

かかった経費合計307,792円＋19,360円＝327,152円

添付資料 (20)　区政調査・報告レポート　令和3年報告号

紙面の構成はインタビュアー杉並区議会議員小川宗次郎×杉並区長田中良の対談が両面にわたり、紙面全体の半分を占めている。対談の行数は102行あり、小川議員の発言はわずか26行で、他は区長の発言である。つまり、対談の3/4が区長発言で、区長の広報紙のように見受けられ、政務活動費の使途基準には合わない。このレポート作成費は不当な支出である。

約1億4000万円の経費を使って発行されている「広報すぎなみ」を通じて区長の意見は区民に対し、発せられている。区長の考えでなく、小川議員の区政の調査等を区制報告では報告すべきである。

印刷枚数23,000部、ポスティング20,000部。
区政報告春号封入2,000枚とあるが、封入された2,000枚はどのように区民に配られたのかは記載されていないので、説明を求める。
印刷枚数23,000部－ポスティング20,000部－封入2,000部＝残り1,000部
残りの1,000部はどのように配布したのか、説明を求める。

また、田中区長が小川宗次郎議員に寄附を行ったことが、「政治団体東京良友会の収支報告書」に記載されている。
平成30年3月29日、300,000円　小川宗次郎を育てる会
　　6月11日　100,000円　小川宗次郎を育てる会
区長が小川宗次郎を育てる会に寄附をした理由はわからないが、「小川宗次郎を育てる会」は区長から40万円の寄附を受けていることは事実である。
資料には10月29日に太田哲二後援会にも70,000円の寄附がある。太田議員と比較して、小川宗次郎を育てる会への寄附は5.7倍で特別である。区長から40万円の寄附を受けた小川議員が、区長インタビューの紙面を作った理由の説明を求める。
添付資料 (21)　収支報告書　平成30年分、政治団体「東京良友会」代表田中良

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3月分	No. 4

領収書等貼付欄

領　収　書

備考

区政報告春号　307,792円（100%）（印刷代、ポスティング代他）

ポスティング配布期間＝令和3年4月8日から令和4年4月10日

ポスティング部数＝20,000部

平戸香代

添付資料⑲ 1/4　3/25

領 収 書

発行日　令和3年3月25日

小川宗次郎　様

下記、正に領収いたしました。

件名：　小川宗次郎区政報告作成・ポスティングの件

合計金額　¥307,792　(税込)

平戸香代
〒168-0061
東京都杉並区大宮2-
TEL：09085076946



No.	摘要	数量	単価	金額
	A3チラシ・フライヤー/マットコート53kg/両面カラー※1	23000 部	5	¥115,000
	上記デザイン料	1 式	45,454	¥45,454
	分納手数料	1 式	1,364	¥1,364
	入稿手数料	1 式	9,091	¥9,091
	対談文字起こし	1 式	18,182	¥18,182
	アンケートフォーム作成/HPへ埋め込み	1 式	4,545	¥4,545
	ポスティング料金	1 式	86,175	¥86,175
		小計		¥279,811
		消費税		¥27,981
		合計		¥307,792

振込先	

2/4

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3月分	No. //

領収書等貼付欄

備考

封筒代　長３封筒印刷　19,360円

令和3年区政報告春号封入

四国堂

3/4　3/30

No.

領　収　書

2021 年　3 月　30 日

小川宗次郎　　御中

下記の通り領収致しました。

有限会社　四国堂
〒166-0014
東京都杉並区松ノ木2-15-
代表取締役　井上一郎
TEL. 03-3311-6040　FAX. 03-3311-6249
担当者

印	印

税込合計金額　¥１９，３６０.－

合計金額 ¥17,600.－　　消費税額 ¥1,760.－

品名 規格・仕様	数量	単位	単価	金額	備考
長3　ハイシール封筒印刷　パステル緑80 スミ刷り	2,000	枚	8.8	17600	
以下余白					

備考　　小　計　¥17,600

4/4　3/30



杉並に生まれ
杉並に育ち
杉並でくらして

杉並区議会議員
杉並区議会自由民主党会派所属

小川 宗次郎（そうじろう）

新型コロナウイルスワクチン接種に関するアンケートにご協力ください

今後、本格的に実施される新型コロナワクチン接種に関するアンケートにご協力ください。集約されたご意見を区政に反映させたいと思います。

※アンケートは匿名で行われ、メールアドレス他個人情報などの収集はいたしません。

【小川宗次郎プロフィール】昭和４１年元都議小川譲吉郎の次男として生まれる。松苔幼稚園、堀之内小学校、松ノ木中学校、聖徳学園高等学校、流通経済大学経済学部卒業、平成１１年から６期当選。第６６代副議長、監査委員、議会運営委員会委員長、総務財政委員会委員長、文教委員会委員長、区民生活委員会委員長、都市環境委員会委員長等、要職を歴任。現在、議会では文教委員会委員、災害対策・防犯等特別委員会委員、杉並区監査委員等。地域では、松ノ木町会会長、松ノ木防災会会長、保護司、堀松梅宮青少年育成委員会会長、松ノ木中学校区地域教育連絡協議会会長、松ノ木中学校学校支援本部委員、大宮八幡宮総代、氏子青年会常任理事、杉並消防団第２分団部長、（社）東京青年会議所杉並区委員会ＯＢ会所属等。

●区政についてのご意見・ご要望等お寄せ下さい。

インタビュー

コロナ禍をどう生きるか　杉並区がやりぬくこれからの施策

インタビュアー
杉並区議会議員　小川 宗次郎　×　杉並区長　田中　良

小川　新型コロナウイルスの流行がはじまって、１年が経ちました。今日は区長と杉並区のコロナ対策について、振り返りと今後についてお話をしたいと思います。よろしくお願いします。

混乱の中、杉並区では備蓄していたマスクを配布

区長　よろしくお願いします。最初はとにかく、新型のウイルスだから情報が全くないという厳しい状況でした。何が正しい情報なのかわからなかった。だから警戒心をもちつつ、並行して情報収集をしてく必要があったんですね。

小川　医療機関は今も大変な思いをされていますが、当初医療機関への対策を早急に着手されていました。

区長　そう。まずコロナの特徴として非常に感染拡大のスピードが早いという事がひとつ。もう一つの特徴として今までの感染症と違って８割が軽症、重症化するのが２割で、ほとんどの人が知らないうちにどんどんどんど感染して広がっていると。感染者が出たら指定病院に搬送するという流れが、あっという間にそれが溢れてしまった。それにより地域の病院や民間の病院に突如重傷者が救急車で運ばれて来るという、想定されてない状況があちらこちらで勃発してしまった。一般の救急も受けられなくなり、コロナ陽性者が１回入ってくれば処置が終わって完全に消毒が終わるまでほかの救急を受け入れられない。現場は大変なパニックになりました。救急の面でも地域医療が崩壊して、日常の医療もコロナの患者さんを受け入れることになれば、医療機関の中で明らかにその感染者とそうじゃない患者さんのエリアをはっきり分けなくてはいけない。物理的に仕切りをはっきりするとともに、スタッフの仕切りをはっきりしなくてはいけないから、通常の医療のキャパシティが制約を受けて、いわゆる二次医療という対象の医療が回らなくなってしまいました。まさに医療崩壊ですね。

小川　そんな中マスク不足が深刻になりましたね。杉並区はかなり早い段階で医療機関に優先してマスクを配布しました。これはどういう経緯だったんですか？

区長　最初総合病院の院長から「もうマスクがあと１週間でなくなってしまう。」と直接連絡が来たのです。これには驚きました。医療にはマスクが必須なのですが、問屋からも入ってこない。完全に流通が止まってしまった。それが無くなったら我々お手上げだと、院長から直訴されました。そういう窮状を訴えられて、想像していたより深刻な状況なのかと思って改めて気持ちが引き締まりました。

小川　幸い杉並においては７０万枚以上備蓄を持っていたので、すぐに配布できました。

区長　新型インフルエンザやＳＡＲＳの対策、また震災対策でマスクを大量に備蓄していました。その備蓄があったから、もう基幹病院に対しても、とにかく無くなれば杉並区から必ず供給できるから心配しないでという発信をしました。すぐに対応できて本当によかった。

医療に全力を注ぎ、文化芸術の場を支援

小川　その後杉並区はコロナ対策として最初２３億の補正予算を組みました。国や東京都の動きが定まらない早い段階で、区が自主的に単独で基幹病院に補助をするという、決断も大変だったのではないでしょうか？

区長　医療と福祉の世界は公定価格で決められたことでしかお金が動かないから、いざという時に公的な支えがないと順応できなくなるんです。病院の経営が悪化する一方で、コロナの患者を受け入れていかなくてはいけない。先ずはそこを杉並区でしっかりサポートします、その部分は心配しないで医療に全力を注いでください、という約束をさせてもらいました。それからきちんとした状況を把握するために、医療崩壊を阻止するための緊急会議を週２回開きました。

小川　それは杉並区と医師会と病院と三者？

区長　そうです。とにかく基幹病院、災害拠点病院と連携を取ろうと。それでどういう状況になっているのか杉並区がどういうサポートをするべきなのか早急に検討する必要があったんです。開業医（医師会）からの要望は、とにかく発熱外来を杉並区で集約してほしいと。本来、指定感染症なのだから、これは国や東京都がやる事ですが、ものすごいスピードで医療崩壊が起こりつつあり、それを見過ごすわけにいかなかった。院内感染で病院が崩壊してしまうととんでもない事になってしまう。

小川　そして杉並区独自としてＰＣＲバスを稼働しましたね。こちらも現在稼働中という事で。では医療以外、区民に対する補償というか、そういう経済対策についてはどうでしょうか。

区長　大きなものは融資と家賃補助ですね。大家さんが家賃を減額してくれた部分について半分は杉並区が持ちますよという対策ですね。

小川　緊急事態宣言中の給食食材の納入業者への支援もありました。学校が再開しても速やかに給食が提供できるように。

区長　あと文化芸術の分野です。そういうどちらかというと不要不急じゃないという理屈で無視されがちなのですが、杉並区は文化の街でもあるし、文化芸術の分野っていうのは社会の活力でもある。区内に１００か所ぐらいの小劇場とかライブハウスとかあるんですよね。

小川　高円寺とかもライブハウス沢山ありますね。

区長　そういう結構小さい表現の場っていうのがいっぱいあって、そういうところの最低限の表現の場をキープするための施策ということでやらせてもらった。それから表現者の人たちに対する一定の支援をするということで、割と早く打ち出しました。

自治体として財政対策を頑張りたい

小川　そういった支援施策を実行していかなくては、区民の最低限の生活が守れない現状。しかし今後の財政状況も厳しいところがありますね。

区長　税収がガクッと落ちることはもう間違いない。来年再来年、非常に厳しいと。しかし、このコロナ対策をやったから不況になるという話じゃなくて、経済活動が縮小して税収が落ちるから財政状況が厳しくなるということですよね。必要な対策はちゃんとお金をかけてやるべきだと思っています。そもそも感染症対策というのは全額国の負担でやるべきだと思いますよ。地方自治体で全部なんてことは到底できる話じゃない。でも現実問題として地域間格差があるし、国が全部適切にできるかというと、そういう単純なものでもないから、やっぱりそれぞれの



添付資料 20

地域で自治体として努力して、その隙間を埋めていくということは我々の責務としてやるべきだと思うんです。それで財政が一時悪化するということは、これはやむを得ない。民間がもうどんどんへたってきた時に、我々公的部門も全く歳出を閉めてお金を使わないで守りに入ったら、もっともっと不況の再拡大になってしまう。



小川　で、だいたいいくらぐらい税収が落ち込んで、基本的に計画していた、例えば大規模改修とか数１０億かかるやつを逆にちょっと先送りするとかそういうことを考えていますか？

区長　まあ、一気に１００億とはいかないと思うけれど。例えば前年対比３０億とか５０億とかぐらいは減るかもしれない。まあ、覚悟としては２～３年でトータル１００億ぐらいは目減りするのではないかと思っています。

小川　１００億減るから１００億分削るっていうことではないですよね。

区長　そんな単純にはできないですよね。我々のずっとやってる施策は福祉的なものがかなりウエイトあるから、いきなりそういうものを減らせば、苦しい時、苦しい人に一番しわ寄せが行くことになる。それだけは何としても避けなくてはいけない。削るっていう言うのは簡単だけど、じゃあどこを削るんだってなった時には、大変な議論が必要になると思いますよ。

小川　ではこれから議会も議論が白熱するという事ですね。

区長　これからの区議会議員に求めるのは、そういう議論がなされたとき、区民とのパイプ役として区と区民をつないで欲しいと。財政指標をひとつ取り上げて経済評論家のように論じるだけでは議論が前に進まない。それより「具体的にここがおかしいんじゃないか」「どうしてこれを助けないんだ」と、こちらは具体的な情報がない場合があるから、そういう意見の方が参考になるんです。これから厳しい財政状況の中、スピード感のある議論が必要になってくる。

小川　本当に。一議員として心にとどめておきます。本日はありがとうございました。

※このインタビューは 2020 年 12 月に開催されました。

新型コロナウイルスワクチン接種

◆杉並区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

0570−666−542（受付時間：午前９時から午後５時）

接種会場として予定されている場所は、セシオン杉並、桃井はらっぱ公園（仮設）、旧若杉小学校体育館、杉並会館、和田地区法輪閣、阿佐谷区民センターの前の民間施設（正式名称はありません）などのほか、河北総合病院、東京アドベンチスト衛生病院、佼成病院、荻窪病院、区内診療所１５０か所を予定しております。決定次第、区のホームページで公表いたします。

◆新型コロナウイルスワクチン国へのお問い合わせコールセンター

0120−761−770（受付時間：午前９時から午後９時）

【クーポン発送時期、スケジュール】

高齢者６５歳以上は４月はじめ、接種時期４月１２日から。６月末までに対象１２万人分のワクチンが届く予定です。基礎疾患のある方、高齢者施設に従事されている方、６０歳から６４歳以下の方、上記以外の方は国から区へ通知が来次第公表となりますのでお待ちください。なお、ワクチンは２回接種することと、クーポンに記載されている連絡先に予約が必要となります。

子育て世帯生活支援特別給付金（国の事業）

昨年の特別定額給付金事業はいろいろありましたが、税金の使い道として公平性の観点から、一律１０万円との着地点になったことは記憶に新しいところです。今回の「子育て世帯生活支援特別給付金」はお子さんがいらっしゃる住民税非課税世帯の方に子供一人につき５万円を支給する事業となります。新型コロナウイルス感染拡大によって生活の基盤が弱い、非課税世帯の方を対象とした今回の給付金は、本来もう少し早く制度設計することがもとめられていました。この時期になりましたが、一日でも早く給付することは当然で、区も早急に対策を講じています。

杉並区プレミアム付商品券事業について（都の事業）

６月下旬から購入できる予定の「２０２１杉並区プレミアム付商品券」事業について、概要がわかりましたのでお知らせいたします。

発行総額は、１０億円で、額面総額は１３億円になり、デジタル発行７．５億円（額面９．７５億円）、紙発行２．５億円（額面３．２５億円）、発行冊数２０万冊（デジタル１５万冊、紙５万冊）です。プレミアム率は３０％（１０００円で３００円）、１冊の販売価格は５０００円（１５００円のプレミアムで６５００円分）、紙の場合５００円券 ×１３枚綴り、購入限度額一人２５０００円（５０００円 ×５冊）、デジタルの場合は区独自のＱＲコードを導入予定です。販売方法については事前申し込み抽選制にて行う予定です。今後のスケジュールは、５月下旬にコールセンター、取り扱い店舗（１５００店予定）募集スタート、６月下旬から７月下旬にかけて購入申し込みスタート、７月下旬販売、使用開始予定で、有効期限は１０月末と短期間となります。デジタル発行販売は新たな取組として注目されますが、通信障害など予期せぬ事態を想定する必要があると思います。デジタル弱者の方の対応として、紙ベースでの発行販売も実施することは当然と言えます。有効期間はいまのところ７月下旬から１０月末までの３か月間と短い期間になり、使用には注意が必要になりますが、これは短期間で経済をまわし、早く売り上げ減少等を食い止めることの意味を考えれば得策であると考えます。この事業が、新型コロナウイルス感染拡大によって厳しい経営状況におかれている商店の売り上げ回復の一助になることが期待されています。

公共施設の手洗いを自動水栓に！（杉並区の新型コロナウイルス感染症対策）

◎施設を安心して使用していただけるよう、**小川宗次郎の提案で**施設のトイレの手洗い器具を自動水栓蛇口に順次替えています。
自動水栓により、器具に直接手を触ることないので安心して手を洗えることはもとより水の節約にもなります。

◎中小事業者の衛生用品購入助成店舗におけるお客様との間に設置するアクリル板の仕切りや、消毒用品など購入のための助成を行いました。



杉並区議会定例会・予算委員会

２月９日から３月１２日まで第１回杉並区議会定例会が開催されました。
日程の中で、３月３日から３月９日までは、令和３年度杉並区予算を審議する予算委員会が開かれました。予算委員会は本来であれば８日間の審議日程となりますが、緊急事態宣言下関係者の感染を予防し、議会の機能持続可能を維持するため、５日間の審議日程に短縮して開催しました。短縮日程ではありましたが、時間の延長などにより建設的な予算委員会となりました。私は、昨年の令和２年度予算委員会委員長に引き続き委員長を拝命しました。
連日委員の質疑は、区政にたいする区民の声を的確に捉えているものと改めて認識いたしました。ゴール地点である区民福祉の向上、杉並区の発展は異口同音ではありますが、進んでいく方向に違いがあります。この違いを予算委員会で行い、最終的に議会制民主主義に則り議決いたします。
区の予算編成過程の時に、私が所属する会派は多くの要望意見を提出しており、その要望意見が予算に反映されていること、また、コロナ禍により新型コロナウイルス感染予防対策にしっかり対応し、今後のワクチン接種に関しても予算に反映されております。経済の先行きが不透明の中でも、着実に区の実行計画の沿った予算であると確信し、私の所属会派は賛成いたしました。

杉並区の予算について

杉並区の会計には、一般会計、国民健康保険事業会計、用地会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計と大きく分けて５つの会計があります。その中で一般会計規模が一番大きく、当初示された令和３年度一般会計予算額は昨年度一般会計当初予算より、５２億２９００万円増え、１９９０億２５００万円でした。５つの当初会計規模は、３０９１億７９２０万円となり、令和２年度当初予算規模より２７億４千万円余の減でした。その後新型コロナワクチン接種など早急に予算計上する必要があり、当初予算の補正予算を組み、当初予算より４３億９６００万余増えました。
杉並区は令和３年度予算を「困難を乗り越え、新たな時代に紡ぐ予算」と命名しました。私なりに解釈しますと、平成２４年からスタートした杉並区の１０年ビジョン最終年度予算であること、令和４年新たに始まる１０年ビジョンの礎の予算の位置づけであること、新型コロナウイルス感染拡大防止・新型コロナウイルスワクチン接種対策など今まで経験したことのない予算でることを勘案して命名したものと理解し、十分その意図は読み取れます。区民福祉の向上、杉並区の発展をいつも念頭に置き、今後も区政に要望意見を発信していきます。



新型コロナウイルス相談

発熱などのある方
かかりつけ医がある場合は
かかりつけ医に

かかりつけ医がいない場合

【杉並区受診・相談センター】
03−3391−1299
午前９時から午後５時（土日祝日除く）

【東京都発熱相談センター】
03−5320−4592
２４時間受付（土日祝日含む）

区民の皆様のご意見・ご要望をお聞かせ下さい！
発　行：杉並区議会議員　小川宗次郎
所在地：〒166-0014 東京都杉並区松ノ木３−３−12
TEL/FAX：03-5306-1900　Eメール：ogawa@sojiro.name
ホームページ：http://www.o-sojiro.com

(その1)

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

〒１６７－００２２

1　主たる事務所の所在地　東京都杉並区下井草５－１０－２３

（ふりがな）　とうきょうりょうゆうかい

2　政治団体の名称　東京良友会

3　代表者の氏名　田中　良

4　会計責任者の氏名　山田　祐司

5　平成　３０　年分

団体コード	００５０３０４９２００１７０
前年繰越額	６，５００，２２２　円

事務担当者の氏名　鈹木三枝子

電話番号　03－6304－0547

受付	審査	確認
	1	
消込	パンチ	照合
済		

2396号
31.3.28
東京都選挙管理委員会
事務局

2019/1/20

資金管理団体の指定の有無
［レ］有　［　］無
公職の種類　杉並区長　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　田中　良

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類　（現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

添付資料㉑ 1/3

(その2)

収支の状況

都団体用

項目	金額
Ⅰ 収入総額 (1)～(2)の計	19,968,910
(1) 前年からの繰越額	6,500,222
(2) 本年の収入額 1～6の計	13,468,688
1 個人の負担する党費又は会費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	0人
2 寄附 (1)～(2)の計	180,000
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	180,000
ア 個人からの寄附	130,000
(うち特定寄附)	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0
ウ 政治団体からの寄附	50,000
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0
(2) 政党匿名寄附	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	13,288,676
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)(1000万円以上の政治資金パーティー)	13,288,676
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)(1パーティーで1人20万円超の支払)	0
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0
4 借入金	0
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0
6 その他の収入 (1)～(2)の計	12
(1) 10万円未満のものの計	12
(2) 10万円以上のものの計	0

項目	金額
Ⅱ 支出総額 1～2の計	13,507,068
1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	130,382
(1) 人件費	0
(2) 光熱水費	0
(3) 備品・消耗品費	61,446
(4) 事務所費	68,936
2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	13,376,686
(1) 組織活動費	2,856,551
(2) 選挙関係費	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア～エの計	5,170,135
ア 機関紙誌の発行事業費	0
イ 宣伝事業費	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費	5,170,135
エ その他の事業費	0
(4) 調査研究費	0
(5) 寄附・交付金	5,350,000
(6) その他の経費	0

備考

Ⅲ 翌年への繰越額 (Ⅰ－Ⅱ)	6,461,842

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金　(寄付金)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄附	600,000	30 2 26	西村まさみ後援会	杉並区成田東5-39-12-104	
寄附	500,000	30 3 6	田中良を育てる会	杉並区下井草5-10-23	
寄附	500,000	30 3 7	田中良を育てる会	杉並区下井草5-10-23	
寄附	300,000	30 3 29	小川宗次郎を育てる会	杉並区松ノ木3-3-12	
寄附	1,000,000	30 6 5	田中良を育てる会	杉並区下井草5-10-23	
寄附	100,000	30 6 11	小川宗次郎を育てる会	杉並区松ノ木3-3-12	
寄附	70,000	30 10 29	太田哲二後援会	杉並区西荻南4-12-5	
寄附	2,000,000	30 11 2	田中良を育てる会	杉並区下井草5-10-23	
寄附	100,000	30 12 10	山崎英昭を育てる会	西東京市泉町5-15-A-211	
この頁の小計	5,170,000				
その他の支出	180,000				
合計	5,350,000				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

川野たかあき議員　交付額192万円、支出192万円、残0円

広聴広報費について

会派区政報告書2020年8月号について

8月26日、区政報告書　印刷・ポスティング代　　588,500円
添付資料 (22)　　領収書等貼付用紙8月分No1　と御見積書
領収書等貼付用紙備考欄に「会派区政報告書　2020年8月号」と記載。
御見積書には「★16.5万部印刷の内5万部の費用」
※費用内訳の欄に「★50,000部を単独で印刷しB5折りすると費用は今回の提示額より高くなりますのでご了承ください。」と、書かれている。

会派区政報告書2021年3月号について

3月23日、区政報告書　印刷・ポスティング代　￥550,000内、￥546,678を計上
添付資料 (23)　　領収書等貼付用紙3月分No1　と御見積書
領収書等貼付用紙備考欄に「会派区政報告書　2021年3月号」と記載。
御見積書には「★158,050部印刷の内46,800部の費用」
※費用内訳の欄に「★46,800部を単独で印刷しB5折りすると、」
しか書いてないので、意味不明の領収書であり、信憑性に欠ける。
8月号、3月号の「会派報告書」を川野議員が自分用に増刷して、8月号は50,000部、3月号は46,800部をポスティングした。「会派区政報告書」は川野議員の区政報告書ではない。川野議員は「立憲民主党杉並区議団」として取り組んだことについて、川野議員は増刷して588,500円+546,678円=1,135,178円のという多額の政活費を使った。
「立憲民主党杉並区議団」と発行した区政報告書なので、政党活動の部分も含んでいる。
「手引き」P13「・・政党活動・・などに関する記述がある場合は按分が必要・・」とあり、全額を計上することは、使途基準に反する不当な支出である。社会通念に照らし、相当な按分をしなければならない。按分50%を求める。
3月号で550,000円－計上額546,678円=3,322円を自己負担している。
(588,500円+550,000円) ×按分50%－3,322円=565,928円の返還を求める。

付記、「手引き」P30　「④支出額の合計　交付額の範囲内で収支報告するものとする」と明記している。川野議員の領収書を見ると添付資料(5)川野たかあき議員宛の3月22日の領収書￥994.565を加えると交付額よりはるかにオーバーしている。使途基準に反し、交付額より多い領収書を提出した理由の説明を求める。

－14－

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8 月分	No. 1

領収書等貼付欄

№ 00829

領　収　証

川野たかあき　殿

領収金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	5	8	5	0	0

内訳
現金
小切手
約手
振込

平成令和2年 8月 26日

但し区政報告書 印刷・ポスティング代

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なきものは無効とします。

扱者印

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認
毎日折込株式会社
東京都新宿区大久保3
毎日新聞社 早稲田別館内
電話 (03)3208-86

備考

会派 区政報告書
2020年 8月号

添付資料㉒

-76-

御見積書

2 年 8 月 20 日

川野孝章　殿

毎日折込株式会社
〒169－0072
東京都新宿区大久保3－14－4
毎日新聞早稲田別館内
TEL：03－3208－8611
FAX：03－3208－8763
担当　：

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額
¥ 588,500

広告主名	件名
川野たかあき　殿	杉並区

投函日	サイズ	枚数
2 年 月 日 朝刊予定	B 3	50,000 枚

地区	数量	単価	金額
印刷・投函一式	50,000		535,000
B3、コート58kg、4/4、袋断裁			
弊社センター納品代込			
完全データ入稿として			
ポスティング（B5仕上がり）：50,000			
★16.5万部印刷の内5万部の費用			

※費用内訳
印刷費（折り＆納品代込）：260,000円★
ポスティング　：275,000円
ポスティング開始日：未定 → 8月29日 ～ 9月8日
★50,000部を単独で印刷しB5折りすると費用は
今回の提示額より高くなりますのでご了承ください。

※お支払い条件：前金（データ入稿日までにご入金願います。）

配送料	
小計	535,000
消費税10%	53,500
合計	588,500

※見積有効期限：発行日より1ヶ月
【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。
三菱UFJ銀行　高田馬場支店　当座　9008621　毎日折込株式会社

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 1

領収書等貼付欄

№ 00839

領　収　証

川野 たかあき　殿

領収金額	百万	千	円
	¥	550000	

内訳
現金
小切手
約手
振込

令和3年 3月23日

但し3月分印刷・ポスティング代金

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき ものは無効とします。

投者印

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認
毎日折込株式会社
東京都新宿区大久保
毎日新聞社 早稲
電話 (03)320

備考

会派 区政報告書
2021年 3月号

※ 文付類範囲内計上のため、
¥550,000の内、¥546,678を計上

添付資料 (23)

御見積書

3 年 3 月 19 日

川野孝章　殿

毎日折込株式会社
〒169－0072
東京都新宿区大久保3－14－4
毎日新聞早稲田別館内
TEL：03－3208－8611
FAX：03－3208－8763
担当 ：

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額
¥ 550,000

広告主名	件名
川野たかあき　殿	杉並区議団

投函日	サイズ	枚数
3 年 月 日 朝刊予定	B 3	46,800 枚

地区	数量	単価	金額
印刷・投函一式	46,800		500,400
B3、コート58kg、4/4、袋断裁			▲ 400
弊社センター納品代込			
完全データ入稿として			
ポスティング（B5仕上がり）：46,800			
★158,050部印刷の内46,800部の費用			

※費用内訳
印刷費（折り＆納品代込）　：243,000円★
ポスティング　：257,400円
ポスティング開始日：未定 → 3月26日～3月31日
★46,800部を単独で印刷しB5折りすると、

※お支払い条件：前金（データ入稿日までにご入金願います。）

配送料	
小計	500,000
消費税10%	50,000
合計	550,000

※見積有効期限：発行日より1ヶ月
【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。
三菱UFJ銀行　高田馬場支店　当座　9008621　毎日折込株式会社

國崎たかし議員　交付額192万円、支出1,446,159円、残473,841円

1，区政レポートVol.1について

以下の様に

2019（令和元）年度で　区政レポートVol.1に要した経費￥1,151,164を計上している。

添付資料 (24)　令和元年度政務活動費収支報告書、区政レポートVol.1関連の領収書

2019年度の令和2年3月6日に「区政レポートVol.1の制作費　404,591円

株式会社しびれ代表取締役上野史雄、中野区中央5－38－13エスエス10A602

TEL03－6479－1717

内訳（消費税込）「区政レポートVol.1の制作費

写真撮影　￥55,000　チラシおよび封筒デザイン作成費　￥74,390

チラシ印刷実費（14.000部）￥46,190　封筒印刷実費（10,000部）￥119,011

チラシ折作業・封入外注費　￥110,000円

写真撮影とは何を撮影したか説明を求める。

3月21日人件費支出　￥44,000

勤務内容は全て「区政レポートVol.1　ポスティング作業」時給1100円

3月7日（土）10：00－19：00（実働8時間）日給8,800円

3月8日（日）10：00－19：00（実働8時間）日給8,800円

3月15日（日）10：00－19：00（実働8時間）日給8,800円

3月20日（金）10：00－19：00（実働8時間）日給8,800円

3月21日（土）10：00－19：00（実働8時間）日給8,800円

ポスティング作業は40時間実施されたが配った枚数は領収書等貼付用紙に備考欄に書いてないので不明。

3月30日レンタカー使用料　￥6,710

領収書等貼付用紙に備考欄に「区政レポートVol.1を郵便区内特別を使って郵送。9,495通あり、自家用車がなく、持参する術がなかったため」と記載

郵送料3月30日

荻窪郵便局　@73×7,179通　￥524,067円

杉並南郵便局　@73×2,316通　@84×90通　第一種定形外@210×1通

交付額範囲内計上のため、176,838円のうち171,796円計上

以上の様にすでに2019（令和元）年度において　区政レポートVol.1に￥1,151,164　の経費を政活費から支出した。

－15－

しかし、￥1,151,164 の経費は 1 年以上経過しているので、住民監査請求の対象にはならない。1 枚の区政だよりの経費を 2 年にまたがって支出すると、検証が非常に困難になる例である。政務活動費支出の基本的な考え方、透明性の原則に反している。

区政レポート Vol.1　添付資料(25)　区政レポート Vol 1

A4 両面の区政レポート Vol.1 は発行日の記載がなく、いつ発行のニュースか、不明である。発行日を記載しない理由の説明を求める。表面は「國﨑たかし 37 歳　杉並の安全はたかしにおまかせ！」裏面は「杉並区議会議員　國﨑たかしの区政活動紹介」として紙面の約 1/3 を使って自身の紹介、残りの紙面は「國﨑たかしプロフィール」であり、使途基準に合致しない。

2020（令和 2）年度は区政レポート Vol.1 の経費は全て、人件費で計上している。

区政レポート Vol.1 の配布に要した 2020 年 4 月～2021 年 3 月の人件費。

添付資料(26)　人件費領収書と政務活動補助職員勤務報告書

2020（令和 2）年度人件費領収書（上限の 5 万円を政活費に計上）

2020 年 4 月～2021 年 3 月　すべて増永純也氏に支払う。

2020（令和 2）年度より時給は 1200 円

「区政レポート Vol.1 に配布および区政相談」に要した人件費は勤務場所や勤務内容に不明なことがあり、政務活動費支出の基本的な考え方、透明性の原則に反する。

以下の理由で、「区政レポート Vol.1 に配布および区政相談」に要した人件費 60 万円の返還を求める。

人件費の勤務内容は全て「区政レポート Vol.1 に配布および区政相談」

以下の様に勤務した日は月平均 8～10 日間あり、全て土日である。

勤務日の実働は 9 時間なので、104 日×9 時間＝936 時間、増永氏は働いていたことになるが、勤務場所は一切、明記されていないので、勤務場所はわからない。

936 時間のうちどれだけの時間を区制報告 Vol,1 の配布にあてていたのかはわからない。

「領収書等貼付用紙」に記載された配布の枚数を合計すると 5,200 枚である。

4 月　区政報告 Vol.1、400 枚配布および区政相談

4 日、5 日、11 日、12 日、18 日、19 日、25 日、26 日

すべて土日、10：00－20：00　実働 9 時間、単価 1200 円、日給 11,100 円

5 月　区政報告 Vol.1、500 枚配布および区政相談

2 日、3 日、9 日、10 日、16 日、17 日、23 日、24 日、30 日、31 日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

6月　区政報告Vol.1、400枚配布および区政相談

6日、7日、13日、14日、20日、21日、27日、28日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

7月　区政報告Vol.1、400枚配布および区政相談

7日、5日、11日、12日、18日、19日、25日、26日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

8月　区政報告Vol.1、500枚配布および区政相談

1日、2日、8日、9日、15日、16日、22日、23日、29日、30日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

9月　区政報告Vol.1、400枚配布および区政相談

5日、6日、12日、13日、19日、20日、26日、27日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

10月　区政報告Vol.1、450枚配布および区政相談

3日、4日、10日、11日、17日、18日、24日、25日、31日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

11月　区政報告Vol.1、450枚配布および区政相談

1日、7日、8日、14日、15日、21日、22日、28日、29日、

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

12月　区政報告Vol.1、400枚配布および区政相談

5日、6日、12日、13日、19日、20日、26日、27日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

1月　区政報告Vol.1、500枚配布および区政相談

2日、3日、9日、10日、16日、17日、23日24日、30日、31日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

2月　区政報告Vol.1、400枚配布および区政相談

6日、7日、13日、14日、20日、21日、27日、28日

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

3月　区政報告Vol.1、400枚配布および区政相談

6日、7日、13日、14日、20日、21日、27日、28日、

すべて土日、10：00−20：00　実働９時間、単価1200円、日給11,100円

「領収書等貼付用紙」に記載された配布の枚数を合計すると5,200枚であるが、
前年度の３月の印刷枚数14,000部。郵送9,495通。
さらに40時間分のポスティング代で計上した分の配布枚数は領収書等貼付用紙（3月分No９）の備考欄に書いてないので不明。

チラシ印刷 14,000 部－郵送 9,495 通＝4,505 部しか手元に残らない。残りの 4,505 部の内、40 時間かけて何枚ポスティングしたのか。明らかにする必要がある。
しかし、2020（令和 2）年度の人件費で配布した枚数は 5,200 枚と國崎たかし議員は記載している。区政報告 Vol.1 の印刷経費は計上されていないので、どのように準備したのか、説明を求める。
仮に 2020（令和 2）年度は 5,200 枚を配布したとして、104 日働いているので平均で 1 日 50 枚である。「区政報告 Vol.1」は A4 の両面である。ポスティング業者に頼めば 1 枚、数円で済む話である。
勤務内容は全て「区政報告 Vol.1、の配布および区政相談」である。勤務日すべて実働 9 時間。区議でない増永氏に「区政相談」として政活費を支払う根拠はない。
1 月 2，3 日も増永氏は「政務活動補助職員」と勤務している。お正月も國崎たかし議員は実働 9 時間も働かせたのか。区民の生活感覚からすると納得のいかない支出である。透明性の原則に反するので、返還を求める。

杉並区議会報告ハガキについて

添付資料 (27) 区議会報告ハガキ

12 月 21 日ハガキ印刷代、ハガキ@63×2,500 枚　合計　￥186,980
12 月 28 日ハガキ印刷代、ハガキ@63×3,000 枚　合計　￥222,330
ハガキの文面からして、区政調査の政務活動ではなく、自身の議会での活動報告である。
社会通念上、相当な割合による按分が必要である。かかった経費、合計 409,310 円の
按分 50%　204,655 円の返還を求める。

2021（令和 3）年 3 月 27 日書籍代　92,455 円について

3 月 27 日紀伊国屋書店で書籍 49 冊購入。添付資料 (28) 購入図書
購入金額は 93,303 円－ポイント 848 円＝92,455 円を政活費に計上。
年度末、4 日間を残すのみ。
令和 2 年政務活動費収支報告書は 1,446,159 円の支出。残額が 473,841 円ある。
以前にも年度末に大量に支出する議員がいて問題になったことがある。
年度末に慌てて 49 冊も購入した目的は何か。説明を求める。
説明が政務活動の目的として認められなければ**書籍代　92,455 円の返還を求める。**

別記様式(第10条、第11条関係)

令和　2年　4月　3日

杉並区議会議長　宛

議　員　名　　國﨑　たかし

令和元　年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり令和　元　年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収　　入

政務活動費　　1,760,000 円

2 支　　出　　(単位 円)

項　目	金　額	備　考
調査研究費	50,309	会派視察
研修費	9,666	会派勉強会等
広聴広報費	1,412,696	区政レポートVol.1製作発送等
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	94,533	新聞等
事務費	118,189	事務用品等
事務所費	0	
人件費	74,607	政務活動補助職員賃金等
合　計	1,760,000	

3 残　　額　　0 円

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

添付資料㉔ 0/1

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 3

領収書等貼付欄

領　収　証

國領町たかし 様　　令和2年 3月 6日

¥ 404,591

但 区政レポートVol.1製作費として

上記正に領収いたしました

200円

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（　%）	

株式会社しびれ代表取締役 上野史雄
東京都中野区中央5-38-13エスエス10A602

コクヨ　ウケ-1048

備考

添付資料㉔ 1/7

請求書

園崎たかし
〒167-0043
東京都杉並区4-19-17グリーンヴィラ201

発行日:2020/3/14
株式会社しびれ
〒164-0011
東京都中野区中央5-3[illegible]602
TEL 03-6479-1717 FAX 03-6862-8713

ご請求金額
¥404,591

ご請求内訳	小計	消費税	内訳金額
写真撮影費	¥50,000	¥5,000	¥55,000
チラシおよび封筒デザイン作成費	¥67,628	¥6,763	¥74,390
チラシ印刷実費(14,000部)	¥41,991	¥4,199	¥46,190
封筒印刷実費(10,000部)	¥108,192	¥10,819	¥119,011
チラシ折作業・封入外注費	¥100,000	¥10,000	¥110,000
		合計	¥404,591

銀行名	みずほ銀行
支店名	中野支店
支店番号	351
口座番号	1171120
口座名義	カ)シビレ

備考

2/7

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 9

領収書等貼付欄

領　収　証

岡崎 たかし 様　　2年3月21日

★ 44002 —

但 人件費として
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]

増永紀也

登録番号 [redacted]　GR1020

備考 庄政レポート Vol.1 ポスティング作業
時給1100円

3/7

政務活動補助職員
勤務報告書

（ 2年 3月分）

議員名 風間たかし

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計（日給）	勤務内容
1	日	ー				
2	月	ー				
3	火	ー				
4	水	ー				
5	木	ー				
6	金	ー				
7	土	10:00ー19:00	8	1100	8800	区政レポートVol.1 ポスティング作業
8	日	10:00ー19:00	8	1100	8800	区政レポートVol.1 ポスティング作業
9	月	ー				
10	火	ー				
11	水	ー				
12	木	ー				
13	金	ー				
14	土	ー				
15	日	10:00ー19:00	8	1100	8800	区政レポートVol.1 ポスティング作業
16	月	ー				
17	火	ー				
18	水	ー				
19	木	ー				
20	金	10:00ー19:00	8	1100	8800	区政レポートVol.1 ポスティング作業
21	土	10:00ー19:00	8	1100	8800	区政レポートVol.1 ポスティング作業
22	日	ー				
23	月	ー				
24	火	ー				
25	水	ー				
26	木	ー				
27	金	ー				
28	土	ー				
29	日	ー				
30	月	ー				
31	火	ー				

合計

出勤日 5日 44000 円

勤務者

氏名 増永純也 印 生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

4/7

様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

納簿 整理番号	3 月分	No. 12

領収書等貼付欄

NIPPON Rent-A-Car

レンタカーご利用明細書 （領収書）

2020/03/30
R_NO BWW53222
SR03

顧客番号 514400458
借受人 國崎隆志 様
運転者名 クニサキタカシ 様

基本料金	5,170	CDW	1,100		
ECO	440				
合 計	6,710				
(課税取引額	6,100	内消費税額	610)		
現金	6,710				
		出発時精算	6,710		
差引精算額	0				

コース 標準コース

帰着時精算額 0 お支払い総合計 6,710
(消費税10%対象 6,710)

現金 0
クレジット 0
クレNO.

登録番号 杉並 50070875 車種 SSK(KA) デミオ
出発 20/03/30 10:34 西荻窪
帰着予定 20/03/30 14:00
帰着 20/03/30 13:43 西荻窪
出発メーター 70,305 KM 帰着メーター 70,320 KM
走行距離 15 KM

獲得 レンタカーPT 305 レンタカーPT 残高 305

ご利用賜わり誠に有難うございました。
今後も引き続きご愛用下さいますようお願い申し上げます。

ニッポンレンタカーサービス株式会社 TEL. 03-5303-5377
西荻窪 営業所 担当者名 [redacted]

杉並政レポートVol.1を郵便区内特別を使って郵送。
9495通あり。自家用車がなく、郵便局に持参する術がなかったため。

5/7

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 13

領収書等貼付欄

領収書

岡崎たかし 様

［別納引受］
区内特別基（定） 12.5g
@73 7,179通 ¥524,067

小 計 ¥524,067

郵便物引受合計通数 7,179通
課税計（10%） ¥524,067
（内消費税等 ¥47,642）
非課税計 ¥0

合計 ¥524,067
お預り金額 ¥524,067

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 3月30日 12:28
担当：[redacted]
発行No.[redacted] 端N13箱21
連絡先：荻窪郵便局
TEL:0570-943-036

備考 証拠レポート Vol.1

6/7

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 14

領収書等貼付欄

領収書

[illegible]時下 様

［別納引受］
区内特別基（定）
@73　2,316通　¥169,068

小　計　¥169,068

第一種定形　12.5g
@84　90通　¥7,560

小　計　¥7,560

第一種定形外（規格内）　140.0g
@210　1通　¥210

小　計　¥210

郵便物引受合計通数　2,407通
課税計（10%）　¥176,838
（内消費税等　¥16,076）
非課税計　¥0

合計　¥176,838
お預り金額　¥180,000
おつり　¥3,162

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2020年 3月30日 13:03
担当：[redacted]
発行No.[illegible]　端N95箱12
連絡先：杉並南郵便局
TEL:0570-943-311

備考　正政し

支付額範囲内計上のため、176838円のうち171796日計上

7/7

杉並区議会議員　　区政レポート Vol.1

國崎（くにさき）たかし 37歳



杉並の安全はたかしにおまかせ！

杉並区議会議員の國崎たかしです。

昨年４月に行われました、杉並区議会議員選挙では、皆さんにご支援頂き、２３８７票という得票で当選することができました。本年は、私のライフワークである防犯対策をしっかりと前にすすめ、皆さんが抱える地域でのお困りごとを解決するべく活動して参ります。

定例会において初めての一般質問をしました！！下記は質問内容を一部抜粋し、２点記載しました。杉並区議会のホームページに録画中継がありますので、そちらもご覧ください。

防犯パトロールについて



区内には地元の防犯パトロールを行っている地域防犯自主団体が１４７団体あるが、高齢化が著しいと聞いています。他自治体では近隣の大学と連携し、ランニングパトロール等の活動を行っているところもあるので、杉並区も近隣大学と連携すべきであると要望しました。

※地域防犯自主団体に対し活動に必要な防止、ジャンパー、腕章などの経費助成を行っています。要件は、区内在住・在勤者が２０名以上の組織で、月３回以上活動していること。

ご希望の方は杉並区役所・危機管理対策課地域安全担当
０３（３３１２）２１１１（代表）までご連絡ください。

振り込め詐欺対策について

振り込め詐欺に大変有効な対策の一つである、「自動通話録音機」の貸し出し拡充を要望し今年度のさらなる増台を実現しました。警察関係者の話によると、犯人は通話音声を録音されると証拠が残るため、自動通話録音のアナウンスがかかると電話を切ることが非常に多く、詐欺対策に非常に有効であるとのことです。

※杉並区では、区内在住の６５歳以上の方に、自動通話録音機の貸与を行っています。
ご希望の方は、申し込み番号０３（５３０７）０８０１までお電話ください。

添付資料 (25)

國崎たかし事務所　〒１６７-００４３　東京都杉並区上荻４-１９-１７グリーンヴィラ２０１
Tel・Fax　０３（６３３６）４３０２　携帯：０９０（７３９７）５７０２　Mail：kunisakitakashi@gmail.com

杉並区議会議員 國﨑たかしの区政活動紹介

餅つきなどの地域行事や民謡舞踏などの伝統文化を通じて多世代間での街の活性化に努めます。



今後３０年以内に、約７０％の確率で発生すると言われている首都直下型地震に備え、地域の防災活動を通じて区民の防災意識を高めていけるよう呼びかけていきます。



野球、ソフトバレーボール、ミニテニス、トライアスロンなどのスポーツ振興や区民のみなさんがスポーツを楽しみやすい環境づくりに務めます。



マンホールトイレの設置・体験中。
災害時の被害を最小限に抑えるため、様々な施策を提案していきます。



國﨑たかしプロフィール

昭和５７年	４月１３日　福岡県福岡市生まれ３７歳　身長１８６cm
平成１３年	私立　東福岡高校学校　卒業
平成２１年	早稲田大学人間科学部人間情報科学科　卒業 卒業後、学生時代からボランティアとしてお手伝いしていた石原のぶてる事務所に入所。石原のぶてる代議士の秘書となる。
平成２６年	石原のぶてる代議士の公設第一秘書として活動。
平成３０年	１０年間務めた石原のぶてる事務所を退所。
平成３１年	杉並区議会議員選挙において 2,387 票を頂き、初当選。
現　　在	総務財政委員会、災害対策・防犯等特別委員会として誠意活動中



区政に関するご意見、ご要望がございましたら下記連絡先までお聞かせください。
※新型コロナウイルスについて情報が入り次第、HP・SNS で発信しますので御覧ください。

ホームページ

ツイッター

フェイスブック

Tel・FAX：03(6336)4302　携帯：090(7397)5702　Mail：kunisakitakashi@gmail.com

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 14

領収書等貼付欄



領　収　証

國崎 たかし 様　　2 年 4 月 30 日

★ ¥88800−

但
上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）
内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）

[redacted]
増永紙也

登録番号＿＿＿＿＿＿　GR1020

備考
区政報告Vol.1 400枚両面印刷および区政相談
印紙限5万円計上

添付資料 ㉖

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 岡崎たかし

（令和2年4月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働 時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	水					
2	木	ー				
3	金	ー				
4	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
5	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
6	月	ー				
7	火	ー				
8	水	ー				
9	木	ー				
10	金	ー				
11	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
12	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
13	月	ー				
14	火	ー				
15	水	ー				
16	木	ー				
17	金	ー				
18	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
19	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
20	月	ー				
21	火	ー				
22	水	ー				
23	木	ー				
24	金	ー				
25	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
26	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
27	月	ー				
28	火	ー				
29	水	ー				
30	木	ー				
		ー				

合計

出勤日　8日　88800 円

勤務者

氏名 増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No. 45

領収書等貼付欄

領　収　証

國崎たかし　様　　2年5月31日

★ ¥111,000-

但
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]
増永紘也

登録番号＿＿＿＿＿＿　GR1020

備考

区政レポートVol.1　500枚画作および区政相談
月額上限5万円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 岡崎たかし　（令和2年5月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働 時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	金	ー				
2	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
3	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
4	月	ー				
5	火	ー				
6	水	ー				
7	木	ー				
8	金	ー				
9	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
10	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
11	月	ー				
12	火	ー				
13	水	ー				
14	木	ー				
15	金	ー				
16	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
17	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
18	月	ー				
19	火	ー				
20	水	ー				
21	木	ー				
22	金	ー				
23	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
24	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
25	月	ー				
26	火	ー				
27	水	ー				
28	木	ー				
29	金	ー				
30	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
31	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談

合計

出勤日　10日　111000 円

勤務者

氏名 増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	6 月分	No. 4

領収書等貼付欄

領　収　証

國崎 たかし 様　　2 年 6 月 30 日

★ ¥88800-

但
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]

増永紀也

登録番号＿＿＿＿＿＿　GR1020

備考

区政レポート Vol.1 400枚配布および区政相談
月額上限5万円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 國府たかし　（令和2年6月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	月	ー				
2	火	ー				
3	水	ー				
4	木	ー				
5	金	ー				
6	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
7	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
8	月	ー				
9	火	ー				
10	水	ー				
11	木	ー				
12	金	ー				
13	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
14	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
15	月	ー				
16	火	ー				
17	水	ー				
18	木	ー				
19	金	ー				
20	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
21	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
22	月	ー				
23	火	ー				
24	水	ー				
25	木	ー				
26	金	ー				
27	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
28	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
29	月	ー				
30	火	ー				
		ー				

合計

出勤日　8日　88800 円

勤務者

氏名 増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7 月分	No. 12

領収書等貼付欄

領　収　証

國崎 たかし 様　　2 年 7 月 31 日

¥ 8 8 8 0 0 -

但
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]

増永紀也

登録番号 _____ GR1020

備考

区政レポート Vol.11 400枚画作および区政相談
月額と消耗品計上

政務活動補助職員
勤務報告書

（令和2年7月分）

議員名 國場ユカ

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働 時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	水	ー				
2	木	ー				
3	金	ー				
4	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
5	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
6	月	ー				
7	火	ー				
8	水	ー				
9	木	ー				
10	金	ー				
11	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
12	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
13	月	ー				
14	火	ー				
15	水	ー				
16	木	ー				
17	金	ー				
18	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
19	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
20	月	ー				
21	火	ー				
22	水	ー				
23	木	ー				
24	金	ー				
25	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
26	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
27	月	ー				
28	火	ー				
29	水	ー				
30	木	ー				
31	金	ー				

合計

出勤日　8日　88800 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8 月分	No. 8

領収書等貼付欄

領　収　証

岡崎たかし 様　　2 年 8 月 31 日

[redacted] ¥111,000－

但
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]

増永紘也

登録番号 [redacted]　GR1020

備考
正政レポート Vol.1 500枚配布および正政相談
月額上限55円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 岡崎たか

（令和2年8月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
2	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
3	月	ー				
4	火	ー				
5	水	ー				
6	木	ー				
7	金	ー				
8	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
9	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
10	月	ー				
11	火	ー				
12	水	ー				
13	木	ー				
14	金	ー				
15	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
16	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
17	月	ー				
18	火	ー				
19	水	ー				
20	木	ー				
21	金	ー				
22	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
23	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
24	月	ー				
25	火	ー				
26	水	ー				
27	木	ー				
28	金	ー				
29	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
30	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
31	月	ー				

合計

出勤日　10日　111000 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9 月分	No. 3

領収書等貼付欄

領　収　証

國府たかし 様　　2 年 9 月 30 日

¥88800-

但
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]

増永純也

登録番号 [redacted]　GR1020

備考
区政レポート70111400枚画布および区政相談
月額上限5万円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 國府隆志 （令和2年9月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働 時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	火	ー				
2	水	ー				
3	木	ー				
4	金	ー				
5	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
6	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
7	月	ー				
8	火	ー				
9	水	ー				
10	木	ー				
11	金	ー				
12	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
13	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
14	月	ー				
15	火	ー				
16	水	ー				
17	木	ー				
18	金	ー				
19	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
20	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
21	月	ー				
22	火	ー				
23	水	ー				
24	木	ー				
25	金	ー				
26	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
27	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
28	月	ー				
29	火	ー				
30	水	ー				
		ー				

合計

出勤日　8日　88800 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	10 月分	No. 5

領収書等貼付欄

領　収　証

國崎 たか 様　　2 年 10月31 日

★ ¥199,900-

但
上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）
内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）

[redacted]
増永紙也

登録番号 [redacted]　GR1020

備考
正政レポートVol.11 450枚両2冊および政相談
用額上限5万円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 國崎たかし　（令和2年10月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	木	ー				
2	金	ー				
3	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
4	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
5	月	ー				
6	火	ー				
7	水	ー				
8	木	ー				
9	金	ー				
10	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
11	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
12	月	ー				
13	火	ー				
14	水	ー				
15	木	ー				
16	金	ー				
17	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
18	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
19	月	ー				
20	火	ー				
21	水	ー				
22	木	ー				
23	金	ー				
24	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
25	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
26	月	ー				
27	火	ー				
28	水	ー				
29	木	ー				
30	金	ー				
31	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談

合計

出勤日　9日　99900 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	11 月分	No. 3

領収書等貼付欄

領　収　証

[redacted] 様　2 年 11 月 30 日

★ ¥999000-

但
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]
増永純也 ㊞

登録番号 [redacted] GR1020

備考
証取レポート No.11 450枚両面 および証取相談
月額上限5万円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 國時たか （令和2年11月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働 時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
2	月	ー				
3	火	ー				
4	水	ー				
5	木	ー				
6	金	ー				
7	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
8	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
9	月	ー				
10	火	ー				
11	水	ー				
12	木	ー				
13	金	ー				
14	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
15	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
16	月	ー				
17	火	ー				
18	水	ー				
19	木	ー				
20	金	ー				
21	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
22	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
23	月	ー				
24	火	ー				
25	水	ー				
26	木	ー				
27	金	ー				
28	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
29	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
30	月	ー				
		ー				

合計

出勤日　9日　99900 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 10

領収書等貼付欄

領　収　証

國崎 たか 様　　2年12月31日

★ ¥88800—

但
上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）
内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）

[redacted]
増永紘也

登録番号＿＿＿＿＿＿　GR1020

備考
正政レポートVol.11　400枚配布および正政相談
賄い上限55円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 國津たか　（令和2年12月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	火	ー				
2	水	ー				
3	木	ー				
4	金	ー				
5	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
6	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
7	月	ー				
8	火	ー				
9	水	ー				
10	木	ー				
11	金	ー				
12	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
13	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
14	月	ー				
15	火	ー				
16	水	ー				
17	木	ー				
18	金	ー				
19	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
20	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
21	月	ー				
22	火	ー				
23	水	ー				
24	木	ー				
25	金	ー				
26	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
27	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
28	月	ー				
29	火	ー				
30	水	ー				
31	木	ー				

合計

出勤日　8日　88800 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	1 月分	No. 6

領収書等貼付欄

領　収　証

感崎 たかし 様　　3年1月31日

★ ¥11,110,000－

但
上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等（　%）
内　訳
税抜金額
消費税額等（　%）

[redacted]

増永 純也

登録番号＿＿＿＿＿＿　GR1020

備考

正政レポート Vol.1、500枚両面および正政相談
月額上限 5万円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 國崎たかし （令和3年1月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	金	ー				
2	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
3	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
4	月	ー				
5	火	ー				
6	水	ー				
7	木	ー				
8	金	ー				
9	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
10	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
11	月	ー				
12	火	ー				
13	水	ー				
14	木	ー				
15	金	ー				
16	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
17	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
18	月	ー				
19	火	ー				
20	水	ー				
21	木	ー				
22	金	ー				
23	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
24	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
25	月	ー				
26	火	ー				
27	水	ー				
28	木	ー				
29	金	ー				
30	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
31	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談

合計

出勤日　10日　111000 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

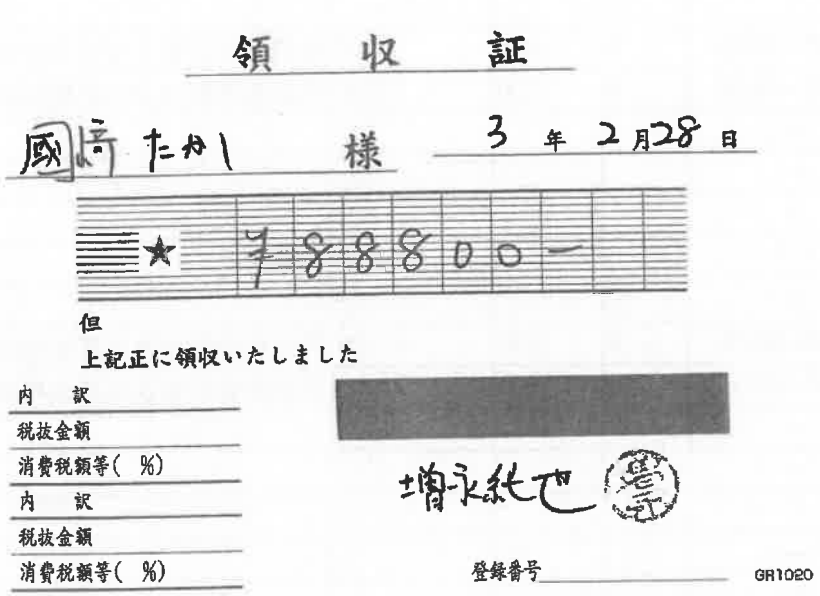
住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	2 月分	No. 3

領収書等貼付欄



領　収　証

國﨑 たかし 様　　3 年 2月28日

★ ¥88800－

但
上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（ %）	

[redacted]

増永紙工

登録番号＿＿＿＿＿＿　GR1020

備考

区政レポート Vol.1 400枚両面印刷および区政相談
月額上限55円計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 國定ひかり　（令和3年2月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働 時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	月	ー				
2	火	ー				
3	水	ー				
4	木	ー				
5	金	ー				
6	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
7	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
8	月	ー				
9	火	ー				
10	水	ー				
11	木	ー				
12	金	ー				
13	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
14	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
15	月	ー				
16	火	ー				
17	水	ー				
18	木	ー				
19	金	ー				
20	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
21	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
22	月	ー				
23	火	ー				
24	水	ー				
25	木	ー				
26	金	ー				
27	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
28	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
		ー				
		ー				
		ー				

合計

出勤日　8日　88800 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 10

領収書等貼付欄

領　収　証

國府たかし　様　　3 年 3 月 31 日

★ ¥88800-

但
上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）
内　訳
税抜金額
消費税額等（ %）

[redacted]

増永紀也

登録番号　　GR1020

備考
正政レポート701 | 400枚両面 および 正政相談
関連工院 53月計上

政務活動補助職員
勤務報告書

議員名 岡崎たかし

（令和3年3月分）

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	月	ー				
2	火	ー				
3	水	ー				
4	木	ー				
5	金	ー				
6	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
7	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
8	月	ー				
9	火	ー				
10	水	ー				
11	木	ー				
12	金	ー				
13	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
14	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
15	月	ー				
16	火	ー				
17	水	ー				
18	木	ー				
19	金	ー				
20	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
21	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
22	月	ー				
23	火	ー				
24	水	ー				
25	木	ー				
26	金	ー				
27	土	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
28	日	10:00ー20:00	9	1200	11100	区政報告配布及び区政相談
29	月	ー				
30	火	ー				
31	水	ー				

合計

出勤日　8日　88800 円

勤務者

氏名　増永純也　印　生年月日 [redacted]

住所 [redacted]

郵便はがき



杉並区議会議員

くにさき

國崎たかし

事務所
〒167-0043杉並区上荻4-19-17 グリーンヴィラ201
TEL・FAX：03-6336-4302
携　帯：090-7397-5702
E-mail：kunisakitakashi@gmail.com

添付資料 27

【杉並区議会報告】

皆様にはお健やかにお過ごしのこととお慶び申し上げます。

私が杉並区議会議員として活動を始め、早いもので一年七カ月が経ちました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、我々の生活は大打撃を被りました。これを受け、今年度はコロナ対策の所管である保健福祉委員会に所属し、区民への影響を最小限に抑えるべく積極的に議論を進めています。

また杉並区内では、特殊詐欺被害が留まることなく発生しています。被害防止のため、区の施策である【自動通話録音機の無料貸し出し台数の拡充】を提言し実現しました。今後とも安心安全な街づくりのため、全力で働いて参ります。

國﨑たかし　三十八歳　本年もご指導よろしくお願い致します。

令和三年一月

杉並区議会議員　國﨑　たかし

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12 月分	No. 5

領収書等貼付欄

No.

領 収 証　國崎 たかし　様

¥186,980－

はがき印刷代として

但 内はがき立替代¥157,500（¥63×2,500枚）含む

2020年12月21日 上記正に領収いたしました

内訳		
現 金		
小切手		
〃		
		税抜金額
	%	消費税額

APICA DR 362

株式会社 文昭堂好文の木
〒259-0303 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 5-18-28
・好 文 の 木　TEL 0465-46-6055
・いんさつ工房　TEL 0465-46-6070
・ぶんらく商店　TEL 0465-46-6054

備考 杉並区議会報告

配布＝1～2月

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12 月分	No. 8

領収書等貼付欄

領収証 國崎たかし 様

No.

¥222,330-

但 はがき印刷代として
内はがき立替代¥189,000(¥63×3000枚)含む

2020年12月28日 上記正に領収いたしました

内訳

現金		
小切手		
		税抜金額
	%	消費税額

APICA DR 362

株式会社 文昭堂好文の木
〒259-0303 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 5-18-28
・好文の木 TEL 0465-46-6055
・いんさつ工房 TEL 0465-46-6070
・ぶんらく商店 TEL 0465-46-6054

備考 杉並区議会報告 増刷分

両面 1月～2月

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 3

領収書等貼付欄

領収証

4278号
2021年03月27日

国庁たかし 様

¥93,303-

(内 消費税 ¥8,482)
(10%対象¥93,303 消費税¥8,482)
但し 書籍代として

上記金額正に領収致しました
株式会社 紀伊國屋書店 新宿本店
TEL 03-3354-0131 担当者 [redacted]
0016-0032-#2432

[redacted]

—内 訳—
現金 ¥93,303

備考
計93,303円
うちポイント848円
を差引き

~~差引き~~
¥92,455-
計上

添付資料 (28)

商品コード	書名／商品名	著者	出版社	税率	冊数	本体単価	金額
9784780308143	子どもの貧困ハンドブック	松本伊智朗	かもがわ出版	10%	1	2,200	2,200
9784889009231	日本の社会保障、やはりこの道でしょ！	都留民子	日本機関紙出版センター	10%	1	1,400	1,400
9784582857535	学校と暴力（平凡社新書）	今津孝次郎	平凡社	10%	1	760	760
9784492701454	社会保障クライシス	山田謙次	東洋経済新報社	10%	1	1,700	1,700
9784757123229	世界のなかの日本経済　5		ＮＴＴ出版	10%	1	2,500	2,500
9784892402425	「地域に生きて」親亡き後の支援を考える	明石邦彦	ぶどう社	10%	1	1,800	1,800
9784571410666	これからの「共生社会」を考える	小山望	福村出版	10%	1	2,700	2,700
9784002710396	地域を支えるソーシャルワーカー（岩波ブックレット）	朝比奈ミカ	岩波書店	10%	1	580	580
9784000094528	教員評価（岩波ブックレット）	苅谷剛彦	岩波書店	10%	1	480	480
9784000094535	教員免許更新制を問う（岩波ブックレット）	今津孝次郎	岩波書店	10%	1	480	480
9784098252602	子どもは「この場所」で成われる（小学館新書）	小宮信夫	小学館	10%	1	740	740
9784183491176	ＧｉＧＡスクール構想で変える！	樋口万太郎	明治図書出版	10%	1	1,900	1,900
9784313654273	実践事例でわかる！タブレット活用授業	田中博之	学陽書房	10%	1	1,800	1,800
9784313151208	誰ひとり取り残さない社会に向わる自治体情報の活かし方	佐久間智之	学陽書房	10%	1	1,900	1,900
9784862830227	自治体財政のツボ	小西砂千夫	関西学院大学出版会	10%	1	1,900	1,900
9784313121300	ゼロからできる自治体の財政分析	稲沢克祐	学陽書房	10%	1	2,400	2,400
9784990813734	よくわかる地方交付税（月刊「地方議会人」別冊）		中央文化社	10%	1	1,800	1,800
9784313121195	基本から学ぶ地方財政	小西砂千夫	学陽書房	10%	1	2,600	2,600
9784990813758	市町村議員のためのよくわかる地方税		中央文化社	10%	1	1,800	1,800
9784492100356	テキストブックＮＰＯ	雨森孝悦	東洋経済新報社	10%	1	2,800	2,800
9784474068551	自治体広報ＳＮＳ活用法	清水将之	第一法規出版	10%	1	2,300	2,300
9784324101896	ソーシャルネットワーク時代の自治体広報	河井孝仁	ぎょうせい	10%	1	2,600	2,600
9784872998306	地域防災とまちづくり（ＣＯＰＡ　ｂｏｏｋｓ　自治体議会政策学会叢書）	瀬本浩一	イマジン出版	10%	1	1,200	1,200
9784495866716	介護・医療の施策と財源	横山純一	図文舘出版	10%	1	3,200	3,200
9784788715066	成功１７事例で学ぶ自治体ＰＲ戦略	電通パブリックリレーショ	時事通信出版局	10%	1	1,400	1,400
9784330083209	アニメと鉄道ビジネス（交通新聞社新書）	栗原景	交通新聞社	10%	1	900	900
9784061385795	「おたく」の精神史（星海社新書）	大塚英志	星海社	10%	1	1,400	1,400
9784062880763	子ども虐待（講談社現代新書）	西沢哲	講談社	10%	1	860	860
9784061495678	（子どもの虐待）を考える（講談社現代新書）	玉井邦夫	講談社	10%	1	800	800
9784040820576	子どもが押しる「声かけ」の正体（角川新書）	沼田晶弘	ＫＡＤＯＫＡＷＡ	10%	1	820	820
9784334043063	ロボットアニメビジネス進化論（光文社新書）	五十嵐浩司	光文社	10%	1	800	800
9784098252558	ＰＴＡ、やらなきゃダメですか？（小学館新書）	山本浩貴	小学館	10%	1	760	760
9784847060960	アニメが地方を救う！？（ワニブックス（ｐｌｕｓ）新書）	酒井亨	ワニ・プラス	10%	1	880	880

小計：　冊数　33　金額　¥52,260

商品コード	書名／商品名	著者	出版社	税率	冊数	本体単価	金額
9784781651033	福岡はすごい（イースト新書）	牧野洋	イースト・プレス	10%	1	861	861
9784569837673	福岡市が地方最強の都市になった理由	木下斉	ＰＨＰエディターズ・グループ	10%	1	1,600	1,600
9784160070172	文藝春秋オピニオン２０２１年の論点１００（文春ムック）		文藝春秋	10%	1	1,500	1,500
9784772231633	コンテンツツーリズム入門	増淵敏之	古今書院	10%	1	2,300	2,300
9784571410628	コンテンツツーリズム研究	岡本健（観光社会学）	福村出版	10%	1	2,400	2,400
9784909099556	地域人　第６７号	大正大学地域構想研究所	大正大学	10%	1	1,000	1,000
9784805881866	現場で役立つ！社会福祉調査活用ガイド　２０２０年版	ケアマネジャー編集部	中央法規出版	10%	1	2,700	2,700
9784344026513	スクールセクハラ	池谷孝司	幻冬舎	10%	1	1,400	1,400
9784087816877	にっぽんアニメ創生記	渡辺泰	集英社	10%	1	2,600	2,600
9784845918362	ぼくらがアニメを見る理由	藤津亮太	フィルムアート社	10%	1	2,400	2,400
9784862555489	３６５日で知る現代オタクの教養	ライブ	カンゼン	10%	1	2,000	2,000
9784313166809	図解よくわかる自治体予算のしくみ	定野司	学陽書房	10%	1	2,300	2,300
9784313165427	図解よくわかる自治体財政のしくみ	肥沼位昌	学陽書房	10%	1	1,900	1,900
9784822258887	民間主導・行政支援の公民連携の教科書	清水義次	日経ＢＰ	10%	1	2,700	2,700
9784313180550	地方議員のための役割を活かす質問のしかた	川本遥志	学陽書房	10%	1	2,300	2,300
9784474069916	事例から学ぶ若者の地域参画成功の決め手	松下啓一	第一法規出版	10%	1	2,600	2,600

小計：　冊数　16　金額　¥32,561

合計：

合計冊数	49
本体価合計	¥84,821
総合計	¥93,303
（内消費税	¥8,482）
（10%対象 ¥93,303	消費税 ¥8,482）

田中ゆうたろう議員　交付額192万円、支出192万円、残0円

区政報告ハガキについて

12月15日ハガキ代、印刷代　　513,800円
　内訳　制作代　1,000円、ハガキ印刷代　108,000円　　配送費　3,000円
　　ハガキ代　@63×6,200枚＝390,600円　＋消費税
12月17日　ハガキラベル　作業所への送料　　930円
1月14日　ハガキラベル代　　4,950円
1月22日　区政報告ラベル貼り付け作業　　29,190円
　　かかった経費合計　548,870円

50万人以上いる区民のなかから、6,200枚のハガキを区民に出しているがどのように選んでいるのだろうか。説明を求める。前年度の令和元年12月9日にも区政報告ハガキ・印刷代6200枚分の経費510,500円を政活費から支出している。区民から見ると、毎年、新年1月に6200枚のはがきを出すことは選挙を意識したあいさつ文と判断される。
ハガキの紙面は　　添付資料 (29) 区政報告ハガキ

「言うたろ。杉並区議会議員田中ゆうたろう　区政報告」の題字と田中議員の写真、住所とTEL・FAX番号、署名、ダマラザルのサルの絵で紙面の半分を占めている。記事は「座・高円寺」のことを書いているが、初めて見る区民には問題点がはっきりわからない。区政問題について丁寧な説明が必要である。
全額を計上することは「規程」第2条に反する支出である。また、政務活動費支出の基本的な考え方の按分の原則の基づき、按分を求める。社会通念上相当な割合による按分として、かかった経費合計　548,870円の按分50%、274,435円の返還を求める。

区政報告レポート令和3年予算特別号について

「田中ゆうたろう通信　令和3年予算特別号」には発行日がない。区民にとっては、いつの区政の問題か、わからないのではっきりと発行日を記載することを求める。
3月26日　ポスティング代　　@6.5　×95,000枚　＋消費税　＝679,250円
3月26日　制作・印刷代　　500,000円の内、459,015円を計上
　内訳　印刷426,000円、制作代　10,000円　配送代10,000円
　　（かかった経費、値引きと消費税で500,000円）
　領収書等貼付用紙の備考欄に「交付額範囲内計上のため500,000円の内、459,015円を計上」と記載。

添付資料 (30) 田中ゆうたろう通信 令和3年予算特別号

紙面の表面は「杉並区の子供を救え！」の記事、裏面は「区長の言論統制と議会の自殺行為を許すな！」の見出しの後、「天皇を侮辱する自分たちの極左プロパガンダ演劇・・」「情報公開請求して開示された決算書類がこの「のり弁」！　左翼の風上にも置けません！！」「法令違反常習犯の区長とそれを見習う区議や都議。」「現職の杉並区議のポスター（名前と顔写真の目の部分を黒塗り）」

紙面の約1/4を使って田中議員の経歴、顔写真とダマラザルのサルの絵、ゆうたろうの腰折れ一首」など。

議員の表現方法はいろいろあるだろうが、区政の問題がよくわかるように丁寧な説明を求める。この紙面は政務活動とは認められない部分もあり、政治活動が多く混在している。区政ハガキの欄に書いたように社会通念上、相当な割合として按分50%の返還を求める。かかった経費は679,250円+500,000円＝1,179,250円である。印刷制作代の500,000円の内そのうち459,015円を計上しているので、田中議員は40,985円をすでに負担している。1,179,250円×50%＝589,625円

589,625円－40,985円＝**548,640円の返還を求める。**

第四回武者絵展図録購入代3,000円について

11月6日　第四回武者絵展図録　　3,000円　添付資料 (31) 領収書

第四回武者絵展は、「武者絵展実行委員会」の主催で下記の様に行われたと、インターネット上で報じられている。

第四回 武者絵展

日程：2015年8月10日～17日
時間：11:00－19:00
会場：とらのあな秋葉原店C 4Fイベントフロア
入場料：大人200円（税込）（高校生以上）
子供100円（税込）（小学生以上）
幼稚園、保育園以下無料
※入場料、図録3,000円（税込）等の売上は、全て義捐金として南相馬市役所に寄付いたします。

上記の様に「図録代は※に「図録3,000円（税込）等の売上は、全て義捐金として南相馬市役所に寄付いたします。」と書かれている。政治家の寄附は禁止されている。政務活動費からの寄附は認められない。**3,000円の返還を求める。**

討議資料

言うたろ。

杉並区議会議員 田中ゆうたろう 区政報告



杉並区立の公共劇場「座・高円寺」が、指定管理者らによって独占・私物化され、一般の区民が閉め出されています。また、この劇場やそこで行われる極左プロパガンダ演劇に、区民・国民の巨額の血税が注ぎ込まれています。

さらに、この指定管理者は、補助金詐欺の疑いまであることが、議会での私の追及で判明。芸術を隠れ蓑とする政治活動や会計不正は許されません。

区政の正常化に向け、引き続き誠心誠意努めて参ります。

令和三年 一月



ダメダゾル。

〒166-0012
杉並区和田三―三八―六
TEL・FAX ○三―五九二九―
杉並区議会議員
田中ゆうたろう



添付資料 (29)

杉並区議会議員

田中ゆうたろう通信

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1　TEL&FAX:03-5929-7721　メールアドレス:info@tanakayutaro.net

令和3年 予算特別 号　https://go2senkyo.com/seijika/30901

皆様の声を区政に！杉並区議会議員田中ゆうたろうから、皆様への大切なご報告です。



言うたろう。

子供は国の宝、地域の宝。
その子供たちが今、心身の危機、生命の危険に晒されています！
低下の一途を辿り続ける保育の質。相次ぐ学校教員・職員の不祥事。
田中良区長や白石高士教育長の区民軽視を許してはなりません。
「杉並区教育保育緊急事態宣言」は
今こそ発せられるべきと強く警鐘を鳴らしつつ、
令和3年度杉並区一般会計予算に反対としました。

田中ゆうたろう

ホームページ

杉並区の子供を救え！

区内の私立認可保育園が、常勤保育士の数を虚偽報告！

「ゆらりん荻窪保育園」を運営するライフサポート(株)が昨年1月、常勤保育士1名について、勤務実態がないにもかかわらず、区に虚偽の届出を行っていたことが判明。

区も、事業者の虚偽の届出を見抜くことができませんでした。

区の責任は重大です。子供達はほぼ1ヶ月間、命に関わる危険な状況に置かれていたことになります。

しかし、杉並区はいまだに本件について公表していません。

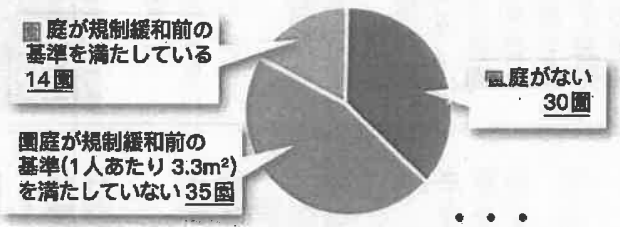
区長は、令和3年度予算説明の中で相変わらず「待機児童ゼロを3年連続で達成」などと誇らしげに語っています。が、蓋を開けてみれば、実にお粗末なものです。

「巡回指導で保育の質の維持向上をはかる」などという区の常套句は、まったくの虚構に過ぎません。

近年、無計画に認可保育園を乱造し続けた結果、杉並区の保育の質は確実に下がり続けています。



平成29年度以降、令和2年度までに開設された認可保育園79園のうち、園庭のない・狭い園の割合



新設園の実に80％以上にまともな園庭がないことが私の質疑で判明！



令和3年予算特別委員会にて。
こうした保育園の不祥事を公表することこそが、最大の再発防止策です。

小学校教員が買春容疑で逮捕！中学校では火災発生！

3月25日、杉並区立学校の教員および職員が懲戒処分となり、同日、区のHPで公表されました。

教員は1月27日に児童買春容疑で警視庁に逮捕された松庵小学校の元教諭。

昨年9月6日、この教員は新宿区内のネットカフェで、女子中学生に現金を渡し、性的行為に及んだもので、免職処分に。

一方、職員は1月25日、松ノ木中学校給食室で火災を引き起こした技能主任3名。**区に約6400万円もの損害を発生させました。うち1名は1ヶ月の停職処分、2名は戒告処分に。**

2件とも、公表が遅過ぎます。

そして、区長や教育長らの謝罪の弁が、一言も見当たりません。

区や区教委の隠蔽体質は深刻です。



昨年9月14日の本会議、私の一般質問の最中に居眠りする田中良区長(元・民主党)。
3月の予算審議でもやはり、連日いびきをかいて眠りこけていました。
見て見ぬふりする委員長 小川宗次郎議員（元・民主党、現・自民党）の忖度とともに、大きな問題です。

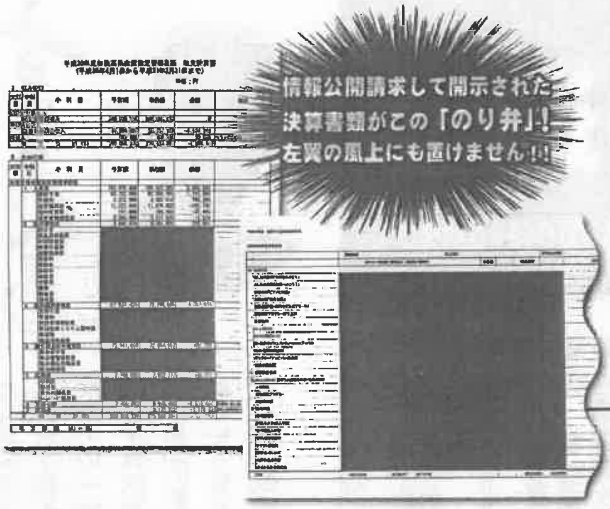
詳細は裏面をご覧下さい。

区長の言論統制と議会の自殺行為を許すな！

田中良区長（元・民主党）は昨年9月15日の区民生活委員会で、杉並区立杉並芸術会館（通称 座・高円寺）の指定管理者の選定に関する議案審査の打ち切りを扇動。

この指定管理者（NPO法人劇場創造ネットワーク）は、区立の公共劇場でありながら**1階ホールや地下の稽古場等を独占し、天皇を侮辱する自分たちの極左プロパガンダ演劇を行い、年間3億円以上もの巨額の区民の血税をムダ遣いしています。**

のみならず、会計不正による補助金詐欺疑惑までもが私の追及で浮上しています。



区長はよほどこの問題を突かれたくないものと見えて、私の質疑を妨害し、議案審査の打ち切りまで示唆。

愚かにもこれに応じた今井ひろし議員・矢口やすゆき議員（自民党）、川原口宏之議員（公明党）、富田たく議員・酒井まさえ議員（共産党）、関口健太郎議員（立憲民主党）、奥田雅子議員（生活者ネット）により、審査は打ち切られました。

区長の議事妨害を容認した、委員長 安斉あきら議員（元・民主党）の忖度ぶりも大きな問題です。

こんな区長の腰巾着のような区議たちに、区政のチェック機能など果たせるはずがありません。

区長の言論統制と議会の自殺行為は恥ずべきこと。区長への問責決議案を提出、猛省を求めました。

区長はこれまでも、居眠りや、女性議員に対し机を強く叩いてのパワハラ行為などを議会で批判されてきました。

区長たる者、たとえ自身と異なる見解であっても、各議員の発言には誠実に耳を傾けるべきです。

法令違反常習犯の区長と、それを見習う区議や都議。政治家の質の劣化を憂える！

質問（田中ゆうたろう）

当区では現区長が率先して公職選挙法をないがしろにしてきた。

これを、多くの区議や都議が見習いつつあることは誠に嘆かわしい。

日本維新の会のM区議の立て看板やポスター、また立憲民主党のS区議や都民ファーストの会のA都議のポスターが土地の所有者・管理者に無断で掲示され、区民の苦情が寄せられている。法令違反ではないのか？

これらの者に対し、選挙管理委員会から注意は行っているのか？

答弁（選挙管理委員会委員長）

軽犯罪法は、みだりに他人の家屋等に、はり札をする行為を禁止。

ご指摘の議員を含め、区民等から無断掲示などの連絡を受けた際は、速やかに是正するよう指導している。

【2月16日・本会議より】

ゆうたろうの腰折れ一首

あな尊（たふと）あまたの人に見守られ　学び舎の門たたく吾子かも



建物の持主

この区議のポ
など民間団体
団の分団名ま
まま記載され

ター

会
店
消
可

あたかも、こ　　すて
いるかのような印象を与える内容で、極めて悪質です。

杉並区議会議員

田中ゆうたろう





- 昭和50年生まれ。
  幼少より杉並区で育つ。
- 平成23年初当選、現在3期目。
  政党は無所属。会派は「美しい杉並」。
- 学習院大学文学部中退。
  幼稚園教諭、劇団主宰者。
- 「東京こども神楽」の灯をともすべく、奔走中。
  また、障害児対象の演劇ワークショップ指導にも取り組んでいる。
- 日本の領土を守るため行動する全国地方議員連盟副幹事長。
- 保護司、消防団員。
- 妻は幼稚園教諭、保育士。
  2児の父。
- 政治家を志したきっかけ



平成22年の尖閣諸島中国漁船衝突事件に、強い危機感を感じたため（平成24年、尖閣諸島上陸）。また、杉並区による親子の絆を引き裂く保育施策に疑問を感じたため。

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	11 月分	No. 3

領収書等貼付欄

2020年11月06日（金）

領　収　書

一連No080466
領収No000431

田中 ゆうたろう 様

¥3,000－

（但し第四回武者絵展目録 として）
正に領収致しました）

税抜金額 ¥2,727-
消費税等 ¥273-

コミュかるショップ

東京都杉並区阿佐谷南１－１５－１
03-3312-2111 内線2127

印刷面を内側に折って保管願います

備考

「第四回武者絵展目録」

添付資料 (31)

藤本なおや議員　交付額192万円、支出1,918,625円、残1,375円

不織布マスク購入代

コロナ禍でマスクをつけているが、議員がマスクをつける場合、政務活動に該当するのだろうか。「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の支出に関する条例」を読んでみたが、該当する項目が見当たらない。

2021年1月30日　不織布マスク　50枚入り×4箱　@1000円　合計4,400円

1/2に按分して2,200円を計上　　添付資料(32)マスクの領収書

不織布マスク代の2,200円の返還を求める。

2020（令和2）年度の「広報すぎなみ」はコロナの問題を多く掲載している。

6月15日発行（No2280）「マスク等が寄贈されました。」

9月15日発行（No2286）「マスク等が寄贈されました。」

1月20日発行（No2294）「マスク等が寄贈、ありがとうございました。」

3月15日発行（No2298）「マスク等が寄贈、ありがとうございました。」

多くの区民がコロナの問題を心配し、マスク等を寄贈している。

藤本議員は政活費（税金）でマスクを購入。議員の寄付行為は禁じられているので、このマスクは藤本議員の使用と思われる。マスクの着用は政務活動か。説明を求める。

広聴広報費について

区政レポート63号（印刷5,000部、郵送数5,036通）

5月6日印刷代　　5,000部　　50,200円

5月6日郵送代　　杉並南郵便局　@70×311通＝21,770円

杉並郵便局　@57×3,550通＝202,350円

5月7日郵送代　　荻窪郵便局　@57×1,175通＝66,975円

5月29日区政レポート用封筒　@8.3　×6,000枚＝54,780円　　合計396,075円

区政レポート64号（印刷5,000部、郵送数4,933通）

8月9日印刷代　　5,000部　　50,920円

8月10日郵送代　　杉並郵便局　@57×3,515通＝200,355円

荻窪郵便局　　@57×1,032通＝58,824円　@84×81通＝6,804円

8月11日郵送代　杉並南郵便局　　@70×305通＝21,350円　合計338,253円

区政レポート 65 号（印刷 5,000 部、郵送数 4,601 通）

1 月 8 日印刷代　　5,000 部　　38,030 円
1 月 8 日タックシール（12 面×1000 枚、65・66 号郵送用）　17,446 円
1 月 8 日郵送代　　杉並南郵便局　@70×300 通＝21,000 円
1 月 9 日郵送代　　荻窪郵便局　@70×808 通＝56,560 円
1 月 10 日郵送代　杉並郵便局　@57×1,992 通＝113,544 円
1 月 14 日郵送代　杉並郵便局　@70×1,501 通＝105,070 円　合計 351,650 円

区政レポート 66 号（印刷 5,000 部、郵送数 2,037 通）

3 月 25 日印刷代　　5,000 部　　38,030 円
3 月 29 日郵送代　　杉並南郵便局　@70×296 通＝20,720 円
3 月 29 日郵送代　　荻窪郵便局　@57×1,141 通＝65,037 円
3 月 29 日郵送代　　杉並郵便局　@70×600 通＝42,000 円　　合計 165,787 円

藤本議員の区政レポートは全て郵送で送られた区民にだけ知らせるものであって、全額を政務活動費で支出することは「条例」第 1 条の趣旨や「規程」第 2 条に反するものである。
社会通念に照らして相当な割合による按分をしなければならない。按分 50%の返還を求める。広報費合計 1,102,765 円×50%＝**551,382 円の返還を求める。**

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	1 月分	No. 7

領収書等貼付欄

領収書

K−HOUSE

電話042-752-1993

2021-01-30 15:32

000004

雑貨	外	¥4,000
外税対象		¥4,000
消費税等	10.0%	¥400
合計		¥4,400
お預り		¥4,500
お釣		¥100

備考

不織布マスク

50枚入り ¥1,000 × 4箱 ※2箱分以上

添付資料 (32)

松浦威明議員　交付額192万円、支出1,919,804円、残196円

区政報告ハガキ（令和3年初春号）について添付資料 (33)　区政報告ハガキ

12月22日ハガキ代　@63×6,000枚＝378,000円
12月30日印刷代　6,000枚　＋消費税（14,923円）　計164,155円
1月3日ハガキ代　　@63×800枚＝50,400円
「区政報告」として6,800枚のハガキが区民に発送された。50万人以上いる区民の中からどのように6,800人を選んだのか、説明を求める。
書き出し「令和二年の杉並区議会は十二月九日の第四回定例会ですべて終了しました。」の文面には驚いた。松浦議員にとって、定例会が開かれていなければ、議員としての仕事はないのだろうか。「今年も国の為、区民の為、皆の幸せの為に邁進してまいります。」そして末文は手書きで「お会いできる時を楽しみにしております」と結んでいる。松浦議員の初春の挨拶文である。「条例」第9条と照らしてみると、区政の調査研究等の内容はわずかである。よって、社会通念に照らし、相当の按分が必要である。かかった経費378,000円＋164,155円＋50,400円＝592,555円の**按分50%　296,277円の返還を求める。**

区政報告令和3年春号について　添付資料 (34)

3月20日封筒印刷代　7,000部印刷
　　73,312円×按分15/16＝68730円の内、49,665円を計上
（領収書等貼付用紙の備考欄に「交付額範囲内計上のため49,665円を計上」と記載）
3月22日区政報告印刷代6,500部　　35,780円×按分15/16＝33,543円を計上
3月23日ラベルシールDM6,500部佃　18,140円ポイント加算分＝16,326円
　　16,326円×按分15/16＝15,305円を計上
3月24日印刷代ポスティング用30,000部　117,385円×按分15/16＝110,048円計上
3月31日配布代　　421,164円×按分15/16＝394,841円
　　DM郵送料　株式会社青葉広告
内訳　区内特別郵便発送代行　　@57×6,215＝354,255円
　　区内特別郵便発送代行手数料　@5.7×6,215＝35,426円
　　区内特別郵便発送費　　一式　25,000円
かかった経費合計659,385円であるが、　15/16の按分は認められない。
区政報告ハガキと同様、按分50%の返還を求める。
　659,385円×50%＝329,692円　である。
15/16で按分したので、すでに自己負担分41,230円
329,692円－41,230円＝**288,462円の返還を求める。**

区政報告

議員による選挙区内宛ての年賀はがきの郵送は法律により禁止されております



区議会議場にて

令和二年の杉並区議会は十二月九日の第四回定例会で全て終了しました。昨年の大きな施策は新型コロナ感染症対策として、中小企業支援、商店街支援、pcr検査体制拡充福祉関連支援、等、多くの施策を実施しました。

杉並区は区営病院がありませんので独自の感染症対応を行うことができません。そこで区内四病院にご協力して頂き発熱外来受付病院としました。

その病院に対して経営支援対策として、区から約二十三億円を拠出し、区内に於ける医療崩壊を防ぐ施策を行いました。今年もコロナ対策に万全を期して参ります。

今年も国の為 区民の為 皆の幸せの為に邁進して参ります 今後とも一層のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

お会いできる時を楽しみにしております

令和三年一月 杉並区議会議員 松浦成明

令和三年初春号

添付資料 (33)

杉並区議会 自民党

区政報告

杉並区議会議員

松浦 威明 たけあきの



杉っ子きずな新聞

発行元　松浦たけあき事務所　２階
東京都杉並区高円寺南一－三十二－二六
電話：〇三－三三一一－七八一〇

新型コロナウィルス予防
ワクチン接種について



ようやく新型コロナウィルス感染症ワクチン接種が医療従事者から始まりました。

議会も区民の皆さまが迅速、かつ適切に接種できるよう行政と協力しております。

ワクチン接種の情報は国の動向により変動いたしますので最新の情報を杉並区のホームページか左記連絡先でご確認ください。お問合せ先（多言語対応）☎０５７０（６６６）５４２

なるほど！これは知っ得！
危険！



スズメバチ

スズメバチは温かくなると活性する種で、刺されると死に至ることもあり非常に危険です。

どこにでも巣を作り、数週間で大きくなります。自分で除去するのはとても危ないので下記連絡先か区に連絡して対応することをおすすめします。

左の写真は高円寺南地域の住宅の軒下に巣を作り区に通報して除去する前の写真です。



杉並区議会
令和３年度の予算が成立



「困難を乗り越え、新たな時代に繋ぐ予算」

三月十二日、令和３年度の当初予算が成立し、第一回定例会が閉会しました。

本予算は、終息時期が見通せないコロナ禍の影響を踏まえ、10年後の杉並区のビジョンを決める「基本構想」へと繋ぐ予算編成とし、一般会計と特別会計の合計額が３０９１億７９２０万、前年と比べ２７億３９５１万の減となりました。

区は、これまでコロナ対策に総額約６９２億円、国の補助金を除くと約４５億円 2面に続く

ゆうこ先生の診察室



コロナの影響で生活が変わってから2回目の春となりました。

皆さま、「癌検診」などは行かれていますか？

生涯において癌になる確立は、男性62％女性47％と報告されており、2人に1人が癌に罹る時代と言われています。

癌根治の目安である5年生存を達成される方の割合は約62％と報告されていますので、早期の場合には癌根治が見込める時代にもなりました。

不要不急の外出を控える必要もありますが、正しい手洗いやマスクを着用して、体調のよいときに検診を受けに行くようにすると良いと思います。

発熱等の症状でかかりつけ医がいない方の相談センター
☎０３（３３９１）１２９９

国民健康保険に加入している方
新型コロナウィルス感染症に伴う傷病手当を支給しています。
詳しくは、国保年金課給付係
☎０３（５３０７）０３２８

後期高齢者医療制度に加入している方
新型コロナウィルス感染症に関連した保険料の減免申請期間を延長しています。
☎０３（３３１２）２１１１

杉並区のこと、何でもご相談ください
ご意見・ご要望お待ちしています

- ワクチン接種の情報が欲しい
- 最新情報を区のホームページを確認下さい
- コロナウィルスの影響で生活が苦しい
- 弁護士が対応する生活困窮相談窓口を紹介
- 自転車の保険が心配
- 自動車の保険に付帯するとお得と紹介

編集後記



新型コロナウィルスが発生して早一年以上が経過します。

お亡くなりになられた方々、感染された方々に心からお見舞い申し上げます。

区民の皆さまには自粛、自粛と何かとご不便をおかけしており恐縮に感じております。

議会側も区民の代表として、この未曽有の災害に対して行政と協力して区民を守る最大限の努力をしております。

皆さまから頂いた一人ひとりのご意見・ご要望が、安心で安全でより住み易い杉並区をつくることにつながっています。

これからも気軽に苦情や相談事をお申し付けください。

杉並区議会議員 松浦 威明（たけあき）プロフィール



- 昭和４６年生れ。作家 三島由紀夫（本名 平岡公威）に威の名を命名される。
- 杉三小学校、中野中央中学校、明大中野高校、早稲田大学建築（専）で学ぶ
- 大手建設会社を経て独立し建設会社を設立。・かけはし塾卒、平沼赳夫元衆議院議員に師事・日本の心・伝統文化継承活動 平成１７年～
- 平成２５年東京都議会議員選挙出馬　１万２６９２票 惜敗
- 平成３１年杉並区議会議員選挙出馬　２９７０票 当選
- 杉並区議会議員・**都市環境委員**・道路交通特別委員

お問合せ　mail：info@matsuura-takeaki.com　tel/fax：3311-7810

の予算を計上してきました。

本予算の一般会計は１９９０億２５００万円となり、昨年度比2.7％増となりました。

投資事業や職員人件費は減となりましたが保育関連経費等の既存事業、衆議院選挙などの臨時事業、満期一括償還の増加による交際費の増によるものです。

歳入では、株式等譲渡所得割交付金の増を見込む一方、特別区税、特別区財政交付金や地方消費税交付金の減を見込むほか、小中学校や区民センターなど大規模な投資事業の財源として特別区債（建設費）の発行や施設整備基金を取り崩して充当しています。

継続すべきことは確実に継続し、新たに取り組むことは迅速に実施してまいります。



予算特別委員会　質問概要

減らそう！ペットボトル



マスクやマイバッグと同じで、慣れてしまえば、マイボトルを持つことも苦にはなりません。

みんなの地球です。私達が受け継いだきれいな地球を未来に残していきましょう。

質問　松浦委員

世界的にペットボトルの消費量が急増し続けています。

ペットボトルがペットボトルに再生されるのはわずか5％です。

15年前には３０００億本だったものが、今は倍増しているともいわれています。

区は、プラスチックごみの削減対策をどのように行っているのでしょうか。

答弁　ごみ減量対策課

庁舎内の自動販売機でペットボトルを少なくすることや各家庭に呼び掛けています。

防鳥ネットは、ゴミ箱？

質問　松浦委員

集積所にある折畳み式防鳥ボックスに不法にごみを捨てる人がいて、近隣の方々や町会の方が迷惑しています。

防鳥ネットに「不法投棄禁止」などの注意書きをして欲しい。

答弁　清掃事務所

防鳥ネットを放置している所に不法投棄されることが多いので早めに片づけるように呼びかけています。



「もったいない」を「かたち」に、

日本人の一人当たりの食品ロス量は、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じです。

現在、杉並区においても年間２，５００トンの未利用食品がごみとして排出されており、杉並区では食品ロスに対して様々な取り組みを行っています。

食べ物・大切にしよう

フードドライブ

家庭で使いきれない食品（未利用食品）を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付する活動です。区役所や区民センターをはじめ区内11の施設で受け付けています。詳しくは、区のホームページでご確認ください。



食べのこし　ゼロ応援店

食品ロスの削減に取り組む飲食店、小売店等を「食べのこし０ゼロ応援店」として登録し、食べ物の無駄をなくす事業です。

フードシェアリング

「TABETE」

飲食店で余ってしまった食品をアプリを通じて消費者が格安で購入できるサービスです。

ヘルメット着用努力義務

13歳未満は

質問　松浦委員

道路交通法で13歳未満は、自転車に乗る際にはヘルメットを着用する努力義務があります。

ヘルメットの効果は着用することで頭部外傷を負う確率が42％減少するという報告もあり、自転車の転倒による事故での頭部損傷で亡くなる人は、実に68％に及ぶそうです。

小中学生に対して自転車の使用時にはヘルメットを着用するように、区として対策を取ることを検討ほしい。



答弁　土木事務所

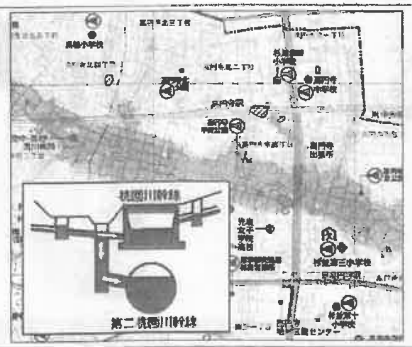
区内小中学校と警察と連携して着用を薦めています。

予算特別委員会　令和２年

桃園川水域の水害対策

質問　松浦委員

桃園川水域の水害対策の進捗状況を教えてください。



情報　都市整備部

桃園川幹線（天沼～中野）は１時間に50ｍｍの降雨に対応するため、現在の幹線より深い位置に天沼弁天池から神田川へと排出する第二桃園川幹線の設置を進めています。

令和８年に完成予定ですが、当該幹線が近年の豪雨に対応が可能なのかと懸念されますので日頃から避難所の確認や装備品等の備えをしておきましょう。

地域の活動風景

天祖神社餅つき大会

町内の方々が毎年楽しみにしている餅つき大会やおまつりなどは、コロナ禍のため、大半が中止となっております。顔が見えることによる地域の防犯・防災力が危惧されます。

地域の方々、子供たちの笑顔が早く見たいものです。



松本みつひろ議員　交付額 192 万円、支出 192 万円、残 0 円

広聴広報費について

添付資料 (35)　「区議会レポート　按分計算表」

Vol.03,　Vol.04　　Vol.05 に関しては細かい計算表が記載されているが、

Vol.06　Vol.07 については按分は無い。

「手引き」によれば、P12,「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する」、P13 には「選挙活動、政党活動、‥記述がある場合は按分が必要。（紙面に占める割合での按分が合理的です）・・」と書いているが、紙面に占める割合が小さくても、大きく区民に訴える場合もある。

松本議員は現大阪府知事吉村洋文の写真を小さく掲載しているが区民に訴える力は大きい。紙面の大きさではなく、実態に即して、社会通念に照らして相当な割合による按分を求める。

1，**区議会レポート Vol.03 について（按分率 93.6% 計上）は前年度支出であり計上できない。**

添付資料 (36)　領収書 4 月分 No 6

この経費について、領収書は 4 月 3 日に発行されているが、領収書等貼付用紙の備考欄の記載通り、前年度分の支出であり、2020（令和 2）年度の支出には該当しない。政務活動費に関する条例第 12 条に「当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出」と決めている。条例に反した不当な支出である。

よって、**折込、ポスティング代の 176,892 円の返還を求める。**

4 月 3 日発行の領収書によれば、領収書等貼付用紙の備考欄に「折込 3,800 部（1/27）、ポスティング 35,700 部（1/25~3/25,中断あり）93，6%計上」と記載。

令和元年度政務活動費収支報告書は収入 176 万円、支出 176 万円、残 0 円である。

区議会レポート Vol.03,の経費は令和元年度に、合計 255,546 円計上している。

1 月 7 日デザイン費用　26,114 円、

2 月 10 日印刷代　229,432 円

（40,000 枚の印刷、245,120 円の内、93.6%分の 229,432 円を計上）

松本議員はなぜ、前年度分を計上したのか。説明を求める。

添付資料 (37)　松本議員の令和元年度政務活動費収支報告書と出納簿 1，2 月分

2，区議会レポート Vol.04 とコロナレポートについて（按分率 95.3%計上）

以下の理由で計上した経費の按分 50%の返還を求める。

5 月 11 日 Vol.04（30,000 部）とコロナレポート（30,000 部）

合計　238,610 円×95.3＝227,395 円計上

5 月 31 日折込（12,500 部）、ポスティング（11,250 部）費用

172,115 円×95.3%として 160425 円を計上

計上した経費　合計 387,820 円

松本議員は自身の大きな顔写真 145 ㎜×120 ㎜のみを按分の対象としているが、読む側からするとわずか 4.7%（100%－95.3%）とは思えないほどインパクトのある顔写真である。この写真以外にも議会で質問している写真が 2 点、「ご要望やご連絡は」として顔写真をのせているが、これらの写真は考慮されていない。按分を 95.3% とした根拠が不明である。

30,000 枚印刷しているが、折込（12,500 部）、ポスティング（11,250 部）なので 30,000 枚－折込（12,500 部）－ポスティング（11,250 部）の残りの 6,250 枚はどうしたのか、30,000 枚で印刷代 238,610 円がかかっているので 6,250 枚分の費用 49,710 円の説明が必要である。按分率のことも含め、説明不明な部分がある。

かかった経費合計 410,725 円－計上額 387,820 円＝自己負担額 22,905 円

410,725 円×50%－自己負担額 22,905 円＝182,457 円の返還を求める。

添付資料 ㊴　レポート Vol.04 と領収書等貼付用紙の 5 月分 No 5，6

3，区議会レポート Vol.05 について（按分率 95.3%計上）

このレポートには、当時の日本維新の会副代表の吉村洋文副代表の写真が載せられ、政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」も混在している。また以下の理由により、按分 50%、の返還を求める。

8 月 11 日印刷費用 40,000 部　　255,600 円×95.3%＝243,586 円計上

9 月 13 日折込（7/6：10,000 部）ポスティング（7/6~8/25: 24,741 部）

郵送 5,259 部　161,863 円×95.3%＝154,255 円計上

計上した経費　合計 397,841 円

Vol. 5 でも松本議員は自身の大きな顔写真 145 ㎜×120 ㎜のみを按分の対象としているが、読む側からするとわずか 4.7%（100%－95.3%）とは思えないほどインパクトのある顔写真である。議会での発言の写真も掲載している。

「ご意見ご要望ハガキ」が書いてある裏面に現在の大阪府知事吉村洋文の顔写真を掲載している。そこには「「レポートにははがきをつけて、皆様の声を伺う取組を Vol 3 から継続しています。これは日本維新の会副代表の吉村洋文副代表が大阪市会議員の頃に行われ

ていたもので、吉村さん本人からアドバイスをいただき真似て行っているのもです。
略・・」と書いている。

これは政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」に該当する。
松本議員が計算した按分 95.3%は認められない。政党活動も混在している。
かかった経費 417,463 円×按分 50%－自己負担額 19,622 円＝189,109 円
按分 50%の 189,109 円の返還を求める。
添付資料 (39) レポート Vol.05 と領収書等貼付用紙の 8 月分 No 5，9 月分 No 8

4，区議会レポート Vol.06 について
この号は按分がない。双子を抱いた松本議員の大きな似顔絵や子育てのイラストは按分が必要である。また、この号も当時の日本維新の会副代表の吉村洋文副代表の写真が載せられ、政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」も混在している。
詳細は下記のとおり、按分が必要である。計上した経費合計合計 110,930 円の**按分 50%、55,465 円の返還を求める。**

11 月 5 日折込費用　　46,200 円（11/5　10,000 部）
12 月 10 日印刷費用　　64,730 円　（10,000 部）　　合計 110,930 円
選挙公報によれば、松本議員には男の子の双子がいる。
Vol.03，　04　05 には非常に細かい按分率を説明していたが今回は按分なしの支出である。双子を抱いた松本議員の大きな似顔絵、子育てのイラスト、松本議員の写真も掲載しているが、この号は按分がなく、松本議員が按分をしなかった理由の説明を求める。
この号も Vol05 と同様に
「ご意見ご要望ハガキ」が書いてある裏面に現在の大阪府知事吉村洋文の顔写真を掲載している。そこには「「レポートにははがきをつけて、皆様の声を伺う取組を Vol 3 から継続しています。これは日本維新の会副代表の吉村洋文副代表が大阪市会議員の頃に行われていたもので、吉村さん本人からアドバイスをいただき真似て行っているのもです。
略・・」と書いている。
これは政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」に該当する。
政党活動も混在しているので、計上した経費の**按分 50%の返還を求める。**
添付資料 (40) レポート Vol.06

5，区議会レポート Vol.07 について
この号も Vol.06 同様、松本議員の大きな似顔絵や、写真が掲載されている。この号も当時の日本維新の会副代表の吉村洋文副代表の写真が載せられ、政務活動費として支出できな

い経費「政党活動に関する経費」も混在している。これは政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」に該当する。
政党活動も混在しているので、按分50%にすることを求める。
かかった経費139,700円の按分50%は69,850円である。
領収書等貼付用紙の2月分 No8によれば「交付額範囲内の計上として、139,700円の内、政務活動費からの支出は103,260円である。
139,700円－103,260円＝36,440円をすでに自己負担している。よって69,850円－36,440円＝33,410円の返還を求める。

2月4日折込（1万部）ポスティング（2万部）　103,260円
領収書等貼付用紙（2月分　No8）の備考欄に
100%計上　交付額範囲内の計上のため、139,700円のうち103,260円計上と記載。
この号にも松本議員と思われる似顔絵が多く掲載されているが按分100%の説明はない。
按分をしない理由の説明を求める。
この号も「ご意見ご要望ハガキ」が書いてある裏面に現在の大阪府知事吉村洋文の顔写真を掲載している。そこには「「レポートにははがきをつけて、皆様の声を伺う取組をVol3から継続しています。これは日本維新の会副代表の吉村洋文副代表が大阪市会議員の頃に行われていたもので、吉村さん本人からアドバイスをいただき真似て行っているのもです。略・・」と書いている。
これは政務活動費として支出できない経費「政党活動に関する経費」に該当する。
政党活動も混在しているので、按分50%にすることを求める。
添付資料(41)レポートVol.07　と　領収書等貼付用紙の2月分 No8

区議会レポート　按分計算表

	縦	横	片面	両面
B3	364mm	515mm	187460㎟	374,920㎟
				3749.2㎠

		按分箇所		控除面積	合計	按分率	計上率
		縦	横				
Vol.3	1面	127mm	145mm	18,415㎟	23,816㎟	6.4%	93.6%
	4面	27mm	55mm	1,485㎟			
		40mm	19mm	760㎟			
		51mm	36mm	1,836㎟			
		15mm	88mm	1,320㎟			

		按分箇所		控除面積	合計	按分率	計上率
		縦	横				
Vol.4	1面	120mm	145mm	17,400㎟	17,400㎟	4.7%	95.3%

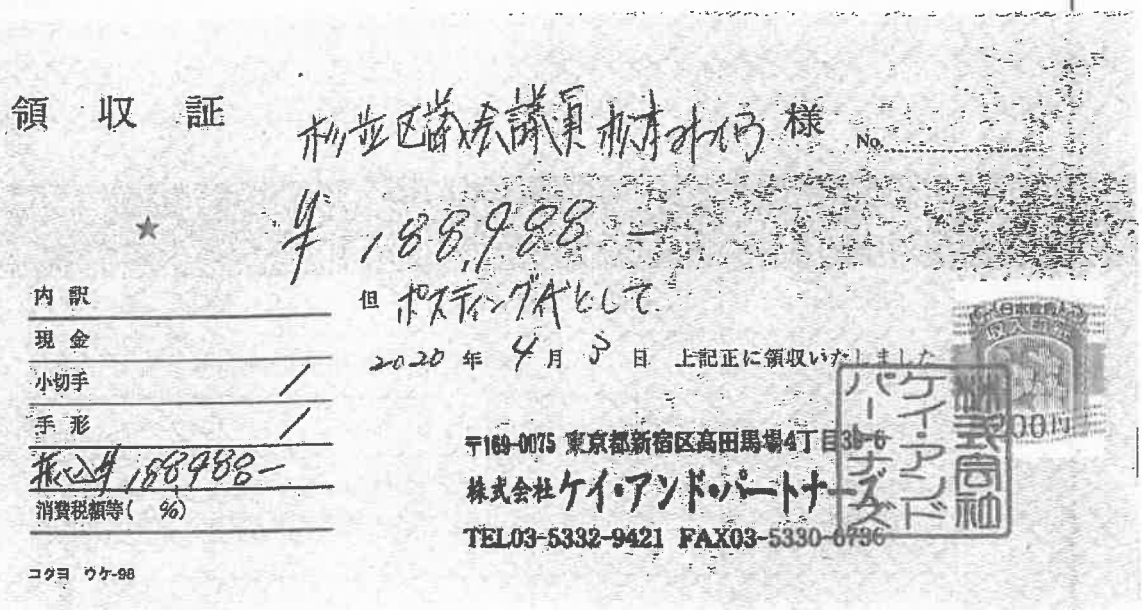
		按分箇所		控除面積	合計	按分率	計上率
		縦	横				
Vol.5	1面	120mm	145mm	17,400㎟	17,400㎟	4.7%	95.3%

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4月分	No. 6

領収書等貼付欄



領　収　証

杉並区議会議員 柿木みわ 様　No.

★ ¥188,988－

但 ポスティング代として

2020年 4月 3日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
振込¥188,988－	
消費税額等（ %）	

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目35-6

株式会社ケイ・アンド・パートナーズ

TEL03-5332-9421 FAX03-5330-6796

ケイ・アンド・パートナーズ 株式会社

コクヨ ウケ-98

備考

Vol.3

折込3,800部（1/27）、ポスティング35,700部（1/25～3/25、中断あり）

93.6%を計上

添付資料 36

別記様式(第10条、第11条関係)

令和　2年　4月　1日

杉並区議会議長　宛

議　員　名　松本 みつひろ

令和元　年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり令和　元　年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収　入

政務活動費　1,760,000 円

2 支　出　(単位　円)

項　目	金　額	備　考
調査研究費	82,452	会派視察関連費用
研修費	0	
広聴広報費	1,206,879	区政レポート作成、配布費用
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
事務費	1,889	会派雑費
事務所費	468,780	事務所費用
人件費	0	
合　計	1,760,000	

3 残　額　0 円

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

添付資料37 1/3

（その2）

年	月	日	摘　　要	（項目）	整理番号	受　，	払	残
			前葉繰越			1,280,000	1,361,615	△ 81,615
2020	1	7	区政レポートVol.3デザイン費用	広聴広報費	1		26,114	△ 107,729
2020	1	10	政務活動費			480,000		372,271

（その2）

年	月	日	摘　　要	（項目）	整理番号	受　，	払	残
			前 葉 繰 越			1,760,000	1,387,729	372,271
2020	2	10	区政レポート(Vol.3)印刷代	広聴広報費	1		229,432	142,839
2020	2	10	事務所家賃(2月分)	事務所費	10		42,900	99,939
2020	2	10	事務所家賃(3月分)	事務所費	10		42,900	57,039

杉並区議会議員

松本みつひろ

Vol.04

令和二年第一回定例会議

杉並区議会レポート

添付資料 38

145mm



120mm

松本みつひろ 一般質問

▼「#助けて多胎育児」杉並区の子育て支援の今後について

▼子どもの学びの未来。GIGAスクールネットワーク&PTA

▼国難・少子化食い止める！杉並区の取組

▼予算特別委員会 他

Topic 「#助けて多胎育児」杉並区の子育て支援の今後について

東京都が多胎育児支援の新規事業を始めることを大々的に告知し、当事者の期待が膨らんでいましたが、事業の詳細が出てきておらず、必ずしも区民が利用できるとは限らない状況です。私自身、1歳の双子を育てており、当事者であるがゆえに質問で取り上げることに躊躇したところがありましたが、その事実を明らかにする責務があるだろうと考え、質問に選びました。

松本：杉並区が運行している「すぎ丸」に、双子用ベビーカーを押している人が乗車しようとした際の対応は。

都市整備部長：車内が混雑していない時は、ベビーカーを折り畳まずそのままご乗車いただくことが可能。混雑状況によっては、二人乗りベビーカーに限らず、事情を説明の上折り畳んでご乗車いただくこともある。

松本：東京都が来年度予算計上した「とうきょうママパパ応援事業*1」の多胎児世帯に対する補助事業を、該当する区民が利用することは可能か。

子ども家庭部長：今後東京都から補助要綱などの詳細が示された段階で、区内の多胎児家庭の支援としての有効性等を十分検討していく。補助要綱は例年6月頃示される。

松本：すこやか赤ちゃん訪問の場面で、区の子育て支援事業の登録作業を、一部でも同時に行うことができないか。

子ども家庭部長：すこやか赤ちゃん訪問では、専門職が母の心身の健康や、子どもの発育・発達の観察に加えて、育児状況の把握などを行い、相談・助言等を丁寧に実施している。個々の事業の登録手続きでは詳細な家庭状況や利用時の希望を聴く必要があり、別に対応することが適切。

松本：今後の多胎育児支援について、区の見解は。

子ども家庭部長：多胎育児の支援を含む、今後の子育て支援施策・事業のあり方について、来年度から新たな基本構想等の議論を具体的に進めていくので、その中で区民等の多様な意見を聴きながら検討していく。



*1 多胎児がいる世帯に対してはベビーシッターや家事支援ヘルパーなどを利用する際の補助、また検診や予防接種などの移動にかかる経費の補助を行う事業で、都の予算額は27億円。*2 子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育「ICT環境の実現に向けて一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する事業。国の令和元年度補正予算額は2318億円。*3 地域のニーズに応じた子育て支援の取組をより一層、総合的・計画的に推進するための計画。平成27年度に策定され、31年度が終期となることから、第2期計画を策定している。計画の基礎となる人口について、推計値が掲載されており、実績値については計画内に示されていない。

*その他、「(仮称)阿佐谷五丁目公園の整備について」「循環型社会の形成に向けて」という内容で質問を行いました。質問の全文は松本みつひろホームページをご参照下さい。

杉並区議会レポート 中面に続きます

※年齢・性別や障がいに関係なく、あらゆる人が読みやすいように設計されたUDフォントを使用しています

杉並区議会議員

松本みつひろ

Vol.04

令和二年第一回定例会議

杉並区議会レポート

松本みつひろ 一般質問



▼「#助けて多胎育児」杉並区の子育て支援の今後について

▼子どもの学びの未来。GIGAスクールネットワーク&PTA

▼国難・少子化食い止める！杉並区の取組

▼予算特別委員会 他

Topic 「#助けて多胎育児」杉並区の子育て支援の今後について

東京都が多胎育児支援の新規事業を始めることを大々的に告知し、当事者の期待が膨らんでいましたが、事業の詳細が出てきておらず、必ずしも区民が利用できるとは限らない状況です。私自身、1歳の双子を育てており、当事者であるがゆえに質問で取り上げることに躊躇したところがありましたが、その事実を明らかにする責務があるだろうと考え、質問に選びました。

松本：杉並区が運行している「すぎ丸」に、双子用ベビーカーを押している人が乗車しようとした際の対応は。

都市整備部長：車内が混雑していない時は、ベビーカーを折り畳まずそのままご乗車いただくことが可能。混雑状況によっては、二人乗りベビーカーに限らず、事情を説明の上折り畳んでご乗車いただくこともある。

松本：東京都が来年度予算計上した「とうきょうママパパ応援事業*1」の多胎児世帯に対する補助事業を、該当する区民が利用することは可能か。

子ども家庭部長：今後東京都から補助要綱などの詳細が示された段階で、区内の多胎児家庭の支援としての有効性等を十分検討していく。補助要綱は例年6月頃示される。

松本：すこやか赤ちゃん訪問の場面で、区の子育て支援事業の登録作業を、一部でも同時に行うことができないか。

子ども家庭部長：すこやか赤ちゃん訪問では、専門職が母の心身の健康や、子どもの発育・発達の観察に加えて、育児状況の把握などを行い、相談・助言等を丁寧に実施している。個々の事業の登録手続きでは詳細な家庭状況や利用時の希望を聴く必要があり、別に対応することが適切。

松本：今後の多胎育児支援について、区の見解は。

子ども家庭部長：多胎育児の支援を含む、今後の子育て支援施策・事業のあり方について、来年度から新たな基本構想等の議論を具体的に進めていくので、その中で区民等の多様な意見を聴きながら検討していく。

*1 多胎児がいる世帯に対してはベビーシッターや家事支援ヘルパーなどを利用する際の補助、また検診や予防接種などの移動にかかる経費の補助を行う事業で、都の予算額は27億円。*2 子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ーICT環境の実現に向けて一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する事業。国の令和元年度補正予算額は2318億円。*3 地域のニーズに応じた子育て支援の取組をより一層、総合的・計画的に推進するための計画。平成27年度に策定され、31年度が終期となることから、第2期計画を策定している。計画の基礎となる人口について、推計値が掲載されており、実績値については計画内に示されていない。

*その他、「(仮称)荻窪五丁目公園の整備について」「循環型社会の形成に向けて」という内容で質問を行いました。質問の全文は松本みつひろホームページをご参照下さい。



〈杉並区議会レポート 中面に続きます

※年齢・性別や障がいに関係なく、あらゆる人が読みやすいように設計されたUDフォントを使用しています

Topic

予算特別委員会

歳入

区の歳入には特別区民税などの税収だけでなく、区の自助努力で獲得できる収入があります。補助金の活用や広告料収入を増やす取組など、税金以外の歳入確保について必要な施策が講じられているかという観点で質問しました。

松本：「保育所等におけるＩＣＴ推進事業費補助金」として４１００万円が計上されているが、この補助金で来年度どのような事業を行うか。

保育施設支援担当課長：保育士の業務負担軽減を図るために、事業者が保育業務支援システムを導入する際にその費用の一部を補助する。導入するシステムは事業者が選定する。

松本：今後命名権設定を検討している区施設があるか、また提案型に対する応募はあったか。

行政管理担当課長：命名権を設定する施設を特定はしていない。提案型については複数の事業者から提案があったが、金額面で折り合わなかった。

松本：広告料収入が５４５万円余増加している。どのような取組、状況の変化があったか。

行政管理担当課長：広告料収入を増やすために専門的な知見を持っている、営業力のある広告代理店の活用を拡大した。

＊その他、「都補助金（歳入）」についても質問で取り上げました。

歳出　生活経済費等

ＩＴを活用した行政の効率化や、「最小の経費で最大の効果」を挙げる不断の取組が行われているかを確認しました。

松本：証明書のコンビニ交付について、利用数などはどのように推移しているか、またコストをどのように評価しているか。

区民課長：平成29年度２４０００枚（発行全体の３.６％）から、令和元年度は１月末までで５７０００枚（同11％）と伸びている。導入当初は１枚にかかるコストが３０００円だったが、利用が伸び１枚１０００円程度まで下がった。自動交付機の保守経費と比較してかなり安く、利用の前提となるマイナンバーカードについて、国の取組もあり、交付率が伸びていることから、今後さらにコストは下がる見込み。

松本：現状コンビニで交付されない証明書も、コンビニ交付の対象とすべきと考えるが、今後の方針は。（右下へ続く）

区民課長：来年度住民情報系システムとあわせて、コンビニ交付にかかるシステムも入れ替える。令和３年１月から戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、過年度分の住民税証明書をコンビニ交付に対応させる。

松本：区民意向調査における「区からの情報伝達度」の目標と実績は。

広報課長：令和元年度調査の実績は４３.９％。目標は８０％。

松本：情報伝達度を高めるために起用されている、広報専門監の取組を見直すべきでは。分析によると30代・40代、家族形成期の情報伝達度が低く、この点を改善するために、インターネット上での情報発信などの強化を意図した取組の選択と集中が必要では。

広報課長：ＳＮＳへの取組やホームページの閲覧数増などの実績もあり、インターネット上の情報発信にも知見のある広報監と認識している。来年度も現状路線をブラッシュアップしつつ、ＳＮＳのフォロワー数が足りていない点について重点的に取り組んでいきたい。

＊その他、「区民相談」「防災」「公共施設予約システム」について取り上げました。

＊新型コロナウイルス感染症に関する質問については、委員会内の取決めにより、他の委員に集約して行いました。

歳出　保健福祉費等

杉並保健所所管の質問については、新型コロナウイルス感染症への対策を優先してもらう観点で控え、福祉分野における次年度の新しい取組を中心に質問しました。

松本：産後ケアについて、アウトリーチで母子を区の施策に接続することが重要であることを一般質問で取り上げたが、平成30年度のショートステイ、デイケア、母子訪問事業の利用者はどのような経過（すこやか赤ちゃん訪問など）から利用に至ったか。

子ども家庭支援担当課長：ゆりかご面接が22件（３３.４％）、すこやか赤ちゃん訪問が17件（２６.６％）、産婦人科や出産後の医療機関からの連絡で把握したのが15件（２３.４％）。その把握をきっかけにして個別に保健師が支援を開始し、必要性を判断し産後ケアに繋いでいる。

＊その他、「学校休校に伴う学童クラブの対応について」「ＩＣＴを活用した見守りの充実」「レジ袋削減」「カラス・ねずみ・蜂類の駆除相談」「親なき後の障害者の住まいへの支援」についても取り上げました。

＊新型コロナウイルス感染症に関する質問については、委員会内の取決めにより、他の委員に集約して行いました。

Topic 子どもの学びの未来。GIGAスクールネットワーク&PTA

年末に政府が閣議決定したGIGAスクールネットワーク構想は、一人一台コンピューターを活用し、子どもの可能性を大きく広げていくという壮大なビジョンを描いています。方向性に賛同する一方、杉並区でそれが行われる上で課題になりそうなことは早期に指摘しておく必要があると感じました。また同世代がPTA活動に参加しはじめる中で直面する課題についても、ITで解決できないか、また区として取り組む余地がないかを模索する観点で質問しました。

松本：杉並区はGIGAスクールネットワーク構想*2に対応し、補助金を受けて環境整備を進めていく方針であるか。

教育次長：ネットワークと端末機の購入についての補助金が予定されているうち、ネットワークについては平成29年度までに整備済み。一人一台端末の補助については、児童・生徒向けタブレットPCのリース業者が当該補助金を利用できるよう調整を進める。

松本：一人一台コンピューターの体制になると、各学校に端末やシステムの管理を専任で担当する常駐スタッフが必要になると考えるが、検討状況は。

教育次長：現段階では一人一台体制になった場合の支援体制や人材について検討していないが、学校における適正なICT環境を維持するための課題の一つと考えている。

松本：PTA活動に対する支援として、セキュリティ等のルールを見直し、ICTを活用して負荷の軽減に努めることを区教委から提案すべきでは。

教育次長：PTAは任意団体として自ら作成した規約・会則等に基づいて運営されている。個人情報の取扱い等セキュリティのルールについても各PTAの検討だが、教育委員会では参考となるハンドブックの配布や役員向けセミナー開催などの情報提供を行っており、今後も活動の支援に努める。



▶一般質問の様子

Topic ◀国難・少子化食い止める! 杉並区の取組

今年最初の一般質問なので、政治が取り組むべき最も大きな課題として「少子化」をテーマに選びました。不妊治療助成を巡って年末年始に多くのトピックスがあり、それらを紹介しながら、子どもを増やすための区の各種施策について、確認と提案をしました。

松本：杉並区総合計画・実行計画では、0歳人口をどのように推計し、実績はどうなっているか。

政策経営部長：0歳人口は平成31年以降減少に向かうものと予測していたが、平成31年1月の0歳児は4493人で、予測より160人多かった。

松本：「子ども・子育て支援事業計画*3」について、人口の予測と実績に乖離がある場合、計画値ではなく最新の実績に基づいた計画をすべきと考えるが見解は。

子ども家庭部長：計画値としての将来人口推計の他、ご指摘のように最新の実績を含む実績の推移等を総合的に考慮し、各事業の量の見込みを算出している。

キリトリ

ご意見、ご要望などをお聞かせください。

■ご住所：杉並区

■お名前：

■電話番号：

■生年月日：

*2 *3 の詳細につきましては、表紙【「#助けて多胎育児」杉並区の子育て支援の今後について】の文末に記載しています。

最新情報はSNSで発信し続けています。フォローいただけますと幸いです。

行政に関するお困りごとを、一緒に解決していければと思います。
ぜひ松本みつひろにお声がけください。

松本みつひろ事務所 〒167-0051 杉並区荻窪4-21-8-301
matsumoto@suginami-kugikai.jp / 080-4327-7767

歳出　都市整備費等

地元荻窪のまちづくりは区政の重要テーマと位置付けられていますが、関連予算は来年度約半分に減少していることから、具体的な取組内容について踏み込んだ確認をしました。

松本：荻窪駅南口から大田黒公園に向かう道に迷われた来街者への対応に地元が苦慮している。来年度の何月を目途に、駅周辺の案内サインを設置するのか、明確な答弁を。

みどり公園課長：地域の皆様にはご負担をお掛けしている。大変申し訳ないが、この場でいつとはっきり約束できるものではない。一日でも早く改善してまいりたい。

松本：バリアフリー化に向けたエレベーター設置のための用地収用など、来年度具体的に取り組むのか。

拠点整備担当課長：エレベーターの設置については用地の確保や費用など課題が非常に多く、来年度予算としては計上していないが、荻窪地下道のバリアフリー化については中期的取組として調査・検討を行う。

杉並土木事務所長：荻窪地下道は今年度も修繕工事を予定していたが、最低入札参加者数に満たず入札が中止になり、来年度に繰り越す。工事内容は地下道の断面を修復し塗装を施す。またLED化し明るさを確保する。

松本：中央線関連大型事業の終期が見え始めたことから、本格的な交渉を始める機は熟したものと考える。今年度のJR東日本との情報交換の状況を確認し、また交通戦略報告書の工程を遵守して、地権者、交通機関、区の三者で、実務的な議論を行う分科会を来年度立ち上げるべきと提案するがいかがか。

拠点整備担当課長：状況を見ながらJRとは情報交換の場を設定している。長期的な取組の課題として駅前大規模商業施設の機能更新期や周辺街区での共同建替え等の機会を捉えた駅周辺の基盤整備にあわせて、既存南北連絡通路の抜本的改善や新たな動線整備に向けた取組を検討する。分科会についても状況を見ながら進めていく。

Topic　委員会　報告事項に対する質疑

保健福祉認可保育所整備・運営実施候補者（令和3年4月開設分）の選定結果について

松本：連絡帳のスマホアプリ化、おむつの持ち帰りなしなどが保護者から評価されている保育園がある。このような志向の変化に迂遠事業者を選定するための評価項目も対応していくべきと考えるがいかがか。（右下へ続く）

保育施設担当課長：指摘の項目は「保護者との関わり方」という項目の中でヒアリングしているが、委員からご意見があったことを踏まえて今後の各委員会で選定を進めていく。

保健福祉私立認可保育所運営事業者が新たに園庭を確保する場合における補助制度の創設について

松本：20㎡以上の土地としているが、この広さはどのように決定したか。

保育施設担当課長：大きい用地を対象とすると確保が難しく、小さいと園庭としての要件を満たさない。幼児がプール遊びをするのに必要な広さを目安として設定した。

松本：今年度の予算額341万3000円で何園程度整備できる想定か。

保育施設担当課長：当初予算では2園を見越して予算要求している。

＊その他、病児保育室の新設計画について、民間学童クラブの整備計画について等質問しました。また災害対策・防犯等特別委員会では、「「3.11を忘れない」等の取組について」「ブロック塀等の安全対策について」質問しました。



▲ 新型コロナウイルス感染症に配慮しながらの質問

ご意見・ご要望ハガキ

キリトリ線に沿って切り抜き、ご投函ください。

キリトリ

郵便はがき

料金受取人払郵便

荻窪局承認 2187

差出有効期間 令和4年1月4日まで

（切手不要）

1678790

杉並区荻窪 4-21-8-301

松本みつひろ事務所 行

キリトリ

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No. 5

領収書等貼付欄
詳細別紙

備考

区議会レポートVol. 4 （1万部×2＋1万部、合計3万部）

コロナレポート3万部

~~送付用封筒1,000部~~

全て区議会レポートVol. 4にあわせ95.3%計上

領収書

2020年04月01日

松本光博　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード　　納品場所　ご指定場所

御請求金額　129,280円（税込）　　納品期日　7営業日

ご注文番号	内　容	数量	単 価	金 額
PAC2281465 1	品名：区議会レポートVol.4 B3／両面4色／コート135／10,000部×2種類／ 加工1：十字折り 加工2：	1	128,880	128,880
1	発送諸費用			400
合　計				129,280

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2020年04月01日

松本光博　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田35
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード　　納品場所　ご指定場所

御請求金額　64,840円（税込）　　納品期日　7営業日

ご注文番号	内　容	数量	単 価	金 額
PAC22814661	品名：区議会レポート vol.4 B3 / 両面4色 / コート135 / 10,000部 / 加工1：十字折り 加工2：	1	64,440	64,440
	発送諸費用			400
合　計				64,840

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2020年04月08日

松本光博　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田35
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード　　納品場所　ご指定場所

御請求金額　44,490円（税込）　　納品期日　3営業日

ご注文番号	内　容	数量	単 価	金 額
PAC22858843	品名：コロナレポート A4 / 両面スミ1色 / コート53 / 30,000部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	44,090	44,090
	発送諸費用			400
合　計				44,490

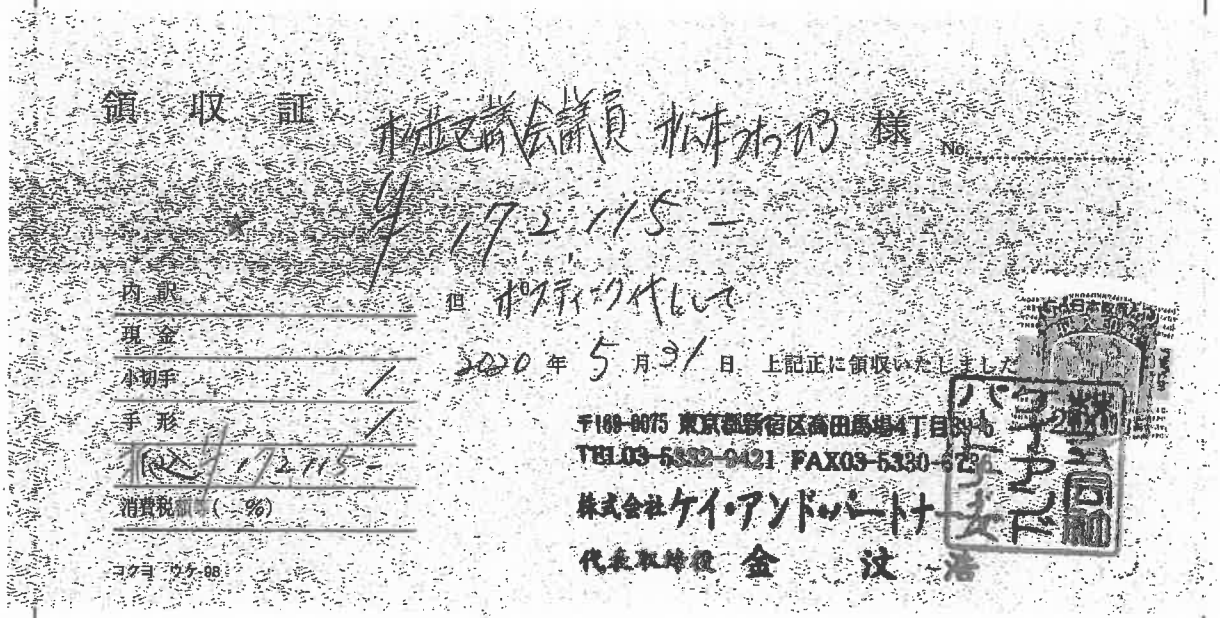
特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5月分	No. 6

領収書等貼付欄



領収証

小池区議会議員 松本かつひろ 様 No.

¥172,115-

但 ポスティング代として

2020年5月31日 上記正に領収いたしました

内訳

現金

小切手 /

手形 /

¥172,115-

消費税額等（ ％）

コクヨ ウケ-88

〒160-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目30-2

TEL03-5332-0421 FAX03-5330-6236

株式会社ケイ・アンドパートナー

代表取締役 金 汶 浩

備考

区議会レポートVol.4とコロナレポート

それぞれ折込12,500部（4/14）ポスティング11,250部（4/13～5/12）

全て区議会レポートVol.4にあわせ95.3%計上

※錯誤のため過少計上

Vol.05

杉並区議会議員

松本みつひろ

令和二年第二回定例会議

杉並区議会レポート

145mm



120mm

子ども達の学びの保障、オンライン教育の可能性

発災時の対応、特別定額給付金、ごみの増加、保育など感染症にしなやかに立ち向かえるか、杉並区のオンライン化

総務財政委員会 他

子ども達の学びの保障、オンライン教育の可能性

今年2月の一般質問で取り上げた「GIGAスクールネットワーク構想」が、コロナ禍への対策として前倒しになり、今年度から区立小中学校の全生徒が一人一台端末を利用できる補助制度が作られました。国の全額負担でオンライン教育の環境が整うチャンスにもかかわらず、杉並区ではこの補助を受けることが難しいと教育委員会から聞いたことがきっかけです。子ども達の未来のために、全力投球で臨みました。

：「公立学校情報機器整備費補助金」の実施要綱のうち、杉並区が該当しない要件は。それは現時点でも必須のものとされているか。

：一人一台のタブレット端末配備計画があることが前提で、区の計画では要件を満たさない状況だった。5月20日付の文科省通知で、簡易な計画による申請も可能となった。

：今年度の補助を見送った場合、別の補助はあるのか。補助を使わない場合どのように整備するのか。

：現時点では別の補助は示されていない。今回の補助が活用できない場合、公費*1による配備を目指す。

：子ども達の学びの保障のために、補助を活用し、一人一台端末整備を早急に行うことを提案するが、区教委の見解は。

：現総合計画では、将来的な一人一台専用端末の配備を目指すこととしている。国のGIGAスクール構想の加速化の動きを捉え、可能性について検討する。

*1 公費：国家または公共団体の費用。この場面では杉並区の財源を利用するという意味

この質問の後、Microsoft Teamsを活用した「オンラインホームルーム」を実施するための諮問が、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に対して行われました。オンライン教育の仕組みとセキュリティのルールは準備が整いました。あとは一人一台端末が整備できれば、オンライン教育が実施可能になり、第二波などで再び休校になっても、子ども達の学びの保障が実現できます！



GIGAスクール構想の実現に向けた計画等調査票

別紙2

端末を整備する場合の計画

補助	整備内容	チェック欄	補助なし
ICT支援計画及び完成教育を踏まえたフォローアップ計画	・1人1台端末をはじめとするICTを十分に活用する目的となっているか。	□	−
	・ICTの活用状況を適切に把握し、その結果を踏まえてフォローアップを行う計画となっているか。	□	−
	・指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応を行う計画となっているか。	□	−
通信ネットワーク環境整備計画	・1人1台端末環境で支障なくICTを活用した学習等を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境が整備されているまたは整備する計画となっているか。	□	−
	・インターネット接続については、同時利用率を考慮して1台あたり1Mbps程度の通信速度を確保する、または整備する計画となっているか。	□	−
	・LTE等の民間サービスの活用も予定する場合には、通信料の財源について記載されているか。	□	□
学習者用コンピューター整備計画	・基礎的学習支援、個別最適、協働学習による授業を実現するために、機能的な整備台数となっているか。	□	−
	・地方財政措置単価分（3人に1台）について、2022年度までに自治体の一括調達で整備する計画となっているか。	□	−
広域・大規模での共同調達実施計画	・複数の共同調達を行う場合には、共同調達の実施計画について概要が記載されているか。	□	□
計画のお願い等に関する事項	・計画について、総合教育会議や教育委員会会議等に図っている又は図る予定があるか。	□	−
	・計画について、自治体のホームページ等により公表することが予定されているか。	□	−

2 文中の表の要領に従って、各項目の該当するチェック欄にチェックをすること
3 本計画は地方財政計画分を作成すること（調達の是非等記載については、調達自治体で作成）

以上の事項について承認の上、補助の申請をします。

地方公共団体の名称及び当該団体の長の職名及び氏名 印

簡易的な計画による申請

〈 杉並区議会レポート 中面に続きます

※年齢・性別や障がいに関係なく、あらゆる人が読みやすいように設計されたUDフォントを使用しています

杉並区議会議員

松本みつひろ

Vol.05

令和二年第二回定例会議

杉並区議会レポート

松本みつひろ 一般質問

～新型コロナウイルス感染症の拡大に、杉並区はどう立ち向かうのか～



▼子ども達の学びの保障、オンライン教育の可能性

▼発災時の対応、特別定額給付金、ごみの増加、保育など

▼感染症にしなやかに立ち向かえるか、杉並区のオンライン化

▼総務財政委員会 他

Topic 子ども達の学びの保障、オンライン教育の可能性

今年2月の一般質問で取り上げた「GIGAスクールネットワーク構想」が、コロナ禍への対策として前倒しになり、今年度から区立小中学校の全生徒が一人一台端末を利用できる補助制度が作られました。国の全額負担でオンライン教育の環境が整うチャンスにもかかわらず、杉並区ではこの補助を受けることが難しいと教育委員会から聞いたことがきっかけです。子ども達の未来のために、全力投球で臨みました。

松本：「公立学校情報機器整備費補助金」の実施要綱のうち、杉並区が該当しない要件は。それは現時点でも必須のものとされているか。

教育次長：一人一台のタブレット端末配備計画があることが前提で、区の計画では要件を満たさない状況だった。5月20日付の文科省通知で、簡易な計画による申請も可能となった。

松本：今年度の補助を見送った場合、別の補助はあるのか。補助を使わない場合どのように整備するのか。

教育次長：現時点では別の補助は示されていない。今回の補助が活用できない場合、公費*1による配備を目指す。

松本：子ども達の学びの保障のために、補助を活用し、一人一台端末整備を早急に行うことを提案するが、区教委の見解は。

教育次長：現総合計画では、将来的な一人一台専用端末の配備を目指すこととしている。国のGIGAスクール構想の加速化の動きを捉え、可能性について検討する。

*1 公費：国家または公共団体の費用。この場面では杉並区の財源を利用するという意味

別表2

GIGAスクール構想の実現に向けた計画等確認書

基礎を置する項目と内容

項目	確認内容	チェック欄	該当なし
ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画	・1人1台端末などによるICTを十分に活用する計画となっているか。	□	−
	・ICTの活用状況を定期的に把握し、その結果を踏まえてフォローアップを行う計画となっているか。	□	−
	・臨時休校の検討や備え方策等（授業の基本モ）への対応に行う計画となっているか。	□	−
通信ネットワーク増強整備計画	・1人1台端末環境で支障なくICTを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境が整備されている又は整備する計画となっているか。	□	−
	・インターネット接続については、同時利用率を考慮して1台あたり1Mbps程度の通信速度を確保する、または確保する計画となっているか。	□	−
	・LTE等の高額サービスの活用を予定する場合には、活用内容の妥当について記載されているか。	□	□
学習者用コンピュータ整備計画	・基本的申請基本指針（別添参照）による要求水準に基づいて、最低限の整備台数となっているか。	□	−
	・地方財政措置単金分（3人に1台）について、2022年度までに最多年の一般財源で整備する計画となっているか。	□	−
広域・大規模での共同調達実施計画	・域内の共同調達を行う場合には、共同調達の実施計画について記載が記載されているか。	□	□
計画の取組い等に対する環境	・計画について、高台教育委員会や教育委員会全体等に諮っている又は図る予定があるか。	□	−
	・計画について、各自体のホームページ等により公表することが予定されているか。	□	−

※ 交付申請の提出にあたっては、各項目の該当するチェック欄に必ず記入すること
■ 本計画は原則的に共同で作成すること（都道府県と市区町村については、都道府県単位で作成）

上の記載について相違ない。

令和　年　月　日

地方公共団体の名称及び代表団体の長の職名及び氏名　印

▲ 簡易な計画による申請

この質問の後、Microsoft Teamsを活用した「オンラインホームルーム」を実施するための諮問が、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に対して行われました。オンライン教育の仕組みとセキュリティのルールは準備が整いました。あとは一人一台端末が整備できれば、オンライン教育が実施可能になり、第二波などで再び休校になっても、子ども達の学びの保障が実現できます！

〈 杉並区議会レポート 中面に続きます

※年齢・性別や障がいに関係なく、あらゆる人が読みやすいように設計されたUDフォントを使用しています

Topic

感染症にしなやかに立ち向かえるか、杉並区のオンライン化

「密閉」「密集」「密接」を避ける「新しい生活様式」は、一過性のものではなく、我々の暮らしに定着させていく必要があるコンセプトになっています。これに素早く対応しているのが、オンラインの業務への活用が進んでいる民間企業であり、杉並区もオンラインの活用を進めるべきという思いで質問しました。

松本：自宅待機中に自宅から区の業務システムやメールは利用可能となっていたか、学校の校務システムやメールは利用可能となっていたか。

情報・行革担当部長：職員の自宅から区のシステムにアクセスに所掌業務を行うことは、業務上想定していなかったため、メールの利用も含めシステムの遠隔操作はできない。

教育次長：教員は自宅にある個人のPCからデータセンターに接続することで、教員同士のメールも含め、学校内と同じ作業が自宅で行える。

松本：審議会等区民と合同の会議体や、区民と対面で行う相談業務でオンライン会議システムを利用することについて、区の見解は。

情報・行革担当部長：個人情報の取扱いや情報セキュリティの確保が重要な課題である一方、新型コロナウイルス感染対策において、人との接触を避ける観点等から、オンライン会議システムには有効な一面がある。効果的・効率的な行政運営や行政サービスの向上という件から研究していく。

松本：民間企業で「はんこ廃止」の取組が出てきているが、区の文書管理システムでは、区施設内外から電子承認が可能となっているか、電子承認が捺印作業を完全に代替しているか。

総務部長：文書管理システムは区の施設内部のみで利用可能。図面や紙の申請書を添付する文書など、電子化に適さないものは印鑑の押印による紙決裁だが、6割以上の文書は電子決裁されている。

松本：臨時休園期間中に、ある私立保育園が実施したオンライン保育の取組が好評を博している。区内の保育所にオンライン保育の取組を促すべきと考えるが、区の見解は。（右下へ続く）



▶パネルを提示している様子

子ども家庭部長：今後、臨時休園期間中の各園における家庭支援の取組について情報共有を図る中で、この取組についても一つの参考事例として紹介していく。

Topic

総務財政委員会（6月10日）

議案第62号　負担付き譲与の受領について

松本：都営浜田山四丁目アパートを受領するにあたり、20年間区営住宅として使用する約束になっているが、20年間の用途指定となっているのはなぜか。

住宅課長：東京都が示す移管実施要綱では、低廉所得者の住居を確保する機能については維持すべきと設定されている。

松本：20年の間に、修繕などの費用発生が考えられるが、使用料等の収入と維持管理経費等の支出のバランスをどのように見通しているか。また同アパートの価値をどのように見込んでいるか。

住宅課長：20年間の収入、支出は同規模程度と見込んでいる。価値について、建物は譲与を受けてみないとわからないが、土地は路線価から概算すると約18億円。

松本：区営住宅について、家具の転倒防止対策を行いたいが、原状回復のコストを懸念して転倒防止対策ができないという声を伺っている。転倒防止対策については原状回復義務を免除すべきではないか。

住宅課長：通常の転倒防止対策によってできた多少の傷や穴などについては、クロスの貼り替えや埋め戻しなど通常損耗の範囲として運用し、使用者に請求しないことが実態としてある。

松本：そのことを文書に明記し、使用者に周知することを要望する。

議案第63号　令和2年度杉並区一般会計補正予算（第4号）

松本：（仮称）荻外荘公園用地取得に向けた経費が計上されているが、既に供用されている公園用地とは道向かいの用地となっている。どのように利用する計画か。

荻外荘担当副参事：実現可能かは今後設計を詰めて明らかになるが、三庭園（大田黒公園、角川庭園、荻外荘公園）を巡る際の休憩所としての利用を念頭に置いている。

松本：本補正が成立すると、財源保留額が3億円を下回る。今後も機動的に財政出動を行うためには、令和元年度の決算剰余金を活用する必要があるが、現時点でどの程度見込めているか。（左上へ続く）

Topic 発災時の対応、特別定額給付金、ごみの増加、保育など

松本：発災時、区の避難所・震災救援所は、「3密」環境下での受入となるのか。現場でどこまで「3密」回避の対応が可能と考えているか。

危機管理室長：水害の際は、昨年の台風19号の時の状況となっても「3密」状態とならないよう、対策を進めている。震災の際は想定される避難者数が極めて多く、「3密」状態が危惧されるため、都立高校等にさらに広いスペースを提供してもらえるよう、都と協議を進めている。

松本：新型コロナウイルス感染症の影響で、工期を延長せざるを得ない工事現場が出てきているようだが、今年度荻窪で進行している5事業の進捗状況を確認する。

土木担当部長：5事業とも概ね予定通りに進んでいる。（図1参照）

松本：特別定額給付金の支給に際し、DV避難者への対応を行ったが、避難者の申出状況は。

区民生活部長：杉並区給付分で36件62人、他自治体給付分35件73人（5月21日時点）。

松本：テイクアウトの市場拡大等により、ごみ収集量が増えているのではないか。

環境部長：4月1週目から5月3週目までの期間で、可燃ごみは約13％、不燃ごみ、プラスチック製容器包装はそれぞれ約15％増えている。

松本：保育施設等の対応のうち、登園自粛と原則臨時休園それぞれの要請内容と、期間中の登園割合、保育料の取扱いを確認する。

（右下へ続く）

▶図1

事業	進捗状況
(仮称)荻窪五丁目公園の整備事業	設計作業が進行中、8月開園予定
特別区道第2096-1号線の無電柱化整備事業	地下埋設物の調査、電線共同溝の設計を実施
荻窪地下道の補修工事	積算が完了、発注に向けた手続き段階
荻窪道しるべプランにおける案内サインの設置	他事例や手法などの情報収集
中央図書館の改修事業	6月の竣工に向け、内装の仕上げ等を行っている

子ども家庭部長：図2の通り。

松本：保育の利用調整指数について、保護者の学び直しという機会の平等を、保育制度上で担保すべく改善を求めるがいかがか。

子ども家庭部長：4月に3年連続で待機児童ゼロを達成するなど、入所状況が改善されつつあるので、議員ご指摘の点も含め、今後の利用調整指数のあり方について検討し、秋までに公表する。

	要請内容	登園児の割合	保育料の取扱い
登園自粛	自宅保育が可能な保護者に対し園児の登園を控えるよう**お願い**	約8割	利用日数に応じて減額または免除
原則臨時休園	特に保育が必要な方のみの限定利用とする	約1割	

▲図2



レポートにはがきをつけて、皆様の声を伺う取組を Vol.3から継続しています。これは日本維新の会副代表の吉村洋文副代表が大阪市会議員の頃に行われていたもので、吉村さん本人からアドバイスをいただき真似て行っているものです。はがきの重さを郵便局所定の2グラムにするため、レポートは厚紙を使っています。

キリトリ

ご意見、ご要望などをお聞かせください。

■ご住所：杉並区

■お名前：

■電話番号：

■生年月日：

キリトリ

最新情報はSNSで発信し続けています。フォローいただけますと幸いです。

行政に関するお困りごとを、一緒に解決していければと思います。ぜひ松本みつひろにお声がけください。

松本みつひろ事務所　〒167-0051 杉並区荻窪4-21-8-301
matsumoto@suginami-kugikai.jp / 080-4327-7767

財政課長：現在決算審議に向けて精査しているところである。昨年度未緊急に支出した事業もあったため、あくまで参考としてだが、平成30年度が実質51億円で、これが一つの指標となる。

議案第83号　令和2年度杉並区一般会計補正予算（第5号）

（6月16日）

松本：「新しい芸術鑑賞様式の支援」について、三密対策としてオンラインで芸術を披露するといった場合は対象になるのか。

文化・交流課長：区内の施設からオンラインを使って発信した場合は対象になる。

松本：区内の自宅から広く公衆一般に向けオンラインで発信した場合は「施設」としてみなすのか。

区長：そういう議論になると趣旨とずれる。空間をみんなで共有していることは芸術において非常に重要なファクターで、空間を共有できているからこそ伝わる表現がある。これがコロナ禍で封じられ、表現者が表現する場がなくなっていた。感染症対策の元、空間を取り戻していくが、前と全く同じにはできない。オンラインは新たなカルチャーだが、本来それはそれで、今回それは趣旨ではない。今までやっていた人たちが再開できるように、我々として後押ししようと思って提案した。

松本：理解できるがそれは「ちょっと新しい芸術鑑賞様式」程度のものではないか。腐したいわけではなく、「新しい芸術鑑賞様式の支援」という補助事業があると知った表現者が、自分も利用できるのではないかと期待し、結局利用できないといった、上げて落とすようなことを区民にしないでいただきたい、そのことを要望するがいかがか。（右下へ続く）

声の区議会レポート

視覚障がい者の方からご要望をいただき、YouTubeに音声を掲載しました。スマートフォンのカメラ機能等でQRコードを読み込み、聞いていただけますと幸いです。

杉並区議会で発行している「区議会だより」も、「声の区議会だより」を発行しています。

YouTube

声の区議会だより

オンライン区政報告会

8月8日（土）10時から、10名程度の規模でオンライン区政報告会を開催します。ご自宅などから参加いただけます（参加無料）。ご参加希望の方は、Google Formに必要事項をご記載下さい。参加URLをご指定のメールアドレスにお送り致します。

＊Google Meetを使用します。Zoom等と同じく、特別な設定をせず、お送りしたURLをクリックするだけで参加できます。

＊開始時の自己紹介場面と、質問をいただく場面でカメラをオンにしていただける方を対象とさせていただきます。

文化・交流課長：直接的に生で聴く良さがある。利用料金を明示して開場する施設を対象とする方針。

Topic

文化芸術・スポーツに関する特別委員会

今後の区が行うスポーツ事業の取組について

松本：杉並区中学校対抗駅伝大会について、杉並区内の公立・私立中学校の生徒が対象であれば、開催の可否決定が7月末というのは早すぎる。開催に向け大人がぎりぎりまで汗をかくべきでは。

スポーツ振興課長：「東京駅伝」の判断時期が7月末とされており、また2学期の指導計画が出てくる時期であることから、7月末としたが、状況を見ながらぎりぎりまで実施に向け努力する。

◀委員会変更のお知らせ

	5月31日まで	6月1日から
常任委員会	保健福祉委員会	総務財政委員会
所管事項	高齢者、障害者、児童の福祉に関すること 青少年の健全育成に関すること 国民健康保険、国民年金、介護保険に関すること 健康増進に関すること	区政の総合的な計画や調整に関すること 予算やその他の財政に関すること 財産の取得や建設工事などの契約に関すること 危機管理及び防災に関すること
特別委員会	災害対策・防犯等特別委員会	文化芸術・スポーツに関する特別委員会
設置目的	災害対策・防犯等に関する調査	文化芸術及びスポーツに関する調査 東京オリンピック・パラリンピック及びその開催に向けたにぎわい創出に関する調査

ご意見・ご要望ハガキ

キリトリ線に沿って切り抜き、ご投函ください。

キリトリ

郵便はがき

料金受取人払郵便

荻窪局承認 2187

差出有効期間 令和4年1月4日まで

（切手不要）

1678790

杉並区荻窪 4-21-8-301

松本みつひろ事務所 行

キリトリ

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8月分	No. 5

領収書等貼付欄
詳細別紙
備考 区議会レポートVol.5 印刷費 折込・ポスティング・郵送用 合計4万部 95.3%計上

領収書

2020年06月23日

松本光博　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田35
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード　　納品場所　ご指定場所

御請求金額　61,080円（税込）　　納品期日　7営業日

ご注文番号	内　容	数量	単 価	金 額
PAC23343211	品名：区議会レポートVol.5折込 B3 / 両面4色 / コート135 / 10,000部 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	61,080	61,080
合　計				61,080

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2020年06月24日

松本光博　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒817-0003
京都府向日市森本町野田3
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード　　納品場所　ご指定場所

御請求金額　128,880円（税込）　　納品期日　7営業日

ご注文番号	内　容	数量	単 価	金 額
PAC2334552	品名：区議会レポートVol.5ポス2万部 B3 / 両面4色 / コート135 / 10,000部×2種類 / 加工1：十字折り 加工2：	1	128,880	128,880
合　計				128,880

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2020年06月24日

松本光博　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード　　納品場所　ご指定場所

御請求金額　65,640円（税込）　　納品期日　7営業日

ご注文番号	内　容	数量	単 価	金 額
PAC2335295	品名：区議会レポートVol.5ポス部1万部 B3 / 両面4色 / コート135 / 10,000部×1種類 / 加工1：十字折り 加工2：	1	64,440	64,440
	発送諸費用			1,200
合　計				65,640

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9月分	No. 8

領収書等貼付欄

領　収　証

杉並区議会議員 杉山みつる 様

No.

★

¥161,863－

但 ポスティング代として

2020 年 9 月 13 日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手
手形
¥161,863－
消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目8-61
TEL03-5332-9421 FAX03-5330-67
株式会社ケイ・アンド・パートナーズ
代表取締役 金 汶湜

備考

区議会レポートVol.5

折込(7/6：10,000部) ポスティング(7/6～8/25：24,741部)、郵送等5,259部

95.3%を計上

杉並区議会議員

松本みつひろ

Vol.06

令和二年第三回定例会議

杉並区議会レポート

添付資料(40)

一般質問

「東京が大阪に学ぶ日が来る」のか ～東京の都区制度について～

出生率を0.62高める!? 男性育休と「選択する未来2.0」

今後のPCR検査拡充に関する施策について



委員会質疑

▼決算特別委員会 他



Topic

「東京が大阪に学ぶ日が来る」のか ～東京の都区制度について～

11月1日に「大阪都構想」の住民投票が行われることになりました。二重行政の弊害（府市あわせ）を打破するために、大阪市を4つの特別区に再編するという行政組織の改革です。統治機構の改革によって都市の成長を目指すチャレンジに大いに注目しています。東京の都区制度の問題点を指摘しながら、区のスタンスを確認しました。

松本：東京都が担っている事業のうち、特別区*1が行うことで区民福祉が向上すると考える具体的な事業は。

政策経営部長：特別区として、都市計画決定に関する事務の一部や、公共下水道の設置・管理事務等も（特別区への）移管対象に含めるべきと主張してきたが、これらは引き続き都区間での検討を行うべき項目と整理され、それ以降具体的な協議は再開されていない。

松本：他区*2で今年度、区設置の児童相談所が開設されたが、交付金の配分に適切な設定がなされたか、見解を伺う。

子ども家庭部長：特例的な対応として特別区の配分割合が0.1%増加し、55.1%となった。この結果は、規模も考え方も区の主張とは乖離（かいり）があるが、令和4年度に配分割合のあり方について改めて協議する。

松本：区立公園の「流れ」について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から利用を注視しているが、都立善福寺公園の遅野井川親水施設では水遊びができた。それぞれの施設で異なる判断に至った経緯を確認する。

土木担当部長：「流れ」は人気の施設であり密になりやすく、利用者の把握ができないので、今年の利用は中止した。遅野井川親水施設は、水の中に入って遊ぶ施設とは性質が異なり、いわゆる川として水に親しめる施設（なので開放した）。

松本：遅野井川親水施設では、「流れ」と同じように、多くの子どもが水の中に入って遊んでいた。水の中に入って遊んでいいのか、よくなかったのか。

土木担当部長：下流側は子ども達が水に入って遊べる区域として設定している。





*1東京23区のこと。「東京都」と対比するための表現
*2世田谷区、江戸川区、荒川区

杉並区議会レポート 中面に続きます

※年齢・性別や障がいに関係なく、あらゆる人が読みやすいように設計されたUDフォントを使用しています

Topic

一般質問

今後のPCR検査拡充に関する施策について

新型コロナウイルス感染症だけでなく、冬には季節性インフルエンザの流行も懸念されることから、PCR検査を拡充する施策を区は続々と打ち出しています。その中で、狭窄にある杉並保健所でPCRパスの駐車場工事が行われ、近隣住民から不安の声を伺いました。また隣接の世田谷区では「世田谷モデル」と称される施策を実施することとなり、大きな話題になっていました。

松本：PCR検査パスが納品されたのち、地域に対するバス見学会を開催し、不安の払拭に努めてはどうか。

保健所長：住民の方にPCR検査実施への理解を深めていただく良い機会となることから、実施に先立ち、検査実施予定地において開催していく*4。

松本：杉並区で「誰でも、いつでも、何度でも」PCR検査を受けられる、いわゆる「世田谷モデル」のような社会的検査の大幅な拡充を検討する考えがあるか。

保健福祉部長：PCR検査は検査時点での状況を示すに過ぎず、意味ある検査にするためには数日に一回程度の検査が必要となる。誰でもいつでも検査した場合、効率性が低い上に、財政負担が大きく、何よりも現行の検査体制を圧迫し、本当に検査が必要とされる方への迅速な検査が滞る可能性が高くなる。

松本：医療的な検査ではなく、安心感を得るための社会的な検査の拡充を「今」検討しているか。

保健福祉部長：現在の状況では、そうしたものを考えていない。

*4 PCRパスが停車する区内4施設で9月29日・30日に実施されました

Topic

総務財政委員会（9月25日）

議案第88号　区立学校児童・生徒用タブレットPCの買入れについて

一人一台タブレットPC導入決定！杉並の教育環境はどう変わるのか

5月の一般質問で、杉並区も一人一台端末を整備すべきと主張し、その後7月の臨時議会に上程された補正予算において、「公立学校情報機器整備費補助金」を活用した全額国費による一人一台端末整備が可決されました。年内には子ども達の手元に届き始めます。手に入れたタブレットPCが子どもの学びに大いに活用されるべく、今後もこのテーマには継続的に取り組んでいきます。



▲Dynabook社のK50

松本：児童・生徒用として19，000台購入することになったPCはどのような機種か。（右下へ続く）

庶務課長：一般競争入札の結果、Dynabook社のK50という端末を選定した。2in1で10．1型タッチパネル機能付き、64GBフラッシュメモリ、イン&アウトカメラ、バッテリー駆動時間15時間以上、アクティブ静電ペン付き。

松本：カメラ付きということだが、ログイン時の生体認証は可能か。また自宅に無線環境がない児童向けにLTE端末も調達するか。

庶務課長：生体認証は導入せず（この機種ではできない）、IDとPWによる管理と情報モラル教育の徹底でセキュリティを担保する。LTEに対応するSIMカードスロットが本体に内蔵されている。

松本：欠席時の学校への連絡方法について、メール等インターネットを利用した連絡方法は認められていくか。一人一台タブレットPC導入のタイミングで、保護者用アカウントを教委が発行し、学校やPTAとの連絡に利用可能としてはどうか。

教育政策担当部長：多くの学校では連絡帳等の活用を基本としているが、コロナ禍では電話連絡も行っている。欠席の際の連絡方法や保護者用アカウントの発行については、今後検討する。



議案第89号　令和2年度杉並区一般会計補正予算（第7号）

多胎児家庭支援事業

松本：移動経費補助をどのように行うか確認する。*5

地域子育て支援担当課長：保健師等との面談の後、申請に基づいてタクシー共通乗車券の活用を想定している。

松本：面談は、担当保健師から対象世帯に面談の申し入れがあるのか、対象世帯から保健センター等にアプローチする形になるのか。

地域子育て支援担当課長：すこやか赤ちゃん訪問や乳幼児健診、多胎児家庭等の交流会等の機会を活用し面接ができるよう、担当する保健師等からも連絡させていただきたいと考えている。

松本：多胎児家庭支援サポーター事業について、利用者の自己負担額と精算方式をどのようにするか。

地域子育て支援担当課長：自己負担額は1時間500円として、直接事業者に支払う想定。子育て応援券も利用できるようにしたい。（左上へ続く）

*5 先行して導入されている自治体で、領収書を保管し年度末に精算という仕組みを採用しているところがあり、混沌とした子育てを行う中で事務負担が過大ではないかという問題意識によるもの

情報システム維持管理

松本：杉並区職員のテレワーク実施にあたりシステム構築を行うにあたり、VDI、RDS、VPNなどがあると思うが、どの方式を採用するか。セキュリティ面の対策は。

情報システム担当課長：リモートデスクトップ方式（RDS）を検討中。テレワーク用の専用端末から接続し、端末へのデータ保存を禁止、印刷不可設定、回線も閉域の専用回線を利用する。

保育相談・利用調整事務

松本：AIによる保育所入所選考を行う施策について、予算が成立した場合はさっそく今年度の二次調整から活用するということだが、二次調整だけでの利用でどの程度時間が削減できるのか。

保育課長：70時間の削減を想定している。

一次調整も含めると、AIシステム導入で600時間もの削減になるようです！

Topic

決算特別委員会

松本：妊産褥婦と新生児専用の避難スペースを液体ミルクの備蓄場所に確保し、その専用避難スペースに妊産褥婦・新生児に他の必要な資材や看護師・助産師などの協力を集約してはどうか。

防災課長：昨年度より震災救援所運営連絡会や災害時用配慮者対策連絡協議会で妊産婦・乳幼児の避難場所をテーマに掲げ意見をいただきながら検討に着手している。ご指摘の点も参考に、保健福祉部門と検討を進めていく。

松本：東京都特定不妊治療費助成の所得要件に世帯「所得」という文言があるが、世帯年収と世帯所得の違いは。世帯所得の905万円は世帯年収でどのくらいと考えられるのか。（右下へ続く）

声の区議会レポート

視覚障がい者の方からご要望をいただき、YouTubeに音声を掲載しました。スマートフォンのカメラ機能等でQRコードを読み込み、聞いていただけますと幸いです。杉並区議会で発行している「区議会だより」も、「声の区議会だより」を発行しています。

本レポートの朗読

声の区議会だより

オンライン区政報告会

8月29日、オンライン区政報告会を開催しました。少人数でじっくり議論できました。私があまり知識のない分野について、現場の実態などを具体的に教えていただき、本当に勉強になりました。今後の議会活動に生かしてまいります。次回からは「オンラインタウンミーティング」と名前を改め、今後も継続的に開催していく予定です。TwitterやFacebookで開催のお知らせをいたしますので、ぜひご参加ください！



健康推進課長：年収は給料の合計で、所得は各種の控除額を除いたもの。世帯の状況によっても異なるが、夫が会社員で妻が専業主婦の場合であれば、112万5万円。

松本：杉並保健所で平日日中に行っている不妊専門相談の利用が低調ということだが、民間事業者が専門家にLINEで相談できるサービスを作り、横須賀市がこれを採用して妊活LINEサポート事業を行っている。区もこれを活用し、悩まれている区民がいつでも相談できる環境を整えてはいかがか。

健康推進課長：不妊は夫婦・パートナーが一緒に取り組むのが望ましいと考える。また、コロナ禍を考えると、直接対面での相談よりも、スマホ等を活用したリモートの相談は有効。費用や個人情報の問題などに対策をしつつ、横須賀市の事例を参考に慎重に検討していきたい。

松本：荻窪駅周辺への取組の中にあるクールスポット整備、荻窪駅北口広場のベンチのところに設置されているが、バス利用客などの動線上にマイクロミスト噴霧装置を設置した方が、多くの区民が涼しさの恩恵にあずかることができたのでは。この位置に設置した理由を確認します。

拠点整備担当課長：待ち合わせの来街者や広場で休憩している人をターゲットに設置した。また、鉄道通過の時の風を利用して、広場内に有効に冷却効果を行き渡らせる効果を期待した。定点観測の結果として、ベンチ付近はバス停付近より2度低くなっていた。

＊総務財政委員会は10月12日にも追加で開催され、高齢者インフルエンザ予防接種の無償化対応について、杉並区立休日急病診療所におけるPCR検査パスの活用についてを審議しました。

ご意見・ご要望ハガキ

キリトリ線に沿って切り抜き、ご投函ください。

キリトリ

郵便はがき

料金受取人払郵便

荻窪局承認 2187

差出有効期間 令和4年1月4日まで

（切手不要）

1678790

杉並区荻窪 4-21-8-301

松本みつひろ事務所 行

キリトリ

Topic 出生率を0.62高める!? 男性育休と「選択する未来2.0」

「不妊治療の無償化」を最大の取組テーマに掲げ、少子化に歯止めをかけたいと議会に飛び込み1年半が経とうとしています。内閣府の経済財政諮問会議がまとめた「選択する未来2.0」という提言の中に、労働時間を週7時間削減し、性別役割分担意識が改革されると、出生率が大きく改善するという試算が示され、その手段として男性の「育児休業の取得の義務化」が掲げられていました。私自身は子どもが生まれた直後に会社を辞め選挙準備に入ったため、育休こそ取得していませんが、子育てにはじっくり取り組むことができました。最初に子育ての基礎的なスキルを身に着けることができたことで、性別役割分担意識に依らず夫婦で協力して育児ができていると思っています。今後父になる人たち、子育てをする人たちと育つ子どもたちの未来のためにという思いで質問しました。

松本：杉並区の男性職員が、育休制度の対象でありながら育児休業を取得しなかった理由について、「9つの要因*2」のどれに当てはまる方が多いか。

総務部長：アンケートなど客観的なデータがなく、あくまでの複数の若手職員の声を踏まえた推測だが、「あえて申請しない」「仕事の属人化」が多いと考えている。

松本：杉並区役所の取組が他の事業者に良い影響を与えることを目的に、今後アンケートを実施してはいかがか。

総務部長：今年度「杉並区子育て支援・女性活躍推進計画」の改訂を行い、男性職員が育児休業をより申請しやすくなる仕組みづくりを行う。その礎として、ご指摘のアンケート実施を検討する。

松本：「杉並区子育て優良事業者表彰制度」の目的を確認する。また今年度は実施しないのか。

子ども家庭部長：子育て支援に積極的に取り組み、その成果をあげている区内事業者を表彰することで、子育て支援への取組を促進することを目的に実施している。各事業者が受賞事業者の優れた取り組みを参考に雇用環境を整備し、これを踏まえた行動計画を策定する期間を確保できるよう、隔年度実施に改めたので、今年度は実施しない（令和3年度に実施する）。

松本：第二子以降の育児にあたり、夫婦ともに育休を取得すると、申込み時の入所要件を満たさなくなることから、保育所等を利用している兄・姉が退所となるが、男性が育休を取得した場合、兄・姉が退所とならないよう配慮しているか。（右下へ続く）

子ども家庭部長：第二子以降の育児にあたり、両親ともに育休を取得した場合、既に預けている児童は退所となるが、母親は産後8週間にわたり産後休暇を取得することができる。この期間に父親が育休を取得した場合は、退所とはならない。



*3 9つの要因：株式会社ワーク・ライフバランスが定義したもので、「深い理由はないが、あえて申請しない」「前例がなく、取りたいが周囲の目が気になる」「タイミングを逸した」「収入減・マイナス評価の懸念」「妻の反対」「上司の理解がない」「上司の上司が後ろ向き」「人手不足や仕事の属人化」「夫自身の価値観」とされている。



レポートにはがきをつけて、皆様の声を伺う取組をVol.3から継続しています。これは日本維新の会副代表の吉村洋文副代表が大阪市会議員の頃に行われていたもので、吉村さん本人からアドバイスをいただき真似て行っているものです。決算特別委員会の「妊産婦と新生児専用の避難スペース」は、このはがきでご提案をいただき、議会での質問（提案）に繋がりました。

キリトリ

ご意見、ご要望などをお聞かせください。

■ ご住所：杉並区

■ お名前：

■ 電話番号：

■ 生年月日：

1983(昭和58)年9月1日生まれ。大学卒業後リクルートに入社、「SUUMO」で9年間などITの営業部門を歴任。2009年に杉並区荻窪に転入、2011年に転勤で仙台へ。その後札幌での勤務も経験し、2015年に荻窪に戻る。地域では荻窪南防団第5分団に所属し、荻窪南口大通り購交商店会で副会長を務める。日本維新の会所属、東京維新の会代表補佐（広報・情報担当）。現在杉並区議会議員1期目。自民・無所属・維新クラブ所属。保健福祉委員会、議務財政委員会（現職）、災害対策・防犯等特別委員会、文化・スポーツに関する特別委員会（現職）。
2018年生まれの双子男児と妻との4人暮らし。

行政に関するお困りごとを、一緒に解決していければと思います。
ぜひ松本みつひろにお声がけください。

松本みつひろ事務所　〒167-0051 杉並区荻窪4-21-8-301
matsumoto@suginami-kugikai.jp / 080-4327-7767

杉並区議会議員

松本みつひろ

Vol.07

令和二年第四回定例会議

杉並区議会レポート

添付資料④

一般質問

- 住居表示について
- 杉並区の人口減少と定住支援施策について
- 区立児童相談所の設置について

委員会質疑

- 総務財政委員会 他





Topic 住居表示について

私が暮らしている荻窪5丁目には、集合住宅が近接して多数存在しています。私と同じ住居表示を持つ家が他にもあり、別の家に注文の品を間違えて届けそうになった、ということをある業者さんから言われました。架空の住居表示ですが、荻窪5丁目40番30号のマンションが3棟あり、210号室が2部屋存在する、ということが起きています。ネット通販などの利用が拡大されている今の時代に合ったルールになっているか確認しました。

松本：同一の住居表示が付定されている集合住宅は区内に何棟あるか。

区民生活部長：約8,700棟ある。

松本：同一の住居表示を見分ける目的で、申し出により枝番号が付定されている建物は何棟あるか。インターネットで枝番号が入った住所を入力した場合、正確に位置が特定できるか。

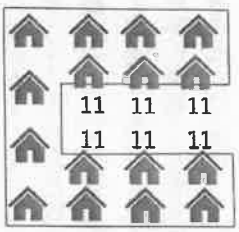
区民生活部長：815棟ある。検索した場合、検索エンジンの違いから特定できるケースと特定できないケースがあることを承知している。

松本：現状のルールで同一となる住居表示が既に存在する場合や、建物所有者の希望によって、街区の未利用住居番号を付定できるよう改正を求めるが区の見解は。

区民生活部長：飛び番号が生じたり、住居番号が整然と並ばなかったりすることに伴う混乱を招く恐れがあるため、現行通り申出に基づき枝番号を付定することが適当である。

現状のルール

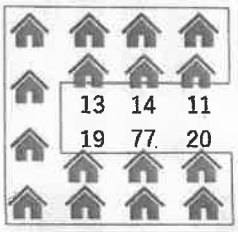
荻窪5丁目40番〇〇号



街区(40番)の東南角から順に、15メートル間隔で付番
→通路が主要な動線の建物は同じ番号が付与される

提案したルール

荻窪5丁目40番〇〇号



整然と並ぶことよりも、インターネット検索で建物が特定できることを重視



〈 杉並区議会レポート 中面に続きます

※年齢・性別や障がいに関係なく、あらゆる人が読みやすいように設計されたUDフォントを使用しています

Topic

一般質問

区立児童相談所（児相）の設置について

平成28年の児童福祉法改正により、東京都が設置している児童相談所を東京23区が設置できることとなり、令和2年度に3区（世田谷、荒川、江戸川）が開設しました。杉並区も区立児童相談所の開設を表明し、準備を進めています。悲惨な児童虐待事件は後を絶たず、児相の移管をきっかけに虐待の未然防止や早期発見につながる改革を進める必要があります。一方で、不当な一時保護によって、生後2ヶ月から1年3ヶ月の愛着形成期を親子分離で過ごしてしまった事件が起きてしまいました。区児相の設置スケジュールとしては時期尚早でありながら、このことについてもたってもいられず、区児相のあり方を問いました。

松本：区児相を設置し、これまで東京都杉並児童相談所が担ってきた、一時保護をはじめとする法的権限による介入を移管することのメリットは。

子ども家庭部長：区が一時保護をはじめとする法的権限を持つことにより、都区間での調整がなくなることから、これまで以上に迅速に対応できるようになり、虐待が深刻化・重篤化する前の早期の段階で一時保護を図ることが可能となる。また児童相談所、一時保護所職員が区の職員となり、子ども家庭支援センター（子家セン）との連携が緊密となることで、在宅生活を見守る上で必要なサービスの選択が速やかにできるようになり、適切な時期での家庭復帰につなげやすくなる。

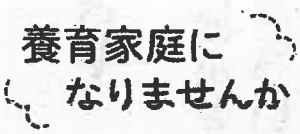


松本：一時保護の委託先である里親を増やすための取組は。

子ども家庭部長：広報すぎなみや区公式ホームページにおいて、里親制度の周知を実施しているほか、より多くの方に里親制度を知っていただくために、里親経験者による養育家庭体験発表会を、都児相と共同で開催している。

松本：区児相設置までに必要な児童福祉士*3を確保することは可能と捉えているか、児童福祉士1名あたり40ケース相当の業務量は実現されることになるか。

子ども家庭部長：人材の確保について、今後児相等での経験を求める採用試験の活用についても検討する必要がある。（右下へ続く）



――問い合わせは、杉並子ども家庭支援センター☎5929-1902へ。

養育家庭（里親）制度は、さまざまな事情で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを一定期間家庭に迎え、一緒に生活して養育する制度です。

親の入院などで短期間の預かりが必要な場合もあります。幼稚園・保育園・学校に通い続けるためには、学区内の養育家庭でお預かりいただけることが理想です。全小学校区に養育家庭の登録ができるよう、ご協力をお願いします。

Topic

総務財政委員会（11月27日）

議案第93号　杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

コンビニの多機能端末による証明書交付サービスで、戸籍証明書と戸籍の附票の写しを新たに取得できるようにするための条例改正

松本：利便性が向上すると思われるが、行政事務の効率化の観点、また感染症対策の面で今回の施策をどのように評価しているか。

区民課長：コンビニの多機能端末で職員の手を介さずに発行できるのは行政事務の効率化に繋がる。転出入やマイナンバーカード申請等で混雑している窓口を経由することがなく、窓口の混雑緩和は3密の回避にもなり、感染症対策にも意味がある。

松本：先の決算特別委員会では、渋谷区のＬＩＮＥでの申請と郵送による住民票の写しの交付を紹介した。今後も証明書交付に限らずＩＣＴを活用し、区民サービスの利便性向上になお一層意を用いていただきたい。（左上へ続く）

担当ケース数については、児童相談所における重篤化する前の早期対応と、子家センや保健センターによる虐待の未然防止の対応などの取組をそれぞれ充実させることにより、虐待対応ケースを減らすことで対応可能な業務量になると考える。

松本：兵庫県で親の虐待を疑い、子どもを一時保護した事案が不当として市長が謝罪したケースがあった。区児相の設置にあたっては頻回に審議できる少数かつ精鋭の審議会を同時に設置すべきと考えるが見解は。

子ども家庭部長：このようなケースの審議は頻回に行われる必要があることを踏まえ、児童福祉審議会の組織のあり方を十分検討していく。

松本：区児相の設置に向けた所管の意気込みは。

子ども家庭部長：子ども家庭支援センターと児童相談所が二元的に対応できる体制を構築し、子どもの命を守るために必要な児童虐待対策の実現に向け取り組んでいく。



▲子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを着用して質問しました

*3政府の児童虐待防止対策に関係府省庁連絡会議が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、2022年度には児童福祉士の配置について、人口3万人あたり1名とし、児童福祉士一人あたりの業務量を40ケース相当とする、としている。杉並区の人口は57万人余で、杉並区では20名の児童福祉士が必要となる

*一般質問では、その他に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等に対する区の対応について」の質問も行いました。

議案第97号　令和2年度杉並区一般会計補正予算（第9号）

松本：上井草北自転車駐車場の区有地に今後認可保育施設の設置を予定しているということだが、上井草地区の認可保育所の整備状況、保育需要と保育施設の供給は現状どのような状態か。

保育施設担当課長：当該地区は認可保育所が6ヶ所、認証が2ヶ所、定員は544名。1、2歳で定員を上回る需要が予測されており、昨年も入所調整に苦慮した地域。

松本：古紙・びん、缶回収で3300万円余、プラスチック製容器包装回収で2100万円余となっているが、それぞれどの程度回収量が増えているのか。

ごみ減量対策課長：4月はそれぞれ3割程度増えていたが、4月から10月までの平均では1～2割増、次第に増加は落ち着いてきている。



杉並区が待機児童0を維持するために、地域ごとの需要の把握が重要

Topic

総務財政委員会（12月9日）

議案第106号　令和2年度杉並区一般会計補正予算（第10号）

松本：先に保健福祉委員会で質疑があったが、感染者の症状別内訳や病床使用率などの点について情報公開を拡充することは重要であり、重ねて要望する。また区内感染情報をインターネットから取得することが難しい方向けに、広報すぎなみ等をさらに活用することも求める。

松本：アメリカの製薬会社が開発しているワクチンは、マイナス70度前後で保管する必要があるということだが、区では保管可能な冷凍庫を持っているか。

健康推進課長：マイナス70度前後で保管できる冷凍庫は旧衛生試験所に中型2台、小型3台あるが、検体の保管用途などで使用しておりワクチンの保管はできない。

松本：ワクチン接種の実施主体である市区町村間でそのような冷凍庫が取り合いになる可能性があるので、情報収集を開始してほしい。（右下へ続く）

松本：今回の補正事業は財政調整基金を活用するものだが、予算成立後の残高は。

財政課長：財政調整基金の残高は約404億円となる。

＊その他、杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例、杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審議、報告に対する質疑を行いました。
＊文化・スポーツに関する特別委員会でも報告に対する質疑を行いました。全ての議事録は1月中には杉並区議会ホームページで公開される見込みです。

声の区議会レポート

視覚障がい者の方からご要望をいただき、YouTubeに音声を掲載しました。スマートフォンのカメラ機能等でQRコードを読み込み、聞いていただけますと幸いです。
杉並区議会で発行している「区議会だより」も、「声の区議会だより」を発行しています。

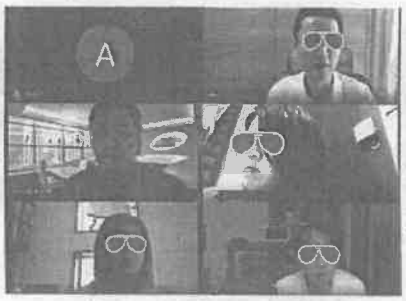
本レポートの朗読

声の区議会だより

オンラインタウンミーティングを開催します！

第2回のオンラインタウンミーティングを、1月31日に開催いたします。
以下のQRコードからお申込みの上、ぜひご参加ください！（参加無料）
最新の情報はTwitterでお届けしています。

▲お申込みはこちら　▲Twitterはこちら



（前回のオンラインタウンミーティングの様子）

ご意見・ご要望ハガキ

キリトリ線に沿って切り抜き、ご投函ください。

キリトリ

郵便はがき

料金受取人払郵便

荻窪局承認 2187

差出有効期間 令和4年1月4日まで

（切手不要）

1678790

杉並区荻窪 4-21-8-301

松本みつひろ事務所 行

キリトリ

Topic 杉並区の人口減少と定住支援施策について

新型コロナウイルス感染症の影響で定着したリモートワークによって、都会に住み続ける必要性を失った友人が出身地に転居する、ということが数件ありました。報道でも、そのような事例が大きく取り上げられています。この状況は杉並区の視点から見ると、税収減に繋がるリスクと捉えました。一方で、杉並に家を買いたいと長い間住宅の情報を探している友人が多数います。私もリクルート時代、不動産情報の担当だったので相談を受けているのですが、杉並区内は価格が高くなかなか購入に至りません。住宅を購入できていれば、杉並に住み続けた方もおられると思うと、危機の際に人口流出を防ぐための定住支援施策が今求められているのでは、と考えました。

松本：7月以降の転出入状況と転出先を確認する。

区民生活部長：転入者12,505名、転出者14,398名、1,893名の転出超過（年少人口162名、生産年齢人口1,545名、高齢者人口186名*1）で転出先は都内8,182名、都外6,216名。外国籍の方は1,000名の転出超過で国外が主な転出先。

松本：転出超過が増加している理由をどのように把握しているか。

区民生活部長：報道等にもある通り、新型コロナウイルス感染症の影響が大きな要因と考える。大学入学世代にあたる若年層の転入者は例年と比べて半減。

松本：定住を促すために区が行っている施策には、どのようなものがあるか。

政策経営部長：まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に「子育て世帯向けの住宅確保の促進」を位置づけ、住宅の確保が難しい子育て世帯の定住に向けた支援を実施している。直接的に定住促進を目的とした施策ではないが、保育園・学童クラブの待機児童解消対策や、学校教育環境の整備をはじめとした子育て・教育に関する支援の取組等は、結果的に現役世代の定住化につながる。

（右下へ続く）

（3）子育て世帯向けの住宅確保の促進

区に住みたい・住み続けたいと考える子育て世帯が、区内で暮らすことができるよう支援します。

子育て世帯向け住宅の供給促進の支援 【実】

平成28年11月に設立した杉並区居住支援協議会の運営を支援するとともに、住宅の確保が困難な子育て世帯等に対して、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や住宅に関する情報提供を行い、民間賃貸住宅への入居を促進します。また、民間事業者等と連携し、空き家のリノベーション*等による子育て世帯向け物件の供給増を促進します。

① 事業スケジュール

29年度	30年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
拡充				

重要業績評価指標（KPI）

住宅の確保が困難な子育て世帯に対して不動産物件の情報を提供できた割合

基準値（29年度末）	現状値（29年度末）	目標値（33年度末）（2021年度）
－	72.7%	80%

※ リノベーション…既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること

松本：区内住宅地の地価公示価格と、35～44歳が世帯主の世帯における持ち家率は、この10年でどのように推移しているか。

都市整備部長：区内住宅地の地価公示価格は、1㎡あたり、平成21年度43万円から令和元年度52万円に上昇。持ち家率*2は平成20年調査では31％から平成30年調査で21％と減少。

松本：杉並区住宅マスタープランの次期計画において、現役世代の定着について、その方策として持ち家率を高めるための施策についても議論してほしい。

都市整備部長：ご指摘の意見も含めた住宅や住環境を取り巻く課題を捉えるとともに、現在審議が行われている新たな基本構想の議論、またまちづくり基本方針の内容も踏まえ、さらなる良好な住環境の実現を目指して検討していく。

*1 年少人口は15歳未満、生産年齢人口は15歳以上65歳未満人口、高齢者人口は65歳以上
*2 総務省統計局「住宅・土地統計調査」による



レポートにはがきをつけて、皆様の声を伺う取組をVol.3から継続しています。これは大阪維新の会代表の吉村洋文が大阪市会議員の頃に行われていたもので、吉村さん本人からアドバイスをいただき真似て行っているものです。決算特別委員会の「妊産婦帰と新生児専用の避難スペース」は、このはがきでご提案をいただき、議会での質問（提案）に繋がりました。

キリトリ

ご意見、ご要望などをお聞かせください。

ご住所：杉並区

お名前：

電話番号：

年　齢：

1983（昭和58）年9月1日生まれ。大学卒業後リクルートに入社、「SUUMO」で9年間などITの営業部門を歴任。2009年に杉並区荻窪に転入、2011年に転勤で仙台へ。その後札幌での勤務も経験し、2015年に荻窪に戻る。地域では荻窪消防団第5分団に所属し、荻窪南口大通り振興会商店会で副会長を務める。日本維新の会所属、東京維新の会代表補佐（広報・戦略担当）。現在杉並区議会議員1期目。厚生・所沢線・維新クラブ所属。保健福祉委員会、経済財政委員会（現職）、災害対策・防犯等特別委員会、文化・スポーツに関する特別委員会（現職）。
2018年生まれの双子男児と妻との4人暮らし。

事務所の移転について

所属する日本維新の会が、衆議院東京都第8選挙区（方南1,2丁目を除く杉並区）支部を設立し、かさねに主司が支部長に就任、事務所を天沼3丁目に構えました。私個人で契約していた荻窪4丁目の事務所が、2021年2月末で2年契約の満了を迎えるため、支部事務所内に私の事務所を移転することとなりました。3月以降は支部の事務所までご連絡下さい！

日本維新の会
衆議院東京都第8選挙区支部

〒167-0032 杉並区天沼3-10-2（青梅街道沿い）
Tel 03-5335-7436 / Fax 03-5335-7437

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	2月分	No. 8

領収書等貼付欄

領　収　証

杉並区議会議員 松本みつひろ 様　No.

★

¥ 139,700 -

但 ポスティング代として

2021 年 2 月 4 日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手 /
手形 /
¥139,700-
消費税等(%)

コクヨ ウケ-88

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目35番13号
TEL03-5332-9421 FAX03-5330-
株式会社ケイ・アンド・パートナーズ
代表取締役 金 汶 浩

備考	~~七枚~~
	100%計上
	折込1万部、ポスティング2万部
	(1/12) (12/31 ~ 1/30)
	支付額範囲内計上のため 139,700円のうち103,260円 計上

矢口やすゆき議員　交付額192万円、支出1,512,587円、残407,413円

1，　研修費、8月4日　10,000円について

矢口議員は8月4日、「山田宏よい国後援会」主催の地方議員セミナー：研修会費として10,000円を政活費から支出した。

この支出は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程（以下、規程と書く）の第2条3，後援会活動に関する経費で、政活費として支出できない経費に該当するので、**10,000円の返還を求める。**

添付資料　(42)　領収書等貼付用紙8月分No1，山田宏よい国後援会領収書

山田宏よい国後援会の規約は以下のとおりである。

山田宏よい国後援会（規約抜粋）

第2条（目的）

本会は、山田宏氏の政治活動を支援するとともに、「日本よい国構想」の実現に向けて、会員それぞれが自らの天分を活かしながら力を合わせ活動し、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1、講演会、シンポジウム等の開催

2、会報、研究資料等の発行

3、関係諸団体との連携

4、その他、本会の目的達成に必要な事業

2区政報告会のための場所代として10月3日按分率5/6で10,000円支出

10月3日（ど）14－15時　cafe&bar Bell　で区政報告会を開いたと、領収書等貼付用紙10月分No1の備考欄に書いている。

以下の理由で、区政報告会のための場所代**10,000円の返還を求める。**

以下、理由　　添付資料(43)　　領収書等貼付用紙10月分No1

添付資料からわかるように領収書等貼付用紙の備考欄には、
「式次第：石原伸晃（衆議院議員）挨拶：10分、矢口報告：50分
費用：12,000円の按分率5/6＝10,000円」　と記載している。
区政報告会の書類は提出されていないので、報告会内容については不明である。
cafe&bar Bell　のホームページや、書き込みには「狭い店内ですが、落ち着いた雰囲気で」と書いてある。この場所は区政報告会としてふさわしいのだろうか。コロナ禍で三密を避けるなければいけないのに、わざわざ狭い店舗で報告会を開く理由の説明を求める。
区立施設を利用すれば、ずっと安い価格で広い会場を利用できる。政活費支出であるのに、地方自治法第2条⑭の「最小の経費で最大の効果を挙げる」に反している。
報告会の内容、参加人数が不明で、会場についても疑問があるので、返還を求める。

3，　広聴広報費について

矢口議員は区政だよりを多数出し、それぞれ、矢口議員が按分率を決めている。
・2020春号（按分率98%）
・2020春号外（按分率50%）
・2020年5月号外2号（按分率50%）
・2020年7月号外3号（按分なし）
・2020年12月号外4号（按分なし）
・区政だより2号（2020年12月Vol2）（按分なし）
・区政だより3号　（按分なし）　　以上について検証する。

（1）2020春号按分率98%、
4月3日10,040円×0.98＝9,839円を計上
東京カラー印刷株式会社（印刷部数は書いてないので不明）
添付資料(44)春号、紙面按分についての説明文、領収書等貼付用紙4月分No1
添付資料にあるように「自民党」ロゴ、按分対象面積　10㎜×27㎜の部分を除き、98%とし、過少計上と説明している。矢口議員は「自民党」ロゴのみを按分率と考え、非常に細かく計算している。その几帳面さから記事全体を見ると、矢口議員の11枚の写真、プロフィール、家族、趣味、好きな食べ物、尊敬する人、事務所などの掲載は政務活動の記事ではない。議員の活動は多岐にわたるので、社会通念上相当な割合による按分が必要である。按分50%の返還を求める。
かかった経費の内、すでに2%分10040円－9839円＝201円を負担している。
10,040円×0.5＝5020円　　5020円－201円＝4819円
4,819円の返還を求める。
（2）2020春号外　按分率50%

－29－

（3）2020年5月号外2，按分率50%

（4）2020年7月号外3号　按分率なし100%　　添付資料(45) 号外3号

9月10日　93,926円

印刷8,600部、ポスティング、ラクスル株式会社（品川区上大崎2−24−9)

紙面はA3両面、紙面の1/4はごみの収集曜日を大きく記載。（その地域の住民は矢口議員が議員になる前から生活の中でごみを出しているのでよく知っていると思う。）

杉並清掃事務所から詳細に書かれた「ごみ・資源の収集カレンダー」が各戸配布されていて、二重のお知らせであり、税金の無駄遣いである。

春号同様、社会通念上相当な割合による按分が必要である。按分50%の返還を求める。

かかった経費　93,926円の50%の46,963円の返還を求める。

（5）2020年12月号外4号　按分率なし100%　　添付資料(46) 号外4号

12月6日送付用封筒印刷、印刷費1,500部　15,880円　東京カラー印刷株式会社

12月14日送付費　@84×272通＝22,848円（杉並方南二郵便局）

1月12日印刷・ポスティング費　28,100部　195,004円　ラクスル株式会社

「杉並商店街応援キャンペーン」の記事が多い。

参加店舗で500円以上お買い物をすると応募はがきがもらえ、当選したらお買物券をゲットできるという商店街のキャンペーンである。杉並区の中で、参加店舗のキャンペーンであって、一部の商店の利益のために政活費を使って区民に知らせる区政だよりは政治活動に該当する。送付費についても郵便区内特別郵便を使用してないと思われる。議員に配られている「手引き」P14に郵便区内特別郵便等を利用することを決めている。なぜ区内特別郵便等をしなかったのか、説明を求める。

春号同様、社会通念上相当な割合による按分が必要である。按分50%の返還を求める。

かかった経費合計233,732円の50%、116,866円の返還を求める。

（6）区政だより2号（2020年12月Vol2）について　按分率なし100%

12月27日郵送用印刷費　1000部　4,150円

12月28日郵送用宛名シール　2,200円

12月29日手配り用印刷費　500部1,980円

12月31日郵送用はがき　954通　60,102円　　添付資料(47) 2号ハガキ

区政だより2号は添付資料からわかるようにはがきサイズで郵送用と手配り用と2種類ある。郵送用は表面はあて名書きの部分以外は写真が4枚、事務所の案内、自身の経歴、裏面は写真が2枚、「都有地の大木選定や、環七側道の舗装工事などは区選出の小宮あんり

都議とも連携し対応して参りました。」と記載し、政務活動費の交付に関する条例に違反している。
手配り用は写真が両面で９枚ある。郵送用は６枚の写真。区政だよりははがきサイズにもかかわらず、明らかに矢口議員と思われる写真が４枚ある。区政だよりというよりは、矢口議員の写真が目立つデザインである。
手引きP12によれば「印刷・製本費及び広報紙等については実態に即して按分する」と規定している。
春号同様、社会通念上相当な割合による按分が必要である。按分50%の返還を求める。
かかった経費合計68,432円の按分50%、34,216円の返還を求める。

（7）区政だより３号について
添付資料㊽ 区政だより３号 、請求書、領収書
「地域の皆様のよろず相談はこちらまで」と書かれた区政だより３号。表面は「間違いさがしのクイズ」、裏面は「地域の皆様のよろず相談としてお気軽にお声かけ下さい！」、矢口議員と思われる似顔絵が裏表に６か所。矢口議員の地域に寄り添う４つの思い」というように矢口議員の宣伝のポスターかと思われる紙面である。
３月19日　矢口やすゆき区政だより３号デザイン費　　330,000円
内訳、イラスト作成・使用費　100,000円
チラシデザイン費　　200,000円
消費税　　30,000円　　合計330,000円
ミノティカ・ブランディング　　土谷　稔　　杉並区松ノ木１－12－24－101
TEL　090-7270－0946　　FAX03－5938－1155
３月28日　区政だより３号印刷費　（A4　両面フルカラー　2,500部）　9,450円
東京カラー印刷株式会社（足立区千住関屋町５－27）
デザイン費だけで330,000円とはあまりにも高額である。政活費支出であるのに、地方自治法第２条⑭の「最小の経費で最大の効果を挙げる」に反している。矢口議員と思われる似顔絵が書かれている。イラスト使用費の説明を求める。印刷が2,500部なので、このチラシを作成するために１枚（330,000円＋9450円）÷2500枚＝135.7円となる。信じられないほどの高額の作成費である。区民への配布はどうしたのか、説明を求める。
春号同様、社会通念上相当な割合による按分が必要である。按分50%の返還を求める。
かかった経費合計339,450円の按分50%、169,725円の返還を求める。

ちなみにデザイン料330,000円を23区以外の市議の政活費と比較してみた。八王子市・町田市は月額６万円。5.5カ月分に相当する。武蔵野市は月額４万円。8.25カ月分に相当。国分寺市は月額２万円。国立市は月額１万円。年額よりもはるかに多い額を杉並区ではデザイン費に使えるほど、潤沢な財産のある区だろうか。矢口議員に説明願いたい。

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8月分	No.1

領収書等貼付欄

領 収 書　No. 14

矢口 やすゆき　様

金額 ¥10,000−

但 地方議員セミナー：研修会費(1日目)(2日目)

令和2年 8月 4日

山田宏よい国後援会
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-1
上記の金額正に領収いたしました TEL:03-6256-9062 FAX:03-6256-9063

後援会 山田宏よい国

備考

8月分：NO.1 研修受講代として（8/20・21実施） 10,000円

「地方議員セミナー」

添付資料 (42)

[連絡先] 山田宏よい国後援会 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-1 神戸田甲ビル2階 TEL:03-6256-9062 FAX:03-6256-9063



第4回 参議院議員 山田宏 地方議員セミナー

8月20日(木)・21日(金) ビジョンセンター永田町

多彩なゲスト講師からの熱い講義は参加議員の方々から大好評！
今年も懇親会には、閣僚、自民党役員、団体役員がご出席予定です。

感染症拡大防止策
- 講演中はマスクの着用をお願いします
- 入口を常時開き換気を徹底します
- 座席の間隔を十分に確保します
- 懇親会の食事は座席毎にご用意します
- 飲み物は専門スタッフが配膳します

1日目 8月20日(木)研修会 会場:801A・B 14:00～17:45(受付 13:40～14:00)

14:00～14:10 主催者挨拶 参議院自民党副幹事長 山田 宏

(1)14:10～15:15
感染症対策を陣頭指揮
今後新型コロナにどう立ち向かうか

経済再生・コロナ担当大臣
西村 康稔 氏

(2)15:25～16:30
次世代のリーダー
安倍政権の今後と課題

参議院自民党幹事長
世耕 弘成 氏

(3)16:40～17:45
拉致被害者奪還
～自衛隊特殊部隊が動く時～

元海上自衛隊特別警備隊
先任小隊長
伊藤 祐靖 氏

昭和39年生まれ。日本体育大学卒業後、海上自衛隊入隊（2士）。防大指導官、「たちかぜ」砲術長等を歴任。イージス艦「みょうこう」航海長時に遭遇した能登沖不審船事件を契機に、自衛隊初の特殊部隊である特別警備隊の創隊に関わり、創隊以降7年間先任小隊長を務める。平成19年に中途退職（2佐）後、拠点を海外に移し、各国の警察、軍隊などで訓練指導を行う。在任中の経験や退官後の生き様が小説「軍退」（麻生幾・著）主人公のモデルとなった。

18:00～19:30 **懇親会** 会場:803

2日目 8月21日(金)研修会 会場:801A・B 9:30～12:30(受付 9:00～9:30)

(1)9:30～10:35
口の中と感染症（仮）
鶴見大学歯学部探索歯学講座教授 **花田 信弘** 氏

1981年 九州歯科大学歯学部 卒業
1985年 九州歯科大学大学院 修了
1985年 九州歯科大学歯学部 助手/講師
1987年 米国ノースウェスタン大学医学部微生物・免疫学講座 博士研究員
1990年 岩手医科大学歯学部 助教授
1993年 国立感染症研究所 口腔科学部長
2002年 国立保健医療科学院 口腔保険部長
2008年 鶴見大学歯学部 教授 現在に至る。

(2)10:45～11:50
GoToキャンペーン
～今後の観光戦略～

国土交通行政に精通
国土交通大臣政務官
和田 政宗 氏

(3)12:00～12:30
総括
山田 宏


会 場：ビジョンセンター永田町 1日目研修会：801A・B 懇親会：803 2日目研修会：801A・B
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28 合人舎永田町ビル6F（自民党本部となり） TEL 03-6206-1118
有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩0分／銀座線・丸の内線「赤坂見附駅」徒歩5分

会 費： 1日目研修会：5,000円 懇親会：5,000円 2日目研修会：5,000円

主催：山田宏よい国後援会

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	10月分	No.1

領収書等貼付欄

Cafe & Bar Bell

0001-0001
会計日：2020/10/1

領 収 書

矢口 光すけ 様

領収金額 **¥12,000—**
(10%標準対象 ¥12,000)
(内消費税等 ¥1,090)

上記正に領収いたしました
10/3
但 店舗使用料として
13:30～15:30

Cafe & Bar Bell
東京都杉並区和泉4-50-12
岩崎ビル1F
TEL：03-3315-5161

担当者：
領収書No:0001202010011900039956

備考	区政報告会のための場所代として
10月分：NO.1	日時：2020年10月3日（土）14－15時（前後30分は準備時間）
	場所：Bell
	式次第：石原伸晃（衆議院議員）挨拶：10分、矢口報告：50分
	費用：12,000円の按分率5/6＝10,000円

添付資料 (43)

矢口やすゆき区政だより2020春号

紙面按分について

●按分対象部分：表１右上の「自民党」ロゴ

按分対象面積：10㎜×27㎜＝270㎟

紙面全体面積：249,480㎟（Ａ３両面面積）

紙面比率：270㎟／249,480㎟　×100　＝　0.1%

上記より、本来であれば、99.9%となるが今回は過少計上とする

99.9%⇒98%に過少計上



2020 10月号 自民党

杉並区議会議員　区政だより

矢口（やぐち）やすゆき

会社員の視点を持って地域に寄り添う。

報告1 令和元年 第2回杉並区議会定例会にて、「商店街の活性化について」一般質問を行いました。（令和元年5月30日）

私が公約として掲げる商店街と地域の活性化、それによって杉並区がさらに発展していくことを願い、商店街が抱える問題点について10の質問をしました。

問1 商店街活性化に関する杉並区の考えと取り組みについて（矢口）

問2 商店街の高齢化問題について（矢口）

杉並区も少子高齢化が進んでおり、杉並区内の65歳以上の高齢者人口推移は、昭和45年に3万3,000人でしたが、平成30年には約11万9,000人と3.6倍に増加しています。これはまさしく地域や商店街を直撃している問題です。**店主の高齢化による活力衰退→売り上げ減少→経営不振→廃業という悪循環を食いとめる**ような良策はないでしょうか。

答1・答2（田中区長）

今日の厳しい現状の中で、どのような支援が効果的か、商店街関係者や商店主、商店街振興にかかわる職員が膝を交えて議論しつつ、商店街の維持発展が期待できる活性化策を打ち出すことが必要。

そのため、現在実施している意見交換会や商店街訪問で、それぞれの商店街や課題、地域の特性を明らかにし、ほかにはない良さや、らしさを生かした、地域の商店街活性化策に取り組み、成果に結びつけていく。

流通や消費者ニーズの変化などを鋭敏に捉えて商売につなげていくことは、現実的に大変大事だろうと思うが、可能な限り区としては、商店街活性化のために力を注いでいきたい。



プロフィール

1976年（昭和51年）12月27日生まれの43歳。たつ年、山羊座、B型。早稲田大学高等学院卒業、早稲田大学理工学部経営システム工学科中退。TOKYO自民党政経塾・第13期生。

（株）KADOKAWAの宣伝マンとして雑誌・書籍・映像化作品の宣伝業務に携わり、数々のベストセラー誕生に貢献。同時に数多くのイベント企画・運営も実施。

商店街・地域の活性化、地域団体同士の繋がりづくりに貢献。「方南町日曜まつり」では2万5千人以上もの来場者を商店街に動員し、地域のにぎわい創出・店舗の売上増に寄与。地域活動にも積極的に参加中。

平成31年4月、杉並区議会議員選挙にて初当選。

【家族】妻と二人暮らし
【趣味】商店街めぐり／史跡めぐり／日本の伝統工芸地めぐり／ボランティア活動
【好きな食べ物】魚料理／和食全般／山形郷土料理（母が山形出身）
【尊敬する人】祖父（激戦地パラオより生還）

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4月分	No.1

領収書等貼付欄

別紙参照

備考

4月分：NO.1　矢口やすゆき区政だより2020春号（印刷費　按分率98%）

※10,040円×0.98＝9,839 円

MUFG 三菱UFJ銀行

お名前（カナ）　ヤグチ　ヤスユキ　様
店番/店名　[redacted]
科目/口座番号
照会期間　2020年4月3日
絞り込み　全取引
Eco通帳申込日 2015年3月16日

金融機関コード（銀行コード）　0005

Eco通帳（インターネット通帳）2020年4月30日 15時07分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高	メモ
2020年4月3日	10,040円		振込IB1 トウキヨウカラーインサツ（カ		
2020年4月3日	[redacted]				

[redacted]　お預り金額合計:　　円

通帳コピー（入出金明細）が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2020 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

方南1・2丁目、和泉1丁目 ごみ収集日

分別して、曜日を守ってごみ出ししよう！

収集日の朝8時までに集積所にお出しください。

可燃ごみ

水 土

不燃ごみ

第2・第4 金

ガラス、陶磁器、金属製品、
最大辺30cm以下の電化製品
（30cmを超えるものは粗大ゴミへ）

古紙 ペットボトル

※中身を捨ててください。

金

びん・かん プラスチック製容器包装

火

粗大ごみは別途申し込みください！

最大辺がおおむね30cmを超えるものは、粗大ごみ受付センターへご連絡ください。収集場所や金額（有料です）をお知らせします。

粗大ごみ受付センター 03-5296-5300（午前8時～午後7時）

粗大ごみ受付センター（24時間受付）

ゴミ出しルールが守られないときは【杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第5条】に基づき、指導・排出調査・助言を行っています。



地域みんなで解決しましょう！

方南1丁目 ごみ問題

方南1丁目にあるごみ集積所が、分別されていないごみ出しや、粗大ごみの不法投棄などで溢れ、地域の方からお困りの声が多数寄せられています。ごみはごみを呼んでしまいます。ごみ集積所を綺麗にすれば、町も心も綺麗になります。

お一人お一人が少しずつ気にかけ、綺麗なごみ集積所を維持できるよう、是非ともご協力をお願いいたします。



場所：杉並区方南1-33-6
（方南東自治会防災器具庫前）

汚くなった原因

- ごみが分別されていない
  未分別ごみは回収不可！
- 収集日以外のごみ出し
  詳細は裏面参照ください
- 粗大ごみの不法投棄
  不法投棄は犯罪です！
- 集積所管理者不在
  高齢化や転居により

解決策

- 一人一人がルールを守る
- 地域みんなで綺麗にする（掃除や分別、持ち帰り等）
- ごみがない状態を保つ



自主的に掃除していると、
地域の方がお手伝いしてくださいました。



収集日以外は、本来こうあるべき！

一緒に協力してくださる方、大募集!!

今後、当該ごみ集積所を定期的に掃除し、ごみを極力減らしていきたいと思います。一緒に掃除・分別を協力していただける方はお気軽に矢口までご連絡ください。気が向いた時だけでもいいので、是非ご参加ください。地域で協力し合いながら、綺麗なごみ集積所にしていきましょう！



ごみ問題でお困りの方は、お気軽に矢口までご連絡・ご相談ください。



杉並区議会議員 杉並区議会自由民主党
矢口（やぐち） やすゆき
地域に寄り添う！
携帯 090-4667-8676
電話&FAX 03-6304-3412
メール info.yaguchi@gmail.com
矢口やすゆき事務所 〒168-0063 東京都杉並区和泉4-28-1-401

Q&A

方南1丁目の当該ごみ集積所にまつわる地域の方から寄せられた疑問・質問を、杉並清掃事務所 方南支所の方に聞いてみました。

Q なぜごみ収集車が来た後にごみが残っているの?

A **適正に分別されていないごみ・資源は、収集することができません。**警告シールを貼り、**集積所に残すことになります。**分別・ごみ出しルールへのご協力をお願いします。

Q 集積所を増やせないの?

A 集積所は、利用する皆様で話し合いのうえ、**共同管理**となります。新設・分割を希望する場合は、利用する皆様の合意のもと杉並清掃事務所 方南支所(03-3323-4571:月～土、午前8時30分～午後5時)までご連絡ください。

矢印 ごみ集積所は近所の皆さんで協力し合い、一緒に管理しています。**最悪、こちらのごみ集積所がなくなる可能性もあり、**その場合、より遠くの集積所に捨てに行くことになりかねません。

Q 防犯カメラを設置すれば?

A 清掃事務所では、防犯カメラの設置はしておりません。

矢印 地域活性化補助金なども活用できるので、是非積極的に設置しましょう。

Q 不法投棄を見かけたら声をかけるべき?

A 直接声をかけるのは危険ですのでやめましょう。

Q 各家庭の前にごみを出せば?

A 杉並区は原則集積所を利用した収集となっています。方南1丁目の当該ごみ集積所付近は道路が狭く、ごみ収集車では通行できない場所もあり、集積所の数が少ないという面もあります。

Q なぜカラスネットや折りたたみ式防鳥用ボックスがないの?

A 現在は集積所の管理をする方がいないため、常時ごみが出されるようになり地域からお困りの声があり、撤去しました。



Q 不法投棄できないよう監視員を付ければ?

A 集積所は、ご利用の皆様で管理していただくものと考えております。

矢印 監視員が見つからなかったり、雇う場合はその集積所ごとに人件費が発生するなど現実的には難しいです。

Q ごみ袋を開けて排出者を特定すれば?

A ごみ袋を開けての調査は、清掃事務所の職員が行います。





せっかく回収に来ていただいても、分別しないごみや、朝8時以降に出されたごみは残ってしまいます。



しばらくすると、ごみがごみを呼び、このような有様になってしまいました。

不法投棄は犯罪です!

違反した者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金刑などに処せられます。

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、25条及び32条]

ごみは分別し、各収集日の朝8時までに出しましょう!

お一人お一人が少しずつ気にかけルールを守り、綺麗なごみ集積所を維持できるようご協力をお願いいたします。



ごみの出し方・収集日は ごみ・資源の収集カレンダー をご覧ください。

※英語、中国語、韓国語など外国語版もあります。



ごみ・資源の収集カレンダー(日本語版)

ごみ・資源の分け方・出し方(外国語版) Foreign language

ごみ・資源の収集カレンダー(英語版) English

ごみ・資源の収集カレンダー(中国語版) 中文

ごみ・資源の収集カレンダー(韓国語版) 한국어



スマートホン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人(マスター)」

ごみ出し日を知らせるアラーム、ごみ分別辞典、ごみの日カレンダーなど機能満載!

AppStoreかGooglePlayで「なみすけのごみ出し達人」と検索し、アイコンのアプリケーションをダウンロードしてください。外国語(英語、中国語(簡体)、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピノ語)に対応しています。

iOS

Android



お問合せ先
杉並清掃事務所 方南支所(方南1-3-4)
TEL 03-3323-4571
(月～土、午前8時30分～午後5時)
FAX 03-3323-5171



杉並区議会議員
矢口やすゆき

皆様からのご意見をお待ちしております！

矢印の方向にお送りください

新型コロナウィルス感染症に関する杉並区の対応や各種申請方法などのお問い合わせ、その他区政に関するご意見・ご要望、はげましのお言葉など何でもお寄せください。

お名前（フリガナ）	ご住所	お電話
	〒　　-	自宅　（　　）
		携帯　（　　）

FAX 03-6304-3412

ご郵送またはEメールでも承っております。

ご郵送 〒168-0063 杉並区和泉4-28-1-401　TEL 090-4667-8676

Eメール info.yaguchi@gmail.com

2020年 12月 杉並区議会自由民主党



杉並区議会議員　区政だより 号外4号

矢口（やぐち）やすゆき

会社員の視点を持って地域に寄り添う

冬の到来に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染状況、新規感染者については増加傾向が顕著になってきております。区民の皆様にはご自身、そして大切なご家族を守るためにも、**マスクの着用、手洗い、3密（密閉・密集・密接）の回避**など、引き続き感染防止策の徹底を心よりお願い申し上げます。

杉並区において、我が会派・杉並区議会自由民主党はこれまで区民生活の支援、地域医療支援、中小企業支援など様々な要望を区に提出し迅速な対応を促してまいりました。

そしてこの度、新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた商店街の利用を促進するため、**「杉並商店街応援キャンペーン」**を実施することになりました。私自身も商店街の活性化を政策に掲げており、同キャンペーンにて商店街を起点に地域が、杉並区が活性化することを強く望んでおります。

区民の皆様におかれましては、是非同キャンペーンをご活用いただき、地域の活性化ならびに皆様にとっても有意義な施策となれば望外の喜びです。

お買い物して総額2億円が当たる！

杉並商店街応援キャンペーン

合計3万名様にチャンス！

1等 10,000円分（5,000本×2回）

2等 5,000円分（10,000本×2回）

抽選で3万名様に、杉並区内の商店街で使える「杉並商店街お買い物券」をプレゼント！

参加店でお買い物するともらえる応募はがきで応募しよう！

お買い物券が使える地域の商店街・店舗にてお買い物を楽しみましょう！



※区内商店会（7地域）…高円寺、阿佐ケ谷、荻窪、西荻窪、北部、南部、京王・井の頭

応募方法とお買い物券使い方の流れ



添付資料 (46)

杉並商店街応援キャンペーン 応募要項

はがき配布および応募期間（当日消印有効）

第1弾 令和2年11月17日(火)～12月1日(火)
第2弾 令和2年12月8日(火)～12月22日(火)

当選発表

第1弾 令和2年12月中旬
第2弾 令和3年1月中旬

※賞品の発送をもって当選発表となります。
※お買い物券は応募した店舗がある地域（7地域のいずれかの参加店で利用可能です。

お買い物券利用期間

第1弾 令和2年12月17日(木)～令和3年2月28日(日)
第2弾 令和3年1月13日(水)～令和3年2月28日(日)

お買い物券利用可能店舗

区内商店会7地域（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、北部、南部、京王・井の頭）別にお買い物券を発行し、応募した店舗のある地域内の参加店ステッカーの貼っている店舗・事務所で利用できます。

※お買い物券と現金の交換は禁止です。
※お買い物券額面以下の利用の場合であっても釣りは出ません。
※賞品の発送をもって、当選発表といたします。
※簡易書留郵便の保管期間内にお受け取りいただけない場合は、当選を辞退とさせていただきます。

利用対象とならないもの

●金融機関への預け入れ、電子マネー等への交換（チャージ）
●たばこ（電子たばこ等を含む）
●商品券やプリペイドカード、切手、収入印紙など換金性の高いもの
●国税、地方税や使用料などの公租公課
●電気、水道、公共サービス料金
●公的医療保険等の自己負担
●その他本事業の目的に反するもの



冬のコロナ対策へのご協力をお願いします！

会話の際にはマスクを着用するなど「静かなマスク会食」にご協力ください。



新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう。
詳しくはこちら 厚生労働省ウェブサイト

感染リスクが高まる「5つの場面」にお気をつけください。

場面1 飲酒を伴う懇親会等
場面2 大人数や長時間におよぶ飲食
場面3 マスクなしでの会話
場面4 狭い空間での共同生活
場面5 居場所の切り替わり

気の緩みや疲労の蓄積により、感染リスクが高まることがあります。

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう！

いつでもマスク 気を付けたい「5つの場面」

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
厚労省 検索

※厚生労働省公式ホームページより抜粋

お困りごと、ご不明点など、お気軽にご連絡ください

矢口やすゆき事務所
〒168-0063
東京都杉並区和泉4-28-1-401
電話 090-4667-8676
FAX 03-6304-3412
メール info.yaguchi@gmail.com
Facebook
ホームページ



杉並区議会議員
矢口やすゆき

すぐに役立つ情報が満載の区政報告をお送りします。

矢印の方向にお送りください

ご紹介者

フリガナ お名前	
ご住所	〒 -
自宅	( )
携帯	( )

※お預かりした個人情報は責任を持って管理いたします。

杉並区にお住まいの知人をご紹介ください。区政報告をお送りします。

お名前（フリガナ）	ご住所	お電話
	〒 -	自宅 ( ) 携帯 ( )
	〒 -	自宅 ( ) 携帯 ( )
	〒 -	自宅 ( ) 携帯 ( )
	〒 -	自宅 ( ) 携帯 ( )
	〒 -	自宅 ( ) 携帯 ( )

FAX 03-6304-3412

ご郵送またはEメールでも承っております。
ご郵送 〒168-0063 杉並区和泉4-28-1-401 TEL 090-4667-8676
Eメール info.yaguchi@gmail.com

料金別納
郵便

郵送用

添付資料 ④7

引き続き地域のために頑張ります



お困りごと、区政のご相談など、お気軽にご連絡ください。

矢口やすゆき事務所
〒168-0063
東京都杉並区和泉4-28-1-401
電話 090-4667-8676
FAX 03-6304-3412
メール info.yaguchi@gmail.com

昭和51年(1976年)12月27日生まれの44歳。たつ年、山羊座、B型。商店街・地域の活性化、地域団体同士の繋がりづくり、地域活動にも積極的に参加中。平成31年4月、杉並区議会議員選挙にて初当選。1期目より杉並区議会自由民主党幹事団にて活躍中。 討議資料

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活が一変してしまいました。この間、懸命に新型コロナウイルス感染症対策と向き合っておられる医療・福祉・公務関係従事者、そして社会インフラ等に携わっておられる皆様に、改めて感謝と敬意を表します。

杉並区議会に送っていただき、おかげさまで2年目を迎えました。コロナ禍における昨年は、感染症予防・対策や行政支援策まとめなど**計4回の区政報告号外を発行**し、地域の皆様に可能な限り杉並区の動きをお伝えしてまいりました。そして、議会で取り上げ、地域の皆様からのご相談をいただくことで、防犯面では**手動通話録音機の配布**、子どもたちの安全面では**堀ノ内保育園前安全ポールの設置**、障がい者の安全面では**歩道橋のポール・点字ブロック修繕**、地域の景観・美化の面では**ごみ問題への積極的な取組**などを実現。また、都有地の**大木の剪定**や、**環七側道の舗装工事**などは区選出の小宮あんり都議とも連携し対応してまいりました。

引き続き、皆様の声をしっかりと形にしてまいります。区政のご相談やお困りごとなど、お気軽にお声がけください。





区政だより 2号 会派を代表し、議案に対する賛成討論を実施

杉並区議会議員
杉並区議会自由民主党
矢口やすゆき

引き続き地域のために頑張ります

午配り用

矢口やすゆき



議会にて、地域にて皆様からの声が実現しました!



地域美化のため、ごみ問題への取組み。地域の方がご協力くださいました。



子どもたちの安全を守るため、堀ノ内保育園前安全ポールを設置。



東京都と連携し、大イチョウの剪定。電線接触事故や落葉による転倒を防止。



高齢者・障がい者の安全を守るため、点字ブロック、道路等補修の対応。



防犯のため、手動通話録音機を配布。一人でも多くの方に行き渡りますように。



商店街の企画や町会にてご意見を頂戴しています。どんどんご用命ください!

お困りごと、区政のご相談など、お気軽にご連絡ください。

矢口やすゆき事務所
〒168-0063
東京都杉並区和泉4-28-1-401
電話 090-4667-8676
FAX 03-6304-3412
メール info.yaguchi@gmail.com

昭和51年(1976年)12月27日生まれの44歳。たつ年、山羊座、B型。商店街・地域の活性化、地域団体同士の繋がりづくり、地域活動にも積極的に参加中。平成31年4月、杉並区議会議員選挙にて初当選。1期目より杉並区議会自由民主党幹事団にて活躍中。 討議資料

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活が一変してしまいました。この間、懸命に新型コロナウイルス感染症対策と向き合っておられる医療・福祉・公務関係従事者、そして社会インフラ等に携わっておられる皆様に、改めて感謝と敬意を表します。

杉並区議会に送っていただき、おかげさまで2年目を迎えました。コロナ禍における昨年は、感染症予防・対策や行政支援策まとめなど**計4回の区政報告号外を発行**し、地域の皆様に可能な限り杉並区の動きをお伝えしてまいりました。そして、議会で取り上げ、地域の皆様からのご相談をいただくことで、防犯面では**手動通話録音機の配布**、子どもたちの安全面では**堀ノ内保育園前安全ポールの設置**、障がい者の安全面では**歩道橋のポール・点字ブロック修繕**、地域の景観・美化の面では**ごみ問題への積極的な取組**などを実現。また、都有地の**大木の剪定**や、**環七側道の舗装工事**などは区選出の小宮あんり都議とも連携し対応してまいりました。

引き続き、皆様の声をしっかりと形にしてまいります。区政のご相談やお困りごとなど、お気軽にお声がけください。





区政だより 2号 会派を代表し、議案に対する賛成討論を実施

杉並区議会議員
杉並区議会自由民主党
矢口やすゆき

矢口やすゆき 地域に寄り添う 4 つの思い

1. 商店街・地域の活性化
2. 働き方改革の実現
3. 高齢者・障害者・子育て世代に優しい社会に
4. 杉並文化の発展・推進



<プロフィール>

【経歴】

1976年(昭和51年)12月27日生まれの44歳。たつ年、山羊座、B型。
早稲田大学高等学院卒業、早稲田大学理工学部経営システム工学科中退。
TOKYO自民党政経塾・第13期生。
(株)KADOKAWAの宣伝マンとして雑誌・書籍・映像化作品の宣伝業務に携わり、数々のベストセラー誕生に貢献。同時に数多くのイベント企画・運営も実施。
商店街・地域の活性化、地域団体同士の繋がりづくりに貢献。「方南町日曜まつり」では2万5千人以上もの来場者を商店街に動員し、地域のにぎわい創出・店舗の売上増に寄与。
地域活動にも積極的に参加中。平成31年4月杉並区議会議員選挙にて初当選。

【所属委員会】

議会運営委員会 委員、区民生活委員会 委員、災害対策・防犯等特別委員会 副委員長

矢口やすゆき事務所

〒168-0063　東京都杉並区和泉 4-28-1-401

Facebook　https://www.facebook.com/yasuyuki.yaguchi.1
ホームページ　https://yaguchiyasuyuki.jp/

電話：090-4667-8676
FAX：03-6304-3412
メール：info.yaguchi@gmail.com

間違いさがし



あれっ!?なんか変だな？　これはどうなの？
二つの絵を見て気づいたことがありませんか？





なるべく食べ残しのないようにして、食べきれない時の保存も工夫しましょう。
●金属やガラスは可燃ごみではありません。不燃ごみの日に出しましょう。
●ダンボールは燃えますが、資源ごみとしてリサイクルします。他にも再利用できる資源が色々ありますので、分別を心がけましょう。

区政たより 3号

困ったこと

区政のこと

地域のこと

地域の皆様のよろず相談はこちらまで

会社員の視点を持って地域に寄り添います。



杉並区の花:サザンカ

杉並区議会自由民主党

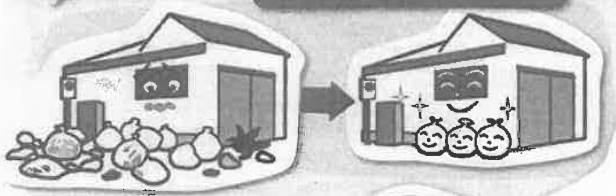
杉並区議会議員
矢口やすゆき

添付資料 48

地域の皆様のよろず相談としてお気軽にお声がけください！

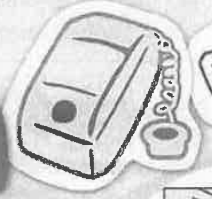
こんなことを解決してきました！

ごみ集積所の対処・対策

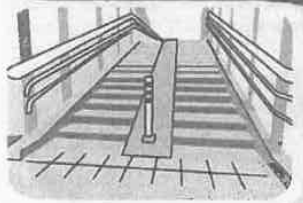


一人一人が"ごみ出しルール"を守り、
地域みんなで綺麗に使いましょう

手動通話録音機の配布



歩道橋上の高齢者・障害者の安全を守るための点字ブロック・ポールの修繕



安全ポールや点字ブロックが破損している際は
ご連絡ください。すぐに対応いたします

堀ノ内保育園前の安全ポールの設置



セシオン杉並の陥没箇所の修理依頼

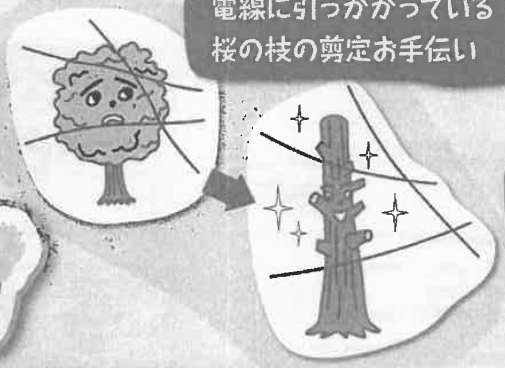


放置自転車の撤去お手伝い

長期間放置されている自転車やバイクは
区や警察と相談しながら対応いたします



電線に引っかかっている桜の枝の剪定お手伝い



神田川沿い看板の修繕



環七側道の窪地（水たまり発生）の補修（都道のため、小宮都議と連携）

大イチョウの剪定（都有地のため、小宮都議と連携）

東京都の設備や道路に関しては
小宮あんり都議会議員と連携して解決します

環七側道の植栽柵の修繕（都道のため、小宮都議と連携）

区議会議員の役割とは



地域の皆様からの声を区政に届け実現します

- 区議会議員は、地域のよろず相談屋です
- 区民や地域の声を行政に届けます
- 区民の代表として、区民や地域に寄り添った予算や決まり（条例）を決めています
- 行政運営を監視・けん制し、地方自治の適切な運営を実現します

活動事例



- 町会の夜間防犯パトロール
- 町会の朝の歩道橋清掃活動
- 地元商店街イベントのボランティアお手伝い
- お困りごとや区政へのご相談など、いつでもお気軽にご連絡ください
- 地元商店街への支援情報共有（コロナ禍における支援策など）
- 地域のまちづくり会議などに参加し意見拝聴⇒可能なものは区へ提言
- 区民の方からの個別相談対応

御請求書

2021/03/18

矢口やすゆき様

ミノティカ・ブランディング　土谷稔
〒166-0014
東京都杉並区松ノ木1-12-24-101
TEL：090-7270-0946
FAX：03-5938-1155

お振込先：
みずほ銀行　阿佐ヶ谷支店
普通　1209752
ミノティカ・ブランディング　土谷稔

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
下記のとおり御請求申し上げます。

御請求金額　￥330,000.-

件名：イラスト作成・使用費／チラシデザイン費

項目	数量	単価	金額
イラスト作成・使用費	1	100,000	100,000
チラシデザイン費	1	200,000	200,000
		小計	300,000
		消費税10%	30,000
		合計	￥330,000

2/3

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3月分	No.5・6

領収書等貼付欄

別紙参照

備考

3月分：NO.5　矢口やすゆき区政だより3号（デザイン費）＝330,000円

3月分：NO.6　振込手数料：330円

二枚のみ

3/3

MUFG 三菱UFJ銀行

お名前（カナ）　ヤグチ　ヤスユキ　様
店番/店名　[redacted]
科目/口座番号
照会期間　2021年3月19日
絞り込み　全取引
Eco通帳申込日 2015年3月16日

金融機関コード（銀行コード）　0005

Eco通帳（インターネット通帳）2021年4月2日 17時07分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高	メモ
2021年3月19日	330,000円		振込IB2 ミノテイカ ブランデインク		
2021年3月19日	330円		為替手数料 フリコミ テスウリヨウ		
2021年3月19日					

[redacted]　お預り金額合計:

通帳コピー（入出金明細）が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2021 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

山本あけみ議員　交付額192万円、支出1,916,835円、残3,165円

立憲民主党杉並区議団オンラインセミナー講師料について

9月1日（5議員按分）　　20,000円

添付資料 (49)　　領収書等貼付用紙9月分No2と、領収書

講師に南　学氏を呼び講演会をやっている。

山本あけみ議員は「立憲民主党杉並区議団5議員で按分　100,000円/5議員＝20,000円」と備考欄に記載している。

しかし、立憲民主党杉並区議団の他の4議員（太田・川野・関口・ひわき議員）には支出はない。区議団としてとりくんだのか、不明である。

しかし、山本議員は「区議団として取り組んだ」と説明しているので、政党活動の部分を含んでいるので、社会通念に照らして、相当な割合による按分が必要である。

20,000円の按分50%、10,000円の返還を求める。

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9月分	No. 2

領収書等貼付欄

備考
立憲民主党杉並区議団ZOOMオンラインセミナー
ポストコロナの杉並区のあるべき姿とは？～公共施設と財政から～
立憲民主党杉並区議団所属5議員で按分　100,000円/5議員＝20,000円

添付資料 49 1/2

２０２０年9月１日

領収書

立憲民主党杉並区議団　様

[redacted]

南　学

下記、金額を領収いたしました。

¥１００，０００－

ただし、事前打ち合わせ２回（７月１６日、８月６日）
講演会（８月２２日）

久我山駅前広場を展望するパネル展！

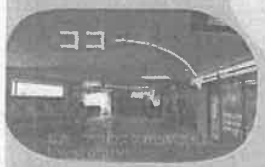


杉並区の南西にある乗降客数４万人を超える久我山駅。
周辺には穏やかな住宅街が広がり、都立高井戸公園の整備も進んでいます。
北口には商店街や都立高校、南口には私立中高校や病院、そして目の不自由なお子さん達が通う大切な学校もあります。
杉並区では平成９年に「久我山駅前地区整備総合計画（指針）」をまとめ、駅前広場整備の必要性に言及しましたが、残念ながら実現していません。
駅利用者や生活者の安全性・利便性向上の為にも幅広い地域のご意見を頂きながら広場整備を進めていくため、本展覧会では現状をお伝えし、区民の皆様と共に考えるきっかけとしたいと考えています。皆様のご参加をお待ちしております。

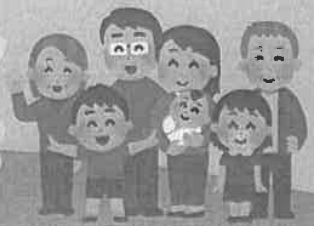
令和２年４月吉日　杉並区議会議員　山本あけみ

日時　8月　28日　金　10～20時
29日　土　10～20時
30日　日　10～17時

場所　アクロス
久我山 4-1-11
京王井の頭線久我山駅改札前



是非、お立ち寄りください！



予約不要
参加無料

主催＆問い合わせ：山本あけみ事務所
FAX 03-6231-5839
MAIL yamamoto.akemi1965@gmail.com
山本あけみオフィシャルサイト http://yamamotoakemi.com/
※新型コロナウィルス感染防止の為、パネルの展示のみとなります。お問い合わせは上記までお寄せください。

立憲民主党杉並区議団ZOOMオンラインセミナー

立憲民主党 杉並区議団

ポストコロナの ～公共施設と財政から～ 杉並区のあるべき姿とは？

8月22日 13：00～ (土)

ボトムアップを区政から！

新型コロナウイルス感染が広がる中、公共のあり方が今改めて問われています。
全国の自治体が施設再編問題に直面する中、財政運営に大きく影響する施設再編問題の杉並区における現状を分析し、ポストコロナの財政運営と公共施設のあり方を区民と共に考えるためのセミナーです。皆様のご参加をお待ちしております。

◆申し込み先：rikken.suginami@gmail.com か各議員
【お名前・お住まいの地域・当日連絡先】を明記の上お申し込みください。ZOOM（会議アプリ）の利用方法をご連絡いたします。予約締切8/21。
◆完全予約制、参加無料
◆当日連絡先：川野たかあき 090-6110-0309

■プログラム■
【第一部】13:00～13:10 ごあいさつ
13:10～14:00 南 学氏講演会
14:00～15:00 質疑応答
15:00～15:10 休 憩（講師退席）
【第二部】15:10～16:00 杉並区コロナ対策に関して参加者＆議員の対話集会

特別ゲスト 南 学氏



講師プロフィール
1953年横浜市生まれ、1977年東京大学教育学部を卒業後、横浜市役所に就職。
環境事業局・経済局を歴任。1989年、海外大学院留学派遣でカリフォルニア大学(UCLA)大学院に留学後、国際室、市立大学事務局、市長室、企画局などで23年間勤務の後、2000年、静岡文化芸術大学助教授に就任。
以後、横浜市参与、神田外語大学教授、横浜市立大学理事、神奈川大学特任教授等を経て現職。
自治体の政策アドバイザー（主として、公共施設マネジメント）等を数多く務める。
著書に『実践！公共施設マネジメント』(学陽書房)、『成功する公共施設マネジメント』(学陽書房)、『横浜市改革エンジンフル稼働』(東洋経済新報社)など多数。
現在、月刊『地方財務』（ぎょうせい）に『実践　公共施設マネジメント－深化する手法』として6年間以上連載中。

【委員経歴】
行政刷新会議事業仕分け評価委員（事業仕分け人）、三重県行財政改革専門委員会、高浜市公共施設あり方検討委員会（委員長）、玉名市公共施設適正配置計画検討委員会（委員長）、東伊豆町行政改革推進委員会アドバイザー（行革アドバイザー）、八千代市公共施設再編に係る有識者会議委員、杉並区指定管理者候補選定委員会（委員長）、さいたま市公共施設マネジメント会議、習志野市庁舎建設事業手法等検討専門協議会、習志野市新庁舎建設基本構想策定市民委員会（委員長）、鎌倉市公共施設再編計画策定委員会、出水市公共施設適正配置計画検討委員会委員長他、２０以上の自治体で委員等

立憲民主党
杉並区議団は、
全力で取組みます！
● 杉並の暮らしや働く環境の声を立憲民主党ボトムアップの政治で実現！
● 困難を抱える若い人に寄り添い、お年寄りに安心を届ける！
● 住民の声を区政に活かす「住民協働」に取り組む！

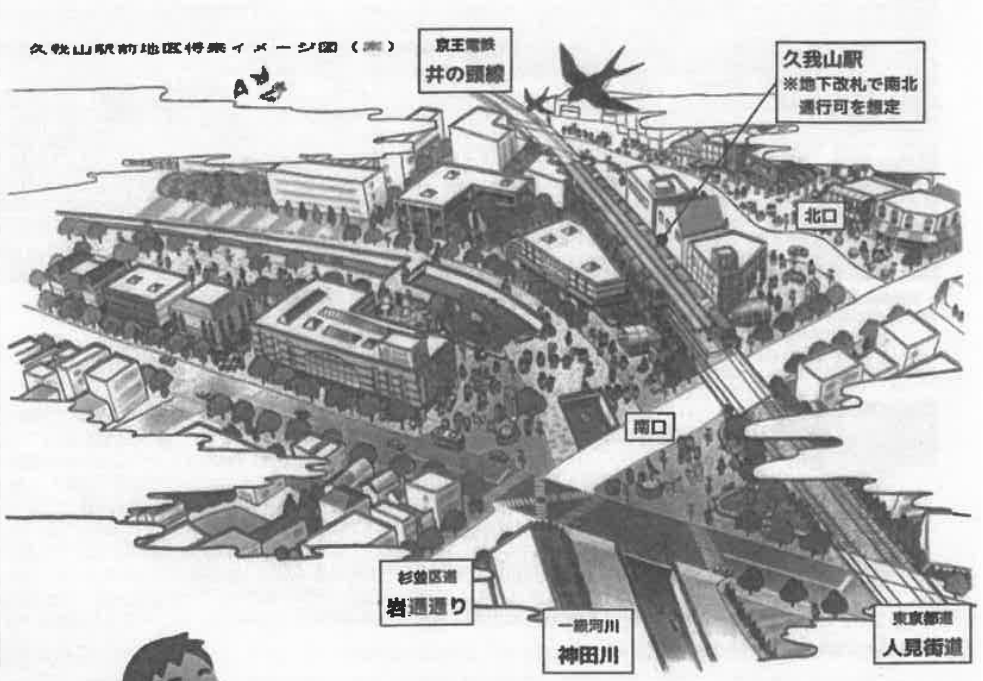

太田哲二
西荻地域
TEL 090-9248-0845
info@ota-tetuji.jp
ota-tetuji.jp/


山本あけみ
久我山・高井戸地域
FAX 03-6231-5839
yamamoto.akemi1965@gmail.com
yamamotoakemi.com/


川野たかあき
阿佐谷地域
TEL&FAX 03-5373-8051
info@kawano-gyanimasu.com
kawano-gyanimasu.com/


関口 健太郎
高円寺地域
TEL&FAX 03-6315-9384
mail@kaskiguchi.info
www.kaskiguchi.info


ひわき岳
永福・浜田山地域
TEL 090-7203-5760
mail@hiwakigaku.jp
www.hiwakigaku.jp



（□内の補筆は山本あけみによる）



＜上図＞平成９年「久我山駅前地区整備総合計画（指針）」に示された久我山駅前地区将来イメージ図（案）

久我山駅前広場は、
残念ながら実現していない。



以前の久我山駅は駅の南北アクセス及び交通ターミナル機能が欠けており、特に、駅に隣接し朝夕大変混雑する危険な踏切の解消が長年の課題となっていた。平成９年に「久我山駅前地区整備総合計画」を作成するなどその推進を図ってきたが、平成11年、南北自由通路整備に関する陳情採択を受け、課題解決に向け区は京王電鉄と事業協力を行った結果、新駅舎が完成した。

山本あけみは、杉並区へ以下の要望をしています！

・今後は都立高井戸公園開園で乗降客数が増える。富士見ヶ丘駅と同様に久我山駅前周辺のまちづくりにも着手を！
・通勤・通学、お買い物、お子様連れや高齢者、障害をお持ちの方などが、狭い駅前にひしめき合って通行している。安全性を確保するため、久我山駅周辺のあるべき姿に関し広く調査を！
・民間の土地所有者の理解を得ながら、大きなまちづくりへの協力を根気強く求め、目標を見失う事無く推進を！

山本あけみ：杉並区議会議員／立憲民主党杉並区議団副幹事長／建築士／緑ゆたかな環境を子どもたちへ／久我山在住

脇坂たつや議員　交付額192万円、支出1,911,466円、残8,534円

資料購入費について

添付資料(50)　　領収書4月分No6、7月分No3

4月13日新聞代（読売KODOMO新聞）令和2，8－令和3，7、1年分　6600円
7月16日新聞代（朝日中高生新聞）令和2，8－令和3，7、1年分　　11,820円

杉並区選挙管理委員会が発行した平成31年4月21日執行の「杉並区議会議員選挙選挙公報」によれば、脇坂議員のプロフィールに杉並生まれの杉並育ちの自民党現職最年少36歳（3児の父）」と書いている。

「手引き」P18によれば「政務活動に要する経費細目」で「○新聞購読については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする」と明記している。脇坂議員が読むための新聞ということが証明されなければ、使途基準に違反した不当な支出である。説明を求める。領収書だけでは不明なので**新聞購読代18,420円の返還を求める。**

区政レポート惑星について

3月29日区政レポート代　46,000枚　　302,500円
　　封筒・封入代（4,200枚/4,183セット）発送代4,183枚、
　　ポスティング代41,600枚　　計705,316円

添付資料(51)　杉並区政レポート　惑星

A4両面印刷のレポートである。表面はレポートの題字と脇坂議員の2枚の写真。脇坂議員の挨拶と思われる文面である。「条例」第9条と照らしてみると、区政の調査研究等の内容はわずかである。裏面は「脇坂たつやプロフィールと写真」で紙面の1/3を占めている。政務活動以外の内容が混在している。この区政レポートに政活費から経費の全額の1,007,816円を支出した。全額を計上しているのは、「規程」第2条2，に違反した不当な支出である。
区政レポートは政務活動以外の記事も含まれているので、社会通念に照らして相当な割合による按分をしなければならない。かかった経費　302,500円＋705,316円＝1,007,816円の按分50%　**503,908円の返還を求める。**

また、50万人以上いる区民の中から4,183人に発送しているが、どのようにして区民の中から選んだのか説明を求める。

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 6

領収書等貼付欄



添付資料(50)

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7 月分	No. 3

領収書等貼付欄



杉並区政レポート

惑星



杉並区議会議員

脇坂たつや

●事務所
〒166-0004 杉並区阿佐谷南3-27-10
TEL. & FAX.3391-7717
●区議会控室
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
TEL.3312-2111(内線2307)

HP

発行日 2021.3 vol.18

★新型コロナウイルス感染症から区民の生命と財産を守る～新年度予算成立～

新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方へ哀悼の意を捧げます。併せて、今も感染症に苦しんでいる方、仕事や生活に多大な影響を受けている皆さまへお見舞いを申し上げると共に、感染拡大防止に向けてご理解とご協力を頂けていることに感謝致します。また、昼夜問わず、懸命に働いて下さっている医療従事者やエッセンシャルワーカー、保健所職員をはじめとする公務員の皆さまに心からの敬意を表します。さて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めてから１年以上が経過しました。今年に入ってからも感染拡大は収まらず、先日になって、やっと東京都においても国の緊急事態宣言が解除されたところですが、その収束に向けてはまだ時間が掛かることになりそうです。この間、杉並区としましても、国や都の支援策に合わせて、令和２年度には13回もの補正予算を編成するなど、区民の生命と財産を守るための対策を講じてまいりました。また、先の令和３年第１回区議会定例会において新年度予算が成立しましたが、一般会計予算は1990億2500万円となり、特別会計も併せた総予算は3091億7920万円余となりました。新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前、区は有事に備えて慎重な財政運営を行い、財政調整基金（区の貯金のようなもの）をしっかりと積み上げてきたところですが、今回のコロナ禍は100年に１度の有事と言っても過言ではなく、区民全員が等しく我慢を強いられ、大変な生活を送っている中で、このように過去最大規模となる思い切った予算を編成したことを私はとても心強く思っています。今後も時機を逸することなく、区に対して皆さんの声を届けてまいりますが、喫緊の課題として挙げられるのは、いかにワクチン接種をスムーズに行っていくかということになります。改めて、医療従事者の皆さまには大変なご苦労をお掛けすることになりますが、区としても、随時、補正予算を編成しながら準備を進めていく方針ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。そして、区民の皆さまには、いつ・どこで・誰からワクチンを接種出来るのか、副反応への対応など、必要な情報を丁寧に届けてまいります。共にこの難局に立ち向かってまいりましょう。



添付資料 5-1

★現基本構想の完結、そして新たな基本構想の策定へ！

杉並区には、全ての計画の最上位に位置する、言わば区政運営の羅針盤のような存在の基本構想というものが定められています。現基本構想は、令和３年度をもって丸10年となり、その計画期間が終期を迎えます。つまり、新年度から始まる１年間は目標がゴールに到達することが出来るかどうか、とても重要な年になる訳です。同時に、杉並区は令和４年度からの10年間を見据えて新基本構想を策定すべく基本構想審議会を設置し、学識経験者・各種団体推薦者・公募区民・区議会議員などが委員となって、環境問題やデジタル化の推進など、新たな時代を見据えた議論を行っています。ありがたいことに、10年前に現基本構想を策定したときも、そして新基本構想を策定している今回も、私は審議会の委員を務めさせて頂いております。当時の経験を生かしながら、区民の皆さんと杉並区を共に育んでいくという想いを大切に、より良い基本構想となるよう、精一杯、取り組んでまいります。なお、叩き台が出来上がり次第、夏頃までに区民の皆さんにパブリックコメントを実施し、最終的に秋の区議会で議案として上程され、決定していくという段取りで進めていく予定です。

「惑星」のご感想・区政に関するご意見やご要望をお寄せ下さい。

コロナ禍になってから、特に緊急事態宣言による制限を想定していなかった事例が行政サービスにも見受けられています。区民の皆さんの不利益にならないように、議会の場でしっかりと提言してまいります。

ファックス: 03-3391-7717

メール: wakisaka@suginami-kugikai.jp

脇坂たつやプロフィール



☆杉並生まれ杉並育ちの38歳
☆早稲田大学　政治経済学部　経済学科　卒業
☆民間企業に５年間勤務後、2010年７月、杉並区議会議員補欠選挙にて初当選。
　現在、４期連続当選中。
☆杉並区議会　都市環境委員会　委員、議会改革特別委員会　委員
☆杉並区議会自由民主党　幹事長(2016～2017年度)、
　杉並区議会　議会運営委員会　委員長、総務財政委員会　委員長、
　区民生活委員会　委員長、都市環境委員会　委員長、
　議会改革特別委員会　委員長　等を歴任

吉田あい議員　交付額192万円、支出192万円、残0円

「吉田あい区政レポート」を「令和2年春季号」「令和2年決算号」「令和3年春季号」の3種類の経費が計上されている。どの号にも発行年月日は記載しない。区民にとってはいつの発行かわからない。発行年月日を記載しない理由の説明を求める。
吉田議員の「政務活動費収支報告書」を見ると、毎年のように、「春季号」は前年度と当該年度の2年にまたがり、計上されている。1つの「春季号」にいくら計上されているのか、検証が困難である。2年にまたがり、経費を計上する理由の説明を求める。

「吉田あい区政レポート令和2年春季号」について

この号については、「令和元年度政務活動費収支報告書」によれば、すでに
令和2年3月29日区政報告発送代金　250,572円
内訳　杉並郵便局　@57×2,408通　荻窪郵便局　@70×863通
杉並南郵便局　@70×547通、@84×174通
（以上、発送合計3,992通）
3月31日印刷代、発送用封筒代　347,712円
内訳　長3封筒　4,000枚、区政レポート35,700枚　経費　合計　598,284円
「令和2年春季号」には上記の様に令和元年度で経費　598,284円が支出されている。

以下、令和2年度の計上
5月11日ポスティング代　@4×31,500部　138,600円

「吉田あい区政レポート令和2年決算号」について

10月31日発送代金　195,777円
内訳　杉並郵便局　@57×2,381通　荻窪郵便局　@70×858通
11月1日発送代金　51,982円　内訳　杉並南郵便局　@70×547通、@84×163通
（以上、発送合計3,949通）
11月4日印刷代封筒代金　387,310円　内訳、長3封筒4,000枚、印刷35,700枚
12月18日ポスティング代　138,600円　@4×31,500枚
かかった経費　合計773,669円

「吉田あい区政レポート令和3年春季号」について添付資料(52)　令和3年春号

3月27日発送代金　192,745円
内訳　杉並郵便局@57×2,345通、荻窪郵便局　@70×844通
3月28日発送代金　51,352円　内訳　杉並南郵便局　@70×538通、@84×163通
（以上、発送合計3,890通）

3月31日印刷代、封筒代金387,310円　内訳、長3封筒4,000枚、印刷35,700枚

かかった経費　合計　631,407円

以上の様に「令和2年春季号」「令和2年決算号」「令和3年春季号」とも、発送数は似通っている。50万人以上いる、区民の中からどのように約4,000人の区民を選び郵送しているのか、説明を求める。毎回のように「子育て奮闘記！？」の記事と「祝日には国旗を掲揚しましょう」が日の丸の絵と一緒に掲載されている。

政治活動、選挙活動の費用を含んでいるので、社会通念に照らして相当な割合による按分を求める。

吉田議員は令和元年度政活費収支報告書によれば、令和2年5月19日に「4月3日支払い分誤記控除　平成31年春季号区政報告発送代金　杉並、荻窪、杉並南郵便局の223,945円を誤記更生し、按分50%にし、111,972円として、111,972円を返還した。

添付資料 (53)　令和元年度政務活動費収支報告書

上記のような理由で按分50%の返還を求める。

5月11日ポスティング代　138,600円の按分50%　69,300円の返還を求める。

「令和2年決算号」の経費　773,669円の按分50%　386,834円の返還を求める。

「令和3年春季号」の経費　631,407円の按分50%　315,703円の返還を求める。

区議会報告・予算特集号

吉田あい 区政レポート



令和3年　春季号

杉並区議会議員
吉田あい
―― 吉田あい事務所 ――
〒166-0002 杉並区高円寺北4-20-13

新型コロナに打ち克ち、新たな時代を築く！未来へつなぐ新年度予算が成立しました!!

杉並区議会は令和3年2月9日に開会し、3月12日に閉会致しました。

議会開会の初日には田中良区長から新年度予算方針とその役割の説明が行われました。

これを受け各会派の代表質問が行われ、引き続き予算特別委員会が設置されて集中審議が行われました。

また、適時適切に補正予算を組みながら、補正予算及び新年度予算、関連議案が賛成多数で可決されました。

令和3年度予算は次の通りです。

一般会計は1,990億2,500万円で、前年度と比べて52億2,900万円(2.7%)の増となりました。

増となった要因は、投資事業、人件費は減となったものの、保育関連経費などの既定事業、衆議院議員選挙などの臨時事業、公債費の増によるものです。

歳入では特別区税、特別区財政交付金などの減を見込むほか、阿佐谷地域区民センターの移転整備や富士見丘小・中学校の改築など大規模な投資事業の財源として、建設債の発行や施設整備基金を取り崩すこととしています。

また、令和2年度最終補正後の一般会計は2,600億円余となりました。新型コロナウイルス感染症対策への関連経費が大きく占めています。



コロナ予防対策として、今議会では短縮日程が組まれました。そのぶん一日の審議時間が長く、夜8時近くになる事も…。一日中座りっぱなしで、腰が痛くなりました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、景気や区財政へ与える影響は非常に大きいものです。持続可能な区政運営を継続するためにも、より一層に行財政改革に取り組む必要があります。行政のデジタル化を進めて業務の効率化を図りながら、コロナ対策を含む区民の暮らしの安全安心を守るための必要な取組みを進めてまいります。

〈令和3年度各会計当初予算規模〉

	令和3年度	令和2年度	差引増減額	前年比(%)
一般会計	199,025,000	193,796,000	5,229,000	102.7
国民健康保険事業会計	52,236,854	52,674,207	△437,353	99.2
用地会計会計	−	4,289,514	△4,289,514	皆減
介護保険事業会計	43,865,463	46,989,696	△3,124,233	93.4
後期高齢者医療事業会計	14,051,890	14,169,304	△117,414	99.2
合計	309,179,207	311,918,721	△2,739,514	99.1

高円寺図書館が移転します

老朽化が進んだ高円寺図書館を、旧杉八小跡地に移転改築します。

新しい施設には図書館のほかに保育園、地域コミュニティ施設、防災機能を有する公園を整備する予定です。

- 令和3年8月……旧校舎等解体工事
- 令和4年秋ごろ……複合施設建設工事
- 令和6年度……図書館、地域コミュニティ施設開設
- 令和7年度……高円寺東保育園移転開設、公園開設

※高円寺図書館移転後跡地は、今後、活用方法を検討します。

防災公園として生まれ変わります

★ これからの馬橋公園 ★

公園用地を広げて防災機能を高め、地域の防災力の向上を図ります。さらに地域の方に愛される公園となるよう、整備していきます！消防団の団小屋も整備されます。

- 令和3年度……公園設計の詳細部分の決定
- 令和4年度……管理棟の工事着手
- 令和5年度……公園部分の整備
- 令和6年度……馬橋公園リニューアルオープン

令和3年度　主要事業の紹介　～新たな時代を見据えた重点施策～

1、災害に強く安全・安心に暮らせるまち

- 河川監視カメラのリアルタイム配信等の構築……2,300万円
  河川カメラでの映像配信と浸水危険地域への冠水センサーを設置します。
- 停電時に備えた在宅人工呼吸器使用者への自家発電機装着等設置支援……120万円
- 発災後3日間分の区内備蓄の確保と震災救援所の備蓄品の充実…1億2,897万円

2、暮らしやすく快適で魅力あるまち

- 中小事業者への新ビジネススタイル導入支援……4,740万円
  事業形態の転換などを支援するための新たな補助制度を設立します。
- まちの賑わいと感染防止を両立させた2020東京オリンピック・パラリンピック大会関連イベントの実施……2,352万円

3、みどり豊かな環境にやさしいまち

- 公園の整備と多世代が利用できる公園づくりの取組……22億5,196万円
  馬橋公園の防災機能向上に向けた設計及び(仮称)松庵2丁目公園の整備
  杉八小跡地を利用した公園整備や立体都市公園制度を活用した阿佐谷けやき公園の整備を行います。
- カーボン・ニュートラル実現に向けた取組の推進……4,130万円
  低炭素化推進機器の導入促進や次世代自動車普及に向けた充電設備導入支援
  地球温暖化対策実行計画を策定します。

4、健康長寿と支えあいのまち

- 障害者の移動に関する事業の見直し・充実……8億4,353万円
  個々の障害者能力に応じて適切な支援が受けられるよう移動に関する事業の見直し・充実を図ります。
- 認知症早期発見の取組開始……900万円
  認知症早期判断・早期対応を目的とした認知症予防検診を実施します。

5、人を育み共につながる心豊かなまち

- 認可保育所整備と保育の質の向上……9億4,232万円
- 学童クラブ待機児童対策の推進……8億9,860万円
- GIGAスクールの実現によるICT機器活用の推進……17億4,727万円
  児童・生徒一人一台専用タブレットパソコン配備を実現し、教育の充実を図ります。

6、新たな時代を見据えて

- 行政デジタル化推進による区民の利便性向上と業務の効率化の実現へ4,300万円

明日への架け橋となる取組みを！
子供からお年寄りまで、命を守る杉並区を築きます！

新型コロナウイルスワクチンを安全に接種するために

問 ワクチン接種は任意ですか。また、費用はかかりますか。

答 接種は任意で、無料です。(全額公費負担)

問 在宅で寝たきりの高齢者には、どのようにワクチン接種を行うのですか。

答 往診や訪問診療での接種を考えています。しかし、ファイザー社製ワクチンは温度管理などの厳しい条件があり、どのように在宅で接種できるか検討しています。(3月17日現在)

問 近所の診療所でも接種が受けられますか。

答 基幹4病院に設置されているワクチン専用冷凍庫から、温度管理を徹底して地域の診療所にワクチンを運ぶ必要があります。安全にワクチンを配送するため、どのような手法が良いか検討しています。(3月17日現在)

問 ワクチン接種によって副反応が出た場合、救済措置はあるのですか。

答 接種による副反応で健康被害があったと国が判定した場合、予防接種救済制度が適用され区市町村から給付が行われます。

ワクチン接種までの手順

■ワクチン接種までの予定(3月17日現在)

1 接種時期より前に「クーポン券(接種券)」と「予診票」、「新型コロナワクチン接種のお知らせ」「説明書」が届きます。

2 ご自身の時期を確認の上、ワクチン接種可能な医療機関や接種会場を探します。

3 予約サイトまたは電話(コールセンター)で予約をします。

4 接種当日は以下の3点を必ず持参してください。
①クーポン券(接種券)
②必要事項を記入した予診票
③本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

■接種の優先順位
(1)医療従事者
(2)65歳以上の高齢者
(3)高齢者以外で基礎疾患がある方
(4)高齢者施設等で従事している方
(5)60歳から64歳までの方
(6)上記以外の方

杉並区 新型コロナワクチン コールセンター

新型コロナワクチンに関する予約、相談ができます。

TEL 0570-666-542

受付時間
午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日も実施)



昨年も多くの自然災害が発生しました。コロナ対策だけでなく、震災訓練も大事です。災害対策委員として、杉並区の震災訓練を視察。

ずっと住み慣れた杉並で暮らすために 特養整備がすすみます

ウエルファーム杉並(荻窪税務署跡地)の広い敷地を活用し、医療的処置が必要な方にも対応した区内最大級の特別養護老人ホームがオープンします。

- 施設名　(仮称)フェニックス杉並(天沼3－19)
- 定　員　180人
- 開設予定　令和3年12月

障害者の方の要望に応えて 移動支援が使いやすくなります！

移動が困難な障害者の社会参加を促進するため、4月から移動支援が見直されます

- 自宅を始点・終点としない利用が可能になります
- 年単位での利用が可能になります
- プールでの利用が可能になります
- 通学支援の時間制限が緩和されます

※事業者への支援も手厚くなります

イジメを許さない杉並区へ！

問 昨年度のイジメの認知件数、イジメ解決までの期間をお聞かせ下さい。

答 令和元年度のイジメの件数は小学校2,748件、中学校209件です。解決までの期間は、イジメが無くなり、少なくとも3ヶ月程度、被害児童・生徒が心身の苦痛感じていない状態とされています。

問 イジメ解決に向けた学校の取組みをお聞きします。

答 イジメ発覚後、直ちに管理職へ報告。校長は速やかに「学校いじめ対策委員会」を設置し、学校全体で組織的に解決に向け取組みます。

問 イジメられた子への適切なケアが大切と考えるが、取組みをお聞きします。

答 徹底して被害児童・生徒の味方になり、常に共感しながら支援や面談を継続的に行います。また、加害児童・生徒へは、教育的指導だけでなく、福祉的なカウンセリングをきめ行ってまいります。

区内における新型コロナウィルス感染者数の推移

月別	男性	女性	総数
2020年 2月	1名	0名	1名
2020年 3月	18名	10名	28名
2020年 4月	110名	88名	198名
2020年 5月	12名	24名	36名
2020年 6月	17名	13名	30名
2020年 7月	123名	90名	213名
2020年 8月	213名	139名	352名
2020年 9月	86名	65名	151名
2020年10月	106名	77名	183名
2020年11月	223名	205名	428名
2020年12月	393名	277名	670名
2021年 1月	1004名	874名	1878名
合　計	2306名	1862名	4168名

医療関係者のみなさま ありがとうございます！



祝日には国旗を掲揚しましょう

☆子育て奮闘記!?☆

一年生になったら、友達100人できるかな♪と言う歌がありますね。娘も一年生となり、お友達の話を良くします。しかし、楽しい事だけではないようで、学校でイジメられた事もありました。そのストレスなのか、その頃の娘は、よく私に八つ当たりをしていました。娘なりに、傷付いていたのでしょう。

「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校はイジメ防止対策を強化しています。しかし、学校の延長とも言える学童クラブでは、どうでしょう。学童でのイジメ対策は、けして進んでいるとは言えません。

学童でイジメがあると、結局は被害児童が通わなくなり、それで解決となってしまうケースがほとんどです。しかし、被害児童が通えず、加害児童には何のペナルティもない…と言うのでは理不尽です。子供達が安心して放課後を過ごせるよう、学童でのイジメ対策は重要です。学校や家庭との緊密な連携、そして職員の目がより行渡るよう職員体制の強化に取組んで参ります。

■すぎなみいじめ電話レスキュー
いじめに関する相談を受け付けています
0120-949-466 (月～金曜日の午前10時～午後7時)



各学校ではコロナ対策を行って、学校行事を行っています。娘も学校での展覧会を楽しんでいました。
マスクをつけていると、顔が分からないですね！？

添付資料㊸ ½

別記様式(第10条、第11条関係)

令和 2年 5月 19日

杉並区議会議長 宛

議員名 吉田 あい

令和 元 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり令和 元 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入

政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	0	
研修費	3,666	
広聴広報費	1,620,286	4月分の計上について誤りがあったため訂正 11/3, 6 12/5 3/2, 31 ?
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	6,250	
事務費	147,218	
事務所費	0	
人件費	30,607	
合計	1,808,027	

収受 2. 5. 19 杉議会第 号 杉並区議会

3 残 額 111,973 円

※今回の訂正により、新たに111,973円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

第7号様式(第7条関係)　　(吉田議員)

年	月	日	摘　　要	(科目)	受	払	残
			訂正前の累計		1,920,000	1,920,000	0
2	5	19	4月3日支払分誤記控除 平成31年春季号区政報告発送代金(杉並、荻窪、杉並南郵便局	広聴広報費		△ 223,945	223,945
2	5	19	4月3日支払分誤記更正 平成31年春季号区政報告発送代金(杉並、荻窪、杉並南郵便局(50%)	広聴広報費		111,972	111,973
			支出科目別「誤記控除・誤記更正計」	広聴広報費	△ 111,973		
				合計	△ 111,973		
			訂正後の累計		1,920,000	1,808,027	111,973

わたなべ友貴議員　交付額192万円、支出1,919,740円、残260円

区政レポート令和3年冬号について　　添付資料(54)　　冬号

12月25日区政報告作成費　　665,500円

（有限会社アンファン江戸川区平井4－12－1－902号室）

内訳、A3デザイン、データ作成費一式　　150,000円

印刷費　67,000枚　　385,000円

本紙色校正費　一式　　28,000円

仕分け、配送費1箇所　　42,000円

消費税　　60,500円

12月25日ポスティング代　66,700部×@3円＋消費税＝220,110円

（株式会社アト、千代田区内神田3－10－8）

かかった経費　合計　885,610円

区政レポート令和3年春号について　　添付資料(55)　　春号

3月29日制作費　　314,600円

（有限会社アンファン江戸川区平井4－12－1－902号室）

内訳　A4デザイン、データ作成費一式　　120,000円

印刷費　　33,000枚　　146,000円

配送費1箇所　　20,000円

消費税　　28,600円

3月31日　ポスティング代　32,600枚×@3円＋消費税＝107,580円

（株式会社アト、千代田区内神田3－10－8）

かかった経費　合計　422,180円

冬号ではデザイン費等で150,000円、春号は120,000円と非常に高額である。デザイン費はどのように決めているのか、説明を求める。また、配送費は冬号で42,000円と高額である。地方自治法第2条⑭の趣旨に基づき、支出することを求める。

冬号ではわたなべ議員の写真が12枚、紙面の1/4は「わたなべ友貴活動報告」である。A4の春号表面はわたなべ議員の大きな顔写真とOGIKUBO－２０３１の文字で多くを占め、「条例」第9条と照らしてみると、区政の調査研究等の内容はわずかである。両紙とも政務活動ではない内容が紙面の多くを占めている。社会通念に照らし、相当な割合による按分が必要である。冬号の経費、春号の経費の按分50%の返還を求める。

885,610円＋422,180円＝1,307,790円の按分50%、653,895円の返還を求める。

－36－

区政レポート 令和3年 冬号　添付資料 ㊹



避難所から在宅へ、避難の常識が変わります。



新型コロナウイルス感染症の流行を受けて国や東京都は、避難所の三密を避ける為に、基礎自治体に避難所の新設を求めています。

しかし、杉並区には新しく避難所として利用することのできる区有施設はほとんどなく、この求めに応じることは事実上困難です。

そこで、これまで災害時には、命を守る為にまず「避難所へ避難」とされていたものが、

一転、可能ならば「在宅で避難」という方針への急激な変化が進んでいます。

では、区民の皆さんに「在宅避難」をしていただく為に、区はどのような取り組みをすればいいのでしょうか。

区民は、災害が発生したとき、自宅が倒壊したり、自宅から出火したり、家具が転倒して下敷きになり怪我をしたりすれば、在宅避難をすることができなくなります。

ですから区が、区民へ在宅避難を推奨する為には、建物倒壊対策・自宅からの出火対策・家具転倒防止対策、の３つを充実させる必要があります。

建物倒壊対策は、区の耐震化支援事業の成果もあり、区内耐震化率90.9%まで順調に向上しています。

杉並区の防災対策の肝は火災対策です。



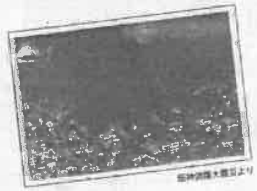
では、自宅からの出火対策についてはどうでしょうか。阪神淡路大震災では、55件の火災が発生し、そのうち、通電火災によるものが６割にのぼりました。この教訓から、通電火災対策として、感震ブレーカーの普及が始まりました。

杉並区は当初、感震ブレーカー助成の対象を、火災危険度の高い地域へ限定していましたが、令和２年４月より、助成対象を一般世帯へも広げて、区内全域に対象地域を拡充しました。その理由は、設置世帯を面的に広げることで、より大きな効果が生まれるからです。



感震ブレーカー

わたなべ友貴の区政レポート〈コロナ禍の避難 編〉



杉並区内死者数の75%は火災！

首都直下地震における杉並区内死者数予測のうち、およそ75%が火災によるものであるとされています。
このことから、杉並区の防災対策の肝は火災対策であることがわかります。

燃え広がらないまちを作るためには、そもそも各家庭が火を出さないことが最善であることは言うまでもありません。ですから私は、感震ブレーカーの設置助成対象を区内全域に広げた区の施策を、高く評価しています。

家具転倒防止対策は命を守ります。

クラッシュ症候群で死にいたることも



区民の在宅避難の為にもう一つ必要なことは、家具の転倒によって下敷きになることを避けることです。

阪神淡路大震災では、負傷者のうち家具の下敷きになって負傷された方が、全体の46%にも及びます。無事に家具の下敷きから救出されたとしても、長時間、体が重い物に圧迫されたことで起こる「クラッシュ症候群」※の危険があります。

すなわち、区民に在宅での避難生活を続けていただくためには、家具の下敷きになるようなことがないように、対策をしなくてはいけません。



その為には、自宅の家具を転倒しないよう、各ご家庭で対策をとって頂く必要があります。

※救出直後は軽傷のように見えるのに、数時間後に突然容体が悪化して、死に至るケースもあるのが、このクラッシュ症候群です。

杉並区の施策には、メッセージが足りません！

全世帯へ拡充する必要！



現在、杉並区は家具転倒防止器具の取り付け助成を、65歳以上の高齢者世帯、障害のある方のいらっしゃる世帯といった、いわゆる「災害時要配慮者世帯」に限定しています。しかし私は、区がこれから区民へ『在宅避難』を推奨していくのであれば、感震ブレーカー助成同様、

家具転倒防止対策の助成対象を、区内全世帯へ拡充する必要があると主張し、私は区議会の場で質問をしました。

区の答弁は、
一般世帯については、株転倒防止器具を安価に購入できる事業として防災物資の斡旋を行っている。地域での火災を防ぐ感震ブレーカーとは異なり、**あくまでも自助で行うべきものと捉えている、**との答弁でした。

区は、広報などで『在宅避難』について、区民への周知を図っています。もちろんこれは大切です。

一方、区民に在宅で避難していただくために何が必要か、という視点での施策は、まだまだ不十分であると思います。区が、これまでの方針を転換し、新たな施策を展開するのであれば、

その施策について明確なメッセージを区民に発信しなくてはなりません。

今回で言えば、「在宅避難」です。

その為にも、家具転倒防止対策の助成対象を全世帯へ広げることが必要であると私は考えます。

区民の命を守るために、この問題に引き続き取り組んで参ります。



―― 杉並の防災を前へ ――



杉並アニメーションミュージアム

杉並区には、
全国最多のアニメ制作会社が
集積しています。
杉並区は、「アニメ産業」を
大きな財産であると
捉えています。

アニメは杉並の財産。



イナズマカフェ（秋葉）

「区内のアニメ資源」を内外に発信すべきです。

杉並区は、制作会社だけでなく、多くのアニメの舞台にもなっています。

私もそうですが、アニメを愛する人たちの間で、「聖地巡礼」という言葉があります。これは、自分の愛するアニメのモデルになった場所を訪れることです。作品の人気度によっては、海外から足を運ぶ方もいらっしゃいます。こうした聖地の情報は、本来「作品名　聖地巡礼」で検索をして探すものです。個人のＨＰで情報を発信する方もいらっしゃいますが、中々網羅的に、というわけにはいかないのが現実です。



西武ロッテング・アイドルマスター（秋葉）



気象神社：秋葉 天気の子（高円寺）

そこで、このような聖地の情報を、行政が一覧にして提供することができれば、とても画期的だと思います。例えば杉並区が「聖地巡礼マップ」を作製しHPやSNSで発信することで、区民のみならず、来街者へもアピールすることができます。杉並区はアニメ産業を区の重要な財産として考えているのであれば、最大限に活用するべきです。



上井草商店街のシャッターペイント



杉並の魅力の一つとしての「アニメ」の活かし方を、私のような若い世代の視点で、これからもどんどん提案していきたいと思います！

ガンダムモニュメント

平成20年3月に西武新宿線上井草駅前に完成しました。上井草にはガンダムの制作会社「サンライズ」をはじめ、アニメ関連会社が集積しています。地元の上井草商店街は、これを活用して商店街を活性化しています。

アニメを商店街の活性化に活用するべきです。

アニメは商店街振興にも活用できます。例えば作中モデルになった地域の商店街に作品情報を展示したり、商店と協力してコラボカフェを開いたりと、アニメを活用する方策はまだまだあります。私は頻繁にコラボカフェ(アニメとカフェがコラボし限定メニューを販売)に行きます。そこでは、市販のコーラにキャラクターの紙を張り付けたストローを差して、特典として紙コースターを付けるだけで、1,000円を超える値段で売られていることもあります。それが飛ぶように売れるのです。すなわち、アニメにはしっかりとした「稼ぐちから」があるのです。

ふるさと納税へアニメを活用するべきです！

私が実現したいのは、ふるさと納税へのアニメの活用です。杉並区では、令和元年度、本来杉並区へ入るべき税金24億７千万円が、ふるさと納税によって他自治体へ流出しています。

杉並区は、健全な寄付文化の醸成を掲げ、返礼品を送ることによるふるさと納税に否定的な立場をとっています。

つまり、戦わずして負けている状態です。

しかし私は、自区の魅力であるアニメ産業を返礼品に活用することは、全く不健全とは思いません。

自らの強みをＰＲすることの、
どこが不健全だというのでしょうか。

例えば、アニメキャラクターと杉並区のキャラクター「なみすけ」のコラボグッズを返礼品にするなど、方法は様々です。先に述べた通り、杉並区の財産であるアニメには「価値」があります。



杉並区議会自民党で 登壇数NO.1

令和元年第２回定例会

杉並の防災対策について
○体育館のエアコン整備について
○豪雨時の道路冠対策について
○乳児用液体ミルクについて
○震災救援所の運営について
荻窪駅周辺のまちづくりについて
○南北往来の不便解消について
○天沼地区の電柱地中化について





令和元年第３回定例会

杉並の防災対策について
○災害時の都立高校との連携について
○女性の防災について
荻窪駅周辺のまちづくりについて
○荻窪のまちの景観について
○荻窪の空きビル
の利活用について



令和元年第４回定例会

杉並区の防災対策について
○災害時の情報伝達手段について
○河川カメラについて
○災害ボランティアセンター支援について
杉並区のトイレ施策について
○災害時のトイレについて
○公共施設・公園の
ベビーベッドについて





今年も引き続き
議会で発言して
まいります！

令和２年第１回定例会

指定管理者制度について
○公の施設の管理・運営の履行確認について
○指定管理者再選考時の基準について
○指定管理者の運営における協定違反行為の
対応について
興行場(劇場・ライブハウス)の安全対策について
○興行法場の適用除外について
○届け出と実態が異なる興行場への対応について
商店街振興について
○キャッシュレス決済の推進について

令和２年第３回定例会

コロナ禍における
杉並区の防災対策について
○避難所の三密回避策について
○水害時の垂直避難について
○コロナ禍における震災救援所の運営について
○災害時の歯科保健医療体制について
災害時の障害のある方に対する取り組みについて
○学校のバリアフリーについて
○心のバリアフリーについて
○福祉救援所について
保育園における災害時の対応について
○災害時の休園基準について



令和２年第４回定例会

杉並区の防災対策について
○燃え広がらないまちづくりについて
○在宅避難について
○水害時の避難について
荻窪駅周辺のまちづくりについて
○現基本構想後の荻窪駅周辺まちづくりについて



皆さまのご意見をお寄せ下さい。

杉並区議会議員
わたなべ友貴 事務所
〒167-0051 杉並区荻窪 5-18-11-202
電話 080-1054-1956 FAX 03-4243-3020
tomoki.suginami@gmail.com
わたなべ友貴
URL: http://tomoki-suginami.com

プロフィール

- 1984年9月25日生まれ(36歳)
- ねずみ年・てんびん座・A型
- 法政一高・法政大学法学部卒
- 法政大学法科大学院修了〈法政に10年〉
- 東京都議会議員 早坂よしひろの
秘書を7年間務める
- 防災士・宅地建物取引士
- 趣味：東京マラソン2019完走
ピアノ・洗濯・プロレス観戦



OGIKUBO-2031

From 2021

わたなべ友貴
区政レポート

荻窪駅周辺まちづくり編

令和3年 春号

杉並区議会自由民主党 荻窪地域選出

杉並区議会議員

わたなべ友貴（ともき）

防災士

荻窪をさらに
魅力あふれる
まちにしたい！

荻窪駅周辺まちづくりが掲げられた区の最上位計画である現基本構想は、令和3年度末をもって、10年の終期を迎えます。

荻窪駅周辺まちづくりを前へ！

①南北分断の解消

②都市機能のさらなる強化を図る

民間事業者が住民の悩みや意見に寄り添うことがなく、コストパフォーマンスのみを考えているような状況では荻窪駅周辺のまちづくりは一向に進展することはありません。

基本構想は、10年後の杉並区の目指すべき姿への羅針盤です。達成出来なかったものは、引き続き区の重点施策であるべきです！



添付資料 55

わたなべ友貴の区政レポート 令和3年 春号

〈荻窪駅周辺まちづくり編〉

平成24年から始まった区の最上位計画である現基本構想は、令和3年度末をもって、10年の終期を迎えます。現基本構想では、目標のひとつである「暮らしやすく快適で魅力あるまち」を達成するための重点的取り組みとして、「荻窪駅周辺まちづくり」が掲げられました。

区内に18の駅がある中で、荻窪駅周辺が重点的な取り組みとして取り上げられたことに、地元の皆さんは、荻窪駅周辺のまちづくりが大きく前進することを大いに期待をした、と聞いています。

現基本構想では、戦略的・重点的な取り組みとして、荻窪駅周辺地区について、

①南北分断の解消

②都市機能のさらなる強化を図る、

という2点が具体的に示されています。



では、果たして平成24年から令和2年現在までの9年間で、先に述べた2点の重点的な取り組みについて、どれほどの進捗があったのでしょうか。



『荻窪駅周辺のまちづくり』の進捗状況について、区の認識について質問しました。

Answer

区の答弁

平成29年に策定した「荻窪駅周辺まちづくり方針」、これを具体化するため、平成31年に策定した「荻窪駅周辺都市交通戦略」により、令和元年度に東京都や交通事業者を巻き込んで北口駅前広場にミスト装置を整備した。

さらに、駅周辺の回遊性向上アクションプランとして令和2年3月に「荻窪の歴史・まち・人を想う15の提案」を策定し、荻外荘公園の整備と併せて、歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進めている。

駅周辺の基盤整備については、まちづくり方針に基づき、駅前大規模商業施設の機能更新などの機会を捉えて行うべく、関係者との意見交換を継続しながら中長期的に検討を進める。

【基本構想】
区民と区が共有する10年後の杉並区の将来像（10年ビジョン）

【総合計画】
基本構想実現の具体的な道筋となる（10年ビジョン）

【戦略的・重点的な取組み】
○荻窪駅周辺まちづくりと多心型まちづくり
区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺については、南北分断の解消と都市機能のさらなる強化を図ることにより、杉並の「顔」としてのまちづくりを積極的に推進します。

総合交通戦略は概ね20年後の未来を視野に入れた計画です。9年前の基本構想策定時に荻窪駅周辺のまちづくりの推進に胸を踊らせた皆さんの中には、

「何だ、あと20年待たされるのか・・・」

と憤然としている方も少なくありません。



また、交通事業者を巻き込んで具体化できたものが、駅前広場のミスト装置だけというのも悲しい限りです。荻窪駅周辺まちづくりを進める為には、民間事業者の中心的存在である鉄道事業者との連携が必須です。率直に、私はこれまで鉄道事業者が荻窪のまちづくりに協力的であったとは言い難いと思います。



一例を挙げれば、荻窪駅東口改札前地下通路の深夜通行の問題です。



お体の不自由な方の深夜往来の不便さや、防災上の重要性など、同箇所の深夜通行の必要性は疑いようがありません。

しかし、改善の兆しは一向に見えません。

以前の区の答弁では、『見込まれる通行量、費用面、防犯面など、問題が多い』とのことでした。要するに、コスパが悪い、ということです。あくまでも民間事業者ですから、自社鉄道利用者と自社利益のことのみを考えればいいと言われればそれまでです。

しかし、民間事業者が住民の悩みや意見に寄り添うことがなく、コストパフォーマンスのみを考えているような状況では荻窪駅周辺のまちづくりは一向に進展することはありません。

この9年間で、荻窪というまちはどのように変わったのでしょうか。商業の集積する荻窪駅北側、素敵な商店街や住宅街の広がる天沼地域、文化的資源や緑が豊かな荻窪駅南側。これらの特徴を個別に見れば、杉並区の取り組みによりこの9年間で間違いなく魅力が向上したと思います。

しかし、荻窪のまち全体としての変化は感じられません。

その最たるものが、基本構想の重点的な取り組みであり、地域住民の念願でもある**南北分断の解消です。**現状、およそ達成の糸口すら見えないままです。

現基本構想も、残すところ後一年となりました。



基本構想は、10年後の杉並区の目指すべき姿への羅針盤です。達成出来なかったものは、引き続き区の重点施策であるべきです！



そこで、現基本構想が終期を迎えた後の「荻窪駅周辺まちづくり」について、質問をしました。

Answer

区の答弁　令和4年度から始まる新基本構想を踏まえつつ、まちづくり方針の中にある将来像「住宅都市杉並の核として、歴史文化を礎に、にぎわいと住環境が調和したまち」を目指し、地域の方々、交通事業者、関係機関などと連携し、課題可決に取り組みことで、区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺のまちづくりを推進していく。

引き続き、地域の皆さまとともに荻窪駅周辺まちづくりが推進していくよう、全力で取り組んでまいります。



皆さまのご意見をお寄せ下さい。

杉並区議会議員
わたなべ友貴 事務所
〒167-0051 杉並区荻窪 5-18-11-202
電話 080-1054-1956 FAX 03-4243-3020
tomoki.suginami@gmail.com
URL: http://tomoki-suginami.com わたなべ友貴

プロフィール
- 1984年9月25日生まれ（36歳）
- ねずみ年・てんびん座・A型
- 法政一高・法政大学法学部卒・法政大学法科大学院修了（法政に10年）
- 東京都議会議員 早坂よしひろの秘書を7年間務める
- 行政書士・宅地建物取引士
- 趣味：東京マラソン2019完走ピアノ
- 特技：プロレス観戦

立憲民主党杉並区議団の会派年間諸経費の広聴広報費について

（太田哲二・山本あけみ・ひわき岳・川野たかあき・関口健太郎議員）

添付資料 (56)　3月分の領収書等貼付用紙、会派年間諸経費精算表

資料からわかるように、広聴広報費合計　3,358,212円が記載されている。その金額を立憲民主党杉並区議団5名で割って、一人当たりの金額は671,642円である。

その領収書は次のようになっている。

添付資料 (57)　毎日折込株式会社発行の
立憲民主党杉並区議団宛の5月12日と8月21日の領収書、
川野たかあき議員宛の3月22日の領収書

添付資料からわかるように5月12日、8月21日の領収書は100万円以上の領収書であるにもかかわらず、手書きで印刷部数や配布部数を記載している。
3月22日の領収書は川野議員宛であって、立民への領収書ではない。
議員に配られている「手引き」P13によれば、【区政報告書の配布期間及び配布部数】の欄で「区政報告書を郵送や新聞折り込み等で配布する場合は、配布期間及び配布部数を明らかにする必要があります。」と明記している。使途基準に反した領収書であるため、返還を求める。
さらに、3月22日は川野議員宛の領収書であり、立民区議団としての支出ではない。
100万円を超える高額な領収書に対し、あまりにも杜撰である。
5人の議員がそろってこの領収書を提出しているので、立憲民主党区議団の領収書に対する見解と解釈する。議員にとっては100万円とは、こんなに軽い金額なのだろうか。説明を求める。

政務活動費支出の基本的な考え方の「透明性の原則」に悖る。また、使途基準に反した領収書であり、支出は認められない。

太田哲二・山本あけみ・ひわき岳・川野たかあき・関口健太郎議員に対し、
それぞれ671,642円の返還を求める。

— 37 —

第1号様式（第3条関係）

添付資料56

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 3

領収書等貼付欄

立憲民主党杉並区議団　年間諸経費　3月31日計上

【各議員計上額】

事務費：12140円

広聴広報費：671642円

※太田哲二、山本あけみ、川野たかあき、関口健太郎、ひわき岳で按分

※次項に年間諸経費精算表、各経費按分計算書を貼付

※領収書原本はひわき岳の領収書ファイルに添付

備考

立憲民主党杉並区議団　会派年間諸経費按分表

所属議員：太田哲二、山本あけみ、川野たかあき、関口健太郎、ひわき岳

項目	支出金額		計上金額	按分金額	
事務費	121401	50%	60700	12140	端数　1円
広聴広報費	3358212	100%	3358212	671642	端数　2円
合計			3418912	683782	端数　2円

※領収書原本はひわき岳に貼付

立憲民主党杉並区議団　会派年間諸経費精算表

領収書NO	日付	摘要欄	項目	金額	項目別小計
1	5月12日	FAX利用料(4月分)	事務費	4054	
	5月28日	FAX利用料(5月分)	事務費	3036	
	7月29日	FAX利用料(6月分)	事務費	3091	
	7月29日	FAX利用料(7月分)	事務費	3064	
	10月12日	FAX利用料(8月分)	事務費	3063	
	10月12日	FAX利用料(9月分)	事務費	3045	
	12月9日	FAX利用料(10月分)	事務費	3056	事務費合計
	12月9日	FAX利用料(11月分)	事務費	3077	121401
2	2月24日	FAX利用料(12月分)	事務費	3064	
3	2月24日	FAX利用料(1月分)	事務費	3084	
4	2月24日	FAX利用料(2月分)	事務費	3028	
5	3月24日	FAX利用料(3月分)	事務費	3633	
6	4月21日	コピー代(3月分)	事務費	49	
7	1月26日	コピー代(12月分)	事務費	137	
8	5月28日	コピー用紙	事務費	12520	
9	10月21日	トナー代金	事務費	52800	
10	12月10日	トナー代金	事務費	17600	
11	5月11日	区議会レポート2020年5月号デザイン	広聴広報費	88000	
12	5月12日	区議会レポート2020年5月号印刷・新聞折込	広聴広報費	1076647	
13	8月21日	区議会レポート2020年8月号印刷・新聞折込	広聴広報費	1023000	広聴広報
14	8月25日	区議会レポート2020年8月号デザイン	広聴広報費	88000	費合計
15	3月15日	区議会レポート2021年3月号デザイン	広聴広報費	88000	3358212
16	3月22日	区議会レポート2021年3月号印刷・新聞折込	広聴広報費	994565	
合計				3479613	3479613

2020. 5/11

領収書

M04 エムゼロヨン
増田 雅美

080・1409・4109
03・5370・3636
mizkix@gmail.com
168-0081
東京都杉並区宮前
4-13-5-301

立憲民主党杉並区議団　御中

項目	数量	金額(税込)
臨時区議会レポート　デザイン一式	1	¥ 88,000-
(2020年5月号デザイン)		
		88,000-

いつもありがとうございます。

添付資料 (57)

№ 00822

領　収　証

立憲民主党杉並区議団殿

領収金額	百万	千	円
¥	1	076647	

内訳

現金

小切手

約手

振込

令和 2年 5月 12日

但し区政報告書 印刷、新聞折込代金

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なきものは無効とします。

扱者印

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認
毎日折込株式会社
東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞社 早稲田別館内
電話 (03)3208-8611(代)

印刷部数 114,950部
配布部数 114,950部
5月16日 配布

(12)

№ 00828

領　収　証

立憲民主党杉並区議団殿

領収金額	百万	千	円
¥	1	023000	

内訳

現金

小切手

約手

振込

令和 2年 8月 21日

但し区政報告書 印刷、ポスティング代

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なきものは無効とします。

扱者印

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認
毎日折込株式会社
東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞社 早稲田別館内
電話 (03)3208-8611(代)

印刷部数 114,000部
配布部数 114,000部
8月29日 配布

但し書き「ポスティング代」は誤記
正しくは「新聞折込代金」

(13)

2020. 8/25

領収書

M04 エムゼロヨン

増田 雅美

080-1409-4109
03-5370-3636
mizkix@gmail.com
168-0081
東京都杉並区宮前
4-13-5-301

立憲民主党杉並区議団　御中

項目	数量	金額(税込)
臨時区議会レポート　デザイン一式	1	88,000-
2020年 8月分		
		88,000-

いつもありがとうございます。

1

2021. 3/15

領収書



M04 エムゼロヨン

増田 雅美

080・1409・4109
03・5370・3636
mizkix@gmail.com
168-0081
東京都杉並区宮前
4-13-5-301

立憲民主党杉並区議団　御中

項目	数量	金額(税込)
臨時区議会レポート2021年3月号 デザイン一式	1	88,000-
		88,000-

いつもありがとうございます。

(16)

№ 00838

領　収　証



川野 たかあき　殿

領収金額	百万	千	円
	¥	99456	5

内訳

現金

小切手

約手

振込

平成 令和3年 3月 22日

但し 3月分 印刷・折込代金

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき ものは無効とします。



日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認
毎日折込株式会社
東京都新宿区大久保3
毎日新聞社 早稲田
電話 (03)3208-

印刷部数 111,250部
配布部数 111,250部
3月27日 配布

太田哲二議員　交付額192万円、支出1,891,323円、残28,677円

研修費614,715円について

太田議員は「お金と福祉の勉強会」を開き、そのお知らせのためのチラシ代、郵送代、講師料、会場費等を政活費から支出している。添付資料に書いてあるように、令和4年第1回で通算152回と書いている。どんな人にお知らせをしているのかは明らかにされていないので、検証ができない。
以前に田中良区長を講師に呼んで、勉強会をしたこともある。（その時は、講師料は払ってなかったが）お知らせのチラシ代や会場費、郵送料はどうしたのだろうか。

「お金と福祉の勉強会」等に費やされた経費は研修費として計上されている。「勉強会」以外の経費も含まれているが、「2020（令和2）年度政務活動費収支報告書」によれば研修費は614,715円である。
出納簿には勉強会について「講師料」「講演料」と記載している。
・7月24日、「講師料」30,000円、　　10月10日　「講師料」30,000円
・11月22日「講演料」　30,000円　　・12月11日「講師代」30,000円
・3月30日「講演料」7,477円（交付額計上のため、3万円の内7,477円を計上する）と領収書等貼付用紙の備考欄に記載。
政務活動費からの支出であるがどのように講師を決め、講師代などを決めているのだろうか。説明がないので30,000円の根拠はわからない。

今回の監査請求には該当しないが、添付資料にあるチラシが区民に郵送されてきた。
添付資料 (57)「お金と福祉の勉強会」講師田中良杉並区長のお知らせ。
　開催日時は2022年4月18日。
杉並区長選の投票日は6月19日である。区長選直前に田中区長を講師として勉強会を行う目的は何か、説明願いたい。このお知らせは郵送されてきたので、切手代はどうなっているのか。区民としては心配になる所である。
小川宗次郎議員の欄に書いたように
添付資料 (21) 終始報告書平成30年分、政治団体「東京良友会」代表田中良
平成30年10月29日に「太田哲二後援会」は田中区長から70,000円の寄附を受けている。
勉強会が、政務活動費の支出としてふさわしいか、検証するための資料の提出を求める。
また、どのように検証したらいいのか、監査委員の見解を求める。

以上

令和４年 第１回（通算152回）

添付資料⑤⑧

主催  太田哲二（杉並区議会議員）

お金と福祉の勉強会

のご案内

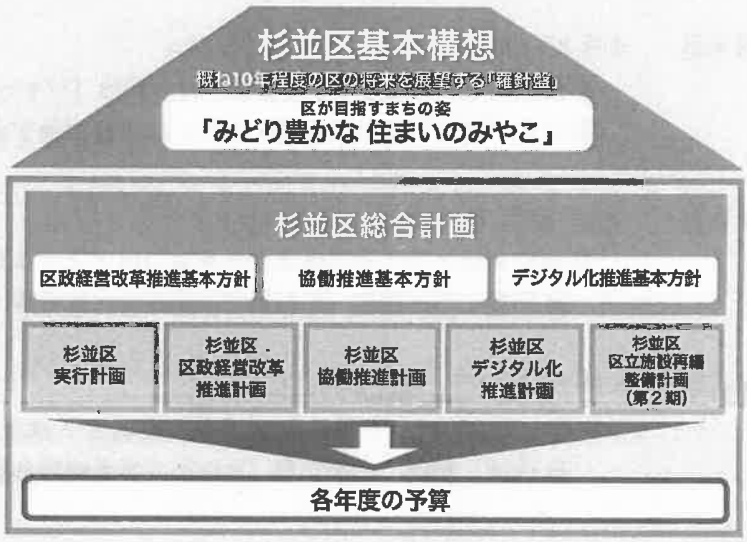
4/18（月）午後6時30分～8時

テーマ

「新たな杉並区基本構想・総合計画が出発」



【講師】
田中 良
（杉並区長）



テーマ

「誰も気づかない住民税非課税限度額の活用術」

【講師】太田哲二（立憲民主党・無所属クラブ幹事長）

「パート妻103万円の壁」は知られています。しかし、「住民税非課税限度額」は、これまで話題・議論がほとんどありませんでした。しかし、限度額の内と外では天国と地獄の差となります。

場所　新阿佐谷地域区民センター　JR阿佐谷駅（北口）徒歩5~6分

4月15日から、杉並区阿佐ヶ谷北1-1-1 電話03-5356-9501に移転



会費　無料　マスク着用をお願いします

※準備の都合上、出席の方はできれば、太田哲二までご連絡下さい。

□FAX　03(3332)0672
□携帯　090-9248-0845
□メール　info@ota-tetuji.jp

阿佐ヶ谷駅から徒歩で阿佐ヶ谷地域区民センターまでお越しいただく場合

1 JR高架下を高円寺方面に進む（商店街になっています）　2 引き続き高架下の商店街「アルーク阿佐谷」の中を進む

3 アルーク阿佐谷を抜けると、すぐ左手に阿佐谷地域区民センターが見える

2021年　お金と福祉の勉強会　記録

★講師名無記載は、太田哲二です。

第1回　3月30日（火）阿佐ヶ谷区民センター
「社会保障の歩みと地方自治」● 講師・池上洋通（地方自治研究者）
「地域医療構想は感染症病床をまったく無視していた」

第2回　4月23日（金）阿佐ヶ谷区民センター
「杉並区における新型コロナウイルス感染症対策について」● 講師・田中良（杉並区長）

第3回　5月31日（月）阿佐ヶ谷区民センター
「障害者スポーツについて」● 講師・安中幹雄（2010バンクーバー、パラアイスホッケー銀メダル）
「コロナ下の社会保障」

第4回　6月23日（水）阿佐ヶ谷区民センター
「新型コロナの最新事情」●講師・村上和巳（ジャーナリスト）
「政府の『全世代型社会保障の方針』は中身が薄すぎる」

第5回　7月18日（水）阿佐ヶ谷区民センター
「動物のコロナウイルス疾患から新型コロナウイルス感染症を考える」
● 講師・安川明夫（比較統合医療学会代表理事・獣医師）

第6回　8月25日（日）阿佐ヶ谷区民センター
「“カーボンニュートラル”とくらし、杉並は？東京は？」
● 講師・講師・岡田久典（早稲田大学環境総合研究センター上級研究員）

第7回　8月31日（火）阿佐ヶ谷区民センター
「今の世界的な異常気象は今後も続く？我々市民は子孫のために何をすべきか？」
● 講師・広松　猛（元・広島国際大学工学部教授＜工学博士、一級建築士＞）

第8回　9月30日（木）阿佐ヶ谷区民センター
「中小企業庁が勧める３つの借金処理（事業再生）法…リスケ、DDS、第２会社方式」
● 講師・酒井富雄（公認会計士）
「コロナ不況の杉並区民への影響」

第9回　10月15日（金）阿佐ヶ谷区民センター
「第６波は、いつ来るのか」● 講師・村上和巳（ジャーナリスト）
「第３回区議会定例会」（決算議会）を終えて」
「中小事業主、コロナで借金苦、どうするか」

第10回　11月20日（土）阿佐ヶ谷区民センター
「自分の住民税非課税限度額を知ろう！」

第11回　12月10日（金）阿佐ヶ谷区民センター
「相続税の計算」● 講師・中澤雅人（税理士）
「住民税非課税限度額」

収受
4. 5. 18
杉監査第0403号
杉並区監査委員事務局

別紙1－2

杉並区監査委員御中　　陳述書　　2022年5月18日

都内23区の中で、　世田谷、墨田、豊島、足立、葛飾　目黒区は区議会HPに収支報告書、出納簿（会計帳簿）、領収書等の証拠書類を公表している。
しかし、杉並区では、区議会HPで公表しているのは「政務活動費収支報告書」だけである。収支報告書だけを見ても、区民には具体的な支出内容は全然わからない。
下記に記すが、すぎなみオンブズが今年2～3月にかけて、「杉並区議会HPに政務活動費の収支報告書、出納簿（会計帳簿）、領収書等の証拠書類を公表することについてのアンケート」を行った結果、多くの議員が区議会HPに収支報告書、出納簿、領収書等の証拠書類を公表することに賛成であった。賛成の議員が多くいるにもかかわらず、現実は杉並区では区議会HPで「収支報告書」しか公表していない状態である。
そのため、杉並区議会議員の政務活動費の支出を調査するために、区民は多額の経済的な負担、調査時間を強いられている。さらにコロナ禍の現在、感染を心配しながら、区役所へ行って、政活費支出に関して調査することは非常に困難な状況である。
「条例」や「規程」で出納簿、視察報告書及び広報紙は閲覧できるようになっているが、閲覧だけでは理解することは困難なので、コピーを取らざるを得ない。全議員の出納簿、議員の発行した区政報告等の広報紙、領収書等の証拠書類などを見るために、区民は1枚につき10円のコピー代を払わなければならないので、経済的に重い負担である。
政務活動費の金額、使途基準、公表の方法等を決めるのは議員たちである。
税金を使っているにもかかわらず、今の公表の仕方はあまりにも不条理と思いませんか。
監査委員の見解をお聞きしたい。

区民からすれば、年額192万円の政務活動費は非常に高額である。
国税庁が発表した「令和2年分民間給与実態統計調査結果」を見ると、平均賞与はリーマンショック後以来の大幅減少、1年を通じて勤務した給与所得者の平均賞与は65万円。1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与は、正規496万円、非正規176万円と発表している。
1年間働いても非正規労働者の収入は、杉並区の政務活動費192万円より16万円も少ない額である。

議員に配布された「政務活動費の支出に関する事務処理について」令和2年度版（以下、「手引き」と記す）のP1に「政務活動費支出の基本的な考え方」が述べられている。添付資料　A　「手引き」P1
この基本的な考え方は今から14年前の平成20年3月の「政務調査費検討会」の報告であるにもかかわらず、基本的な考え方は実現していない。むしろ、コロナ禍で「透明性の原

則」は蔑ろにされている。領収書等の証拠書類は「情報公開請求書」を提出して開示されても、感染の心配をしながら区役所の区議会事務局に行かなければ見ることができない。これは開示していないと同じである。監査委員はこの現状をどのように考えますか。

都内23区の中で、　世田谷、墨田、豊島、足立、葛飾　目黒区は区議会HPに収支報告書、出納簿（会計帳簿）、領収書等の証拠書類を公表している。
（世田谷区は15年前の2007（平成19）年度から公表。）
すぎなみオンブズが区議会HPに公表することについて全議員にアンケートを行った。木梨もりよし議員以外の議員から回答があった。

「杉並区議会HPに政務活動費の収支報告書、出納簿（会計帳簿）、領収書等の証拠書類を公表することについてのアンケート」2022年2～3月実施
結果を添付する。添付資料　B　杉並区議会HPに政活費の収支報告書、出納簿、領収書等の証拠書類を公表するすることについてのアンケート結果

アンケート結果を見て分かるように多くの議員は公表することに賛成である。
アンケート結果を尊重し、**「透明性の原則」に基づき、杉並区議会HPへ「収支報告書、出納簿、領収書等の証拠書類の公表」を求める。**

杉並区とは異なり、世田谷、墨田、豊島、足立、葛飾　目黒区は議会で検討し、区民に対し透明性の確保に努めている。
杉並区議会では「**杉並区議会基本条例**」を制定し、2022（令和4）年4月1日から施行している。この条例には「杉並区議会は・・・開かれた議事機関として情報の公開を推進する」と明記している。新しく「**杉並区議会基本条例**」を制定しても、実行しなければただの画餅である。
区民に対する説明責任を果たすため、14年前に決めた**「政務活動費支出の基本的な考え方」**に基づき、一刻も早く、区議会HPで公表することを求める。
現在の杉並区の公表の状況について、監査委員の見解をお聞きしたい。

「手引き」に、すぎなみオンブズが行った裁判に関する判決文を記載しないのはなぜか。
13年も前の判決文を参考にして支出する理由・根拠は何か。
「手引き」に基づき、議員たちは支出の事務処理を行っている。p67～71にかけて、「過去（政務調査費）の判例」を掲載している。手引きに政務調査費の頃の判決文を載せる理由、根拠は何だろうか。
その内容は2004（平成16）年から2009（平成21）年の仙台、札幌、名古屋、東京、京都、大阪の地裁、高裁の判決文である。一番新しい判決文は2009（平成21）年3月26日

の名古屋地裁の判決文である。議員たちは13年も前の判決文に基づいて支出することが妥当と考えているのだろうか。

すぎなみオンブズが杉並区議会議員の政活費に関して提訴した「政務活動費返還請求事件」に関する判決は以下のようにある。2018（平成30）年～2019（令和元）年の判決であり、「手引き」に記載している判決文よりも、10年も新しい判決文である。議員たちにとって、杉並区議会議員に関する判決文は参考にもしたくない、或いは取るに足らないものだろうか。

なぜ新しい、そして杉並区議会議員に関する判決文を支出の使途基準として明記しないのだろうか。監査委員の見解をお聞きしたい。

- 2018（平成30）年8月28日判決、東京地裁、平成28年（行ウ）第281号
- 2019（平成31）年3月22日判決、東京地裁、平成28年（行ウ）第322号
- 2019（平成31）年4月16日判決、東京高裁、平成30年（行コ）第296号
- 2019（令和元）年10月30日判決、東京高裁、平成31年（行コ）第110号
- 2019（令和元）年11月7日判決、東京地裁、平成30年（行ウ）第288号

コロナ禍で各地の議会で、政務活動費を減額しているが杉並区は今まで通り。杉並区議会では検討しただろうか。

コロナ禍で、今までに経験をしたことのない生活を送らざるを得ない状況に陥っている。政務活動費についても、いろいろな地域の議会で検討をしている。例えば、2020年6月25日の神戸新聞は下記のような記事を載せている。記事によれば、

兵庫県と県内４１市町の議会のうち約７割に当たる３０議会が、議会費を削減している。

2020/6/25 06:15 神戸新聞 NEXT

県内７割、３０議会が議会費削減　新型コロナで自治体に協力

コロナ禍を受けた県内議会の経費削減の状況		
	議員報酬やボーナス削減＋政務活動費など他の議会費削減	兵庫県、尼崎、明石、芦屋、伊丹、加古川、赤穂、西脇、宝塚、川西、三田、加西、丹波市
	報酬やボーナス削減	西宮、洲本、高砂、養父、宍粟、加東市、多可、福崎町
	政活費などの議会費削減	相生、三木、小野、淡路、たつの市、猪名川、稲美、播磨、上郡町

神戸新聞ＮＥＸＴ

自治体の新型コロナウイルス対策や財政運営を支援するため、兵庫県と県内４１市町の議会のうち約７割に当たる３０議会が、議員報酬や期末手当（ボーナス）、政務活動費（政活費）などの議会費を一部削減したことが神戸新聞社のまとめで分かった。感染が確認された地域が中心だが、感染確認が県内で最も多く、議員の報酬、ボーナス額ともに県内トップの神戸市会は会派間の調整がつかず、結論を先送りにした。（井関　徹、石沢菜々子、長谷部崇）
以上は神戸新聞の記事である。

読売新聞にも政活費について「コロナ対策　２割で交付減」という記事があった。
読売新聞 2021 年 11 月 24 日の記事の見出しは「政活費も新様式」「コロナ対策で 2 割交付減」と書いている。政活費の「執行率の低下」「広報関連費の増加」「政活費のうち、使われなかった分は自治体側に返還されるため、支出を控えることで、コロナ対策の財源確保に役立てようとした議会も多かった」と、記事は述べている。
添付資料　C　2021 年 11 月 24 日の読売新聞

杉並区では交付額の減額はなかった。
杉並区でもコロナ禍の前は政務活動費を使って、視察をよく行っていた。それが区政にどう反映されているのかは、はなはだ疑問のものであったが今回はコロナで視察ができないため、多くの議員が広報紙や区政報告等に多額の支出をしている。

三鷹市議会では、交付額月 2 万 7 千円（年額 32 万 4 千円）を 2020（令和 2）年度は月額 1 万 5 千円（年額 18 万円）に減額した。コロナ禍で生活苦になった区民が多くいるが、杉並区議会で政活費について議論をしたことがあるだろうか。
今回、調査では議員の中には、疑問を持たざるを得ない支出が多くあった。
議員がわざわざ政活費を使って三密回避の記事などを区民に知らせる必要があるのか。
区政報告等を見栄えを良くするためにあきれるほどの高額のデザイン費。等々

例えば矢口やすゆき議員は「区政だより 3 号」の「イラスト作成・使用料、チラシデザイン費」として 330,000 円を計上した。A4 両面刷りのたった 1 枚のチラシの作成のデザイン費等に三鷹市議の 22 カ月分を計上する根拠は何だろうか。
ゴミの収集日が大きく書かれ、区政報告の紙面の 1/4 を占める記事には驚いた。
國﨑たかし議員は「区政レポート Vol1」を作成するために写真撮影費として 55,000 円を計上した。区政レポートには特別な写真はない。どの写真の撮影費か説明がないので不明である。
安斉あきら議員は「無所属」と「杉並区議会自由民主党」の 2 種類の区政報告を出している。安斉議員の政治的立場がわからない。

以上はほんの一例である。
多くの議員が広報紙や区政報告等に多額の支出をしているが、本来の区政調査のために使われた支出であったのか、疑問が多かった。

杉並区議会議員にとって、政務活動費月額16万円は本当に必要なのか、検討することを求める。
東京23区の政活費は高額で、一番多いのが世田谷区の月額24万円、一番少ないのは荒川区の8万円である。
23区以外の26市を見てみると八王子市・町田市が月額6万円、一番少ない東久留米市は月額7,625円である。
添付資料　D　東京26市の政務活動費（月額）

請求書・37ページの次のページに－38－を記載する。
38ページ中　下から5　5行目「終始報告書」を「収支報告書」に改める。

付記

政活費の支出については、以下の条例等に基づき調査した。

- 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下、「条例」と記す）
- 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」（以下、「規則」と記す）
- 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」（以下、「規程」と記す）
- 「政務活動費の支出に関する事務処理について」令和2年度版（以下、「手引き」と記す）

以上

請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

添付資料 A

Ⅰ 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方

（1）実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

（2）按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

（3）透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成２０年３月）より抜粋）

添付資料 B

「杉並区議会 HP に政務活動費の収支報告書、出納簿（会計帳簿）、領収書等の証拠書類を公表することについてのアンケート」2022 年 2～3 月実施

杉並区では区議会 HP で「収支報告書のみを公表」しています。これに関してお尋ねします。

質問 1 杉並区議会 HP を通じた政活費の使途の公表について（○をつけて下さい）

A　現状（収支報告書のみの公表）のままでよい　理由

B　収支報告書、出納簿、領収書等の証拠書類を HP で公表したほうがよい　理由

C　その他（ご意見等）

回答結果

A、・自民・無所属・維新クラブ（岩田いくま・藤本なおや・松本みつひろ・小林ゆみ議員）

引き続き政務活動費調査検討委員会で検討してまいります。

B、・日本共産党杉並区議団（山田耕平・金子けんたろう・野垣あきこ・酒井まさえ・富田たく・くすやま美紀議員）

収支報告書の公開だけでは透明性が図られているとは言えないため。政務活動費の具体的な使途を明らかにすることにより区民に対する説明責任を果たすことになる。政務活動費は税金から支出されているものであるからすべて公表は当然のことと考えます。

B,・杉並区議会公明党（島田敏光・川原口宏之・山本ひろ子・中村康弘・北　明範・大槻城一・渡辺富士雄議員）

収支報告書、出納簿、領収書等の証拠書類を HP で公表したほうがよい。

（理由）証拠書類の HP 公表により、区民にとって、会派や議員の政務活動費の使途を確認しやすくなるとともに、税を財源にする政務活動に対して議員の自覚はより深まると考える。

ただし、個人情報への配慮や過度な事務負担を避ける観点などの課題もあるので、公表の仕方については全会派、議員間でよく検討し、合意を形成したい。

B,・いのち・平和クラブ（新城せつこ・そね文子・けしば誠一・奥田雅子議員）

情報公開には賛成だから。

B、・ひわき岳議員

書類一式は公表されるものだという前提で提出しています。

B,・山本あけみ議員

政務活動費は公金なので、出来る限り透明性をもって運用されるべきと考えますが、一方で、それに掛かる経費を踏まえた議論が進むことを願っています。

B,・奥山たえこ議員

説明責任を果たすために。

(1)

B,・佐々木千夏議員

私自身、このコロナ禍における区民、国民の皆様の状況から、政務活動費を頂かないことに致しましたが、現在６区も証拠書類を公表しており、昨年、在職わずか１日でも100万円が国会議員に支給される「文書通信交通滞在費」の問題も大きく報道されたことから、区でも公表すべきと考えております。

B,・松尾ゆり議員

ホームページ上の公表には賛成です。

公表の範囲については、報告書・出納簿でよいと思います。

（これだとＣになるでしょうか？）

C,・杉並区議会自由民主党（大泉やすまさ・井口かづ子・脇坂たつや・浅井くにお・わたなべ友貴・國﨑たかし・矢口やすゆき・松浦威明・井原太一・大和田伸・今井ひろし・安斉あきら・吉田あい・大熊昌巳・小川宗次郎議員）

現状は収支報告書のみ公表となっているが、他区の情勢や今後の議論を注視し、引き続き検討すべきものと考えます。

C,・ほらぐちともこ議員

政務活動費に関するすべての提出文書について、HPにおいて公開することにやぶさかではありませんが、ひとつ懸念があります。

不特定多数の人が該当データにアクセスできるとすると、ネット右翼など悪意を持った者がそれを悪用する危惧が生じます。

理屈にならぬ「理屈」をつけて、誹謗中傷するメッセージをSNSなどで拡散することになりかねません。現に私に対して、匿名で一方的な見るに堪えない誹謗中傷が流されている事実があります。

こうした事態に誰が責任をとるのか・・・と考えた時に、データをHPで公開するとしても、匿名ではアクセスできないような措置が必要と思います。

C,・田中ゆうたろう議員

（ご意見の記入なし）

・堀部やすし議員（A、B、Cのいずれにも〇なし）、以下、ご意見

杉並区議会ＨＰを通じた政活費の使途の公表については、
事務局で領収書との照合後、まずは出納簿の公表を先行着手することにより
事態を打開することができないかと考えています。
現状は全ての領収書とのセットで議論されているようで業務量の膨大さなどが
課題となり、なかなか合意に至っていないものと認識しています。このため、
まずは出納簿の公表からスタートさせることで、なんとか合意点を見出すことが
できないものかと考えています。

・太田哲二・川野たかあき議員（A、B、Cのいずれにも〇なし）、以下、ご意見

（質問の）１，２をまとめて

(2)

公表した方がいいと思うが、議員からの領収書を全てHP上にアップする手間、ヒマ、時間等を考えると、職員不足の杉並区ですぐに対応するのは現実的には難しいと思います。

質問２　他区の取り組みについて

下記のとおり、東京都２３区中、出納簿（会計帳簿）、領収書等の証拠書類を区議会HPで公表している例は６区あります。これらの区議会の取り組みについてどのようにお考えですか。御意見をお聞かせ下さい。

（２３区の政務活動費公開状況）

世田谷、墨田、豊島、足立、葛飾　目黒区は収支報告書、出納簿（会計帳簿）、領収書等の証拠書類を公表しています。世田谷区は15年前の2007（平成19）年度から公表しています。目黒区は通算の「収支報告」を前期・後期に分け「収支報告書、会計帳簿、支出内訳、領収書」を公表し、さらに議長から「政務活動費収支報告書に係る議長の調査結果」を文書で公表しています。

（ご意見）

・自民・無所属・維新クラブ（岩田いくま・藤本なおや・松本みつひろ・小林ゆみ議員）

他区に限らず、他自治体議会の活動は参考にしております。

・日本共産党杉並区議団（山田耕平・金子けんたろう・野垣あきこ・酒井まさえ・富田たく・くすやま美紀議員）

日本共産党杉並区議団としては質問１で答えたとおり、全ての証拠書類をHPで公表すべきと主張しています。先進的な自治体に学ぶべきと考えます。

・杉並区議会公明党（島田敏光・川原口宏之・山本ひろ子・中村康弘・北　明範・大槻城一・渡辺富士雄議員）

HP公表している議会と公表していない議会で政務活動費の使い方に著しい差が生じているとは思わないが、HP公表には先述のとおりメリットがあると考えており、先行導入している他区の取り組みは評価している。

・いのち・平和クラブ（新城せつこ・そね文子・けしば誠一・奥田雅子議員）

それぞれの議会の同意を得る範囲で示されているものと考えます。

・ひわき岳議員

他区の取り組みを参考にして、収支報告書、出納簿、領収書等の証拠書類の公表を当区議会でも検討するとよいと思います。

・山本あけみ議員

出納簿だけではなく、領収書等の書類を全て公表している区が６区あるとは知りませんでした。経費との兼ね合いで、検討が必要とは思いますが、現行のやり方を工夫するなどして杉並区でも公表してもらいたいです。

(3)

私は毎年一定額を調査活動に充てていますが、調査内容が区政に照らし合わせて適当なものか、委託先は私情を交えず適切に選定できているか、公表することで多くの区民の厳しい目で見て頂き、もっと良い使い方のご提言を頂く機会にもなると思いますし、こちらでも改善の必要があれば応えていきたいと考えています。

・奥山たえこ議員

杉並区議会も公表した方が良い。

ただし、世田谷区では、10万円の人件費の出費が、ペラ1枚の領収書で、領収した人の名前は黒塗りで、これでは意味がないなあとも感じました。確かに、個人情報かもしれませんが。

・佐々木千夏議員

他区の取り組みに関しまして、区でも検討の上、参考にしては如何かと存じます。

・杉並区議会自由民主党（大泉やすまさ・井口かづ子・脇坂たつや・浅井くにお・わたなべ友貴・國﨑たかし・矢口やすゆき・松浦威明・井原太一・大和田伸・今井ひろし・安斉あきら・吉田あい・大熊昌巳・小川宗次郎議員）

各区による取組は各議会において共通認識を得られたものとして進められている中、当区においても引き続きの協議により、今後コンセンサスを得られるものがあるか、検討していきたいと考えます。

・ほらぐちともこ議員

すでに公開を実施している他区において、上記のような事例がないか、調べてみたいものです。

SNS上の状況など、議会ないし事務局が把握できるのかどうか・・懸念はありますが。

・田中ゆうたろう議員

区立杉並芸術会館の会計報告が、黒ぬり非公開でしか公表されず、会計不正も住民監査請求によりはじめて明らかになりました。ジャーナリストとして、その闇に切り込んで頂きたいと思います。（予算規模は3.6億円で、政務活動費以上に大きな問題です。）

・堀部やすし議員

他区の取組状況について必ずしも詳しくは把握していないのですが、デジタル化からＤＸへと発展させていかなければならない社会変化の中において取り組むことが必要な課題と考えています。

・松尾ゆり議員

他区の状況はよく知りませんが、世田谷区については、２００７年当時の情報として、領収証も含めすべてをＨＰ上に公開するかわり、細かい使途は問わず全ての費用を２分の１計上できるときいたことがあります。

杉並区議会でも公開の引き換えに使途を緩くする意見が出てくることもあるのではないでしょうか。それがいいのかは検討を要します。

(4)

添付資料C

（第3種郵便物認可）　2021年(令和3年)11月24日(水曜日)　読売新聞

政活費 新様式も

98議会 本社調べ

新型コロナウイルス禍で、地方議員に交付される「政務活動費㊟」に変化が表れている。読売新聞が都道府県と政令市、県庁所在市の計98議会を調べたところ、約2割の19議会がコロナ対策への充当のために2020年度の交付額をカットし

コロナ対策 2割で交付減

ていた。また47議会では、交付された政活費のうち実際の使用割合を示す「執行率」が低下。使途では、視察や研修経費が前年度より減る一方、広報関連費が増加するなど、コロナ禍が議員活動にも影響を及ぼしている。（浅野友美）

■消毒ロボ1億円

調査は、都道府県と政令市、県庁所在市の計98自治体の議会事務局への取材に加え、公表している収支状況の総括表などを分析した。

調査によると、98議会のうち三重県や大津市、高松市など19議会が、コロナ対策の財源確保のため政活費のカットを実施。期間は5か月以上がほとんどで、カット率は和歌山市議会（交付月額10万円）の60％が最大だった。秋田市や前橋市などの議会は21年度もカットを継続中で、堺市議会（同30万円）は21～22年度に5％を減額する。

2020年度に政務活動費をカットした議会の主な例

	交付額(議員1人月額)	カット率	期間
秋田県	28万	30%	2020年7～12月
兵庫県	45万	15%	20年7月～21年3月
山形市	10万	50%	20年4月～21年3月
和歌山市	10万	60%	20年10月～21年3月
高松市	10万	20%	20年4月～21年3月

※秋田県はカット対象だった議員分のみ記載

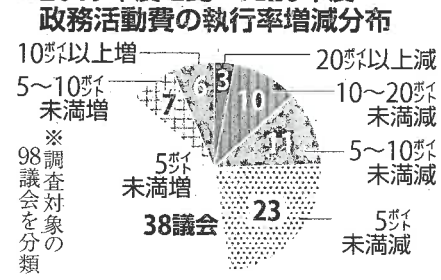
兵庫県議会（同45万円）では、20年4月にコロナ対策を検討する調整会議を設置。「感染拡大が多大な影響を与える中、議会として何か協力できないか」と、20年7月から9か月間、15％カットを実施した。同年6月の期末手当も15％減額するなどして捻出した計約1億円で、県立病院に室内消毒ロボットが導入された。

交付された政活費に対する実際の使用割合を示す「執行率」も低下している。

19年度に比べて執行率が下がったのは約半分の47議会。松江市議会は「支出は交付の半分以下に」と申し合わせた結果、20年度の執行率は29・4％と、19年度の3分の1に下がった。秋田県や津市など5議会は交付額を20～45％削減した上で執行率も低下した。

政活費のうち、使われなかった分は自治体側に返還されるため、支出を控えることで、コロナ対策の財源確保に役立てようとした議会も多かったとみられる。

2019年度と比べた20年度 政務活動費の執行率増減分布



■「原点に返る」

使途も大きく変化した。98議会のうち、項目別の支出額を集計している51議会では、コロナ下での移動制限などにより、視察などの「調査」費用はほぼ全ての49議会で下がった。

鳥取市議会では支出に占める割合が19年度の39・5％から1・8％に激減した。「会派新生」は、19年に地域交通やまちづくりの視察として、12人が2泊3日で仙台市や秋田県横手市を訪れ、計約110万円を支出。19年度全体では調査に約217万円を計上したが、20年度はゼロとなった。

会派の上杉栄一会長は「物理的に視察に行けず、コロナ下で市民に議会活動の現状を示すにはどうすべきか、原点に返って考えた。新聞折り込みや各戸配布用の広報紙発行を始めた」と語る。広報関連の支出は、19年度の約16万円から20年度に約114万円に増えた。

「執行率」半数近くが低下

視察できず 広報紙に注力

こうしたケースは多く、広報関連の費用は49議会で増加。甲府市議会では、支出に占める割合が19年度の22％から倍以上の47・2％になった。会派「こうふ未来」は、19年度には予算上、広報紙を4万部しか作成できず、市内全世帯への配布はできなかった。

しかし、20年度は視察費などの減少分を広報費に充当。広報紙を6万1000部に増やした。当時会派代表だった広瀬集一議長は「住民から『見たよ』と言ってもらえ、議会での取り組みを周知する効果があった」と話す。

また、37議会では書籍の購入や有料データベースの利用に充てる「資料購入費」が増加した。盛岡市議会では支出に対する割合が、19年度の8・4％から19・4％に上昇。年間交付額60万円のうち29万円を資料購入費に充てた豊村徹也市議は「『百聞は一見にしかず』で、どこへも行けないと情報収集が難しかったが、本やインターネットでコロナのことを勉強し、議会質問に生かした」と語った。

新潟県立大の田口一博准教授（議会学）の話「政策立案のための視察や、国への陳情や要請活動は必要だ。一方で、研修はオンライン会議にすれば交通費を節約することもできる。コロナがきっかけとなり、新しい形の議員活動を考える分岐点にあるのではないか」

㊟政務活動費　政策の調査・研究などを目的に、自治体が報酬とは別に地方議会の議員や会派に交付できる。収支報告書の提出が必要で、交付額や使途基準は各自治体が条例で定める。書籍代や研修への参加費などに使えるが、選挙や政党活動には充てられない。全国市議会議長会などによると、47都道府県と東京23区、711市（昨年末現在）、187町村（同7月1日現在）で交付されている。交付していない自治体もある。

添付資料 D

東京都 23 区の政活費は非常に高額である。(杉並区は月額 16 万円)

東京 26 市の政活費(月額)

- 八王子市　6 万円
- 町田市　6 万円
- 立川市　5 万円
- 府中市　4.5 万円
- 日野市　4.5 万円
- 武蔵野市　4 万円
- 小平市　3 万円
- 青梅市　3 万円
- 小金井市　3 万円
- 三鷹市　2.7 万円
- 多摩市　2.6 万円
- 調布市　2.5 万円
- 狛江市　2.5 万円
- 稲城市　2.5 万円
- 昭島市　2 万円
- 西東京市　2 万円
- 国分寺市　2 万円
- 福生市　2 万円
- あきる野市　2 万円
- 羽村市　1.5 万円
- 東村山市　1.25 万円
- 東大和市　1.1 万円
- 清瀬市　1 万円
- 国立市　1 万円
- 武蔵村山市　1 万円
- 東久留米市　0.7625 万円

別紙２

４杉議会第 150 号
令和４年５月 19 日

杉並区監査委員　様

区議会事務局長
渡辺　幸一

令和２年度政務活動費に関する抗弁書について

１　政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年７月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年５月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区で

は、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」を、同年 3 月 30 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。(平成24年9月5日公布)

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し(平成25年2月20日)、同日付で規則の一部を改正している。

条例については、題名を「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)」とし、本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとすると規定している。

2　政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

(1) 政務活動費の趣旨

法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。(条例第 1 条)

(2) 政務活動費の交付対象

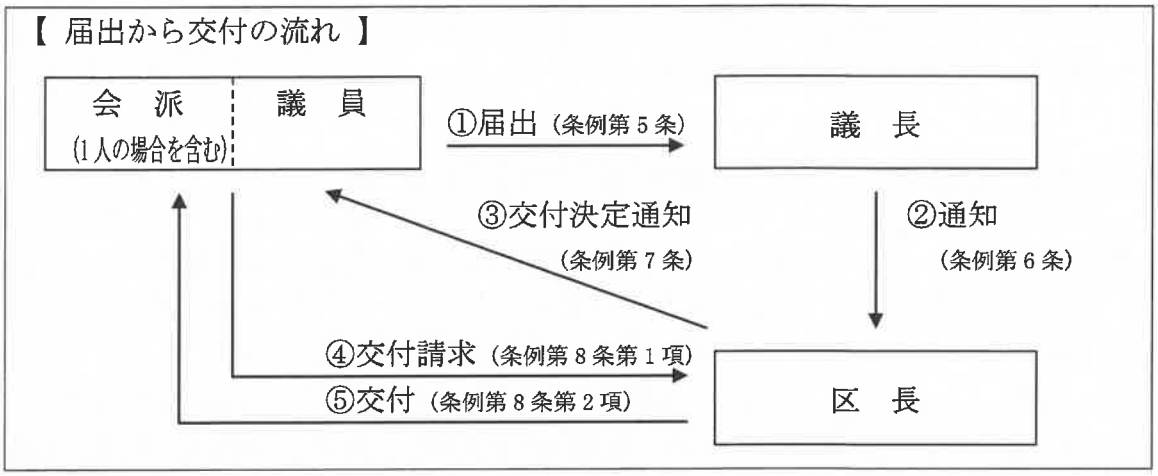
会派(所属議員が 1 人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対して交付する。(条例第 2 条)

(3) 政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額 16 万円を乗じて得た額を交付し

（条例第３条第１項）、議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。（条例第４条第１項）

（４）政務活動費の交付に関する流れ



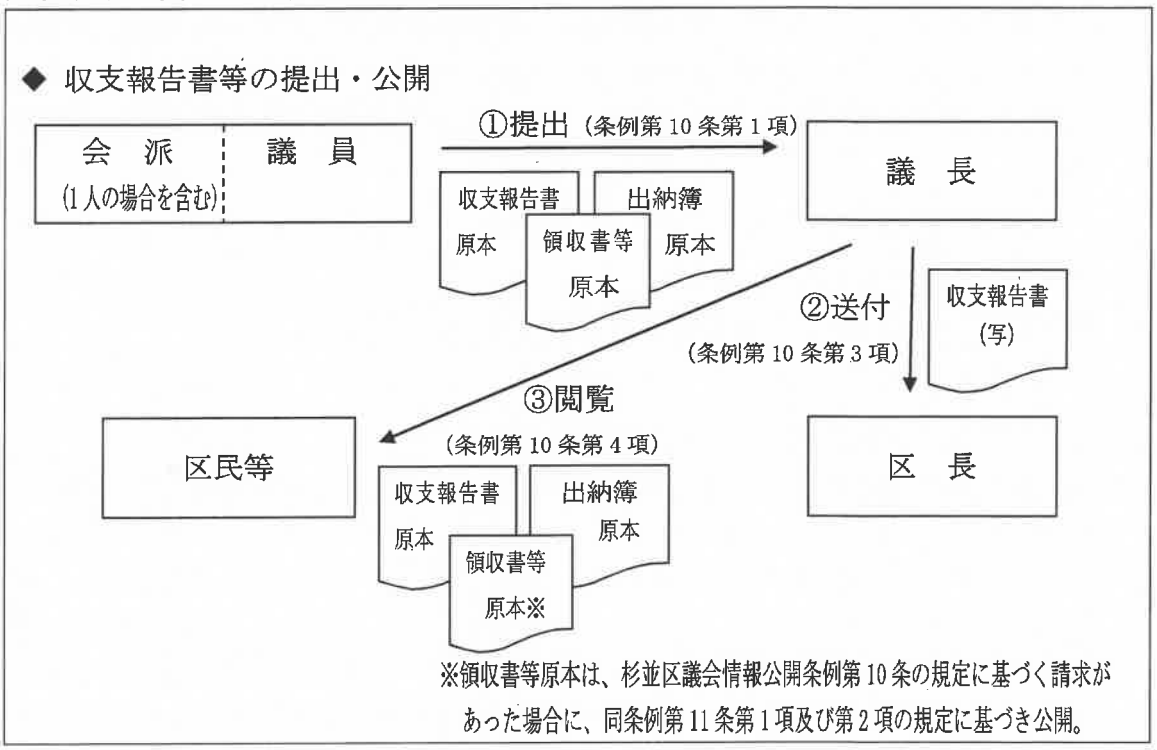
（５）政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第４条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

３　収支報告書等の提出に関する手続き等について

（１）政務活動費の収支報告に関する流れ



（2）収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の使途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

（3）収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている使途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

（4）返還に関する規定

・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4　政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割について

（1）条例における議長の役割・権能等の規定

・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類を5年経過するまで保存し、収支報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（条例第10条第4項）

・収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類については、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。（条例第11条）

（2）区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合わせのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

（3）議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものと考えるが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反であることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

5　領収書その他の証拠書類の取扱について

（1）証拠書類等の保存に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（条例第10条）

（2）証拠書類等の保存に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間保存することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の保存義務を課しているものと考える。

（3）自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせて議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、規程を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めた。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねており、この専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

6　政務活動費の令和2年度の状況

（1）交付状況

令和2年度の政務活動費の交付に係る手続きは、条例等に基づき、適正に行っており、別紙1「令和2年度政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

（2）収支報告状況

令和2年度の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である令和3年4月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、令和3年5月1日より区民の閲覧に供している。

（3）返還に関する届出

令和2年度の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・19議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。（別紙1のとおり）

令和3年5月以降、1会派・13議員が令和2年度の収支報告を訂正し、うち7議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務活動費の額を下回り残余額が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。（別紙2「令和2年度 政務活動費出納閉鎖後の訂正状況」のとおり）

7　請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う、調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動、その他区民福祉の増進を図るために必要不可欠な活動である。

政務活動費として支出する際には、「政務活動に要する経費及び同細目」に規定された範囲内で支出することは当然である。

同時に、政務活動費として公費負担される以上、必要最小限の経費で最大の効果を上げるようコスト意識をもって活動を行う必要があり、さらに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められている。

そのうえで、政務活動の対象は広範囲におよび、活動内容も多様であることから、それに要する経費の支出については、会派・議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について、会派・議員の自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかについては、会派・議員が活動の実態に照らして自ら判断するものとしている。そして、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものと考える。

また、令和4年5月19日付4杉議会第151号の調査回答において、各議員が「行政の政策決定の仕組みなどを学ぶ研修に参加したことで、今後の政策決定・提言を行う際の判断材料を得ることができたこと」や「政務活動費の使途基準に基づき誠実な支出を心がけ、その範囲内で最大限、区民へ情報が届くように工夫をしながら区政報告を発行していること」、「区のコロナ対策や国の動きについてすぐに教えてほしいという区民の皆様の要望を受け、急ピッチで実施可能な会場を探し、感染対策を万全にして区政報告会を実施したこと」等と回答していることから、政務活動費は議員にとって必要不可欠であり、議会活動を行う上で有用性の高い制度となっている。

（1）研修費

①研修参加費

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されている。

このことから、研修会への参加は、第一義的には議員の判断に委ねられ、議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、それが適切な日程・金額であると認められ、当該議員が提出する資料等から区政との関連性が認められれば、その判断を尊重し議員の自律的な裁量を前提として、その経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する研修参加費については、井原議員、矢口議員からそれぞれ区政との関連性や必要性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

②講師謝礼金

会派や議員が主催する講演会や勉強会の講師謝礼金については、前述した平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」、また、平成25年3月21日の広島高裁判決では、「発達障害の知識と支援と題する会合の際に支出した講師謝礼、会場費、横断幕に係る支出について、当該会合の目的は、発達障害の現状や課題等に関する研究研修にあり、市政との関連性を有するものといえ、上記会合においては、講師、議員9名の他に、発達障害の子供を持つ親や幼稚園関係者等26名が参加し、発達障害支援について講演や意見交換等が行われたと認められ）、その内容も市政と関連するものである。そして、支出額も相当性を欠くものでない。」とそれぞれ判断されている。

このことから、当該講演会等については、適正な金額であることを示すために、区政との関連性の説明やテーマ、講義時間等が分かる資料の提出があれば、議員の多様にわたる専門性や課題認識・問題意識を尊重し、議員の自律的な裁量を前提として、その経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する講師謝礼金については、山本あけみ議員からは、当該講演会を政党活動と切り離した活動になるよう配慮していたこと、太田議員からは、謝礼金額の考え方について、それぞれ合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

（2）広聴広報費

区政報告の発行など区政や議会活動に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・周知するために必要なものである。

①会派区政報告

当区議会に関連する平成26年度政務活動費として支出した会派区政報告に対し、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決では、「本件会派報告は、本件会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するものである実態を有すること自体は否定しがたいものの、統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることや、その記載内容も過去1年間を振り返ってのものではなく、前回の杉並区議会議員選挙が実施されて以降の4年間の活動実績等を総括したものになっており、次の選挙が目前に迫った状況の下では、たとえ「討議資料」である旨を記載していても、読者に対する選挙に向けた本件会派所属の議員のＰＲ効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないこと、そもそも本件会派所属の議員は、事柄の性質上、いずれも当該選挙に強い利害関係を有していることも併せ考慮すると、それが選挙活動のためのものであるという実態を併せ有することは明らかであるといえ、政務活動に当たる部分とそれ以外の部分とを明確に区分することは困難であるといわざるを得ず、10万円の2分の1である5万円を超えて支出したことは、違法な支出であるというべきである。」と判断されている。

これらの判決の趣旨を踏まえ、本件会派の区政報告について見ると、区政報告の内容が定例会の概要報告や新型コロナウィルス対策への提言など会派の活動状況の報告が主なものとなっていること、区政報告を配布した時期に杉並区議会議員選挙は実施されて

いないこと等を総合的に判断すると、当該経費は、区政報告の趣旨と矛盾するものではなく、政党活動としての側面を有していることを推認させるとはいえないため、これらの経費を認めることは妥当と考える。

また、指摘にある補記に関しては、規程や手引きにおいて、『スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。』ことや講師謝礼金について「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料の提出が必要です。」等と明記されており、補記については、経費の支出を証明する有効な手段の一つとなっている。なお、指摘にある宛名の取扱いについては、特段定めはなく、実態に即して当該会派・議員が自律的に判断しているところである。この判断については、議員の合理的な説明がなされていれば、議会活動への反映・寄与の程度の割合が明らかに相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当と考える。

請求人が指摘する会派区政報告関連については、令和2年度当時、立憲民主党杉並区議団に所属していた各議員から、会派区政報告に関する考え方や領収書の宛名、補記等について合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

②議員区政報告

当区議会に関連する平成26年度の政務活動費として支出した議員区政報告に対し、平成31年3月22日の東京地裁判決では、

ア「政務活動としての側面を有していることは否定できないが、区議の顔写真及び氏名がかなり大きく目立つ形で記載されており、区議選の約1か月前に5万を超える部数というかなり大きな部数がポスティングや新聞折込みなどの方法により配布されていること等の事情を総合すると、区議選に向けて区議をアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」（富本議員）

イ「区政報告は、政務活動としての側面を有することは否定できないものの、10万部というかなり大きな部数を作成し、区議選を控えた平成27年1月頃までに多数の会合や駅頭演説の際に配布されたことなどの事情を総合すると、区議選に向けて区議の子育ての経験等を区民にアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」（吉田議員）

ウ「区政報告には、区議の区議会における質疑等の区政報告が記載されているものであるが、区議選の約1か月前の時期に、10万を超える部数という相当に大きな部数を郵送、新聞折込み、駅頭や区政報告会等での手渡しの方法により配布していること、郵送分については後援会事務所開設の案内を同封して郵送されていることなどを総合すると、約1か月後に迫った区議選に向けての区議のアピールという政治活動としての側面を併有していることを否定できない。」（田中議員）

等と、按分せずに計上した議員の区政報告関連費用について、違法な支出であると判断されたところである。一方で、

ア「配布時期を考慮しても、区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選に向けた政治活動や選挙活動としての側面を有していたとは認められない。」（大和田議員）

イ「顔写真やプロフィールが掲載されていること、下の名前をひらがな表記にしていることも、区政報告の趣旨と矛盾するものとはいえず、政治活動や選挙活動としての側面を有していることを推認させるものとはいえない。」（脇坂議員）

ウ「配布時期を考慮しても区政報告の範囲を超えるものとはいえない。表面に時候の挨拶が記載されているが、裏面には区政報告が記載されており、全体として専ら区政報告の趣旨であると認められる。」（川原口議員）

等と、適法な支出であるという判断が多数されている。

また、令和元年10月30日の東京高裁判決では、「例年と同様の内容及びレイアウトのものとして作成、配布されたものと認めることができ、政務活動費として支出することが許されるものということができる。」（安斉議員）と判断されたところである。

これらの判決の趣旨を踏まえ、本件各議員の区政報告について見ると、紙面内容が各議員の議会活動状況の報告となっていることやレイアウトデザインを含め、議員の写真やプロフィール、イラスト、似顔絵等の掲載はあるものの、紙面全体から見れば一定の範囲内であること、また、区政報告を配布した時期に杉並区議会議員選挙は実施されていないこと等を総合的に判断すると、当該経費は、区政報告の趣旨と矛盾するものではなく、選挙活動や政党活動、後援会活動としての側面を有していることを推認させるとは言えないため、これらの経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する議員区政報告については、それぞれの議員から、「私の生まれ育ち住んで居る地域に関する様々な課題を取り扱った活動を記事として編集発行していること」（浅井議員）、「区議会レポートに区が提供した数値などが掲載されることは必然であること」（安斉議員）、「ゲストティーチャーとしての活動を広報して学校と地域とのかかわりをお知らせし、区の学校教育や子供施策に関心のある方などからの広聴の機会とすることは意味があること」（岩田議員）、「①目を通して頂きやすいレイアウト②ご理解頂きやすい内容③大和田がどのように区政に関わっているかなど5点を心掛け、その想いがどれだけ読み手の方に届くか。これが区政報告の本質であると私は認識をしていること」（大和田議員）、「コロナ禍をどう生きるか、杉並区がやりぬくこれからの施策について、区長の考え（区としての対応）、私個人としての考え方について対談することを区政報告に掲載することは、区議会議員として何ら問題がないこと」（小川議員）、「紙面の顔写真やプロフィール、イラスト、短歌については、他の議員との混同を招かないよう、議員本人の顔と氏名を区民に周知しておく必要があるうえ、議員の人となりを区民に知っていただき、相談をしやすくするためであること。」（田中議員）、「区政一般について政策提言を行ったものであり、政務活動の一環と捉えていること。」（藤本議員）、「読みやすさを高めるための工夫としてイラストを作成・掲載し、また小さな写真や図版を多用した読みやすいデザインとしていること」（松本議員）、「区の施策を区民の皆様にお届けすることは区政活動の一環であると考えていること」（矢口議員）、「予算・決算という区政における重要な議会を終えた後に、杉並区政レポートを定期的に発行していること」（脇坂議員）、「一人でも多くの区民に区政へ関心を持っていただく必要があると考え、少しでも戦略的に区民へ区政の情報を届けることに重点を置き構成している。写真以外の全ては、議会での質問・答弁をもとに構成していること」（わたなべ友貴議員）、「郵送先の選定について」（浅井議員、大和田議員、田中議員、松浦議員、脇坂議員、吉田議員）、「作成・配布後の残部の取り扱いに関して」（小川議員）、「区政報告の発行日記載につい

て」（岩田議員、國﨑議員、田中議員、吉田議員）、その他、多くの当該議員から区政報告は政務活動を反映した内容であること等、合理的な説明を受けており、本件支出は、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

③区政報告会

平成29年3月30日の広島高裁判決では、「市政報告会に要する経費は、その実態が、調査研究活動や議会活動、市の政策の報告等とは離れた専ら選挙活動のための集会や後援会活動のための集会、私的な懇親のための会合であると推認できるような事情がない限り、それに要した費用全額について、使途基準に適合しないということはできない。」と判断されている。

このことから、議員が行う活動及び区政に関する区民への報告等を行う目的で、区政報告会を開催する経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する区政報告会の関連費用については、矢口議員から区政との関連性や必要性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

（3）資料購入費

①新聞購読費

新聞購読については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき、使途の特定が可能となるように新聞の名称を明らかにしたうえで、調査研究活動のための資料購入費として計上を認めている。また、政務活動に要する経費細目で一律的な按分上限割合を定めておらず、支出の按分割合は、自身の活動実態に即して会派・議員が自律的に判断している。この判断については、議員の合理的な説明がなされていれば、議会活動への反映・寄与の程度の割合が明らかに相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当と考える。

請求人が指摘する新聞購読費については、脇坂議員から区政との関連性や必要性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

②書籍購入費

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。」としている。一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断している。

このことから、政務活動費としての使途の特定が可能となるように書籍、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるのであれば、政務活動に必要な経費として認めることが妥当と考える。

請求人が指摘する書籍購入費については、國﨑議員、田中議員から書籍名のほか書籍購入の考え方や必要性が示されており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正

に処理されていると判断できる。

（4）事務費

事務用品の購入については、政務活動に要する経費細目で一律的な按分上限割合を定めておらず、支出の按分割合は、自身の活動実態に即して議員が自律的に判断している。この判断については、議員の合理的な説明がなされていれば、議会活動への反映・寄与の程度の割合が明らかに相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当と考える。

請求人が指摘する不織布マスクの購入については、藤本議員から按分の考え方や妥当性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

（5）人件費

議員が第三者を雇用する場合、それが政務活動の補助に当たるか否かの判断については、明らかに政務活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合等を除き、議員の政務活動の対象が広範囲に及び調査方法も多様なことから、議員の自律的判断に委ねられている。また、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述した平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、議員の政策的判断を尊重することも考慮する必要がある。

請求人が指摘する人件費については、國﨑議員から勤務作業内容と区政との関連性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

8　令和4年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、政務活動費の使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

令和4年度は、按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分割合の設定のほか、杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開についても引き続き検討を行うものとする。なお、上記検討事項については、令和3年度第3回政務活動費調査検討委員会において、会長である大和田議長から、「検討事項については、各議員や監査委員、政務活動費専門委員会委員から様々な意見をいただいており、区議会事務局にはより一層の情報収集、課題の洗い出しに努めてもらうとともに、議員側も問題意識を引き続き持ちながら検討を進めて行ければ良い。」旨の付言もあり、継続して重点的に検討を行うこととしている。

別紙1

令和2年度　政務活動費支出状況(決算数値)

		支出負担額	差引戻入額	交付決算額	政務活動費収支報告書「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳										
						調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費	支出計
1	杉並区議会公明党(7名)	13,440,000	9,460,130	3,979,870	13,440,000	80,725	1,344	2,415,268	0	0	0	592,203	890,330	0	0	3,979,870
2	日本共産党杉並区議団(6名)	11,520,000	838,680	10,681,320	11,520,000	0	48,324	6,931,971	0	0	0	368,658	1,711,861	0	1,620,506	10,681,320
3	浅井くにお議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	2,100	0	1,647,232	0	0	0	136,120	106,179	0	28,369	1,920,000
4	安斉あきら議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,886,175	0	0	0	0	5,456	0	28,369	1,920,000
5	井口かづ子議員	1,920,000	1,587,602	332,398	1,920,000	0	0	126,505	0	0	0	172,068	5,456	0	28,369	332,398
6	井原太一議員	1,920,000	807,088	1,112,912	1,920,000	0	485,709	172,072	0	0	0	416,228	10,534	0	28,369	1,112,912
7	今井ひろし議員	1,920,000	530,786	1,389,214	1,920,000	53,563	76,440	843,225	0	0	0	265,124	122,493	0	28,369	1,389,214
8	岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	33,781	0	1,503,577	0	0	0	241,948	140,694	0	0	1,920,000
9	大泉やすまさ議員	1,920,000	1,759,670	160,330	1,920,000	0	0	126,505	0	0	0	0	5,456	0	28,369	160,330
10	大熊昌巳議員	1,920,000	872,437	1,047,563	1,920,000	0	0	288,505	0	0	0	146,268	419,421	0	193,369	1,047,563
11	太田哲二議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	23,137	614,715	909,197	0	0	0	57,846	263,350	0	51,755	1,920,000
12	大和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	28,919	0	1,169,757	0	0	0	232,618	178,519	281,818	28,369	1,920,000
13	小川宗次郎議員	1,920,000	1,192,597	727,403	1,920,000	9,875	0	457,077	0	0	0	99,048	133,034	0	28,369	727,403
14	奥田雅子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	314	1,000	920,400	0	0	0	21,250	0	572,036	405,000	1,920,000
15	奥山たえこ議員	1,920,000	1,892,027	27,973	1,920,000	0	2,000	0	0	0	0	24,677	1,296	0	0	27,973
16	川野たかあき議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,806,820	0	0	0	101,040	12,140	0	0	1,920,000
17	木梨もりよし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	6,689	0	1,898,600	0	0	0	12,111	2,600	0	0	1,920,000
18	國崎たかし議員	1,920,000	472,221	1,447,779	1,920,000	0	24,000	582,725	0	0	0	204,534	8,151	0	628,369	1,447,779
19	けしば誠一議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	65,440	1,019,138	0	0	0	134,865	76,240	430,917	193,400	1,920,000
20	小林ゆみ議員	1,920,000	1,374,749	545,251	1,920,000	0	0	0	0	0	0	16,400	131,651	0	397,200	545,251
21	佐々木千夏議員	1,920,000	1,670,000	250,000	1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	250,000	0	250,000
22	新城せつこ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	61,986	1,025,918	0	0	0	198,600	70,738	383,758	179,000	1,920,000
23	関口健太郎議員	1,920,000	411,552	1,508,448	1,920,000	0	0	1,473,398	0	0	0	9,820	25,230	0	0	1,508,448
24	そね文子議員	1,920,000	0		1,920,000	2,106	14,400	920,400	0	0	0	11,800	0	566,294	405,000	1,920,000
25	田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	33,000	0	1,701,063	0	0	0	93,165	92,772	0	0	1,920,000
26	ひわき岳議員	1,920,000	100	1,919,900	1,920,000	297,000	0	1,507,368	0	0	0	103,392	12,140	0	0	1,919,900
27	藤本なおや議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	9,345	0	1,350,869	0	1,100	0	57,880	146,547	287,159	67,100	1,920,000
28	ほらぐちともこ議員	1,920,000	221,515	1,698,485	1,920,000	0	0	137,705	0	0	0	31,940	13,661	600,000	915,179	1,698,485
29	堀部やすし議員	1,920,000	206,850	1,713,150	1,920,000	33,000	42,342	1,079,910	0	4,100	0	507,730	46,068	0	0	1,713,150
30	松浦威明議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	8,214	0	1,688,797	0	0	0	72,496	122,124	0	28,369	1,920,000
31	松尾ゆり議員	1,920,000	24,317	1,895,683	1,920,000	0	10,856	1,103,975	0	0	0	170,920	38,502	571,430	0	1,895,683
32	松本みつひろ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	5,000	1,203,484	0	0	0	51,324	231,192	429,000	0	1,920,000
33	矢口やすゆき議員	1,920,000	386,413	1,533,587	1,920,000	0	72,140	1,263,806	0	0	0	64,699	104,573	0	28,369	1,533,587
34	山本あけみ議員	1,920,000	3,165	1,916,835	1,920,000	0	55,000	1,578,648	1,050	0	1,760	101,364	179,013	0	0	1,916,835
35	吉田あい議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,731,941	0	0	0	6,600	153,090	0	28,369	1,920,000
36	脇坂たつや議員	1,920,000	8,534	1,911,466	1,920,000	0	30,000	1,113,205	0	0	0	569,179	170,713	0	28,369	1,911,466
37	わたなべ友貴議員	1,920,000	259	1,919,741	1,920,000	0	0	1,434,295	0	0	0	259,354	197,723	0	28,369	1,919,741
計(C)		92,160,000	23,720,692	68,439,308	92,160,000	621,768	1,610,696	45,019,531	1,050	5,200	1,760	5,553,269	5,828,947	4,372,412	5,424,675	68,439,308

別紙2

令和2年度　政務活動費出納閉鎖後の訂正状況

		支出負担額	差引戻入額	交付決算額	政務活動費収支報告書「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳										
						調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費	支出計
1	杉並区議会公明党(7名)	13,440,000	9,460,130	3,979,870	13,440,000	80,725	1,344	2,415,416	0	0	0	592,203	890,182	0	0	3,979,870
2	日本共産党杉並区議団(6名)	11,520,000	838,680	10,681,320	11,520,000	0	48,324	6,931,971	0	0	0	368,658	1,711,861	0	1,620,506	10,681,320
3	浅井くにお議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	2,100	0	1,647,232	0	0	0	136,120	106,179	0	28,369	1,920,000
4	安斉あきら議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,886,175	0	0	0	0	5,456	0	28,369	1,920,000
5	井口かづ子議員	1,920,000	1,587,602	332,398	1,920,000	0	0	126,505	0	0	0	172,068	5,456	0	28,369	332,398
6	井原太一議員	1,920,000	807,088	1,112,912	1,920,000	0	485,709	172,072	0	0	0	416,228	10,534	0	28,369	1,112,912
7	今井ひろし議員	1,920,000	530,786	1,389,214	1,920,000	53,563	76,440	843,225	0	0	0	265,124	122,493	0	28,369	1,389,214
8	岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	33,781	0	1,503,577	0	0	0	241,948	140,694	0	0	1,920,000
9	大泉やすまさ議員	1,920,000	1,759,670	160,330	1,920,000	0	0	126,505	0	0	0	0	5,456	0	28,369	160,330
10	大熊昌巳議員	1,920,000	872,437	1,047,563	1,920,000	0	0	288,505	0	0	0	139,008	426,681	0	193,369	1,047,563
11	太田哲二議員	1,920,000	28,677	1,891,323	1,920,000	23,137	614,715	881,270	0	0	0	57,846	263,350	0	51,005	1,891,323
12	大和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	28,919	0	1,169,757	0	0	0	232,618	178,519	281,818	28,369	1,920,000
13	小川宗次郎議員	1,920,000	1,192,597	727,403	1,920,000	9,875	0	457,077	0	0	0	99,048	133,034	0	28,369	727,403
14	奥田雅子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	314	1,000	920,400	0	0	0	21,250	0	572,036	405,000	1,920,000
15	奥山たえこ議員	1,920,000	1,892,027	27,973	1,920,000	0	0	0	0	0	0	26,677	1,296	0	0	27,973
16	川野たかあき議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,806,820	0	0	0	101,040	12,140	0	0	1,920,000
17	木梨もりよし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	6,689	0	1,898,600	0	0	0	12,111	2,600	0	0	1,920,000
18	國崎たかし議員	1,920,000	473,841	1,446,159	1,920,000	0	24,000	581,105	0	0	0	204,534	8,151	0	628,369	1,446,159
19	けしば誠一議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	65,440	1,019,138	0	0	0	134,865	76,240	430,917	193,400	1,920,000
20	小林ゆみ議員	1,920,000	1,374,749	545,251	1,920,000	0	0	0	0	0	0	16,400	131,651	0	397,200	545,251
21	佐々木千夏議員	1,920,000	1,670,000	250,000	1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	250,000	0	250,000
22	新城せつこ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	61,986	1,025,918	0	0	0	198,600	70,738	383,758	179,000	1,920,000
23	関口健太郎議員	1,920,000	411,552	1,508,448	1,920,000	0	0	1,473,398	0	0	0	9,820	25,230	0	0	1,508,448
24	そね文子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	2,106	14,400	920,400	0	0	0	11,800	0	566,294	405,000	1,920,000
25	田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	33,000	0	1,701,063	0	0	0	93,165	92,772	0	0	1,920,000
26	ひわき岳議員	1,920,000	100	1,919,900	1,920,000	297,000	0	1,507,368	0	0	0	103,392	12,140	0	0	1,919,900
27	藤本なおや議員	1,920,000	1,375	1,918,625	1,920,000	9,345	0	1,350,869	0	1,100	0	57,880	145,172	287,159	67,100	1,918,625
28	ほらぐちともこ議員	1,920,000	221,515	1,698,485	1,920,000	0	0	137,705	0	0	0	31,940	13,661	600,000	915,179	1,698,485
29	堀部やすし議員	1,920,000	209,050	1,710,950	1,920,000	33,000	42,342	1,079,910	0	4,100	0	505,530	46,068	0	0	1,710,950
30	松浦威明議員	1,920,000	196	1,919,804	1,920,000	8,214	3,000	1,688,797	0	0	0	69,496	121,928	0	28,369	1,919,804
31	松尾ゆり議員	1,920,000	24,317	1,895,683	1,920,000	0	10,856	1,103,975	0	0	0	151,778	57,644	571,430	0	1,895,683
32	松本みつひろ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	5,000	1,203,484	0	0	0	51,324	231,192	429,000	0	1,920,000
33	矢口やすゆき議員	1,920,000	407,413	1,512,587	1,920,000	0	72,140	1,263,806	0	0	0	43,699	104,573	0	28,369	1,512,587
34	山本あけみ議員	1,920,000	3,165	1,916,835	1,920,000	0	55,000	1,578,648	1,050	0	1,760	101,364	179,013	0	0	1,916,835
35	吉田あい議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,731,941	0	0	0	6,600	153,090	0	28,369	1,920,000
36	脇坂たつや議員	1,920,000	8,534	1,911,466	1,920,000	0	30,000	1,188,760	0	0	0	493,624	170,713	0	28,369	1,911,466
37	わたなべ友貴議員	1,920,000	260	1,919,740	1,920,000	0	0	1,434,295	0	0	0	259,354	197,722	0	28,369	1,919,740
計(C)		92,160,000	23,775,761	68,384,239	92,160,000	621,768	1,611,696	45,065,687	1,050	5,200	1,760	5,427,112	5,853,629	4,372,412	5,423,925	68,384,239

別紙３

４杉並第 10479 号
令和４年５月２０日

杉並区監査委員　　様

杉並区長　田中　良

令和２年度政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和４年５月 10 日付け４杉監査第 67 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費(現在の政務活動費)が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 89 号)は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号)が制定された。

(3) 平成 24 年9月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。
なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表

者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務活動費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項及び第2項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 1 号様式）

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務活動費の交付に関する届）

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。（条例第5条第3項）（規則第2号様式）

(2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度 4 月 1 日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知（政務活動費交付対象者状況通知書）する。（条例第 6 条第 1 項）（規則第 3 号様式）

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知（政務活動費交付対象者変更通知書）する。（条例第 6 条第 2 項）（規則第 4 号様式）

(3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知（政務活動費交付決定通知書）する。（条例第 7 条）（規則第 5 号様式）

(4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日（その日が杉並区の休日を定める条例第 1 条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。（条例第 8 条第 1 項）

(5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。（条例第 8 条第 2 項）

(6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。（条例第 8 条第 4 項及び第 6 項）

(7) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

(8) 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

3 政務活動費の適正化に向けた取組

(1) これまでの取組

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から適宜、政務活動に要する経費細目について改正を行い、この間、区議会の自律的な取組により適正化と透明性の向上を図ってきたところである。

平成 26 年度には、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求

められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成 26 年 10 月に、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会・政務活動費専門委員会で検討し、その結果をまとめ、平成 27 年 2 月、区議会議長が区長に対し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知を行い、同年 5 月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」(以下「手引書」という。)を全面改訂した。

平成 27 年度以降には、監査結果における意見や要望を反映させるため、政務活動費調査検討委員会で検討を重ね、規定を一部改正するなど、より一層の政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

また、令和元年度には、使途の透明性の確保の観点から、月極駐車場代の支出要件の厳格化に伴う規程の改正や使用実態、按分率等の説明の考え方を手引書に明記する等の改善を図り、令和 2 年度から適用することとした。さらに、令和 2 年度から、政務活動費調査検討委員会の開催回数や規程改正等の検討結果(過去5年分)、政務活動費専門委員会の委員構成や所管事項等を杉並区議会ホームページで公開した。

(2) 令和3年度の取組

区議会では、平成 25 年に使途が拡大された政務活動費における使途の透明性の確保について、制度の改善項目の中で急務かつ最優先課題と捉え、前記(1)のとおり継続して改善に努めてきた。

令和3年度の政務活動費調査検討委員会の取組として、按分の割合(上限)が定められていない経費の適切な按分割合の設定や杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類(出納簿、領収書等)の公開に関し検討しており、令和4年度も継続して重点的に検討を行うこととしている。

4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査を行い、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いよう、政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると

考えている。

そのような前提からすれば、今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、前記3に記載したとおり、これまで所要の見直しを行うとともに政務活動費調査検討委員会において引き続き主体的な改善検討がされている中において、条例第 11 条に基づき、議長が収支報告書及び領収書等を調査していることから、区は適正に執行したものと考えている。

しかしながら、区としては、この間の政務活動費に関する監査結果や訴訟の判決を重く受け止めており、議会に対して、政務活動費の更なる使途の透明性向上の観点から、政務活動費調査検討委員会において検討している諸課題について、早期に結論を得るよう強く求めていく。

別紙4－1

4杉議会第151号
令和4年5月19日

杉並区監査委員　様

杉並区議会
議長　大和田　　伸

令和2年度政務活動費に係る調査について（回答）

1　「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

令和4年5月10日付4杉監査第69号の調査依頼に基づき、条例第11条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

令和2年度における、請求人が議員別に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2　調査結果について

議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、令和2年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

3　今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費の使途に関しては、平成19年5月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成21年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌22年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出にあたっては、第一義的には議員の自律的な判断に委ねられていると考えている。今回は、令和2年度の政務活動費であり、その当時の基準により、各議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度をめざし、調査検討委員会において、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合を設定すること等、引き続き検討を行うこととしている。

4　個別事項についての議員からの説明

1．浅井くにお議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

区政レポートNo.21、No.22 について

（区政レポートの郵送相手について）

私の区政レポートは、私の活動内容を知りたい、レポートを読みたいと住所をお知らせ頂いた方々に郵送させて頂いています。なお、送付数は、読者の転居などにより変動しています。

（レポートの紙面内容が個人の活動内容になっていることについて）

区政全般のことについては、区議会だよりや広報すぎなみにより杉並区議会や杉並区が区民へお知らせしており、同様の内容を私の区政レポートで改めて記事とすることはしていません。

私に与えられた政務活動費を使い発行する私の区政レポートであることから、区民の皆様から私にお寄せ頂いた意見や要望を踏まえた政務活動、そして、私の生まれ育ち住んで居る地域に関する様々な課題を取り扱った活動を記事として編集発行しています。

また、トピックスで扱った私の政務活動費収支報告書（備考欄を含む）についてですが、区議会のHPで公表されているとしても区民の方々が閲覧しているか不明であり、区政レポートの記事として公費の使途を改めて紙面で公表する意味があり重要と考えています。

（透明性の原則について）

政務活動費の使途の透明性については、全ての支出について個別具体に支出内容の説明が可能です。その前提として、先ずは私の政務活動費の概要について区民の皆様に知って頂くことが重要だと考え、区政レポートに記事として掲載しています。

（区政レポートへの個人名、顔写真、プロフィールの記載について）

読者の一部は、私の顔や生い立ち、経歴をご存じの方も居られますが、多くの読者はどの様な人物かを区政レポートを読み理解します。その上で、私の政務活動や区政に対して意見や要望をお寄せ頂いていることから、区政レポートがどの様な議員のものか示すため、個人名、顔写真、プロフィールの記載は必要な情報であると考えています。

（区政レポートNo.21、No.22 の支出経費について）

区政レポートの記事は、全て政務活動に関する内容であり、発行経費の支出には何ら問題はないと考えています。

２．安斉あきら議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

個人で区議会レポートを発行する場合は「無所属」で発行しているとの指摘があるが、私は当選以降も自由民主党の党籍は有しておらず、個人としては無所属の議員として議員活動をしている。

会派については、「杉並区議会自由民主党」に所属しているに過ぎず、「無所属」としての立場は変わらない。以上の事から個人で発行する区議会レポートには「無所属」の表記を用いている。また、会派で発行するものは会派名となるのは自然なことであるので何ら問題はない。

発送代行費用については、「郵便区内特別便」を使用しているため指摘にはあたらない。

区議会レポートのデザインについての指摘をされていますが区議会議員として予算や決算等の審査にあたり区が提供した資料をもとに審査をおこなっている。こうしたことから区議会レポートに区が提供した数値などが掲載されることは必然である。また、レポート全体の配置やデザインは事業者に依頼して行っており妥当な金額と考える。

区議会レポートの発行については、広く区議会議員の活動を区民の方にお伝えし、ご意見を頂く為に発行している事から全額政務活動費の支出を行っている。

３．井原　太一議員

【研修費（研修会参加費用）】

（１）住民監査請求人の指摘文では、研修費の金額について、「・・・でも研修費は60,000円も払っている」としてとても高額であるかのような印象付けが行なわれていますが、それが区民感覚において高額か低額かの議論は別として、通常このような研修会の研修費は１講座あたり15,000円～30,000円程度で行われており、今回は15,000円の講座を4講座分まとめて支払ったために60,000円となったのであり、1講座あたりでは15,000円と突出して高いというものではありませんでした。また振込手数料も4回ではなくまとめて1回分で済み節約が図られています。よってこの金額が高額であるというご指摘にはあたりません。

（２）同じく「報告書がないのでどのような内容であったかは検証されない」とありますが、規程第2条の別表で定められている事項すなわち「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」については報告をしています。請求人は、さらに詳細を記した報告書の提出がないことにご不満を述べられていますが、定めがないので提出はしていません。

このことについて、請求人は「「研修費」について「政務活動に要する経費細目」の問題点」があると指摘し、研修費について使途基準の見直しを求めているので、そのよう

なご意見・ご要望があったことについては政務活動費に係わる委員会等に伝達をいたします。

（3）この研修の内容について、4講座をまとめた大きなタイトルが「役所を動かす質問のしかた」とあるので、請求人はこれが「質問の仕方について学ぶ」ための講座であり単なる「自己研鑽」の場、話し方教室であると勘違いをされているようです。が、サブタイトルにアフターコロナ時代とあるように、実際には多岐にわたる様々な政策課題についての各地方自治体での現状や取り組み方、エビデンスの状況などが語られたものであり、この研修が行われた令和2年度はちょうどコロナ禍で行政視察が全国的に自粛（＝事実上の禁止）されていた中で、それに代わる調査研究的な要素が満載されたものでした。また、行政側（執行部）の政策決定の仕組みや裏事情など他自治体の状況などもわかり、今後の政策決定・提言の際に、杉並区においても執行部がどのように動くのかを類推する判断材料を与えられました。これは杉並区民にとっても有用であると考えます。このように研修の中身は政務活動に沿ったものとなっていました。

ここで、各講座について概観しておきます。

第1講座「あなたの知らない議会のチカラ」の中身は、議会の権限、首長の権限の話から始まり、現コロナ禍で他自治体がどのような課題に直面し、議会がそれぞれどのように動いているのか、さらにどのような成果が挙げられているのか、というものでした。

第2講座「実務的な質問の仕方」の中身は、一般質問の効果、成果を出すための段取り、市民調査、執行部の課題認識や政策および予算の矛盾の突き方などから始まり、他自治体の最新情報を語る、というものでした。

第3講座「私がうなった質問はこれだ」の中身は、議員質問の類型化から始まり、他の自治体で行われているアフターコロナ時代の政策提言の要点が20提言ほど紹介され、その取り入れられ方や執行部の都合と判断の様子など、実現に至るプロセスや成果などについて示されたものでした。

第4講座「財政関連質問の視点」の中身は、地方自治体の予算・決算の立て方、スケジュールから始まり、現コロナ禍で他自治体がどのようなコロナ予算を立てているのかその実例をいくつか挙げ、それを実現した道筋、実施後の成果などを概観するというものでした。

このように、いずれも教養講座ではなく、より実践的で、かつ現コロナ禍下での他地方自治体の取組みから最新動向を学ぶ、という政務活動の趣旨に合致する内容でした。

従って、この研修内容は請求人が述べる「議員として役所に対して質問するのは当たり前の仕事である。質問の仕方について学ぶのは自己研鑽であり、政活費（税金）から支出することは論外である。」と指摘されるようなものではなくその域をはるかに超えたもの、また「「条例」9条に違反し、「規程」第2条(6)に該当し、不当な支出である。」とのご指摘にあたるものでもありませんでした。

このように、請求人がご指摘されているような事実はないので、研修費60,000円の返還の求めには応じられません。

４．岩田いくま議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

杉並区では、「地域に開かれた学校づくり」を推進しておりますが、「学校側が地域人材に求める要件」「地域人材が学校に関わる際に留意すべき点」等に配慮して施策を推進しなければ、「地域に開かれた学校づくり」も画餅に終わってしまいます。

また、そもそも児童・生徒の学校での様子や現在の子供達の特徴等を一定程度理解していなければ、区の教育施策を含めた子供施策を適切に検討することはできません。

そうした中、学校教育にゲストティーチャーとして授業参加することは、「（先生や学校支援本部との）授業前打合せ」「授業参加」「授業後の（先生・学校支援本部・児童・生徒との）交流・意見交換」等を通して、「地域に開かれた学校づくり」を推進するにあたっての、現場に即した課題や留意点を把握するのに非常に有効であると受け止めております。

したがって、これらの活動は議員の政務活動として意義があり、また、こうした活動を広報することを通して杉並区における学校と地域とのかかわりの一端をお知らせし、かつ、区の学校教育や子供施策に関心のある方や学校と地域のかかわりに関心のある方からの広聴の機会とすることは、意味あるものと考えております。

なお、個別にご指摘のあった事項について、以下見解を述べておきます。

①発行日の記載・・・発行時期を記載しており（例：第66号であれば、「令和2年春」）、いつの区政の問題かは十分判断できると考えます。

②ゲストティーチャーとしてのかかわり・・・区議会の代表としてではありません（区議会を経由して依頼を受けているわけではありません）。

③学校名・・・区政への反映や広聴という視点から見て、どの学校で行ったかが重要ではなく、どの校種にどのように関わったかが重要であるとの考えから、区政報告書には学校名は記しておりません。

参考ながら、第66号、68号、70号でとりあげたゲストティーチャー活動は久我山小学校でのものですが、過去には旧杉並第五小学校、天沼小学校、松庵小学校、馬橋小学校にてゲストティーチャーとして授業に参加しております。

④感想文は、授業の一環として学校／先生によりなされたものであり、私から要求／依頼したものではありません。

⑤私がゲストティーチャーとして選ばれた理由・・・選んだ立場ではないのであくまで推測になりますが、当該小学校近隣に住んでいること、平成21年度から令和元年度まで当該小学校の現役ＰＴＡであったこと等からではないかと思います。なお、体育発表会に関しては、そもそも当該表現種目（ソーラン節踊り）を地域の子供達に教えていた（平成15年～平成25年）ことが、大きな理由であろうかと思います。

５．大和田　伸議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

（１）「区政報告（令和2年夏号）」について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものと考える。

私の『区政報告』について、請求人は毎年のように同趣旨の住民監査請求を出されているが、今回も「題字」・『ご挨拶』、更には『私一人の写真が４枚あること』と『自民党議員の会派の写真』について、『区政調査とは思われない』という内容である。

まず、言うまでもないが、私は請求人がご指摘の『区政調査』のために同区政報告を出しているわけではない。これは多くの議員に共通することだと思われるので、この論については請求人も考えを改められた方が宜しいと思う。更に言及すると、請求人が『自民党議員の会派の写真』と決めつけて写真も、実際にはこの中に無所属議員が含まれていることも、指摘をされる以前によくご理解された方が宜しいかと思う。

さて、本論に移るが、改めて『区政報告』について私の認識を示す。私も毎回言及するようだが、

①目を通して頂きやすいレイアウト、
②ご理解頂きやすい内容、
③大和田がどのように区政に関わっているか、
④大和田がどのような視点を用いて区政に臨んでいるのか、
⑤大和田に区政の相談等を行ってみようと思って頂けるか、

以上を心掛け、その想いがどれだけ読み手の方に届くか。これが区政報告の本質であると私は認識をしている。上記の考えをもって、請求人の指摘に対しては全て反論をし、否定するものである。

『私一人の写真』についても、誤解を招かないように下部にキャプションまで付けている。ここでその中の一枚を挙げてみる。例えば『改選後初の会派街頭報告』ではなく、仮に、『改選後初の政党街頭御礼』とあれば、それは甘んじて請求人のご指摘を受け入れなくてはならないが、そのようなことは一切ない。

また、冒頭の『ご挨拶』の中身についても、『東京 2020 大会延期』、『コロナ禍に対する私の想い』、『区議会会派構成』、『私の区政への想い』、を記載したものであり、それ以上でもそれ以下でもない。果たしてどの部分が政党活動なのか？そこまで辛辣に指摘をされると理解に苦しむ次第である。

それでも、請求人が疑義を示すならばそれはもう残念ながら『見解の相違』としか言いようがない。

尚、請求人が多用する『自民党会派の幹事長として』や『区議会最大会派として』等、前後の文脈を省略してのいわゆる『切り取り』については、第三者に誤解を与えかねないので、今後請求人におかれては少しお控えになられた方が宜しいと、この際指摘をさせて頂くものである。

（2）区議会報告用ハガキについて

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものと考える。

まず、請求人のご指摘の通り、同『杉並区議会報告』は、選挙の有無に関わらず毎年発行しているものなので、これも同じく同請求人がご指摘の『選挙活動』には当たらない一つの根拠である。

また、『新年の挨拶かと思われる文面』という指摘についても、社会通念上の時候の挨拶であり、公職選挙法147条の2で禁止されている挨拶状としての側面があるとは認められないと認識するものである。

また、『まさに今こそ、まちの御用聞きとしての原点に立ち返り、この難しい区政のかじ取りに、区議会最大会派の幹事長としてかかわっていく覚悟です』の一文について。これは、第三者が見ても決して区議選に向けて自らの当選依頼をする趣旨の意味合いではなく、明確に今後の区政に向けての決意を述べたものである。

尚、請求人曰く、上記当該文を『区民の立場で読むと、大和田の選挙活動の一文である』という趣旨を示されているが、それは『区民の立場』ではなく『失点を探す立場』の勘違いではないか？と政務活動の多忙な時間を割いて抗弁書を書かせて頂く立場として率直に思う次第である。

最後に、請求人は『ハガキの文面からして、どの部分が政務活動費か判断出来ない』とまで、私が政務活動費を用いることに疑義を示されているが、先入観なしに少し冷静にご覧頂きたいものである。

・区政に関わる者として、コロナ医療従事者への想い
・コロナが区財政に及ぼす影響
・しかし、区民生活を取り巻く喫緊の課題には財源導入が必要
・そのために『まちの御用聞き』、また『区議会最大会派幹事長』として臨む決意

以上、起承転結全てが政務活動費を用いるに値するものと私は認識をする次第である。

この点もご理解頂けないようだったら、もはや見解の相違としか言わざるを得ない。

尚、郵送先をどう選んでいるかという指摘については、区政報告を送ってほしいと連絡をくださった方や名刺交換をさせていただいた方、顧問をさせていただいている各種団体の方々などにお送りしている。

6．小川宗次郎議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

≪1≫令和3年区政報告春号封入された2,000枚について

令和3年区政報告春号の内、2,000枚はどのように配布したのかのご指摘でありますが、手渡し、会合で配布しております。また、残り1,000枚も同じく手渡し、会合で配布しております。若干枚数の残はありますが、自らポスティング、手渡し、会合で現在も配布しているところであります。

≪2≫令和3年春号の内容について

令和3年春号の区政報告内容で、区長対談の紙面を記載した理由は、区政がコロナ禍によりどういった施策を実施し、区民福祉の向上を進めていくかが重要な区政のテーマと考えたからであります。コロナ禍をどう生きるか、杉並区がやりぬくこれからの施策について、区長の考え（区としての対応）、私個人としての考え方について対談することを区政報告に掲載することは、区議会議員として何ら問題ないものと考えます。

また、対談の3/4が区長発言であるとの指摘については、対談すべてを記事にすることは紙面の関係上できないので抜粋した報告となっています。なお、対談時間は1時間半近くになり、私からも様々な発言をしていることを申し添えます。

7．川野たかあき議員

【広聴広報費（会派区政報告）】

令和2年度に会派として、会派所属議員全員共同にて発行、配布を行った計三度の会派区政報告書についてのご指摘をいただいております。ご指摘の通り、それぞれ、①令和2年5月12日付と②令和2年8月21日付と③令和3年3月22日付の領収書にて処理を行っております。

・領収書の宛名について

ご指摘の通り、①と②は「立憲民主党杉並区議団」宛、③は「川野たかあき」宛となっております。③は川野たかあきが担当窓口として印刷会社とのやりとりをしていたため、先方にて個人名での領収書が発行されたものですが、会派で按分する領収書を窓口担当者の個人名義で受け取ることは議会全体を通してもこれまでにもあったことであり、また関係例規上問題となることでもありません。実際には報告の通り、その金額の支払いを行い、それを会派全員（当時5名）で按分してあることは確かな事実であります。このことをもって「使途基準に反した領収書」には当たらないものと考えます。とはいえ、①②③とすべての宛先を同じにしておけば区民の皆様にもより分かりやすかったであろうと考えますので今後はそのように心掛けたいと存じます。

・手書きでの補記について

ご指摘の「手引き」にある通り、ルールに則って区政報告書の配布期間及び配布部数を補記しております。印刷会社からその部分についての報告を文章でいただいておりません

でしたので、電話にて確認したものを補記致しました。手書きのものが禁じられているということはございませんので、このことをもってご指摘のような「使途基準に反した領収書」には当たらないものと考えます。今後、配布期間や部数について受注先からの詳細な報告書などが必要ということになれば、それに従って参りたいと考えます。

以上のことから、本件に関して返還は必要ないものと考えます。

【広聴広報費（議員区政報告）】

まず、3月23日付の領収書に添付している見積書について、確かに「★46,800部を単独で印刷しB5折りすると、」以降が印字されておりませんでした。これは、ご指摘にもある8月26日付の領収書に添付した見積書と同様で、そのあとには「費用は今回の提示額より高くなりますのでご了承ください。」と続くはずのものでした。この点について、「意味不明の領収書であり、信憑性に欠ける。」とのご指摘ですが、これはそもそも領収書そのものではなく、その内訳などを明確にするため、補完するための添付書類であって、その文章の一部に誤植があっても問題のないものと判断しそのまま添付しました。

それから、『8月号、3月号の「会派報告書」を川野議員が自分用に増刷して、～中略～ポスティングした。』とありますが、おそらく誤解があるように思います。増刷したのではなく、増刷してしまうと（つまり見積書にあるように後から単独で印刷すると）、費用が高くなってしまうので、会派全体・全員分の印刷をする時に同時に個人分も印刷をした、ということです。要するに、印刷総量が増えてボリュームディスカウントがかかり安くなっている、ということなのです。ですので見積りにはそれぞれ8月分は「★16.5万部印刷の内5万部の費用」とあり、3月分には「★158,050部印刷の内46,800部の費用」とあるわけです。

さて、それら前提を説明させていただいた上で、この8月号、3月号がともに政党活動の部分を含んでいるというご指摘をされているものですが、まず内容をご覧いただければ明らかでありますが、ともに区政に関することのみしか記載しておらず、政党活動にあたる部分はまったく存在しません。にもかかわらず会派として発行した区政報告書を会派所属議員が配布を行ったら、それだけで政党活動にあたる、ということも有り得ません。ゆえに按分の必要もなく、返還義務は無いものと考えます。

最後に付記されている部分ですが、会派全員で按分している3月22日付¥994,565の領収書は先の会派区政報告書についてでも説明させていただいている通り、それは会派全員分の金額ですので、オーバーして請求をしているという事実はございません。

8．國﨑たかし議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

1．区政レポートVOL.1について

○写真撮影等の指摘について

写真撮影及び領収書等貼付用紙の備考欄に配布枚数の記載がないことについては、令和元年度計上分に関することであり、請求人の指摘にもあるとおり、住民監査請求の対象外

と考える。

○発行日を記載しない理由について
　郵送のほか、区民相談の際に配布しているものであり、期間を決めて使用するものではないと考えたため、記載していない。

○区政レポート紙面の約1/3をプロフィール等が占めているとの指摘について
　意見要望がある区民側に立てば、プロフィール等を掲載することで、議員の人物像等を知ることができ、相談の際の選択肢の一つになると考えられるため、紙面の約1/3をプロフィール等で占めても特段問題はなく、指摘には当たらない。

2.杉並区議会報告ハガキについて
　区議会議員としての活動報告はまさに政務活動といえるものであり、返還に応じることはできない。

【人件費】
○人件費について
・勤務場所や勤務内容について
　國﨑たかし事務所（杉並区上荻4－19－17－201）にて打ち合わせ、杉並各地にて区民相談や区政レポートの配布。その日の地域を決め、区民のお宅に伺い、区政レポートを渡し、地域の課題や区政についての要望等を聴取している。

・区政報告VOL.1の印刷枚数と配布枚数に関する指摘について
　元年度の政務活動費の交付額上限に達したため、自費で元年度の45,000部を増刷した。

・補助職員に関する政務活動費支払いについて
　勤務内容で示したとおり、地域の課題等を多く聞くために、私一人ではカバーできない政務活動を補助していただいており、指摘は当たらず、返還に応じることはできない。

・正月に9時間も働かせているという指摘について
　正月勤務については、補助職員と合意の上、勤務いただいている。
なお、毎年、正月三が日は区内の神社の元旦祭に数か所出席し、地域の課題等を聞く機会としており、その他の空いた時間は地域をまわるなど通常通り仕事をしている。

【資料購入費（書籍購入費）】
　3月27日の書籍代について
　予算特別委員会で気になった分野について見識を深めるために購入したものであり、返還に応じることはできない。

９．田中ゆうたろう議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

区政報告ハガキについて

ハガキは、当議員が区民に対し、令和２年の区政の状況を報告する目的で作成している。50万人の区民の中からどのように6,200人の区民を抽出したのかについては、当方が支援者などからご紹介をいただき、住所やお名前を把握できる区民の住所録を用いている。逆に50万人以上いる区民の住所と名前を把握し、郵送しうる方法があるのか、質問者に問いたい。

ハガキの題字、写真、住所、署名、イラストが紙面の半分を占めているということについて、街角で声をかけられたり、電話・ファックス、手紙等、あらゆるルートで区民から意見や要望、情報提供を頂く。区民が区議会議員の顔や連絡先を知ることは、円滑な区民意見聴取につながる。これらの情報を「分かりにくく」表示すれば、区民と議員との距離は縮まるどころか、遠い存在となり、区民の代弁者としての区議の責務が果たせなくなる。また、ハガキの内容は、区立施設である座高円寺の会計不正についてであり、指定管理料が本来より多く計上された疑惑について、独自の調査で明らかにし、質問もした内容であり、区民に知らせるべき内容である。むしろ、この内容を知らせないことにより、区民が不利益を被る内容であり、「選挙を意識したあいさつ文」などという指摘は全くあたらない。

区政報告レポート令和３年予算特別号について

「田中ゆうたろう通信　令和３年予算特別号」に発行日がないという指摘については、紙面の冒頭で、「令和３年一般会計予算に反対」と記載しており、予算特別委員会（令和３年３月）の報告であることは明らかである。また、区政報告レポートは、議員本人が駅頭などで手配りすることが多い性質上、発行日からある程度時間をかけて配布するものであり、一律に発行日を付する義務があるとは考えていない。

また、紙面の顔写真やプロフィール、イラスト、短歌については、常時区民からの意見を募るにあたり、他の議員との混同を招かないよう、議員本人の顔と氏名を区民に周知しておく必要があるうえ、議員の人となりを区民に知っていただき、相談をしやすくするためである。

座・高円寺について、掲載した写真の数々は、指定管理者により、区民の血税が詐取されている疑惑を分かりやすくするものである。さらに、この指定管理者の選定に関して、区民生活委員会で議案審査の打ち切り動議が出され、区長与党だけでなく、共産党までもが賛成し、議員が議員の言論を統制したという事案は区民に広く知らさなければならない、杉並区議会全体の不祥事である。この事実は、通常の区議会報で説明することもできず、議員独自の区政報告レポート以外の方法で区民に周知することは不可能であることは、明らかである。これを政務活動ではなく政治活動などというのは、区民の利益を無視しての言いがかりとしか言いようがない。

【資料購入費（書籍購入費）】

武者絵展図録について

第四回武者絵展での図録は、性的なイラストがゾーニングなしに区役所ロビーに飾られることについての区の見解を問うため、議員が議場で掲示するのに使用しており、議会活動に資料して使用した事実は議事録（令和2年第4回定例会－11月19日）にも記録されている。また、この図録代の売上金が全て義援金として寄付されることを返還の理由とあげているが、寄付者は「武者絵展実行委員会」であり、議員ではない。これがまかり通るのであれば、議員の立場を有する全ての者はモノやサービスを購入するときに、その購入元の財務諸表を閲覧し、その企業が寄付行為を行っているか否かを確認しなければならなくなり、非常識で非現実的な言いがかりである。

10. 藤本なおや議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

区政レポート63号、64号、65号、66号について

令和2年度に発行した区政レポートについて、全て郵送で送られた区民にのみ知らせるものと指摘されているが、郵送以外にもポスティングや手配りにより区民へ配布している。何れの区政レポートも、区民を対象に区政一般について政策提言を行ったものであり、政務活動の一環と捉えている。よってその紙面の内容から全額計上した。

【事務費】

不織布マスク購入代について

使途基準細目に沿って事務費として計上している。

不織布マスクの使用目的については新型コロナウイルス感染症対策の為である。

当時、東京では1月7日に緊急事態宣言が発出され、徹底した感染症予防対策が求められている時期であった。

このような中、日中は頻繁にマスク交換を行い、特に区民生活相談等などで止むを得ず区民と接触しなければならない際には、短時間であっても、その都度自身のマスクを新しいものに着け換える必要があったことからも、使い捨てマスクの用途として纏った数を確保する必要があった。

なお、政務活動費として計上するにあたっては1/2計上とし、実態に則して適切に按分している。

11. 松浦　威明議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

区政報告ハガキ（令和3年初春号）について

①区民50万人余のうち6,800件の郵送先の選定は、過去に名刺交換した方やお会いした方、または知人から紹介された方になる。

②「今年も国の為、区民の為、皆の幸せの為に邁進してまいります」と「お会いできる時を楽しみにしております」との文言が「初春の挨拶」であるとの指摘と「区政の調査研究等のわずか」との指摘だが、本文 311 文字中③268 字、全体の 86.2%が区政に関する事柄であり、86.2%をもって「区政の調査研究等の内容はわずかである」との指摘はあたらない。加えて、「今年も国の為、区民の為、皆の幸せの為に邁進してまいります」との文言は指摘箇所の為に上記文字数に反映されていないが社会通念上、区政に関連するものである。加えて、指摘の「今年も国の為、区民の為、皆の幸せの為に邁進してまいります」と「お会いできる時を楽しみにしております」との文中の挨拶にあたる文言は「今年」であると推察されるが、社会通念上「今年」の文言をもって「初春の挨拶文」とすることは適切ではなく、発送時期も 1 月下旬～2 月上旬に発送しており指摘にあたらない。

区政報告令和 3 年度春号について

「資料 34」で指摘らしきものと推察される箇所が散見されるものの返還を求める根拠となる明確な指摘が判明しないが、15/16 に按分した根拠は、区政報告全体が 1 面に 4 枠、全 4 面の 16 枠で構成されており、「ゆうこ先生の診察室」のコラムについては、そのうちの一枠を区政とは関連しているものの本人の記事ではないと推察される恐れがある為に 15/16 に按分したものである。

12. 松本みつひろ議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

・他地域の政治家の顔写真掲載について、広く区民意見を伺う手段を教えてもらったという事実の補足として、また礼儀の範囲で小さく掲載しているものであり、区民に訴える力、政党活動といった指摘はあたらない。

・前年度支出との指摘については、支払事由の発生時点ではなく、実際の支払いが行われた時点を基準にするものと認識しており、適切なものと考える。なお、私見をもって社会通念に照らし合わせた時には、発生主義を採用する方が妥当だと考えるため、統一的な対応を発生主義に改めた時点から、発生主義で計上を行うことに異論はない。

・顔写真のインパクトについては、記載いただいた通り面積割合としては「わずか」であると考える。一方で、版が大きいことから、顔写真について議会事務局からも割合ではなく面積自体が大きいのではないかと助言を受けており、デザイナーと協議して発行号を追うごとに縮小している。顔を売る意図はなく、一方で文字ばかりのレポートは読まれないので、読みやすさを高めるための工夫としてイラストを作成・掲載し、また小さな写真や図版を多用した読みやすいデザインとなるよう、毎回デザイナーと調整して発行している。区政の報告とはいえ、発行者が誰なのかが読み手に伝わらない怪文書のようなレポートにはならないよう、見出しの横に顔を掲載することは常識的に必要という

デザイナーの意見を採用して構成している。

・Vol.4 の 6,250 部の使途が不明という指摘があるが、業者に委託せず自分でポスティングした部数である。

13. 矢口やすゆき議員

【研修費（研修会参加費用）】

令和 2 年 8 月 20 日・21 日に実施された「山田宏参議院議員　地方議員セミナー」の研修費について、当時は 1 回目の緊急事態宣言が明け、コロナ第一波がようやく落ち着きをみせた時期に開催されたセミナーであり、国民誰もがコロナに関する情報を欲している時期であった。当時のコロナ担当大臣である西村康稔衆議院議員や世耕弘成参議院議員、花田教授による最前線のコロナ対策や感染症対策のお話し、また、当時の国土交通大臣政務官である和田政宗参議院議員からはコロナ禍で落ち込んだ経済の立て直しについて、今後の国や地域の活性化施策と期待される「GoTo キャンペーン」についての詳細を伺い、区民の皆様に丁寧に伝える必要があると判断し参加した。セミナーで得た知識を区民の皆様にお伝えすることで、現状や今後の展望を知りコロナ禍における不安解消に大いに役立った。

以上の理由から「政務活動費として支出できない経費に該当する」ことには当たらないものと考える。

【広聴広報費（議員区政報告）】

（1）2020 春号（按分率 98%）について

令和元年第 2 回定例会の一般質問をまとめたものである。その中で、政党ロゴを使用したことに関しては、区政との関りはないと判断したため、政党ロゴ部分の費用は政務活動費に計上していない。それ以外の記事、写真については区政報告の一環と考えるため、「按分 50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。

（2）2020 春　号外（按分率 50%）

（3）2020 年 5 月　号外 2 号（按分率 50%）

指摘がないため回答なし

（4）2020 年 7 月　号外 3 号（按分なし）

方南 1 丁目のごみ集積所問題を取り上げた区政報告。地域の住民や町会の皆様は、不法投棄される粗大ごみや、曜日を守らずに捨てられるごみ問題に、頭を抱えておられ、何とかならないかと相談を受けた。私自身、何度も現場に足を運び、当該ごみ集積所の清掃や近隣の方から状況のヒアリングを実施。それを杉並清掃事務所の方に相談し、随時ご対応いただいたが、なかなか解決には至っていない。区からは「ごみ・資源の収集カレンダー」が全戸配布されているが、その通りにごみ出しが守られていない。それらを踏まえて、再度当該ごみ集積所の問題を周辺住民の方に知ってもらい解決すべく、原因や解決策、杉並

清掃事務所とのQ&A、方南1丁目地域のごみ収集曜日や粗大ごみの出し方を丁寧に記載し、方南地域のみにポスティング配布を実施した。外国籍の方の可能性も踏まえ、「ごみ・資源の収集カレンダー」に至っては、6か国語で実施していることとＱＲコードで閲覧可能な形でも記載した。現在、多少は改善傾向にあるがまだまだ根絶には程遠く、引き続き継続的に解決に向けて活動を行っている。

以上の理由から区政活動の一環であり、「按分50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。

（5）2020年12月　号外4号（按分なし）

「杉並商店街応援キャンペーン」を分かりやすく丁寧にお伝えした区政報告。コロナ禍において打撃を受けた商店街の利用を促進する区の施策であり、区民が地元の商店街でお買い物することで地域経済の活性化につながる良い施策である。区民の皆様にとって必要と思われる施策を丁寧にお伝えすることが、区議会議員の役割の一つと私自身考えており、実際に「この区政報告をみて商店街で買い物した、ありがとう」という区民の声や、「この企画は厳しい状況に置かれた店舗にとっては大変ありがたい。我々だけでは周知は難しく多くの区民に教えてくれてありがとう」という店舗側の声が、有難いことに多数私の元に届いた。区の施策を区民の皆様にお届けすることは区政活動の一環であり、「按分 50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。

また、郵便区内特別郵便を実施しなかったのは、お知らせする区民の方が区内全域にまたがっているためである。各郵便局から発送するには時間がかかるため、素早く効率的に区政報告をお届けすることが区民の皆様にとって必要と考えた。

（6）区政だより2号（2020年12月vol.2）（按分なし）

私自身の1年間の活動報告をコンパクトにまとめた区政報告。写真も含めて、地域の区民の皆様からの要望・陳情やその結果をお知らせしたものである。手配り用の報告書には、宛名部分に写真を追加し、細かな説明書きを加え、より丁寧に区政活動をお伝えすることを目的とした。以上の理由から、「按分 50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。

（7）区政だより3号（按分なし）

これまでの活動報告をイラストで描き下ろし、裏面はクイズ形式でごみ問題を取り上げた区政報告書。これまでの区政報告同様、いかに区民の皆様に区政を身近に感じていただけるか、また分かりやすく親しみをもっていただけるかを常に模索していた中、プロのアーティストである土谷氏に相談し、親しみが持てるような描き下ろしイラスト方式の区政報告書を作成していただいた。「活動報告や区議会議員の役割がイラストで分かりやすく良かった」、「ごみ問題が間違い探しで勉強になった」、など有難いことに区民の皆様から好評の声を多数いただいた。今後も区民の皆様が区政に興味を持ってもらうきっかけとなるよう様々な形式での区政報告を実施していきたい。費用についてはイラストの描き下ろし費・使用費・デザイン費用を合算した金額であり、プロのアーティストの作品費用を鑑み

ると割安であり、妥当な金額と考える。使用費については、以降の区政報告などにもイラストを活用することを前提としたイラストの買い取り費用である。

また、区民への配布については、随時手渡しで配布しつつ、翌令和3年度にコロナ禍での感染が落ち着いたタイミングを見て郵送配布を実施した。

以上の理由から、「按分50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。

領収書添付用紙の備考欄が「デザイン費」のみの記載となっているが、こちらは記載漏れであり、正しくは「イラスト作成費・使用費・デザイン費」である。この場をお借りして、お詫び申し上げる。

【広聴広報費（区政報告会）】

2020年（令和2年）10月3日に実施した区政報告会について、区のコロナ対策や国の動きについてすぐに教えてほしいという区民の皆様の要望を受け、急ピッチで実施可能な会場を探し、感染対策を万全に実施した。当時の区民の皆様の最大の関心事はコロナ対策であり、国の動きも聞きたいという要望もあったため、石原伸晃代議士にもお越しいただき、国のコロナ対策の動向をお話しいただいた。私からは杉並区のコロナ対策の現状と今後の展望、また、これまでの区政活動について質疑を交えて報告。参加者は15名前後。参加者の皆様には、お近くの方にもコロナ対策についてお知らせ頂くようお願いしお帰りいただいた。

以上、区政報告会として正当な理由と意義があり、「区政報告会のための場所代 10,000円の返還を求める」指摘には当たらないと考える。

14. 山本あけみ議員

【研修費（講師謝礼金）】

令和2年8月22日に開催した南学先生の講演会は、当初から立憲民主党杉並区議団として広く区民向けに開催した。

政党活動とは切り離した活動として行うため、政党所属の杉並区の支部長には参加を呼びかけず、講演会は世間一般と区政に関する話とし、一切党派の話をしないよう申し合わせを行ったうえで開催をした。

時期的には新型コロナ対策に関して区民の関心が高まった時期と重なったため、第一部を通常の講演会、第二部を新型コロナ対策に関しての区民意見交換会とした。南学先生との打ち合わせを含めたやり取りを山本あけみが行っていたため、領収証を山本あけみのファイルに綴り込み、講師料を所属議員で按分とし各2万円を受領した。

【広聴広報費（会派区政報告）】

川野議員に同じ

15. 脇坂たつや議員

【広聴広報費（区政報告会）】

私は政務活動費を使用して、予算・決算という区政における重要な議会を終えた後に、杉並区政レポート「惑星」を定期的に発行しており、内容に関しても、区民に区政への理解を深めて頂く一助になりたいという思いから、時の区政の重要政策や課題等を取り上げ、それに対する私の考え方を示している次第である。政務活動費を用いて、区政報告を作成しているということは強く認識しており、ご理解を頂きたい。また、私自身、平成26年度に個人で区政報告を発行したが、その際には、平成27年に施行された、区議選に向けての政治活動や選挙活動ではないかとの指摘があり、裁判で係争した経緯がある。その結果、配布期間・配布部数を考慮しても区政報告の範囲を超えるものではないとの判決を頂いた。

今般、題字や写真等についての指摘を受けたところではあるが、これまでの区政レポート同様に同じフォーマットで作成をしてきているものであり、過去の判例に従えば、何ら問題のないものである。尚、区民をどのようにして選んだのかという点については、先の裁判で下記の通りの説明をしている。「名簿についてであるが、そもそも私は後援会組織を有していない。名簿自体は存在しているが、あくまでも区政に対しての関心を集めることを目的とし、レポートを送っている次第である。」印刷物が特段、選挙を意識したものではないということをご理解頂きたい。よって、私自身、ルールに基づいて適切な運用を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。

【資料購入費（新聞購読費）】

児童・生徒向けの新聞を読むことは、彼ら世代の考え方に思いを馳せることと、議員として誰にでも分かりやすく区政のことを説明するためのツールとして活用することの2つのメリットがあると私は感じている。よって、私自身、ルールに基づいて適切な運用を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。

16. 吉田　あい議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

①発行年月日にて

各号には、「令和2年春季号」「令和2年決算号」を銘打ち、予算特別委員会、決算特別委員会の内容を掲載している。また、「令和2年春季号」ならば、第一回定例議会が終わった3月末から4月にかけて郵送とポスティングを行い、「令和2年決算号」ならば第三回定例議会が終わった10月末から11月に郵送とポスティングを行っている。

内容を読めばいつ発行したかは一目瞭然であり、指摘には当たらない。

②「春季号」が年度をまたぐ理由

「春季号」は第一回定例議会が終了後、速やかに議会報告として準備に取り掛かるが、議案の採決は最終日の決定を待ってからでないと原稿を書く事は出来ない。

つまり、どんなに急いで準備をしても、3月中旬以降に議会報告を取りまとめ、印刷会社に依頼し、納品をして貰う。そして、封入作業等を行い郵送…と言う手順になる。

このような正当な段取りを踏むと、郵送代やポスティング代金などの清算を3月中に済ませることは困難である。

よって、年度をまたぐことに、何ら問題はないと考える。

③郵送している区民の抽出

これまでに名刺交換をさせて頂いた方、区政報告を送ってほしいと連絡をくださった方、顧問をさせて頂いている各種団体の方々などに郵送している。

④「子育て奮闘記」について

とかく難しくなりがちな区政の内容を、いかに親しみやすく、身近に感じて頂くか…を考えて、分かりやすく書いたものを載せているものである。

この記事の中にも、自分自身が子育てを通して感じたイジメの問題、その対応策の在り方、改善点などのエッセンスを加えている。実際に「この記事を目にしたから、子育て支援の相談（いじめ問題）の相談をしたい。」「子育てしながら働く女性の声を届けたい。」と言った声が、多く届いている。

自分にとって、より気持ちに寄り添ってくれる議員は、どの人だろうか？を、48人いる議員の中から選ぶことは、一般の区民にとっては至難の業である。このような記事を載せる事によって、それぞれの議員の特性（得意分野）等がわかり、区民にとって相談しやすい議員を選ぶ一助となっている。

よって、指摘には当たらない。

⑤国旗掲揚について

平成11年、国旗及び国歌に関する法律が施行され、国民が「日章旗」の歴史や「君が代」の由来・歌詞などについて、より理解を深めていただくことが推奨されるようになった。法律を順守する事は、政治家の責務である。よって、「国旗掲揚～」については、この法律に則って掲載しているものであり、何ら問題はない。

17．わたなべ友貴議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

1　デザイン費について

請求人は、デザイン費について高額であると指摘している。

しかし、デザイン費の適正価格の基準はどのようなものか、請求人から示されていない。このような主観に基づく指摘には、そもそも回答する必要がないと考える。プロが職業として行っているものに、仮に主観で価格に文句をつけているのであれば、デザインをした者への冒涜とも受け取られかねない。この点、謝罪をする必要があるのではないか。

以上の点を申し上げたうえであえて回答をする。

デザイン費については、デザイン会社とのやり取りの回数や納期等を勘案し計上している。その際には、本社の江戸川区から荻窪までの出張を幾度も行ってもらうなど、都度手間や校正回数が異なるため、金額について定額ということはない。

2　配送費について

配送費もデザイン費と同様、請求人の主観に基づき高額であるとの指摘である。明確な基準が示されていない以上回答の必要は本来ないと考える。

その上であえて回答すれば、冬号は A3 という大判であること、67,000 部と大量であることから、適正である。

3　紙面の内容について

請求人は、紙面の多くを写真や区政の調査研究等と無関係のものが占めていると指摘している。

私は、区政報告を作成するからには、一人でも多くの区民に内容を読んでいただき、区政へ関心を持っていただく必要があると考える。文字だけが無機質に並び、目に入っただけで捨てられてしまうようなものは、それこそ税金の無駄である。少しでも戦略的に区民へ区政の情報を届けること、このことに重点を置き構成している。写真以外の全ては、議会での質問・答弁をもとに構成しており、区政報告・調査研究以外の何物でもない。

以上の考えを踏まえたうえで、冬号・春号のそれぞれの指摘に回答する。

まず、冬号について写真が 12 枚、紙面の 1/4 が活動報告の見出しという点について。

写真の１つ１つの大きさは小さいものである。また、見出しにおいても、区政報告の主題を明確に示しており、コロナ禍における災害時避難という区民が不安を抱いている主題について区民に関心を持っていただく為に必要最小限の面積であると考える。

次に、春号について表面の写真・見出しが多いとの指摘だが、見出しは荻窪の未来を示すという主題を明示し、区民の関心を引く為に必要最小限である。また、文字背景の町並みの図は荻窪の将来図を示したもの(民間まちづくり団体が数十年前に作成したもの)であり、その他の文字も全て議会での質問内容を抽出したものになっている。また、裏面の写真と併せれば、写真の占める面積は紙面の一部であり、全体を通してみれば写真はわずかであり、調査研究以外の何物でもない、と考える。

4　最後に

まず、様々、指摘をするために区政報告をご覧いただき感謝する。

しかし、内容までは目を通していただけなかったようで残念である。内容を読めば、冬号・春号それぞれの区政報告について、区政の調査研究がわずか、といった指摘は全く当たらないことが一目瞭然だからである。

また、全指摘を通し、価格が高い、写真が多い、区政の調査研究がわずか、など、明確な基準を示さず請求人の主観に基づいた指摘をしている点もいかがなものか。

私は、政務活動費の使途基準に基づき誠実な支出を心がけて、その範囲内で最大限、区民へ情報が届くように工夫をしながら区政報告を発行している。

主観を押し付けるようなことは、今後やめていただきたい。

18. 太田　哲二議員

【研修費（講師謝礼金）】

①「勉強会」の「どんな人にお知らせをしているのか」について。

主に、過去に「勉強会」へ出席した人です。それ以外は、名刺交換した人などです。

②講師料・講師代について。

・講師料、講師代の言葉の差異に特段の区別はしていません。

・講師の決め方ですが、その時々の区政にとって重要あるいは重要になるかも知れないと私が判断したテーマに基づいて、講師を選んでいます。

・30,000 円の根拠ですが、通常の講師料の金額であろうと思っています。20 年ほど前には、最近は呼ばれませんが、私が地方の団体から講師を依頼される場合、3 万円または 5 万円が多かったと記憶しています。そんな私自身の体験により、3 万円としています。

【広聴広報費（会派区政報告）】

川野議員に同じ

19. 関口健太郎議員

【広聴広報費（会派区政報告）】

川野議員に同じ

20. ひわき　岳議員

【広聴広報費（会派区政報告）】

川野議員に同じ

別紙4－2

4杉議会第348号
令和4年6月20日

杉並区監査委員　様

杉並区議会
議長　脇坂　たつや

令和2年度政務活動費に係る調査について（追加回答）

令和4年5月10日付4杉監査第69号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第11条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、令和4年5月19日付4杉議会第151号により回答したが、議員より下記のとおり追加回答があったため、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

記

1　調査結果

（1）出納簿及び収支報告書の訂正の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除されたことは、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして適当である。

（2）議員の意向でより明確な内容となるように追加回答されたことは適当である。

2　追加回答

（1）令和2年度の出納簿及び収支報告書の訂正状況

●國﨑たかし議員

ア　出納簿及び収支報告書

次のとおり、令和4年6月8日付で当該議員から出納簿及び収支報告書の訂正の届出があった。

4月30日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
5月31日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
6月30日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
7月31日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
8月31日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
9月30日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000

10月31日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
11月30日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
12月31日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
1月31日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
2月28日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000
3月31日分誤記控除 人件費	人件費	△ 50,000

イ　返還額

上記の訂正により、支出額を600,000円減額し、同額の残額が生じたため、令和4年6月14日に返還された。

ウ　訂正理由

当該人件費は、政務活動に必要な経費としてルールに基づき計上していた。補助職員には地域の課題等を多く聞くために、私一人ではカバーできない政務活動を補助していただいたが、今般、監査請求を受けたことに伴い、区民の方々に誤解を与えないようにすることも大切であったと考え、返還することとした。

●松本みつひろ議員

ア　出納簿及び収支報告書

次のとおり、令和4年6月14日付で当該議員から出納簿及び収支報告書の訂正の届出があり、同日付で領収書等貼付用紙備考欄を訂正した。

8月11日分誤記控除 区議会レポートVol.5印刷費用	広聴広報費	△ 243,586
8月11日分誤記更正 区議会レポートVol.5印刷費用（94.7%）	広聴広報費	242,053
9月10日分誤記控除 封筒	広聴広報費	△ 26,741
9月10日分誤記更正 封筒印刷費用（94.7%）	広聴広報費	26,572
9月13日分誤記控除 折込、ポスティング費用（区議会レポートVol.5）	広聴広報費	△ 154,255
9月13日分誤記更正 区議会レポートVol.5折込、ポスティング費用(94.7%)	広聴広報費	153,284
11月5日分誤記控除 区議会レポートVol.6折込費用	広聴広報費	△ 46,200

11月5日分誤記更正 区議会レポートVol.6折込費用（99.3%）	広聴広報費	45,876
12月10日分誤記控除 区議会レポートVol.6印刷費用	広聴広報費	△ 64,730
12月10日分誤記更正 区議会レポートVol.6印刷費用（99.3%）	広聴広報費	64,276

＊9月10日分封筒:請求外だが関連経費のため訂正

イ　返還額

上記の訂正により、支出額を3,451円減額し、同額の残額が生じたため、令和4年6月15日に返還された。

【参考】

◆Vol.5

訂正前　控除面積17,400㎟(1面:120×145㎜)÷ 印刷面積374,920㎟(B3両面)×100≒4.7%(按分率)，95.3%（計上率）

訂正後　控除面積19,668㎟(1面:120×145㎜＋4面:27×84㎜)÷ 印刷面積374,920㎟(B3両面)×100≒5.3%(按分率)，94.7%（計上率）

◆Vol.6

訂正前　控除なし，100%（計上率）

訂正後　控除面積2,349㎟(4面:27×87㎜)÷ 印刷面積374,920㎟(B3両面)×100≒0.7%(按分率)，99.3%（計上率）

◆Vol.7

訂正前　控除なし，100%（計上率）

訂正後　控除面積2,349㎟(4面:27×87㎜)÷ 印刷面積374,920㎟(B3両面)×100≒0.7%(按分率)，99.3%（計上率）

・Vol.7について新たに返還が生じない理由

当初は、ポスティング費用（139,700円）をそのまま計上すると、政務活動費の交付限度額（1,920,000円）を超えるため、交付額範囲内の費用（103,260円）を計上し、限度額を超えた費用（36,440円）については、自己負担とした。

今回、ポスティング費用を99.3%で按分すると、(138,722円）となり、返還対象額は、139,700円－138,722円＝978円となるが、本件政務活動費の交付限度額（103,260円）を超えた費用は、既に自己負担で支出されており、＊返還対象額（978円）は、自己負担額（36,440円）を超えないため、新たな返還は生じない。

（ポスティング費用）（交付額範囲内費用）（自己負担額）
139,700円 ＝ 103,260円 ＋ 36,440円

（ポスティング費用）（99.3%按分額）（返還対象額）
139,700円 － 138,722円 ＝ 978円　＊36,440円 ＞ 978円

ウ　訂正理由

当該広聴広報費は、政務活動に要する経費として、手引き等に沿って計上していた。他地域の政治家の顔写真掲載については、広く区民意見を伺う手段を教えてもらったという事実の補足等と回答していたが、今回の請求を受け、区民の皆様に誤解を招かないようにすることも大切であると考え、自主的に返還することとした。

（2）個別事項についての議員からの追加説明（下線部分）

●國﨑たかし議員

【人件費】
□訂正前
・正月に9時間も働かせているという指摘について
正月勤務については、補助職員と合意の上、勤務いただいている。
なお、毎年、正月三が日は区内の神社の元旦祭に数か所出席し、地域の課題等を聞く機会としており、その他の空いた時間は地域をまわるなど通常通り仕事をしている。

■訂正後
・正月に9時間も働かせているという指摘について
正月勤務については、補助職員と合意の上、勤務いただいている。
なお、私は毎年、正月三が日は区内の神社の元旦祭に数か所出席し、地域の課題等を聞く機会としている。また、補助職員は、その他の地域をまわるなど通常通り仕事をしている。

●矢口やすゆき議員

【広聴広報費（議員区政報告）】
（1）2020春号（按分率98%）について
令和元年第2回定例会の一般質問をまとめたものである。その中で、政党ロゴを使用したことに関しては、区政との関りはないと判断したため、政党ロゴ部分の費用は政務活動費に計上していない。それ以外の記事、写真については区政報告の一環と考えるため、「按分50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。
なお、2020年3月からのコロナ感染拡大により、区民への配布時期は、タイミングを見計らいながら実施した。配布方法は、随時お会いした際に手渡しや、集会時に配布、街頭活動時に手渡しなどで行った。配布部数は700部。

（7）区政だより3号（按分なし）
□訂正前
また、区民への配布については、随時手渡しで配布しつつ、翌令和3年度にコロナ禍での感染が落ち着いたタイミングを見て郵送配布を実施した。
以上の理由から、「按分50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。

領収書添付用紙の備考欄が「デザイン費」のみの記載となっているが、こちらは記載漏れであり、正しくは「イラスト作成費・使用費・デザイン費」である。この場をお借りして、お詫び申し上げる。

■訂正後
また、2020年3月からのコロナ感染拡大により、区民への配布時期は、タイミングを見計らいながら実施した。配布方法は、随時お会いした際に手渡しや、集会時に配布、街頭活動時に手渡し、郵送などで行った。配布部数は2,500部。
以上の理由から、「按分50%の返還を求める」ことには当たらないと考える。

領収書等貼付用紙の備考欄が「デザイン費」のみの記載となっているが、こちらは記載漏れであり、正しくは「イラスト作成・使用費、チラシデザイン費」である。この場をお借りして、お詫び申し上げる。なお、5月19日付で出納簿と領収書等貼付用紙備考欄を訂正している。

＊出納簿及び収支報告書
次のとおり、令和4年5月19日付で当該議員から出納簿及び収支報告書の訂正の届出があった。

3月19日分誤記控除 矢口やすゆき区政だより3号（デザイン費）	広聴広報費	△ 330,000
3月19日分誤記更正 矢口やすゆき区政だより3号（イラスト作成・使用費、チラシデザイン費）	広聴広報費	330,000

●脇坂たつや議員

□訂正前
【広聴広報費（区政報告会）】

■訂正後
【広聴広報費（議員区政報告）】

資　　料

資料１

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年３月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正　平成14年６月21日条例第31号　平成15年４月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号　平成20年10月14日条例第28号
平成25年２月20日条例第１号
〔題名改正〕

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年１号〕

（交付対象）

第２条　政務活動費は、議会における会派（所属議員が１人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（会派に係る政務活動費）

第３条　会派に係る政務活動費は、各月１日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

２　月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

３　各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（議員に係る政務活動費）

第４条　議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第１項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

２　月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（議長に対する届出）

第５条　会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

２　会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

３　議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（区長への通知）

第６条　議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度４月１日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

２　議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなけ

ればならない。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（交付決定）

第７条　区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（政務活動費の請求及び交付）

第８条　会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第５号）第１条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

３　一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第６条第２項の規定による通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

４　一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第１項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

５　前２項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第１項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の10日」とする。

６　一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第９条　政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例１号〕

（収支報告書等の提出）

第10条　会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

２　政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

３　議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

４　議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から５年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年１号〕

（透明性の確保）

第11条　議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例１号〕

（政務活動費の返還）

第12条　区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第９条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例１号〕

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例１号〕

附　則

１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

２　杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成14年６月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年４月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年12月11日条例第44号）

１　この条例は、平成19年５月１日から施行する。

２　この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附　則（平成20年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年２月20日条例第１号）

１　この条例は、平成25年３月１日から施行する。

２　この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第９条関係）

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研修費	１　会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	２　団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	１　会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	２　会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	（印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 （資料印刷費、交通費、文書通信費）
会議費	1　会派又は議員が行う各種会議に要する経費 （資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	2　団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 （参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 （書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 （事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所賃借料、維持管理費、ＣＡＴＶ・電話回線敷設料）
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （賃金、社会保険料、交通費）

備考　括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例１号〕

様式（省略）

資料２

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年３月30日
規則第35号

改正　平成19年３月30日規則第48号　平成25年２月20日規則第２号
〔題名改正〕

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則２号〕

（議長に対する届出）

第２条　条例第５条第１項及び第２項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第１号様式）によるものとする。

２　条例第５条第３項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第２号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則２号〕

（交付対象に係る通知）

第３条　条例第６条第１項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第３号様式）によるものとする。

２　条例第６条第２項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第４号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則２号〕

（交付決定通知書）

第４条　条例第７条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第５号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則２号〕

（交付請求書）

第５条　条例第８条第１項及び第４項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第６号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則２号〕

（政務活動費出納簿）

第６条　条例第10条第１項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第７号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則２号〕

（返還命令書）

第７条　条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第８号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年２号〕

附　則

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第48号）

この規則は、平成19年５月１日から施行する。

附　則（平成25年２月20日規則第２号）

１　この規則は、平成25年３月１日から施行する。

２　この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

資料３

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年３月30日
議長訓令甲第１号

改正　平成20年４月１日議長訓令甲第２号　平成22年４月１日議長訓令甲第２号
平成23年３月31日議長訓令甲第１号　平成24年３月30日議長訓令甲第１号
平成25年２月28日議長訓令甲第１号　平成26年３月31日議長訓令甲第１号
〔題名改正〕
平成27年３月31日議長訓令甲第１号　平成28年３月31日議長訓令甲第２号
平成29年３月31日議長訓令甲第１号　平成30年３月30日議長訓令甲第４号
令和２年３月31日議長訓令甲第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲１号〕

（支出基準）

第２条　次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

（１）　選挙活動に関する経費
（２）　政党活動に関する経費
（３）　後援会活動に関する経費
（４）　交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
（５）　飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
（６）　条例第９条第１項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
（７）　日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
（８）　自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
（９）　その他政務活動の目的に合致しない経費

２　政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

３　政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲２号・25年１号〕

（領収書等の提出）

第３条　条例第10条第１項及び第２項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第２号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第１号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

２　会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第２号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲２号・25年１号〕

（帳票類等の提出）

第４条　条例第５条第１項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第３項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第１項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものと

する。
（１） 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が１万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費　政務活動視察報告書（第３号様式）
（２） 広報紙の作成に要する経費　当該広報紙
（３） 備品の購入に要する経費　備品台帳の写し
（４） 事務所の賃借料　事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
（５） 事務等を補助する職員を雇用する経費　雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
２　議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第４項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。
一部改正〔平成23年議長訓令甲１号・24年１号・25年１号・26年１号・27年１号〕
（その他）
第５条　この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。
附　則
１　この規程は、平成19年５月１日から施行する。
２　この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。
附　則（平成20年４月１日議長訓令甲第２号）
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成23年３月31日議長訓令甲第１号）
この規程は、平成23年５月１日から施行する。
附　則（平成24年３月30日議長訓令甲第１号）
この規程は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成25年２月28日議長訓令甲第１号）
１　この規程は、平成25年３月１日から施行する。
２　この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
附　則（平成26年３月31日議長訓令甲第１号）
この規程は、平成26年４月１日から施行する。
附　則（平成27年３月31日議長訓令甲第１号）
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成28年３月31日議長訓令甲第２号）
この規程は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成29年３月31日議長訓令甲第１号）
この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　則（平成30年３月30日議長訓令甲第４号）
この規程は、平成30年４月１日から施行する。
附　則（令和２年３月31日議長訓令甲第１号）
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
別表（第２条関係）
政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	○ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員１人当たり月額5,000円を限度とする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政

	務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する） ○視察先への土産代に関する支出は、１箇所当たり5,000円を限度とする
研修費	○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政治資金規正法に定める政治団体の年会費の計上はできないものとする ○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する ○政治資金規正法に定める政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する
広聴広報費	○広聴広報活動における茶菓代については、１人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員１人１回当たり5,000円を限度とする） ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員１人当たり年額30,000円を超えることはできない また、１回当たりの購入は、100枚を限度とする ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する
要請陳情等活動費	○細目なし
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、１人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	○細目なし
資料購入費	○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員１人当たり各１部とする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う
事務費	○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前６か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員１人当たり年額30,000円を超えることはできない また、１回当たりの購入は、100枚を限度とする ○はがきを購入する場合は、議員１人当たり年額30,000円を超えることはできない また、１回当たりの購入は、100枚を限度とする ○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信

<table>
<tr><td></td><td>費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）
○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする
<table><tr><td>固定電話（事務所専用）</td><td>1/2</td></tr><tr><td>固定電話（事務所自宅兼用ＦＡＸあり）</td><td>1/2</td></tr><tr><td>固定電話（事務所自宅兼用ＦＡＸなし）</td><td>1/4</td></tr></table>○政務活動に使用する電話・ＦＡＸについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする
○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</td></tr>
<tr><td>事務所費</td><td>○事務所賃借料について
<table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう
※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする
○事務所光熱水費について
<table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table>○事務所駐車場賃借料について
<table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>人件費</td><td>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員１人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</td></tr>
</table>

付記　金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。

追加〔平成20年議長訓令甲２号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲２号・23年１号・24年１号・25年１号・26年１号・27年１号・28年２号・29年１号・30年４号・令和２年１号〕

様式（省略）

資料4

政務活動費の支出に関する事務処理について

令和２年度版

令和２年４月

杉並区議会事務局

≪ 目 次 ≫

Ⅰ 基本編
１ 政務活動費支出の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・ １
２ 政務活動費とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３ 政務活動費を充てることができる経費の範囲 ・・・・・ ３
４ 政務活動費として支出できない経費 ・・・・・・・・・・ ４
５ 区議会の自律的なチェック機能の充実・強化 ・・・・・ ４

Ⅱ 手続編
１ 各支出項目の細目・留意事項 ・・・・・・・・・・・・・ ５
２ 提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７
３ 各種様式・記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４３

Ⅲ 資料編
１ 例規関係（抜粋） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５３
２ 過去（政務調査費）の判例 ・・・・・・・・・・・・・・ ５３
３ 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過 ・・・・・ ５３

Ⅰ　基　本　編

１　政務活動費支出の基本的考え方

（１）実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

（２）按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

（３）透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成２０年３月）より抜粋）

２ 政務活動費とは

地方自治法　第１００条

第１４項　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第１５項　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第１６項　議長は、第１４項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

凡　例

自治法 ： 地方自治法
条　例 ： 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例
規　則 ： 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則
規　程 ： 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

３ 政務活動費を充てることができる経費の範囲

（条例第９条「別表」より）

調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

研 修 費

１　会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

２　団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

広聴広報費

１　会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

２　会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

会 議 費

１　会派又は議員が行う各種会議に要する経費

２　団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

事 務 費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

人 件 費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

４ 政務活動費として支出できない経費（規程第２条）

１　選挙活動に関する経費

２　政党活動に関する経費

３　後援会活動に関する経費

４　交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費

５　飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費

６　条例第９条第１項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費

７　日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費

８　自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費

９　その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動に要する経費と上記１～９の経費が混在する場合は、それぞれに相当する部分を区分する必要があります。困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければなりません。（按分の原則）

５　区議会の自律的なチェック機能の充実・強化

収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化として、収支報告書の提出に当たっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮するとともに、四半期ごとの区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行うこととされており、引き続き、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図ることとする。

Ⅱ　手 続 編

１　各支出項目の細目・留意事項

★支出計上にあたって特に留意する必要がある事項　・・・6

調査研究費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
研　修　費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
広聴広報費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
要請陳情等活動費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
会　議　費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
資料作成費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
資料購入費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
事　務　費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
事 務 所 費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
人　件　費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

要注意

支出計上にあたって特に留意する必要がある事項

次に掲げる各支出経費について計上する場合には、誤解を招かないよう特に説明をする必要があります。また、金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとします。

交通費	公共交通機関	一般的に合理的でない経路による場合
	タクシー代	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、頻繁に利用する場合、 区外を目的地とする利用、高額な利用の場合 ⇒可能な限り他の公共交通機関を利用します。
	ガソリン代	ひと月当たりの給油頻度が高い場合、 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合
	有料駐車場	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合
書籍代		政務活動との関連が疑わしいもの、娯楽性の高いものなど
郵送料		切手・官製はがきの頻繁な購入及び大量購入 郵便区内特別郵便制度（割引・別納）を使用しない場合 年度末の購入 ⇒切手・官製はがきの購入には、上限額、上限枚数の設定があります。（ただし、官製はがきは事務費として計上する場合のみ） ⇒原則、年度内で使用します。
備品・消耗品購入		年度末の購入・まとめ買い 毎年にわたるＰＣ関連品の購入 高い按分割合の設定（1/2 を超えるなど） 高額・高性能な備品等
事務所賃料		按分割合の合理性 ⇒事務所には、看板・表札など、表示等（区議会議員○○事務所、○○議員事務所等）が必要です。
計上年度		・交付年度内で実際に支出された経費を対象とします。 ・携帯電話料金、新聞購読料、年会費など継続性のある支出は、交付年度を含む１年分を限度とします。 ・議員の職に就く前の利用実績分は、計上できません。 ・議員の任期内に利用実績があっても、議員の職を辞した後に支出された場合は、計上できません。

＊按分率や使用実態等の説明については、第一義的には議員自らの判断で行うべきと考えられますが、使途の透明性を図る有効な手段として、計上時には説明を付すこともご考慮ください。

調 査 研 究 費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

［支出の参考例］　調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

○ ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は１／２とする。（ただし、議員１人当たり月額５，０００円を限度とする）

○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。

○ タクシー利用額の上限は年額２４０，０００円とする。
（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する。）

○ 視察先への土産代に関する支出は、１箇所当たり５，０００円を限度とする。

◆支出にあたっての留意事項

【ガソリン代】

ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

【交通費の実費】

○ 宿泊を伴う、或いは航空券・ＪＲ指定席券及び乗車券を購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受けます。

○ 日常の政務活動に係る近隣の交通費や、視察先等において利用当日別途必要となった交通費（ＪＲ・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載します。

（１） 公共交通機関

○スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。

○一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう特に説明が必要です。

（２） タクシー代

○「政務活動交通費記録簿」裏面に「領収書」を貼付します。（別紙あるいは領収書等貼付用紙の利用も可）

○ 夜間から深夜の利用、区外を目的地とする利用、頻繁な利用、高額な利用の場合は誤解を招かないよう説明が必要です。

○ 可能な限り、他の公共交通機関を利用するものとします。

（３） 駐車（駐輪）料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」を記載します。利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

（４）有料道路料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」「利用区間」を記載します。

【視察報告】

○ 宿泊を伴うか、往復の交通費が１万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの視察・研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

○ 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、３３・３４ページ参照
○「政務活動交通費記録簿」の取扱い（３６ページ）及び記載例（４９ページ）参照
○「政務活動視察報告書」の取扱いについては、３８ページ参照

研　　修　　費

１　会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

［支出の参考例］　　会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費

２　団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

［支出の参考例］　　参加費・会費、宿泊費、交通費

政務活動に要する経費細目

○ 懇親会費の計上はできないものとする。

○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする。

○ 政治資金規正法に定める政治団体の年会費の計上はできないものとする。

○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。

○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が１０，０００円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する。

○ 政治資金規正法に定める政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する。

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分が必要です。他の参加者との情報交換が有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。

【講師謝礼金】

適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料の提出が必要です。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【研修受講報告】

- ○ 宿泊を伴うか、往復の交通費が１万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。
- ○ 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。

○「政務活動視察報告書」の取扱いについては、３８ページ参照

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、３３・３４ページ参照

【資料購入を目的とした年会費】

資料購入費の項を参照（１８ページ）

広 聴 広 報 費

１　会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

［支出の参考例］　資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費

２　会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

［支出の参考例］　印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

○ 広聴広報活動における茶菓代については、１人につき５００円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する。

○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は１／２とする（ただし、議員１人１回当たり５，０００円を限度とする）。

○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する。

○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員１人当たり年額３０，０００円を超えることはできない。また、１回当たりの購入は、１００枚を限度とする。

○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします（ただし、議員自らが所属している団体を除きます）。案内状または招待状を添付します。

【区政報告書などの印刷経費】

○ 区政報告書などの印刷物原本を添付します。封筒を印刷した場合は、封筒も提出します。（４０ページ参照）

○ 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です。当該号発行に要する全ての経費が按分の対象です。）

【区政報告書の作成及び配布】

杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙３か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします。

【区政報告書の配布期間及び配布部数】

区政報告書を郵送や新聞折り込み等で配布する場合は、配布期間及び配布部数を明らかにする必要があります。

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

【郵送費】

○ 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、日常の通信用に使用する切手も含めて（項目を問わず）、年額で３０，０００円を上限とし、１回当たりの購入は１００枚を限度とします。

○ 官製はがきの利用については、大量に購入する場合には、誤解を招かないよう説明が必要です。（報告会の通知や返信用はがきとして利用する場合には「見本」を添付するなど。）

○ 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【支出の対象期間を明示した書面の提出】

一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出します。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、３３・３４ページ参照

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

［支出の参考例］　資料印刷費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【資料印刷経費・郵送費】

広聴広報費の項を参照（１３・１４ページ）

会　議　費

１　会派又は議員が行う各種会議に要する経費

［支出の参考例］　資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費

２　団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

［支出の参考例］　参加費･会費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、１人につき５００円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する。

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【資料印刷経費、郵送費、会場借上げ経費】

広聴広報費の項を参照（１３・１４ページ）

資 料 作 成 費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

［支出の参考例］　印刷･製本費、原稿料

政務活動に要する経費細目

○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【資料印刷経費】

広聴広報費の項を参照（１３ページ）

資 料 購 入 費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

［支出の参考例］　書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、
有料データベース利用料

政務活動に要する経費細目

○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする。

○ 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員１人当たり各１部とする。

○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取り扱う。

◆支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

タイトル、資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」「何月分」等を記載します。政務活動との関連が不明な書籍等については、誤解を招かないよう説明が必要です。

【定期購読】

１年を超える購読料は支出できません。

【資料購入を目的とした年会費】

年会費の支出目的が資料購入を目的とする場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、入会目的など区政との関連性を記載します。また、出納簿摘要欄には「年会費」を明記します。

事　務　費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

［支出の参考例］　事務用品･備品購入費、事務機器等借上げ費、
インターネット接続料、文書通信費

政務活動に要する経費細目

○ ５０，０００円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する。

○ 備品購入費については、実態に即して按分する。なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期満了前６か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする。

○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する。

○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員１人当たり年額３０，０００円を超えることはできない。また、１回当たりの購入は、１００枚を限度とする。

○ はがきを購入する場合は、議員１人当たり年額３０，０００円を超えることはできない。また、１回当たりの購入は、１００枚を限度とする。

○ インターネット接続料及び携帯電話､スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を１／２とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない)。

○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする。

固定電話（事務所専用）	１／２
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	１／２
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	１／４

○ 政務活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする。

○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする。

【備品台帳】

各自で作成し、管理します。様式は自由ですが、「見本」を参照して作成し、区民の誤解を招かないよう適正な購入・管理を行う観点から、備品台帳の写しを議長に提出します。

○「備品台帳」の取扱いについては、４１ページ参照、
記載例については、５１ページ参照

【実態に即した按分】

備品や事務用品の物品の購入に当たり、実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です。

また、５０，０００円未満の物品についても、十分配慮する必要があります。

【所得税法上の耐用年数】

所得税法で定める主な器具・備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

事務机・事務椅子・キャビネット	主として金属製のもの	１５年
	その他のもの	８年
ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器		５年
パソコン	サーバー用のものを除く	４年
	その他の電子計算機	５年
複写機、計算機（電子計算機を除く）		
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、（携帯電話機）	６年
	上記以外の電話設備その他の通信機器	１０年
カメラ（デジタルカメラ）		５年

【備品管理上の諸注意】

○ 購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります。

○ 耐用年数内に再度備品を購入する場合は、合理的な説明が必要です。

○ 備品の性能については、社会通念上、政務活動に必要な範囲内とするよう留意する必要があります。また、政務活動との関連が不明なものや高額な備品については、誤解を招かないよう説明が必要です。

○ 任期満了前６か月間は、可能な限り備品の購入を控えます。

【ポイント制度を導入する小売店（家電量販店等）での購入】

購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上します。

【郵送費（切手・官製はがき）】

○ 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、区政報告書等に要するものも含めて（項目を問わず）、年額で３０，０００円を上限とし、１回当たりの購入は１００枚を限度とします。

○ 官製はがきの購入については、事務費として計上する場合は、年額で３０，０００円を上限とするとともに、１回当たりの購入も１００枚を限度とします。（官製はがきの購入については、広聴広報費と取扱いが異なることに注意。）

○ 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

広聴広報費の項を参照（１４ページ）

【携帯電話・スマートフォン等の料金】

○ 携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を１/２とします（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りではありません）。

○ 月々の料金に携帯電話・スマートフォン本体の分割払い料金が含まれている場合がありますが、分割購入の場合も本体価格が５０，０００円以上であれば、備品台帳を作成する必要があります。

【事務用品等購入にあたっての留意点】

事務用品、備品購入費支出の際、年度末の購入（特にまとめ買い）、毎年にわたる購入、適切なサイクルによらない購入、按分割合が高い計上の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

【支出の対象期間を明示した書面の提出】

一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出します。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、３３・３４ページ参照

事　務　所　費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

［支出の参考例］　事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料

政務活動に要する経費細目

○ 事務所賃借料について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は１／２とする。
	自宅兼用	計上できない

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう。

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は、月額５０，０００円とする

○ 事務所光熱水費について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支給割合の上限は１／２とする。
	自宅兼用	計上できない

○ 事務所駐車場賃借料について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所駐車場賃借料の支給割合の上限は１／２とする。
	自宅兼用	計上できない

◆支出にあたっての留意事項

［事務所の賃料及び事務所駐車場の賃借料］

「自己又は生計を一にする親族」所有の物件を使用する場合は支出できません。また、議員の親族が経営する会社・店舗及び所有する土地等の一部を賃貸借する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

【生計を一にする親族（所得税基本通達２－４７）】

○ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

また、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ　当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ　これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

【事務所費支出の要件】

○ 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等（区議会議員○○事務所、○○議員事務所等）を有していることが必要です。

○ 事務所の賃料等を計上する場合は、「事務所の要件を具備していることを証明する書類」が必要です。具体的には、「賃貸借契約書の写し」、又は「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（４１ページ参照）

【事務所駐車場の賃借料】

事務所駐車場の賃借料を計上する場合、「賃貸借契約書の写し」等の添付が必要です。

人　　件　　費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

［支出の参考例］　賃金、社会保険料、交通費

政務活動に要する経費細目

○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない

○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を１／２とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員１人当たり月額５０，０００円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【生計を一にする親族（所得税基本通達２－４７）】

事務所費の項を参照（２４ページ）

【議員活動全般を補助する職員】

○　按分が必要です。支出割合の上限は１／２です。
○　計上に際しては、「雇用契約書の写し」を添付する必要があります。

【政務活動のみを補助する職員】

○　基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。
○　計上できる月額の上限は５０，０００円です。
○　計上に際しては、補助する「職員の氏名・住所・生年月日・業務内

容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類を提出します。

○　勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記します。

【定期的な勤務の補助職員】

例えば、毎週月～金曜日・午前９時～午後３時の勤務のように、勤務日数が定期的な場合は、政務活動のみの補助とは捉えられない可能性が高いことから、誤解を招かないよう説明をする、または「議員活動全般を補助する職員」として按分するなどの取扱いが必要です。

○「勤務の実情を証明する書類」の取扱いについては、４２ページ参照

２　提　出　書　類

＜収支報告及び領収書その他の証拠書類の取扱い＞

収支報告について　・・・・・・・・・・・２９

提出書類について　・・・・・・・・・・・２９

１　政務活動費収支報告書　・・・・・・・・・・・３０

２　政務活動費出納簿　・・・・・・・・・・・３１

３　領収書及び領収書等貼付用紙　・・・・・・・・・・・３３

４　政務活動交通費記録簿　・・・・・・・・・・・３６

５　その他添付書類　・・・・・・・・・・・３８

収支報告書等の保存及び閲覧について　・・・・・・・・・・・４２

収支報告について

会派の代表者、議員は、前年度分の「政務活動費収支報告書」に、政務活動の収支を表す「出納簿」及び「領収書その他の証拠書類」を添えて年度終了日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければなりません。

（条例第１０条第１項）

提出書類について（作成方法等詳細は次ページ以降を参照）

Ⅰ　「政務活動費収支報告書」（条例別記様式）

Ⅱ　「政務活動費出納簿」（規則第７号様式）

Ⅲ　「領収書その他の証拠書類」

（「領収書等貼付用紙」（規程第１号様式）に貼付または別紙添付）

なお、次の経費を計上する（支出した）場合は、それぞれ以下の書類を提出します。

① 交通費　　・・・・「政務活動交通費記録簿」（規程第２号様式）

② 宿泊を伴うか、または往復の交通費が１万円を超える日帰りの調査・研修会等の経費　　・・・・「政務活動視察報告書」（規程第３号様式）

③ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が１万円以下の研修会、講演会等に参加した場合の経費・・・「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等が分かる資料」

④広報紙発行に要する経費　　・・・　作成した「広報紙」等

⑤備品の購入　　・・・「備品台帳の写し」

⑥事務所の賃借料等　・・「事務所の要件を具備していることを証明する書類」

⑦補助職員の賃金等　・・「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」

１「政務活動費収支報告書」（条例別記様式）

○ 原本を提出します。写しは５年間保存します。
（当該年度終了５年後の４月３０日が過ぎるまで保存）

○ 翌年５月１日から閲覧に供するとともに、７月を目途に区議会ホームページに掲載します。

① 日　付
議長（事務局）への提出日を記載します。

② 議員名
政務活動費を会派で受けている場合には「会派名」「代表者氏名」を、議員個人で受けている場合は「議員名」を記載します。

③ 備考欄
項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

④ 支出額の合計
交付額の範囲内で収支報告するものとします。

※「政務活動費収支報告書」の記載例については、４５ページ参照

２「政務活動費出納簿」（規則第７号様式）

○ 原本を提出します。写しは５年間保存します。
（当該年度終了５年後の４月３０日が過ぎるまで保存）

○ 翌年５月１日から、政務活動費収支報告書とともに閲覧に供します。

① 日　付

領収書の日付、口座振替など、入出金のあった日を記載します。ただし、調査研究費などひと月にまとめた交通費は、月の末日に計上します。

② 摘　要

支出内容・按分率等を記載します。主な記載例は次のとおりです。

物品購入	事務用品代（上質紙、プリンタインク）1/2
資料購入	資料代（○○区△△に関する資料）
書籍購入	書籍代（○○題名、外３冊）
雑誌購入	雑誌代（月刊●●　○月○日号）
備品リース	コピー機リース料（○月分）　1/2
補助職員賃金	政務活動補助職員賃金（○月分　氏名）
区政報告発行経費	区政報告印刷代（○月○日発行号）　4/5
	区政報告郵送料金（○月○日発行号）　4/5
光熱水費	事務所電気料（○月分）　1/2
電話料金	事務所電話料（○月分、FAX あり）　1/2
講師謝礼	講師謝礼（○○に関する勉強会）
研修等参加費	研修会参加費（○○に関する研修）
交通費	交通費（○月分）
駐車料金	駐車料（区民相談）
有料道路通行料	高速料金（東京―○○/○○市立施設視察）
地方視察経費	宿泊費（○○市視察）

※年に複数回支払う場合は、（○月分）（○月○日発行分）等と明確に記載します。

③ 項　目

当該経費について、該当する「項目」（条例第９条別表に掲げる）を記載します。「項目」それぞれの金額の合計が、収支報告書の「支出」欄に記載されることになります。

④ 整理番号

出納簿の記載順（昇順）に、機械的に番号をふります。「月単位」「年間を通して」、どちらでも構いません。整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書等、関係書類にも必ず記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。

⑤ 受・払・残

「受」は政務活動費の振込金額（年４回）を、「払」は支出金額を、「残」は支出金額を控除した残額を記載します。

※参考 令和２年度 政務活動費の振込予定日	４～６月分　・・・・・４月１０日（金） ７～９月分　・・・・・７月１０日（金） １０～１２月分・・・・１０月９日（金） １～３月分　・・・・翌年１月８日（金）

※「政務活動費出納簿」の記載例については、４６・４７ページ参照

３「領収書」及び「領収書等貼付用紙」

「領収書その他の証拠書類」は、領収書等貼付用紙にそれぞれ貼付します。
（規程第３条第１項）

（１）「領収書」について

○ 領収書（レシート）は、必ず原本を添付します。サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。

○ レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）については、「発行者」「金額」「日付」「取引内容」が明記されていることが必要です。

○ 印刷・印字が劣化する恐れがある場合は、コピーを取り、原本とともに添付しておくか、または「発行者」「金額」「日付」「取引内容」等を、領収書等貼付用紙の備考欄に補記します。

①「宛名」について

○ 原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です。

○ 通信費など各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、「領収書原本」「宛名が配偶者や会社名義であることの説明」「配偶者・会社が発行する証明書」の３点をもって、例外的な取扱いができることとします。

○ 手書き領収書の場合は「宛名」の記載が必要です（「上様」は不可）。

○ レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）で、金額が５万円以上の場合は、改めて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄があれば宛名の記載を求めます。５万円未満であっても、一般的な領収書の形式を取っているものについては、「宛名」を記入してもらいます。

② 「領収書」以外の証拠書類での代用

光熱水費・電話料金など、口座振替・クレジットカード払いとしている場合であっても、原則として、領収書の原本の提出が必要ですが、紛失等やむをえない事情があると認められる場合（特に、インターネット接続料は、領収書が発行されないケースがあります。）次のように取り扱います。

○ 口座振替による支払いの場合は、振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

○ クレジット会社が発行する利用明細書、及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

○ 当該通帳原本は、５年間保存します。

（２）「領収書等貼付用紙」（規程第１号様式）

① 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数の領収書を貼付する場合は、該当する全ての整理番号を記載します（枠外でもかまわない）。

② 領収書等貼付欄

○ 領収書を複数枚貼付する場合は、他の領収書と重なったり、備考欄の記載事項が隠れないようにします。

○ サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。

○ サイズが大きい証拠書類等は、別紙添付とし、領収書等貼付用紙には、「別紙のとおり」「支出の明細は別紙のとおり」など貼付欄に記載します。

③ 備考欄

出納簿に「支出内容」を書ききれない場合や、以下のような特別の説明を必要とする場合に記載します。なお、説明資料がある場合は「別紙」として提出します。

ア　領収書の金額と出納簿記載の金額が異なる場合、説明を記載します。

- ○ 複数購入したもののうち、一部を計上する場合
  （事務用品・書籍購入などの場合に、計上する品目を特定するなど）
- ○ 按分により計上する場合
  （賃料・備品購入の按分率・計算式等を記載するなど）
- ○ 発生ポイント分を控除して計上する場合
  （家電量販店等の購入において、値引き相当額を明示するなど）

イ　領収書、出納簿の記載内容では購入等した品目を確認できない場合、品名や内訳などを記載します。

ウ　政務活動との関連性がわかりにくい場合、必要性など、適正な支出であることを示すため、以下のような説明を記載します。

- ○ 講師謝礼について、目的や内容、区政との関連性などを記載する。
- ○ 施設の入場料・観覧料など、視察目的等を記載する。
- ○ 備品購入に際して、利用目的や按分の考え方などを記載する。
- ○ 郵送料の支出に関して、何をいつ何部郵送したかなど具体的に記載する。
- ○ ホームページの更新料について、ＵＲＬや更新の目的、更新した内容などの説明を記載する。

※「領収書等貼付用紙」の記載例については、４８ページ参照

４「政務活動交通費記録簿」（規程第２号様式）

政務活動のため交通機関を利用して出張する場合は、「政務活動交通費記録簿」を作成します。（規程第３条第２項）

① 全般的事項

○ 日常の政務活動に係る近隣の交通費や視察先において別途必要となった交通費（ＪＲ・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に記載します。

○ 調査研究費、研修費など、項目別に作成し、出納簿には、月末の日付で「交通費（○月分）」とその月の合計額を記載します。

○ タクシーや鉄道・バスで、領収書（レシート）が発行される場合は、「政務活動交通費記録簿」の裏面（または別紙）に貼付します。

○ スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。

※「利用明細（履歴）」に関する注意事項

① スイカについて

履歴の印字は直近の利用分最大 50 件まで印字可能ですが、1 日の利用件数が 21 回以上の場合、一部印字できない場合があります。また、一度印字された履歴は再印字できず、利用から 26 週間を超えた履歴は印字できません。

② パスモについて

履歴の印字は直近の利用分、最大 20 件まで印字可能です。ただし、一部の鉄道事業者では直近 26 週間以内の最新 100 件まで印字可能な事業者があります。

③ スイカ・パスモ共通

バスを利用した場合は、バスの事業者名しか印字されません。

○ 宿泊を伴う視察・研修で、航空券・ＪＲ指定席券及び乗車券を（事前に）購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受け、「３　領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

○ ガソリン代、有料道路通行代、駐車・駐輪料金については、「３　領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

② 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数ページにわたるときは、枝番を付けるなど工夫して記載します。

③ 日

当該交通機関を利用した日を記載します。

④ 出張先

施設の名称など行き先を具体的に記載します。ただし、相談等で個人宅が行き先の場合は、区民宅（地名・町名）である旨記載します。

⑤ 利用交通機関

「鉄道」「バス」「タクシー」に区分して記載します。

⑥ 経路

○ 出発駅―到着駅を記入し、往復であればその旨を記載します。なお、タクシーの場合は、地名・町名・施設の名称などを記載します。

○ タクシー、鉄道・バスで、領収書が発行された場合は、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑦ 備考欄

出張内容・目的を記入します。また、一般的に合理的でない経路の場合に、その経路とした理由など、交通費計上に関して説明等があれば記載します。

※「政務活動交通費記録簿」の記載例については、４９ページ参照

５「その他添付書類」

次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、政務活動費収支報告書に添えて提出します。（規程第４条）

（１）「政務活動視察報告書」（第１号・規程第３号様式）

宿泊を伴うか、または、往復の交通費が１万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を作成し提出します。

① 全般的事項

○ 別途報告書類を作成する場合は、「政務活動視察報告書」を表紙にし、作成した書類を添付します。報告書の概要欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。

○ 複数の議員による視察等で、連名で報告書を提出する場合も、それぞれ参加した議員に提出していただく必要があります。この際、代表者１名は通常どおり「政務活動視察報告書」を記載し、添付報告

書類、資料等を提出します。その他の議員については、「政務活動視察報告書」については通常どおり作成の上、概要欄に「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載します。資料等の添付は不要です。

○ 会派で政務活動費を受け取っている場合は、会派名で提出します。

○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が１万円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等が分かる資料」を添付します。

○ 翌年５月１日から、政務活動費収支報告書等とともに、添付資料も含め閲覧に供します。

② 会派・議員名

政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「個人名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。当該調査研究、研修会・講演会等に計上した全ての整理番号を記載します。

④ 実施日

調査研究を実施した期間、研修会等に参加した日付等を記載します。

⑤ 参加者氏名

参加した者（議員）の氏名を記載します。

⑥ 視察先

「訪問先の施設名（研修会場）・担当部署」等と、「道府県名・市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

何を調べる（学ぶ）ために訪問（出張）したのか、簡潔に記載します。

⑧ 行　程

往復の経路について、利用交通機関や区間等を記載します。

⑨ 概　要

政務活動による調査研究（研修受講）であることがわかるよう、区政との関連性など記載するとともに、視察先で入手した資料の写し、レジュメなど内容がわかる資料があれば添付します。

※「政務活動視察報告書」の記載例については、５０ページ参照

（２）「広報紙」（第２号）

○ 区政報告など、広報紙の作成に要する経費を計上する場合は、当該広報紙を提出する。封筒、同封するはがき等を作成した場合は、当該封筒・はがきもあわせて提出します。

○ 翌年５月１日から、収支報告書、出納簿等とともに閲覧に供します。

（３）「備品台帳の写し」（第３号）

備品の購入に要する経費を計上する場合は、「備品台帳（様式自由）の写し」を提出します。ただし、備品台帳には、「品目及び形態・型番」「数量」「購入価格」「取得年月日・廃棄年月日」「設置場所（所在地）」を記載しておくとともに、その他付属品やクレジットカード払いの支払日（出納簿に記入した日）など、備考欄を設けておき記入しておく必要があります。備品台帳の参考例を用意しています。

備品台帳の原本は、各自（各会派）で保管します。

※「備品台帳」の記載例については、５１ページ参照

（４）「事務所の要件を具備していることを証明する書類」（第４号）

① 事務所の賃借料や光熱水費等を計上する場合は、事務所の要件を具備していることを証明する「賃貸借契約書の写し」又は「事務所の図面及び写真等」の書類を提出します。

② 事務所専用の物件を賃借する場合は、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」を添付します。

（５）「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」（第５号）

① 議員活動全般を補助する職員を議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員について計上する場合は、「雇用契約書」の写し

② 特定の政務活動を補助するために雇用する職員について計上する場合は、「その職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類（様式自由）を、領収書に添付して提出します。「勤務日」「勤務時間・実働時間」「時間給等賃金の単価・日額」「勤務内容（政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載したもの）」を明確にします。「政務活動補助職員勤務報告書」として参考例を用意しています。

※「政務活動補助職員勤務報告書」の記載例については、５２ページ参照

収支報告書等の保存及び閲覧について

議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から５年を経過するまで保存し、（政務活動費収支）報告書及び出納簿を閲覧に供します。

（条例第１０条第４項）

議長は、帳票類等について、条例第１０条第４項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供します。

（規程第４条第２項）

３　各種様式・記載例

１　政務活動費収支報告書　・・・・・・・・・・・・・・４５

２　政務活動費出納簿　・・・・・・・・・・・・・・４６

３　領収書等貼付用紙　・・・・・・・・・・・・・・４８

４　政務活動交通費記録簿　・・・・・・・・・・・・・４９

５　政務活動視察報告書　・・・・・・・・・・・・・５０

６　（参考）備品台帳　・・・・・・・・・・・・・５１

７　（参考）政務活動補助職員勤務報告書　・・・・・・・・・５２

別記様式(第10条、第11条関係)

提出日を記入
※令和3年4月1日～4月30日に提出

令和3 年　4 月　4 日

杉並区議会議長　宛

政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入

議　員　名　○○　○○○　㊞

朱肉を使用する印鑑で押印

年度を記入

令和　2　年度政務活動費収支報告書

年度を記入

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり令和　2　年度政務活動費の収支について報告します。

項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入

交付額を記入

1 収　入
政務活動費　1,920,000 円

主な支出内容を記入

2 支　出　（単位　円）

項　目	金　額	備　考
調査研究費	300,000	○○市視察経費　等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費　等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費　等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合　計	1,880,000	

「1収入－2支出」の金額を記入

3 残　額　40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

第7号様式（第6条関係）

（その1）

令和 2年度

政務活動費出納簿

令和2年4月1日から

令和3年3月31日まで

会派で政務活動費の交付を受けた場合は、会派名、代表者氏名及び経理担当者名が必要になります。

議　員　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

（その2）

年の表記
4月～12月計上「2」
1月～3月計上「3」

年	月	日	摘要	項目	整理番号	受	払	残
2	7	1	前葉繰越					
		2	事務用品代(**品名**)	事務費	1			
		2	書籍代(**書籍名**)	資料購入費	2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) ／NTT東日本	事務費	3			
		3	事務所電話代(**%・5月分) ／NTTｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ	事務費	4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費	5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務所費	6			
		8	堺市・茨木市視察交通費（東京－大阪間往復乗車券・特急券）	調査研究費	7			
		10	政務活動費(7月～9月分)					
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費	8			
		12	書籍代(○○○外2冊)	資料購入費	9			
		15	堺市・茨木市視察宿泊費(大阪市滞在)	調査研究費	10			
		19	駐車料金(**高齢者介護の調査研究**)	調査研究費	11			
		20	印刷代(85%・**区政報告7月21日発行分**)	広聴広報費	12			
		21	郵送料(85%・**区政報告7月21日発行分**)	広聴広報費	13			
		22	研修参加費(**地方版総合戦略策について**)	研修費	14			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費	15			
		31	交通費(7月分)	広聴広報費	16			
		31	交通費(7月分)	調査研究費	17			
		31	交通費(7月分)	研修費	18			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費	19			
			7月分計					
			次葉繰越　累計					

具体的な品名も記載
購入点数が多いときには、「○○、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載

支出項目が同じでも、支払先が異なる場合は、一行ごとに記載（電話料金、新聞購読料などが該当）

支出が複数月に亘るものは、何月分かを記載
（光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当）
また、按分して計上するものについては、按分率も記載

計上内容により支出項目が分かれる場合、詳細を記載（例：駐車料金は、調査研究費広報費のどちらにも該当するため、目的を

区政報告を印刷、郵送した場合は、印刷代、郵送料に分けて計上します。

当月支出分を支出項目別に合算し、月末付けで計上

整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書にも必ず記載
※原則、上から順番に番号を記載します
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入
「次葉繰越　累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります
※「収支報告書出納簿入力ﾌｫｰﾏｯﾄ」を利用する場合は、自動入力されます

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

該当する「出納簿の整理番号」を記載

出納簿 整理番号	7月分	No. 9・14

領収書等貼付欄

品名、内容等がわかるよう記入を依頼

※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足

※「お品代」という表現は好ましくありません

領収証　　○○年　7月12日

○○○○　様

￥　　○，○○○－

但し、○○○○として

○○書店　㊞

複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにする

※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付

領収証　　○○年　7月　　22日

○○○○　様

￥　　○○，○○○－

但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として

(公社)○○研究会

代表　○○○○　㊞

支出内容の説明を記載

「政務活動費の支出に関する事務処理について」の35ページを参照のうえ記載

備考

「記入例１」　練馬区ケア24視察（高齢者介護調査研究）
練馬区南田中3丁目「○○駐車場」 2時間利用

「記入例２」　区政報告（7月21日号） 政務活動報告85%、その他15% （報告書別途添付）
印刷費162,000円 × 85% ＝ 137,700円計上

「記入例３」　研修参加費 「地方版総合戦略の策定に向けて」 令和○年7月22日午後1時～4時
○○会議室（港区）、○○研究会主催、総合戦略策定のプロセスと検証の視点

「記入例４」　書籍代 領収書金額7,800円のうち4,700円を計上
《書籍名》○○○（1800円）、○○○（2000円）、○○○（900円）

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号	7 月分	No. 16・17・18

出納簿の整理番号を記載

備考欄には、出張内容を記入

議員名 ○○○

日	出 張 先	利用交通機関	経路(出発駅－到着駅)	交通費(円)	項 目	備 考
2	区民宅(善福寺)	鉄道・バス	南阿佐ヶ谷―荻窪―善福寺 ※往復	762	広聴広報 費	区民相談(就学援助)
11	横浜市役所	鉄道	南阿佐ヶ谷－日本大通り ※往復	1,344	調査研究 費	○ 調査
14	堺市役所	鉄道	大阪－なんば－堺東 ※往復	1,000	調査研究 費	介護保険計画調査現地での移動交通費
15	○ センター茨木市役所	鉄道、タクシー	大阪－茨木、茨木－○○センター(ﾀｸｼｰ)、○○センター－茨木市役所(ﾀｸｼｰ)、茨木－新大阪	2,440	調査研究 費	子育てサポート事業調査現地での移動交通費
18	板橋区役所練馬区	鉄道、タクシー	南阿佐ヶ谷－板橋区役所前、板橋区役所－練馬区役所(タクシー)、練馬―南阿佐ヶ谷	2,345	調査研究 費	○ 調査
20	西荻窪駅自転車駐車場東高円寺駅自転車駐車場	鉄道	南阿佐ヶ谷－西荻窪－東高円寺－南阿佐ヶ谷	761	調査研究 費	○ 調査
22	○ 会館	鉄道・タクシー	南阿佐ヶ谷－東京、東京駅－○○会館(タクシー)、馬喰町－阿佐ヶ谷	1,539	研修 費	○ 研修受講
			別内	762 7,890	広聴広報 費 調査研究費	
				1,539	研修 費	

タクシーなど、領収書が発行されるものは・・・
①経路を区切って記載
②領収書は裏面に貼付

件数が多く、複数枚使用する場合は、最終ページにのみ項目ごとの合計金額を記
※出納簿へは「該当月の末日」付で項目ごとに記載

◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合

日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京－他都市間の交通費」があります。
詳しくは「政務活動費の支出に関する事務処理について」(36ページ)を参照

第3号様式（第4条関係）

政務活動視察報告書

記載事項は・・・

①政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
②個人で受け取っている場合…「議員名」

会派・議員名　　○○○○

出納簿 整理番号	6月分 7月分	№.20 №.7・10・16

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載

視察・研修会等報告	
実施日	○○年7月14日～○○年7月15日
参加者氏名	○○○○　　○○○○ ○○○○
視察先	堺市○○課 茨木市○○センター、○○課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	

記載事項は・・・

①視察の場合
訪問先の「施設名、担当部署」など
②研修の場合
「研修場所(施設名)」など

記載事項は・・・

①視察の場合
「調査対象、何に関する調査か」など
②研修の場合
「何に関する研修か」など

記載事項は・・・

往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付

概要

◆記載する際の留意事項

「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付
※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料を添付
※視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記

→報告書を別途作成している場合
＊この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載
＊別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出

６【参考】 備 品 台 帳

議員氏名又は会派名

品　　目 （形態・型番）	数 量	購 入 価 格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設 置 場 所 （所 在 地）	備　　考
パソコン DELLLATITUDE｜D531	1	120，000円	①〇〇年12月14日 ②	議員控室 阿佐谷南１－１５－１	Microsoftoffice2017を含む 出納簿　令和〇年〇月〇日
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		

品名や形状、型番を記入

実際に購入した金額を記入

取得年月日は、基本的に購入年月日を記入

実際に備品が置いてある場所を記入

①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載
②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日（出納簿に計上した日付）を記入

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出

7 【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員
勤務報告書

（令和〇年7月分）

議員名　〇〇〇〇

時給（日給）のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載

日	曜日	勤務時間 始業ー終業	実働時間	単価	小計 （日給）	勤務内容
1	月	ー				
2	火	ー				
3	水	10:00−18:00	7	1050	7,350	区政
4	木	10:00−18:00	7	1050	7,350	区政
5	金	ー				
6	土	9:00−18:00	8	1050	8,400	区政
7	日	ー				
8	月	ー				
9	火	ー				
10	水	9:00−18:00	8	1050	8,400	区政報告会資料発送準備 地震被害ショミレーションに関する調査補助
11	木	9:00−12:00	3	1050	3,150	区政報告会資料の印刷及び郵送事務補助
12	金	ー				
13	土	9:00−18:00	8	1050	8,400	区政報告（第〇号）作成補助及び封入作業補助 区政に関する勉強会の資料作成補助 まち・ひと・しごと創生法に関する調査研究
14	日	ー				
15	月	ー				
16	火	ー				
17	水	ー				
18	木	11:00−19:00	7	1050	7,350	区政報告（第〇号）封入封緘作業 会議資料印刷補助
19	金	ー				
20	土	10:00−18:00	7	1050	7,350	さざんかねっとに関する調査補助 区政報告会の資料作成補助
21	日	10:00−13:00	3	1050	3,150	区政報告（第〇号）郵送準備及びポスティング作業
22	月	ー				
23	火	ー				
24	水	ー				
25	木	13:00−16:00	3	1050	3,150	区政報告（第〇号）ポスティング作業
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					

「政務活動の事務補助」の内容をできるだけ具体的に記載

※勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記

東京都最低賃金1,013円（令和元年10月1日改正）＊1050円は任意の金額

勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載
（雇用契約書を作成する場合に準じています）

なお、情報公開請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください
※住所と生年月日は非公開情報です

合計
出勤日　10日　64,050 円

議員1人当たり月額50,000円が上限です

勤務者
氏名　〇〇 〇〇　㊞　生年月日　〇〇年〇月〇日
住所　杉並区〇〇〇 1ー

押印は朱肉を使用します

※スタンプ印は好ましくありません

Ⅲ　資 料 編

１　例規関係（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例　５５
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則　５９
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程　６０
杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱　６４
杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱　６５

２　過去（政務調査費）の判例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７

１「調査研究費」関係　６７
２「研修費」関係　６７
３「広聴広報費」関係　６８
４「会議費」関係　６８
５「資料購入費」関係　６９
６「事務費」関係　７０
７「事務所費」関係　７０
８「人件費」関係　７１

３　政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過　・・・・・・・・７２

１　例規関係（抜粋）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

（平成 13 年 3 月 23 日条例第 26 号）

最新改正　平成 25 年 2 月 20 日（題名改正）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第２条　政務活動費は、議会における会派（所属議員が１人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（会派に係る政務活動費）

第３条　会派に係る政務活動費は、各月１日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額１６万円を乗じて得た額とする。

２　月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

３　各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務活動費）

第４条　議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第１項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額１６万円とする。

２　月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

（議長に対する届出）

第５条　会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

２　会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

３　議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届

け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

（区長への通知）

第６条　議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度４月１日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

２　議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

（交付決定）

第７条　区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

（政務活動費の請求及び交付）

第８条　会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の１０日（その日が杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第５号）第１条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

３　一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第６条第２項の規定による通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

４　一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第１項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

５　前２項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第１項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の１０日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の１０日」とする。

６　一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第９条　政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、

各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の提出）

第１０条　会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければならない。

２　政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して３０日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

３　議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

４　議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から５年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（透明性の確保）

第１１条　議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第１２条　区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第９条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成２５年２月２０日条例第１号）

１　この条例は、平成２５年３月１日から施行する。

２　この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第９条関係）

政務活動に要する経費

項　目	内　　容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研　修　費	１　会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	２　団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	１　会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	２　会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 （印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 （資料印刷費、交通費、文書通信費）
会　議　費	１　会派又は議員が行う各種会議に要する経費 （資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	２　団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 （参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 （書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事　務　費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 （事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所賃借料、維持管理費、ＣＡＴＶ・電話回線敷設料）
人　件　費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （賃金、社会保険料、交通費）

備考　括弧内は、例示とする。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

（平成 13 年 3 月 30 日規則第 35 号）

最新改正　平成 25 年 2 月 20 日（題名改正）

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成１３年杉並区条例第２６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（議長に対する届出）

第２条　条例第５条第１項及び第２項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第１号様式）によるものとする。

２　条例第５条第３項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第２号様式）によるものとする。

（交付対象に係る通知）

第３条　条例第６条第１項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第３号様式）によるものとする。

２　条例第６条第２項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第４号様式）によるものとする。

（交付決定通知書）

第４条　条例第７条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第５号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第５条　条例第８条第１項及び第４項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第６号様式）によるものとする。

（政務活動費出納簿）

第６条　条例第１０条第１項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第７号様式）によるものとする。

（返還命令書）

第７条　条例第１２条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第８号様式）によるものとする。

附　則

１　この規則は、平成２５年３月１日から施行する。

２　この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

（平成19年3月30日議長訓令甲第1号）

最新改正　令和2年3月31日

（趣旨）

第１条　この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成１３年杉並区条例第２６号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成１３年杉並区規則第３５号。）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０４条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（支出基準）

第２条　次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

（１）選挙活動に関する経費

（２）政党活動に関する経費

（３）後援会活動に関する経費

（４）交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費

（５）飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費

（６）条例第９条第１項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費

（７）日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費

（８）自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費

（９）その他政務活動の目的に合致しない経費

２　政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

３　政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

（領収書等の提出）

第３条　条例第１０条第１項及び第２項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第２号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第１号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

２　会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第２号様式）を作成するものとする。

（帳票類等の提出）

第４条　条例第５条第１項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第３

項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第１０条第１項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

（１）宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が１万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費　政務活動視察報告書（第３号様式）

（２）広報紙の作成に要する経費　当該広報紙

（３）備品の購入に要する経費　備品台帳の写し

（４）事務所の賃借料　事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類

（５）事務等を補助する職員を雇用する経費　雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

２　議長は、前項の帳票類等について、条例第１０条第４項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

（その他）

第５条　この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則（令和２年３月３１日議長訓令甲第１号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

政務活動に要する経費細目

項　目	内　　容
調査研究費	○ ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は 1／2 とする（ただし、議員１人当たり月額 5,000 円を限度とする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○ タクシー利用額の上限は年額 240,000 円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する） ○視察先への土産代に関する支出は、１箇所当たり 5,000 円を限度とする

研　修　費	○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政治資金規正法に定める政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする ○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する ○ 政治資金規正法に定める政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する
広聴広報費	○ 広聴広報活動における茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1／2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする） ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する
要請陳情等活動費	○ 細目なし
会　議　費	○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	○ 細目なし
資料購入費	○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員 1 人当たり各 1 部とする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う
事　務　費	○ 50,000 円以上の物品は備品とし､備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする

<table>
<tr><td>事　務　費</td><td>○　はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない
また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする
○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）
○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする
<table><tr><td>固定電話（事務所専用）</td><td>1／2</td></tr><tr><td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td><td>1／2</td></tr><tr><td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td><td>1／4</td></tr></table>○ 政務活動に使用する電話・ＦＡＸについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする
○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</td></tr>
<tr><td>事 務 所 費</td><td>○ 事務所賃借料について
<table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所賃借料の支出割合の上限は1／2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう
※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする

○ 事務所光熱水費について
<table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1／2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table>
○ 事務所駐車場賃借料について
<table><tr><td>自己所有</td><td colspan="2">計上できない</td></tr><tr><td rowspan="2">賃借</td><td>事務所専用</td><td>事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1／2とする</td></tr><tr><td>自宅兼用</td><td>計上できない</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>人　件　費</td><td>○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1／2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</td></tr>
</table>

付記　金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。

杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

（平成 21 年 6 月 19 日 21 杉議会第 435 号）
最新改正　平成 25 年 3 月 29 日杉議会第 1138 号

（目的）

第１条　この要綱は、杉並区議会会議規則（昭和 31 年 9 月 25 日議決）第 125 条第 4 項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項について検討する。

（１）政務活動費の使途に関する事項

（２）その他委員会が必要と認めた事項

２　委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

（会長等）

第３条　委員会に会長及び副会長を置く。

２　会長は議長職にある者とし、会議を統括する。

３　副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

４　その他の委員は、会長が指名する。

（会議）

第４条　委員会は、会長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の非公開）

第５条　委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

（守秘義務）

第６条　委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

附　則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱

（平成 22 年 5 月 28 日 22 杉議会第 116 号）
最新改正　平成 26 年 3 月 31 日杉議会第 1090 号

（設置）

第１条　この要綱は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）に規定する政務活動費（以下「政務活動費」という。）に関する意見聴取機関として、杉並区議会政務活動費専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置することにより、公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的とする。

（所掌事項）

第２条　専門委員会は、杉並区議会議長（以下「議長」という。）から求められた次の事項について調査等を行い、その結果を議長に報告する。

（１）　政務活動費の使途に関する事項

（２）　政務活動費の適正な執行に関する事項

（３）　その他議長が必要と認めた事項

２　議長は、必要があると認めるときは、専門委員会に対し、政務活動費の適正な執行のために会派又は議員及び区議会事務局からの相談に応じるよう求めることができる。

（組織）

第３条　専門委員会は、委員３名以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が任命する。

３　委員の任期は１年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

４　専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

５　会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

６　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　専門委員会は、会長が招集する。

２　専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

３　専門委員会の会議は、非公開とする。

（権限）

第５条　専門委員会は、必要があると認めるときは、議長に対して区議会が保有する政務活動費に関する情報の提示を求めることができる。

２　専門委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する情報の全部又は一部を

検査することができる。

（守秘義務）

第６条　専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　専門委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

２　過去（政務調査費）の判例

１「調査研究費」関係

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 19 日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成 19 年 2 月 9 日）》

２「研修費」関係

× △△連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費

○ 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 20 日）》

○ 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決（平成 19 年 2 月 9 日）》

３「広聴広報費」関係

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものということができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決（平成 21 年 3 月 26 日）》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に適合するものということはできない。

《名古屋地裁判決（平成 21 年 3 月 26 日）》

（広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず）

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための１つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事（※）を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。（※どの記事も紙面 1 ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決）

《東京地裁判決（平成 20 年 9 月 5 日）》

４「会議費」関係

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 19 日）》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会に

おいて市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動というべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2，000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決（平成 21 年 3 月 26 日）》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて（あるいは加えて）、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるというべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるというべきである。

《京都地裁判決（平成 16 年 9 月 15 日）》

５「資料購入費」関係

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決（平成 19 年 4 月 26 日）》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 20 日）》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代（りんごニュース）については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件使途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 20 日）》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入して

よいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決（平成 19 年 4 月 26 日）》

６「事務費」関係

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。

《仙台高裁判決（平成 19 年 4 月 26 日）》

個人的使用分を2分の１、政務調査活動分を4分の１、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 20 日）》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金（合理的に案分すると2分の１）、政務調査以外の議員活動の電話料金（4分の１）が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。

《仙台高裁判決（平成 19 年 4 月 26 日）》

７「事務所費」関係

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件使途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決（平成 19 年 4 月 26 日）》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決（平成 19 年 12 月 26 日）》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料（賃料）の金額（月額5万5000円）にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決（平成 19 年 12 月 26 日）》

８「人件費」関係

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める使途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等，会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということはできない。

《仙台地裁判決（平成 20 年 3 月 24 日）》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決（平成 19 年 4 月 26 日）》

３　政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過

○　平成１２年「地方自治法」改正　　・・・「政務調査費」制度化

○　平成１３年３月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」制定（平成１３年４月１日施行）

○　平成１８年１２月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」改正（平成１９年５月１日施行）

・・・収支報告書・出納簿に加え、領収書原本の提出を義務付け

○　平成１９年３月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」制定（平成１９年５月１日施行）

○　平成２０年３月「政務調査費検討会」報告書

・・・新たな使途基準細目を作成

○　平成２１年６月「杉並区議会政務調査費調査検討委員会設置要綱」制定

○　平成２２年５月「杉並区議会政務調査費専門委員会設置要綱」制定

○　平成２４年９月「地方自治法」改正

・・・政務調査費が「政務活動費」に改められる。政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが義務付けられるとともに、透明性をより一層確保することが求められる。

○　平成２５年３月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」施行

・・・「政務活動費」に改められたことに伴い、条例の題名、規則で定めていた使途基準の条例化等の改正を行う。これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」、その他要綱等の所要の改正を行う。

資料５

２杉議会第３０号
令和２年４月１０日

監査委員　様

区議会事務局長
渡辺　幸一

令和元年度杉並区職員措置請求監査結果（平成29年度政務活動費等に関する住民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について（報告）

令和元年度杉並区職員措置請求監査結果（平成29年度政務活動費等に関する住民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について、下記のとおり報告します。

記

１　意見・要望事項の内容

（１）按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を２分の１等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

また、上記③を含め、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態がある場合は、具体的な証拠資料を伴わない単なる説明のみでは不十分であり、上限を超える実態を証明する証拠資料の提出等が必要であると考えるので、より適正かつ厳正に運用されるよう、事務処理の手引に明記されたい。

このように強く改善を要望するのは、「監査の基本的な考え方と視点」のとおり、使途が拡大された政務活動費制度においては、使途の透明性がより一層求められていることから、区民の納得と信頼が得られるよう、具体的な証拠資料等に基づき、その実態を明らかにする必要があり、更には、万一、住民訴訟に移行した場合に、会派・議員の主張内容を証明するには、具体的な証拠資料等の提出が必要とされるからでもある。

政務活動費については、過去の監査結果において、様々な意見・要望を行ってきたところであるが、このことについては、制度の改善項目の中で、急務かつ最優先事項であると考えており、平成28年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであるが、政務活動費の使途の適正については、杉並区議会議員の政務活動費の一部の支出について、違法とする判決が出されるなど、世論の厳しさが増している状況にあり、令和元年度は、監査委員の意見・要望を受け止め、改善が図られることを期待するものである。

（２）「平成30年８月28日東京地裁判決及び平成31年４月16日東京高裁判決（判決１）」並びに「平成31年３月22日東京地裁判決（判決２）」について

判決１においては、①90％按分で計上したパソコン関連費用、②80％按分で計上した区政報告会関連費用及び③按分せずに計上した会派区政報告関連費用について、違法な支出であると判断され、判決２においては、按分せずに計上した複数の会派及び議員の区政報告関連費用について、違法な支出であると判断されたところである。

一方で、上記の判決においては、適法な支出であると判断されたものも多数あることから、上記の判決内容について、杉並区議会政務活動費専門委員会の助言を受けるなどして、改めて、精査・分析を行い、今後、政務活動費の使途の適正が確保されるよう、速やかに制度の改善を図られたい。

（３）使用実態、按分率等の説明について

「監査の基本的な考え方と視点」のとおり、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当であるが、その反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならず、また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要であり、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められていると考える。

本件監査請求の対象とされた支出についてみると、議長の調査回答により、初めて、個々の会派及び議員の使用実態や按分率の考え方等が明らかになったと考えられるものが少なからず見受けられた。

当然のことながら、使用実態、按分率等の説明の具体的な度合いについても、会派及び議員の自律的判断に委ねられるべきものであるが、一方で、使途の透明性の確保については、より一層求められていることから、使用実態や按分率の考え方等については、可能な限り、明らかにされることが適切であると考えるので、収支報告の時点において、より詳細に説明されるよう、運用の改善を検討されたい。

２　対応状況

令和２年度に向けて別紙のとおり改善した。また、令和元年度に改善することができなかった事項については引き続き検討する。

別紙

1　意見・要望事項への対応状況

（1）平成30年8月28日東京地裁判決等について　手引書改正

判決内容の精査・分析を行い、区政報告書の作成及び配布について、手引書に「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします。」と明記した。

（2）使用実態、按分率等の説明　手引書改正

手引書に「按分率や使用実態等の説明については、第一義的には議員自らの判断で行うべきと考えられますが、使途の透明性を図る有効な手段として、計上時には説明を付すこともご考慮ください。」と明記した。

（3）政務活動費の支出の計上年度に関するルールの明定　手引書改正

※　平成30年度の監査結果の意見・要望事項への対応状況

手引書に次のとおり明記した。

「・　交付年度内で実際に支出された経費を対象とします。

・　携帯電話料金、新聞購読料、年会費など継続性のある支出は、交付年度を含む1年分を限度とします。

・　議員の職に就く前の利用実績分は、計上できません。

・　議員の任期内に利用実績があっても、議員の職を辞した後に支出された場合は、計上できません。」

2　その他の改善事項

（1）月極駐車場代の支出要件の厳格化　規程及び手引書の改正

月極駐車場代の支出要件の厳格化を図るため、規程を改正し、調査研究費の「月極駐車場代」に関する規定を削除し、事務所費に「事務所駐車場賃借料」に関する規定を設け、議員事務所専用の事務所（賃借しているものに限る。）の駐車場に限り、2分の1を限度として、月極駐車場代を支出することができることとした。

また、手引書を改正し、事務所駐車場賃借料を計上する場合には、「賃貸借契約書の写し」等の添付を要することとした。

（２）「政党及び政治団体」の定義の明確化　規程改正

「政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」を「政治資金規正法に定める政治団体の年会費の計上はできないものとする」に改めた。

（３）資料購入を目的とした年会費の支出　手引書改正

手引書に「年会費の支出目的が資料購入を目的とする場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、入会目的など区政との関連性を記載します。また、出納簿摘要欄には「年会費」を明記します。」と明記した。

（４）講師謝礼金　手引書改正

「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。」を「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料の提出が必要です。」に改めた。

（５）区政報告書の配布期間及び配布部数　手引書改正

手引書に「区政報告書を郵送や新聞折り込み等で配布する場合は、配布期間及び配布部数を明らかにする必要があります。」と明記した。

（６）杉並区議会ホームページでの調査検討委員会の検討結果等の公開

令和２年４月１日から、政務活動費調査検討委員会の開催回数や規程改正等の検討結果（過去５年分）、政務活動費専門委員会の委員構成や所管事項等を公開した。

３　令和２年度の検討事項

次の項目については、引き続き検討を行うものとする。

特に、（１）の項目については、平成 28 年度以降の監査結果において、監査委員の意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、重点的に検討することとする。

（１）按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分の割合の設定

（２）支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化

（３）杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開

資料６

３杉議会第 26 号
令和３年４月 15 日

監査委員　様

区議会事務局長
渡辺　幸一

令和２年度杉並区職員措置請求監査結果（平成 30 年度及び平成 31 年４月分政務活動費に関する住民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について（報告）

標記の杉並区職員措置請求監査結果における意見・要望事項等への対応状況について、下記のとおり報告します。

記

１　意見・要望事項等の内容

（１）適切な按分割合を設定することについて

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を２分の１等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定されたい。

会派及び議員の活動は、政党活動、後援会活動、選挙活動等と多様であり、一つの活動をとっても政務活動と他の活動が混然となり、明確な区別が困難な場合が多い。このような場合における適切な按分割合は 50％であると認識しているところである。

一部に「政務活動費の全ての経費に按分上限を設けると、使用できる金額（192 万円）が半分（96 万円）になる」という誤解があるやに見受けられるが、次のように、合理的な説明と証拠資料の提出等があれば、按分割合 100％の支出もありうる。現に今回の監査結果においても認めている事例がある。

定められた上限を超えて政務活動費として支出すべき場合には、より詳細かつ合理的な説明及びその実態を証明する証拠資料の提出等が必要であると考えるので、全ての経費について、より適正かつ厳正に運用されるよう、「事務処理の手引」等に明記されたい。

昨年度の監査結果（平成 30 年度政務活動費に関する住民監査請求）においても述べたところであるが、このように強く改善を要望するのは、「監査の基本的な考え方と視点」で述べたとおり、使途が拡大された政務活動費制度においては、使途の透明性がより一層求められていることから、区民の納得と信頼が得られるよう、具体的な証拠資料等に基づき、その実態を明らかにする必要があり、更には、万一、住民訴訟に移行した場合に、会派及び議員の主張内容を証明するには、具体的な証拠資料等の提出が必要とされるからでもある。

政務活動費については、過去の監査結果において、様々な意見・要望を行ってきたところであるが、このことについては、制度の改善項目の中で、急務かつ最優先事項であると考えており、平成 28 年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであるが、政務活動費の使途の適正については世論の厳しさが増しており、また、杉並区議会議員の政務活動費の一部の支出について違法とする判決が出されるなどの状況にあり、今年度こそ、改善が図られることを期待するものである。

（２）区政報告会等の内容の分かる資料の提出について

「事務処理の手引」では、広聴広報費の支出に当たっての留意事項として、区政報告書等の印刷費用については、その原本の提出を義務付けているが、区政報告会の開催費用については、同様の留意事項が設けられていない。当該議員の区政報告会については、収支報告時に、その内容が分かる資料が提出されており、適切であると考えられるところであり、透明性の確保の観点から、次第や配布資料等、区政報告会の内容の分かる資料の提出を求めることを検討されたい。

（３）区政報告会等の会合の按分割合に関する留意事項について

令和２年度から、「事務処理の手引」の一部が改正され、区政報告書の作成及び配布について、「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙３か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとする」旨明記されたところであるが、これらの時期に開催する区政報告会、研修会、講演会等の会合についても、按分割合に関する留意事項を設けることを検討されたい。

２　対応状況

（１）適切な按分割合を設定することについて

按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分割合の設定については、引き続き、令和３年度に検討を行う。

（２）区政報告会等の内容の分かる資料の提出について

「事務処理の手引」に「区政報告会、住民協議会等を開催する場合、次第や配布資料等、内容が分かる資料の提出が必要です。」を明記した。

（３）区政報告会等の会合の按分割合に関する留意事項について

「事務処理の手引」の「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙３か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします。」を「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙３か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします（区政報告会、研修会、講演会等を開催する場合を含む）。」に改めた。

３　令和３年度の検討事項

上記２（１）のほか、杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開についても引き続き検討を行うものとする。

なお、上記２（１）については、平成28年度以降の監査結果において、監査委員の意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、重点的に検討することとする。